

見 解

ジェンダー統計充実に向けた性別情報の意義



令和8年(2026年)6月5日

日本学術会議

社会学委員会

ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会

この見解は、日本学術会議社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会

委員長	白波瀬 佐和子	(第一部会員)	東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
副委員長	大沢 真理	(連携会員)	東京大学名誉教授
幹事	河野 銀子	(連携会員)	九州大学男女共同参画推進室教授
幹事	住居 広士	(連携会員)	県立広島大学大学院特任教授
	相澤 美智子	(連携会員)	一橋大学大学院法学研究科教授
	姉齒 暁	(連携会員)	駒澤大学経済学部教授
	上野 千鶴子	(連携会員)	東京大学名誉教授
	落合 恵美子	(連携会員)	京都大学名誉教授／京都産業大学現代社会学部教授
	海妻 径子	(連携会員)	岩手大学人文社会科学部教授
	木本 喜美子	(連携会員)	法政大学大学院フェアレイバー研究所特任研究員／一橋大学名誉教授
	近藤 絢子	(連携会員)	東京大学社会科学研究所教授
	三時 眞貴子	(連携会員)	広島大学大学院人間科学研究科准教授
	須田 木綿子	(連携会員)	東洋大学名誉教授
	柘植 あづみ	(連携会員)	明治学院大学社会学部教授
	皆川 満寿美	(連携会員)	中央学院大学現代教養学部准教授
	村尾 祐美子	(連携会員)	東洋大学社会学部社会学科准教授

本見解の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事務	郷家 康德	参事官 (審議第一担当)
	加瀬 博一	参事官 (審議第一担当) 付参事官補佐
	中島 さやか	参事官 (審議第一担当) 付審議専門職 (令和7年12月まで)
	東松 敬宏	参事官 (審議第一担当) 付審議専門職 (令和8年1月から)

要 旨

1 作成の背景

「社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会」(以降、本分科会)では、ジェンダー統計を作成する上の基本情報の一つとしての性別記載欄に着目した。ジェンダー統計とは、ジェンダー格差を生む諸問題を明らかにする上で、重要な材料であり議論のための手段である。ジェンダー間の格差の程度やその中身について明らかにするためには、ジェンダーの違いを考慮した統計情報が求められる。そこで、ジェンダーの違いをどう把握するのかが、問題となり、記載欄の選択肢をいかに設定するかが課題となる。また、男性か、女性かの性別ではなく、ジェンダーというからには性別欄ではなくジェンダー別欄、というのが正確である、という主張もある。1975年、メキシコで開催された第一回世界女性会議において、女性の地位向上のためのマクロな実態把握と、改善に向けた政策効果を測る重要性の観点から、ジェンダー統計の重要さが指摘された。ただそこでも、ジェンダーか男女別統計か、の議論が十分展開されたわけではない。性別統計はジェンダー統計に含まれ、ジェンダー平等を目指した実態と課題の把握、諸政策の効果等を明らかにするため、共に極めて重要なエビデンスである。ジェンダーか男女別かの議論において、両者の立場を決して対抗軸として位置付けることなく、ジェンダー平等を達成するためのジェンダー統計を整備、充実させるために、これまで取得してきた統計情報も活用しつつ、性別記載欄は重要な役割を果たす。既存の性別記載欄に課題があることを否定できないが、同欄を削除することに伴う負の効果は深刻である。

これまで多くの社会統計において使用されてきた質問は、調査対象者に対して「あなたは、男性ですか、女性ですか」というものである。しかし、「不平等」という人口全体を対象とするマクロな事象の実態を把握する際に、男女というカテゴリー以外の性自認を持つ者もいるので、この2つの選択肢だけでは不十分であるという問題提起がなされている。さらに、統計情報を提供する者、性別記載欄に回答する当事者への配慮もまた、調査倫理の観点から極めて重要である。例えば、これまで各種調査票において、男性か女性か、いずれかのみを選択肢しか与えられず、また、回答することが当然として位置付けられているが、近年これに対して、疑問が投げかけられている。人々は男女というカテゴリー以外の認識を持つ場合があり、男女以外の性自認を持つ場合や多数派とは異なる性的指向を持つ場合など、少数派を軽視しているとの批判につながる。それが高じて、性別記載欄を削除せよという主張もある。そこでは、人権保護の観点から同記載欄を削除するという動きがあり、ジェンダー統計の充実とジェンダーマイノリティへの配慮のどちらが優先されるべきかの二者択一的な議論に陥る危険性が見え隠れする。そこで本分科会は、ジェンダー統計の充実とジェンダーマイノリティへの配慮は両立する、という基本的合

意のもと、ジェンダー平等を達成するため性別記載欄の持つ意味は決して小さくないことを、改めて強調する。

2 現状及び問題点

日本におけるジェンダー統計に係る動きに着目すると、1994年、総理府に男女共同参画推進本部が設置され、「男女共同参画2000年プラン」（1996年）が決定された。2003年、男女共同参画推進本部は「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるように期待する」という目標（2020年30%）を掲げ、ゴール・アンド・タイムテーブル方式を採用した。2010年第3次男女共同参画基本計画においては、具体的な成果目標が積極的に提示され、2020年第5次男女共同参画基本計画においては、推進体制の強化として「ジェンダー統計」という用語が明確に記述された。

他方で、性別が「男女」の2区分とされていることや、性別情報収集の必要性に対して疑問が呈されるようになった。国内外でのLGBTQ+等の人権を尊重する動きの高まりを受け、第5次男女共同参画基本計画の「基本的な視点と取り組むべき事項等」に、「性的指向・性自認（性同一性）に関することについて」「多様性を尊重することが重要であることは当然である」と書き込まれ、「IV 推進体制の整備・強化」には、「ジェンダー統計の充実の観点から、整備状況を調査・公表すること」に加えて、「多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する」という点も盛り込まれることとなった。

ジェンダー統計整備を充実することの重要性を否定する者は少ない。その一方で、多様性尊重の観点から自治体における行政手続きや公文書における性別記載欄の見直しが進められている。その実態は自治体ごとに異なり、全体的な傾向を具体的なエビデンスをもって明確にすることは容易ではない。性別記載欄の是非は、「業務上必須なもの以外は見直す」方針で判断される。各自治体が、それぞれに性別記載欄の見直しを行っているが、全自治体に共通する大きなガイドラインが存在するわけではない。

3 見解の内容

そこで本分科会は、性別記載欄への取組について、4つの自治体に対してヒアリングを行い、次のような結果を得た。まず、自治体の組織的な設定において、人権保護、あるいは性的マイノリティへの配慮を司る部署と、ジェンダー統計を作成する部署が別個に存在し、具体的な業務レベルで頻繁かつ有機的な連携が行われていない現状がある。統計作成と人権保護の事業がそれぞれの持ち場で展開される中、性別記載欄のあり方について、ジェンダー統計を充実させる観点から検討すること自体がそもそも想定されていなかった。しかしながら、ジェンダー統計は、ジェンダー平等の実現を目指した政策を評価するための手段であり有効なエビデンスである。それと同時に、統計を構成する当事者の存在は決して軽ん

じられるべきではなく、一人ひとりの人権尊重に十分な配慮がなされるべきである。

ジェンダー平等を達成するための重要な手段としてのジェンダー統計の作成にあたり、性別記載欄をもとに構築される基礎データが現状把握や評価のために不可欠であり、性別記載欄の是非はジェンダー統計の基礎をも揺るがすことにもなりうる。ここで強調すべきは、性別記載欄の是非論の背景にあるダイバーシティの承認は、ジェンダー統計の充実と両立しうることであり両立しなければならない、という点である。本分科会の見解として、以下3点を強調する。

- 1) 政策評価のためのエビデンスに向けたジェンダー統計の重要性に伴う性別記載欄の維持
- 2) ジェンダー統計作成に当たっての人権保護の徹底のための、統計作成に係る者への倫理教育の徹底
- 3) 自治体における統計情報管理整備を考慮した人員・予算配分の確保

目 次

1	はじめに—「見解」の背景と目的.....	1
	（1） ジェンダー統計.....	3
	（2） 背景.....	5
2	「自治体の統計／性別表記」に対する全般的・基本的認識.....	8
3	自治体統計における性別表記の現状と課題	
	（1） 自治体におけるジェンダー統計整備の現状.....	10
	（2） 性別記載欄削除の動き：ジェンダー統計への影響.....	12
	（3） 自治体ヒアリングの概要.....	12
4	まとめと見解.....	17
	<参考文献>.....	18
	<参考資料> 審議経過.....	21

1 はじめに—「見解」の背景と目的

近年、様々なところで言及される世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数 (Global Gender Gap Index: GGGI) の日本の値は、2025年、148か国中118位と低い[1]。同指数の公表が始まった2006年には、G7(主要国首脳会議)のメンバー諸国においてイタリアやフランスの値は日本と同程度であったが、日本はその後低位のままで、他国との差が大きくなる一方である。では、なぜ日本は依然としてジェンダー格差が大きいのか。その原因はどこにあるのか。この問いに応えるために、正確なエビデンスに基づく議論が不可欠であることはいうまでもない。日本学術会議においても、文理を超えた多様な専門分野においてジェンダーに関する分科会が少なからず設置されており、その重要性への共通認識を疑う余地もない。事実、2022年11月10日、科学者委員会男女共同参画分科会による『見解 性差研究に基づく科学技術・イノベーション推進』[2]においても、「性別データの取得とジェンダー統計の充実」がすでに指摘されている。大枠としての問題意識はすでに報告された見解等と共通する一方で、専門分野によって異なる視点もまた存在し、それが学術集団としての日本学術会議の強みでもある。そこで「社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会」(以降、本分科会)では、ジェンダー統計を作成する際の重要な情報源となる性別記載欄に着目し、国民との距離が近い自治体行政との関係も踏まえた議論を進めていく。

ジェンダー統計とは、ジェンダー格差を生む諸問題を明らかにするための、重要な手段である。ジェンダー間の格差の程度やその中身について明らかにするためには、ジェンダーの違いを考慮した統計情報が必要である。そこで、ジェンダーの違いをどう把握するのかが、問題となり、記載欄の選択肢をいかに設定するかが課題となる。男性か、女性かの選択肢だけでは、ジェンダー差を把握するには不十分である、という主張は正しい (European Institute for Gender Equality 2013[3]; UN Department of Economic and Social Affairs 2016[4]; 内閣府男女共同参画2025[5])。ジェンダー統計は、1975年、メキシコで開催された第一回世界女性会議を契機とし、女性の地位向上のためのマクロな実態把握と、改善に向けた政策効果を測るために重要であることが明記された。ただそこでも、ジェンダーか男女別統計か、の議論が十分展開されたわけではないし、本分科会は両者が対抗する立場にはない、という立場をとる。

本稿において、性別統計はジェンダー統計を内包し、ジェンダー平等を目指す最終的目標も共有する。ジェンダー平等を達成するためのジェンダー統計を整備、充実するためにも、これまで取得してきた統計情報としての性別記載欄について、その意義を述べる。既存の性別記載欄に課題があることを否定できないが、同欄を削除することによる負の効果は決して過小評価できない。

日本の公的調査には、調査統計、業務統計、加工統計があり、ここでは特に、自治体における業務統計作成における性別記載欄に関する議論に着目した。業務統計

とは、登録、届出、業務記録といった、業務上の特定の目的に沿って収集する業務記録をもとに作成する統計である。特定の目的に沿った業務統計を作成するに当たり個人が関わっている。したがって、統計情報を提供する者、性別記載欄に回答する当事者への配慮もまた、調査倫理の観点から極めて重要である（一般社団法人社会調査協会「倫理規程」[6]）。例えば各種調査票で、男性か女性か、いずれかのみを選択肢しか与えられず、また回答することが当然として位置付けられてきた。近年これに対して、疑問が投げかけられている。その具体的な例の一つが、LGBTQ¹で代表される多数派とは異なる性的指向や性自認を有する者への配慮に関するものである。性別記載欄の意義に関する疑問には、性別記載欄を削除せよという主張につながるものがある。そこでは、人権保護の観点から同記載欄を削除するという動きがあり、ジェンダー統計の充実とジェンダーマイノリティへの配慮のどちらが優先されるべきかという二者択一論に陥る危険性がある。そこで本分科会は、ジェンダー統計の充実とジェンダーマイノリティへの配慮は本来両立すべきであるとの見解を述べる。

ジェンダー格差と男女差は用語としても互換的に活用されてきた経緯がある一方で、男女のみでない複数カテゴリーとしてのジェンダーの位置付けと、自らのジェンダーを述べることへの配慮の欠如は、これまで十分考慮されてきたとは言えない。先のジェンダー・ギャップ指数（GGGI）も、男女間の均等を基準とした場合の現実のずれを表したものである。マクロな指標としてのジェンダー格差がジェンダーマイノリティを十分考慮していないという批判に向き合う必要がある一方で、ジェンダー統計がジェンダーマイノリティの存在に配慮が欠けているとすれば、改めなければならない。性別記載欄を維持する必要性について議論することが、直ちに人権侵害につながるかのような議論があるとすれば、それは改めるべき誤解であろう。

本分科会は、ジェンダー統計がマクロな指標であるがゆえに多様なマイノリティの存在を視覚化することに限界があることを認めつつも、ジェンダー統計の意義を確認し、正確な実態把握のために、多様な立場にいる者との合意形成に至る方向性を示すことを目指す。ジェンダー統計を整備する目的は、ジェンダー平等の達成にあり、ジェンダー平等の背景にあるのはダイバーシティの尊重である。本分科会は、ジェンダー統計の基礎となる性別記載欄の意義を認めることが、ダイバーシティを尊重するジェンダー平等の達成につながる点を強調したい。そこで本分科会は、性別記載欄の維持・存続と、ジェンダーマイノリティを含む多様性への尊重は決して相反するものではなく、ジェンダー格差を縮小するための政策評価を目的とする

¹ Lesbian (レズビアン)、Gay (ゲイ)、Bisexual (バイセクシュアル)、Transgender (トランスジェンダー)、Queer/Questioning (クィア/クエスチョニング)、そして Plus(プラス)、の頭文字をとったもの。

ジェンダー統計の充実は、多様性を重んずるジェンダー平等の達成と決して矛盾しないことを、見解として述べる。住民にとって最も近い統計行政の実施主体としての自治体から検討することは、統計の目的、及び統計の作成が、生活者一人一人につながる重要な位置を占めることを再確認することに通じる。

(1) ジェンダー統計

ジェンダー統計の重要性は、後述するように、1975年にメキシコにて開催された第1回世界女性会議において言及され、1995年、北京にて開催された第4回世界女性会議では、ジェンダー不平等の解決のために同統計の整備がいかに重要であるかが強調された[7]。同統計の目的は、ジェンダー不平等の解消に向けての政策評価にある。

UN Women(2025)[8]によると、ジェンダー統計は、①データが性別に収集されており、データの提示においても、性別が基礎的分類としてすべてに用いられている、②データがジェンダー問題を反映している、③データが、女性や男性の多様性を適切に反映するとともに男女の生活のあらゆる側面を適切に捉える概念や定義に基づいている、④データ収集の方法が、データにおけるジェンダー・バイアスを誘発する可能性のあるステレオタイプや社会的・文化的要因を考慮に入れている、という特徴の総体と定義される。

その一方で、ジェンダー統計への理解や蓄積、具体的な活用状況などは、国によって異なる。現時点で、ジェンダー格差が比較的小さい国であっても、歴史的に見れば、ジェンダー平等に向けての議論を重ね、必要な対応や諸政策を検討し、評価を繰り返してきた国もある。ジェンダー統計の整備に早い時期から取り組んできたのがカナダ統計局である[9]。そこでは、性的マイノリティに配慮した性別記載欄に関する議論が、専門家を交えて10年以上もかけて進められてきた。日本においても、ジェンダー統計に関心が注がれるようになったのは1990年代後半からで、1995年の第4回世界女性会議（北京会議）が重要な契機となった。

本分科会では、政策評価のための重要なエビデンスであるジェンダー統計作成に関連し、自治体の業務統計を中心とする性別記載欄に係る議論の動向に着目した。すなわち、マクロにおいては不可欠なジェンダー統計の作成と、ミクロにおいては個々人の性の多様性という人権の尊重との整合性の問題である。一つは統計データの作成という観点、もう一つは統計データを構成する当事者である住民一人一人の人権保護の観点である。

第一のポイントとして、自治体が特定の業務目的を超えて、政策評価のために種々の統計データを積極的に活用することは、国の方針としても示される場所である。ジェンダー関連統計の収集において、元データに性別情報が同一の定義と選択肢で含まれていれば、同情報をもって時系列的な違いや男女差の比較を行

うことができる。ただ、ここでは、これまで定義や選択肢（男性か女性かのみで、2択以外の状況が想定されず、回答も準備されていない）を未来永劫的に採用することに問題があるのではないか、という疑問が提示されている。確かに、それは男性、女性という回答の中身を精緻化にするという意味でも極めて重要な論点である。しかし、これまでどおりの定義・選択肢をゼロにして、選択肢自体をなしにすると、ジェンダーという分析軸を介した交差の側面を明らかにすることができなくなる。要約すると、新たな選択肢、あるいは新たな定義の導入と同時に、過去の結果との比較、評価を可能とするための既存の定義・選択肢の維持もまた不可欠である。繰り返しとなるが、既存の定義や選択肢の見直しをここで否定するものではない。事実、政府の指定統計においても、定義や質問項目の見直しがなされており、修正した場合には、時系列比較の観点から、これまでの定義・選択肢と新たな場合を過渡期的に提示するなど、統計結果の開示に工夫がなされる。既存カテゴリーを無くすというよりも、そこでの課題を検討、修正しつつ、統計結果を開示し解釈することが重要となる。少なくとも、男女別統計を含むジェンダー統計は、働き方や家庭責任遂行の状況における格差・不平等の実態を明らかにするための、重要な手段である。多様性が尊重され共に生きる社会を構築するためには、実態把握は不可欠であり、社会全体を動かすためにはマクロな視点からの統計データの存在が極めて重要になる。

第二のポイントとして、いかに性差（男性か、女性か）を超えたジェンダーの違いを選択肢として設定するかは重要であり、性別欄記載という入口のみならず、データ処理、あるいは分析結果の解釈においても注意が必要である。少数派が見えにくいマクロな指標だからこそ、その解釈は重要で、全体の中で少数派を位置付けることが極めて重要である。例えば、統計方法論に関する米国連邦委員会（Federal Committee on Statistical Methodology, FCSM）は、2020年”Updates on Terminology of Sexual Orientation and Gender Identity Survey Measures” [10] を刊行し、2010年代半ば以降、検討され始めた性的指向・性自認（Sexual Orientation and Gender Identity: SOGI）の測定という枠組みから検討が進められた。また、日本においても、釜野（2024） [11]、杉橋（2019） [12]らが性的マイノリティや性的指向・性自認（Sexual Orientation and Gender Identity: SOGI）の議論を紹介、展開し、村尾（2022） [13]、岩本（2024） [14]は、人権保障とジェンダー統計の両立を主張する論文を刊行している。統計を構成する個人にとってのジェンダーの表出には、人権尊重の立場から十分留意する必要があることは論をまたない。同時に、社会全体の中での少数派という観点とともに、少数派に着目した実態調査もまた重要な意味を持つ。そこで、本分科会は、統計利用上の倫理教育や住民・国民との信頼関係構築を進めつつ、人権尊重という前提の下、自治体住民を対象とした業務統計を含む性別欄がジェンダー統計を充実させる上で極めて重要であることを示す。

以下、これまでの議論を始めるに当たっての背景、具体的な検討内容、事例の検討、といった流れで、見解を述べていきたい。

(2) 背景

ジェンダー統計はジェンダー平等を達成するための実態把握の観点から極めて重要な道具でありエビデンスである。具体的な数値をもって現状を示し、議論、検討することは、具体的に状況を改善する上で極めて有効である。ジェンダー統計の重要性が指摘されたのは、上記のように国際婦人年（1975年）にメキシコで開催された第1回世界女性会議である。同会議において、女性が統計に表れてこない問題を解決するために、まずは統計を男女別に収集するべきだとされた。その後の議論を経て、1995年に開催された第4回世界女性会議（北京会議）では、ジェンダー平等を実現するために「ジェンダー主流化（Gender Mainstreaming）」を戦略とすることを決定し、それに資するものとしてジェンダー統計の整備が推奨された。

北京行動綱領の第4章「女性の地位向上のための制度的な仕組み」には、「立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及する」目標とそのための行動として、(a)国内、地域及び国際統計サービス並びに関係の政府及び国連機関により「個人に関するすべての統計が、性及び年齢別に収集され、集計され、分析され、提供されて、社会における女性と男性に関する課題、争点及び問題点を反映するよう保障すること」や、(b)政府により「女性及び男性に関する項目別のデータを広範な非専門的な利用者に適した形で提供し説明する、ジェンダーに関する統計出版物の定期的な作成を確保すること」等が明記された[15]。

このような統計データの作成、整備の動きは、国レベルのみならず、多国間の枠組みでのマクロ統計にも影響を及ぼした。欧州委員会は2003年、フラグシップ事業としてResearch and Innovation (R&I)におけるジェンダー平等を立ち上げ、ジェンダー統計であるShe Figures[16]を3年ごとに公開してきた。そこでは男女研究者の職位や分野だけでなく、給料や研究費、部下の人数等のデータが男女別に収集され、公表されている[17]。米国では、国立科学財団（National Science Foundation: NSF）によって、報告書Women, Minorities, and Persons with Disabilities in Science and Engineering[18]が刊行されており、特に、科学と工学におけるマイノリティである女性や障がいを持つ者の違いを考慮した統計が示されている[19]。ここでの重要なポイントは、米国の学術財団の傘下にある国立科学工学統計センター（National Center for Science and Engineering Statistics: NCSES）において、理工系分野において女性や移民といった少数派、そして障がいを持つ者が十分参画できていない状況を、過去10年との比較も含め、公表してきたことにある。

そこには多くの専門家が参画して報告書が作成されている。欧米においては、研究とイノベーションの観点から、ジェンダー統計の存在は一つの重要なエビデ

ンスを提供する材料であり、またエビデンスを作成するためのツールでもあると捉えられている。ジェンダー平等そのものも重要であるが、ジェンダー平等を達成する重要な動機付けとしての正確な実態把握と課題抽出、その課題解決に向けた具体的な政策提言につながるエビデンスが極めて重要である。

日本におけるジェンダー統計に係る動きに着目すると、重要な背景として、前身の「婦人問題企画推進本部」が廃止され、1994年、総理府に男女共同参画推進本部が設置され、「男女共同参画2000年プラン」（1996年）が決定されている。2003年、男女共同参画推進本部は「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるように期待する」という目標（2020年30%）を掲げ、ゴール・アンド・タイムテーブル方式を採用した。2010年第3次男女共同参画基本計画においては、具体的な成果目標が積極的に提示され、2020年第5次男女共同参画基本計画[20]においては、推進体制の強化として「ジェンダー統計」という用語が明確に記述されて、企業や国、自治体でもジェンダー統計の整備が欠かせなくなっている。

以上のように、日本でもジェンダー統計が徐々に整備され、いくつかの点でジェンダー平等に向けた施策が改善された。例えば、教育分野において、第4次男女共同参画基本計画までは「教頭以上に占める女性割合」が成果目標となっていたが、第5次男女共同参画基本計画では「校長」と「副校長・教頭」に分けて目標が立てられた。この目標設定に際しては文部科学省が実施する「学校基本調査」を用いた男女別の職名別データが基になっている。また、科学技術分野でも、採用者に占める女性割合の増加が任期付きのポストでの増加であり、任期のない職では増えていないのではないかという研究者らの問題提起を受けて、「科学技術研究調査」（総務省）において「任期の有無」を調査項目に入れてその実態を明らかにした[21]。

他方で、性別が「男女」の2区分とされていることや、性別情報を収集することがどれだけ必要なのかに対して疑問が呈されるようになった。国内外でのLGBTQ+等の人権を尊重する動きの高まりを受け、第5次男女共同参画基本計画の「基本的な視点と取り組むべき事項等」に、「性的指向・性自認（性同一性）に関することについて」「多様性を尊重することが重要であることは当然である」と書き込まれ、「IV 推進体制の整備・強化」には、「ジェンダー統計の充実の観点から、整備状況を調査・公表すること」に加えて、「多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する」という点も盛り込まれることとなった。2022年度には、内閣府男女共同参画局による「ジェンダー統計ニーズ調査」が実施され、2023年度には基幹統計を対象とする「ジェンダー統計整備状況調査」が実施された。後者の報告書では、多様な性への配慮を行いつつもジェンダー平等という政策目標に直結するジェンダー統計を整備しうること、また多様な性への配慮のためにもジェンダー統計の整備が重要となることが指摘された[22]。

多様な性への配慮については、計画実行・監視専門調査会の下に組織された「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」[22]が、2022年9月に「ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について」を公表し、2025年3月には「令和5年度・令和6年度ジェンダー統計整備状況調査 総括報告書」を取りまとめ、基幹統計調査（64件）（令和5年度実施）と特定一般統計調査（104件）（令和6年度実施）の計168件を対象に、性別欄の有無等の調査結果を公表した[23]。そこでは、依然として男女間格差が大きい日本社会の現状を改善するには、男女別データを含むジェンダー統計の作成と検討が極めて重要であるとし、性別記載欄の削除に対して慎重な対応を求める旨の指摘がなされている。同時に、「性別欄が存在することでハラスメントや差別に通じる困難に直面する人たちの存在を十分理解し、配慮することの必要性」[23]にも言及している。

社会的・政策的要請の高いジェンダー平等に係る課題について、統計情報が、多くの男女別集計が利用可能な形で整備されることは、長期にわたって存在するジェンダー不平等問題を解決するための、公的統計の社会的役割の一つでもある。同時に、個々人の人権を保障する観点から、性別表章の見直さないし再検討もまた軽んじてはならない。すなわち、実態を把握し、課題を明らかにするための統計情報と、統計情報を構成する個人の人権保障、そして複数の観点からの政策立案は必ずしも一直線上に、常に整合的な関係にあるわけではない。時として、問題の解決に当たって、その問題を構成する複数事項の間で優先順位をつけることも求められる。それでもここで強調したいのは、ジェンダー平等は、包摂的なより良き未来にとって欠かすことのできない目標の一つであり、各事項は最終目標を共有する、という点である。

本分科会では、自治体による統計行政における性別記載欄への対応を通して、ジェンダー統計のあり方を検討した。後述するように自治体統計は、社会サービスの提供主体である自治体が業務統計調査として収集しているものであり、本分科会が自治体統計に表れる性別記載欄への対応に着目したのは、住民たちの生活と密接に関わる統計業務を自治体が担うという点に着目したためである。自治体は、業務の参考・基礎情報を得るために業務上の記録や各種届出等をはじめ、独自に実施する調査等の集計をし、それらの集計結果を国の調査依頼に応じて回答する等しており、住民の生活に密着した統計行政をつかさどる主体であるとともに、県や国といったより規模の大きな単位での統計の充実に欠かせない存在である。国レベルの社会調査統計も重要であるが、足元の住民に最も距離的に近い統計行政の重要さは言うまでもない。さらに、政府の基幹統計調査にあっても、自治体は調査対象者とやり取りの窓口になることも少なくない。このように、自治体レベルからジェンダー統計の整備状況及び充実の程度を検討することは、多様な人々を包摂しながら持続可能な社会を形成することが求められている日本を構築する上で、極めて重要なインフラにもなりうる。

2009年、統計法の全面改正に伴い、公的統計の位置付けが「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」に大きく転換したことは、本稿でも強調しておきたい。第5次男女共同参画基本計画においても、「状況や課題を適切に把握するための男女別データの利活用の促進」と、「男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・実施につなげることが重要」の指摘がある。統計データをジェンダー格差解消のための実態把握と政策提言に資するよう積極的なデータ活用が既に奨励されている(第5次男女共同参画基本計画 p. 123)。

2 「自治体の統計／性別表記」に対する全般的・基本的認識

自治体に対しては、住民サービスの向上のために保有データを有効活用し、住民のニーズをすくい上げるための努力をすることへの要請が高まっている(総務省2019; J-LIS 2025) [24][25]。自治体統計とは、市区町村や都道府県といった地方自治体が自ら収集・作成・公表している統計データを指し、地域の実情や住民サービスの向上を目的として実施されることが多い。2016年に成立し施行された「官民データ活用推進基本法」では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の経済的条件等に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と、自治体の責務が規定されている。また、都道府県には「都道府県官民データ活用推進計画」の策定が義務付けられている。市町村においても、「市町村官民データ活用推進計画」策定が努力義務となっている。

総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver. 2.0」[24]にあるように、自治体が保有するデータの多くは既存の行政サービスのために入手し、特定の業務目的のものとして収集される。同時に、有効に同データを利活用することで、住民のニーズを広く汲み取り、行政サービスの向上を図ることが可能になる。例えば、自治体職員の採用者のみならず応募者の男女別割合を把握することにより、採用結果という事実のみならず、その出発点となる応募の段階から男女間格差を解消することが、重要であることが示される。

実態を明らかにし、現状を評価する手段としてのジェンダー統計の観点から、各種サーベイに基づく調査統計に加えて統計データとして業務統計を有効に利活用することは、住民の利益にも通じる。その一方で、当該業務とジェンダーの直接的な関係が見えにくい場合に、性別記載欄をなぜ掲載すべきかの理由は常に問われる。そのため、統計を作成し、データを分析する側が説明責任を十分に果たす必要が出てくる。したがって、当事者の人権を無視し、個人情報保護に反するようなことが決してないよう、十分な配慮と厳格なデータ管理が不可欠である。つまり統計データの作成・整備と統計データ管理は、同時並行的に進めていかなければならない。政策における行政の保有データの利活用は、男女共同参画社会の形成やジェンダー平等の実現に向けて推進され、改善している。それでも、現状が十分というわけで

はなく、継続的な改善に向けた働きかけが必要である。

2020年の第5次男女共同参画基本計画では、国の全府省が「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、（中略）業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める」こととしている。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法に基づく二次的利用を推進することに取り組むとしている。自治体は、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務（男女共同参画社会基本法第9条）を有する。このことに鑑み、自治体においても「業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める」ことが推奨される。

ジェンダー統計には性別情報が必要不可欠である。そのため、統計データの作成の観点から性別記載欄は最も基礎的、かつ重要な意味を持つ。ここでは、いかに性別情報を収集するか、選択肢をどのように設定するかが、重要な懸案事項となってくる。これまで、「男性」か「女性」かの二択のみで、それ以外の選択肢が想定されていなかったことは、二択に該当しない当事者にとって特に深刻な問題だったと考える。2010年代半ば以降、ジェンダーマイノリティ、いわゆる LGBTQ+ の存在を訴える動きが活発になった。その背景には、2つの事柄が存在する。一つは、2015年にあらゆるステークホルダーが共に合意する SDGs（持続可能な開発目標）が国連において加盟国満場一致で採択されたことであり、いま一つは、それを受けて、その目標の正当性を支えるのがインクルージョン（誰一人取り残さない）とダイバーシティ（多様性）であるという考え方が、日本において普及したことである。

具体的な例として、福井県越前市は、2017年度の採用試験申込書から性別欄を削除した[26]。滋賀県は2017年、77%の申請書類における性別欄を廃止、又は自由記述方式に移行させた[27]。静岡県袋井市では、2022年、規則・要綱・内規などで性別記載を求めている申請書等、340件を対象に見直しを行い、218件を削除可能と判定した[28]。このように、人権保護の観点から性別記載欄に関する議論が活発になり、個々の自治体にも、住民から性の多様性への配慮を求める声が多く寄せられるようになった。

住民に最も近い行政の場としての自治体では、様々な業務が運営され、制度や政策が実施されている。その中で、生活の場におけるジェンダー格差の解消は、国レベルのマクロな統計においても効果として顕在化させる必要から、自治体によるジェンダー統計への取組は極めて重要である。もとより自治体の予算配分にもジェンダー格差解消に向けた配慮が必要となり、多角的な実態把握と政策評価が求められることになる。このように、特定の行政目的を超えた統計データの必要性は日々高まっている。

重要となるのは、人権配慮と性別記載は決して相反するものではなく、また、ジェンダーマイノリティを含むダイバーシティを尊重してこそジェンダー平等が達成されるという価値の共有である。人権に配慮し、ダイバーシティを尊重する上では、ジェンダーマイノリティが各人の性のありようを表章できるように、「わからない」「答えたくない」などの項目を設けることは、肝要であろう。ただ、その具体的な選択肢の表現等の対応について、回答者側と統計結果を処理する側からの意見収集の上、検討が必要である。他国の状況も把握しながら回答スタイルや選択肢の提供の仕方など、専門家を含めた議論が求められる。少なくとも、性別記載欄を削除することが、ダイバーシティの尊重に直結するわけではない。性別情報はジェンダー統計を構成する基礎的な情報であり、ジェンダー統計を整備していく上で、極めて重要である。

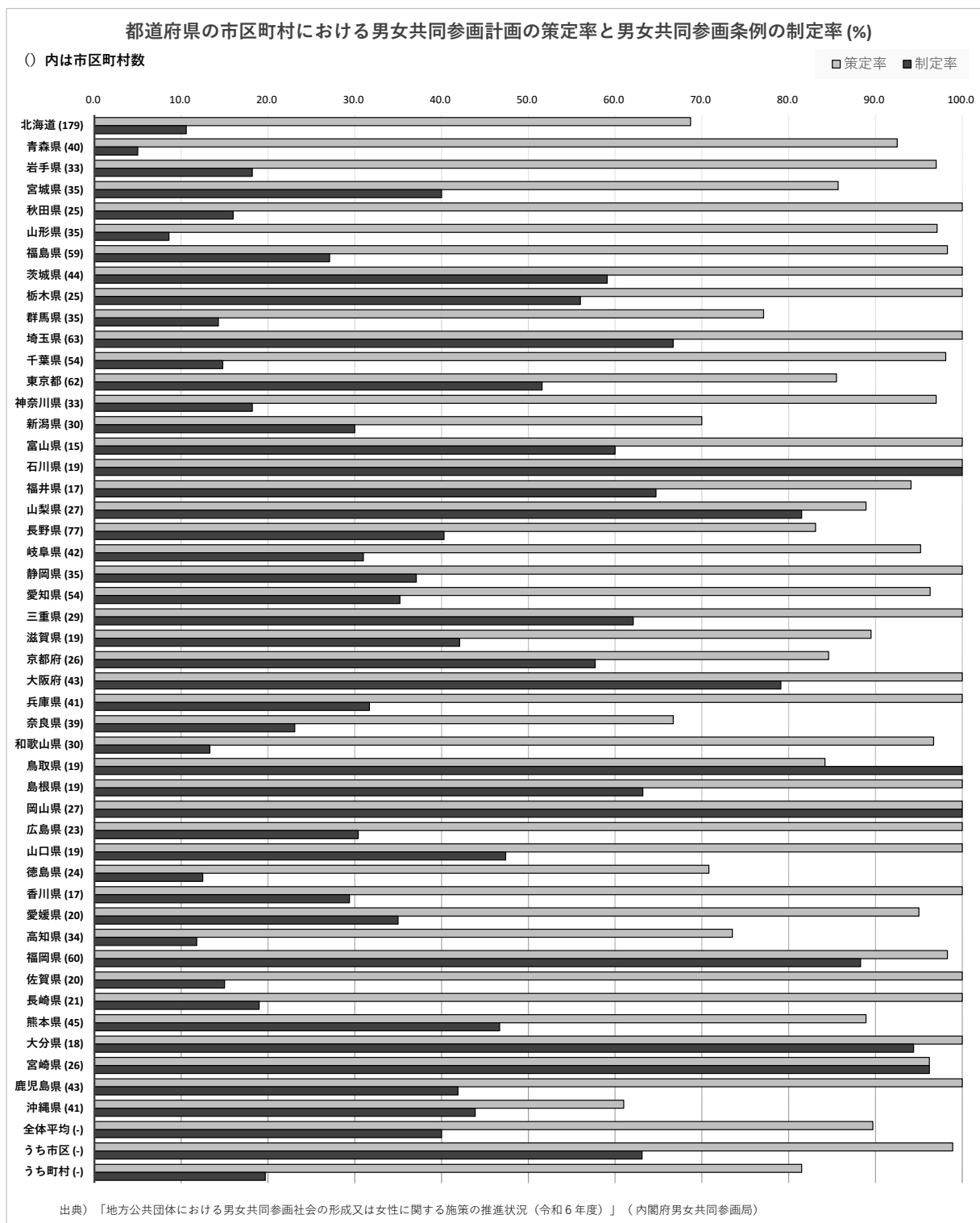
3 自治体統計における性別表記の現状と課題

(1) 自治体におけるジェンダー統計整備の現状

全国の地方公共団体における男女共同参画の形成、あるいは女性に関する施策の推進状況を把握するため、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」報告書（内閣府）[29]から、男女共同参画計画の策定と男女共同参画条例の制定状況を概観することができる（図中、□：策定率、■：制定率）。ジェンダー統計はもとより、自治体レベルにおいて、男女共同参画に関して具体的な取組がいかに展開されているかを把握することは容易ではない。一つの目安として、都道府県別に、市町村による男女共同参画計画の策定と男女共同参画条例の制定状況を確認しておきたい。ここで見てくることは、計画策定と条例策定の段階でさえ、日本国内の自治体の違いが大きいということである。

自治体が実施する統計分野としては、人口・世帯、産業・経済、労働・就業、教育、福祉・医療、行政運営があり、ここに女性管理職割合や育児休業取得率、さらには性別意識調査といった男女共同参画分野も含まれる。自治体が実施する「男女共同参画に関する市町村データ」状況を示す、47都道府県+20政令市+1,741市町村が対象として含まれる。内閣府調査での市町村データは都道府県を通して入手され、男女共同参画基本計画の策定有無や女性参画施策実施状況を中心に現状が公表されている。いずれも都道府県内の市町村による違いがあるが、特に、後者の条例制定状況になると違いが大きくなる。さらに、同報告書[29]によると（図として非掲載）、男女共同参画や女性問題に関する行政連絡会議や諮問機関・懇談会等の設置など推進体制の状況にも、大阪府や鳥取県の100%から北海道や青森県の2割前半まで、大きな違いがある。その違いが、ジェンダー統計の整備状況に反映されることは想像に難くない。各自治体が実際の人員や予算の中でジェンダー統計に関する業務を展開することを考えると、そもそも連絡会議や諮問機関の設置を可能とするインフラや合意形成が前提条件となる。その前提となる環境が整っていなければ、結果としてジェンダー行政業務そのものが立ち行かない。このような現実を鑑みると、ジェンダー統計業務における地域間格差は決して小さくない。東京23区内においても、男女共同参画関連部署の職員数や予算規模が異なり、それに伴う活動状

況にも違いがある。結果として、市区町村単位でのジェンダー統計整備状況には大きな違いがあることは否めない[30]。このように、ジェンダー統計の充実度一つをとっても、自治体での男女共同参画事業に関する体制整備は、早急に対応が必要な足元の課題である。



(2) 性別記載欄削除の動き：ジェンダー統計への影響

以上のようにジェンダー統計整備を充実する方向性について、強く異議を唱える者は少ない。他方で、自治体における行政手続きや公文書における性別記載欄の見直しが進められている。ただ、その実態は自治体ごとに異なり、全体的な傾向を具体的なエビデンスをもって明確にすることは容易ではない。性別記載欄の是非は、「業務上必須なもの以外は見直す」方針で判断される。性別記載欄を大幅に削除した市や町としては、甲州市（55.9%）[31]、加須市[32]（約44.9%）、熊取町[33]（約34%）がある。このように、各自治体が、それぞれに性別記載欄の見直しを行っているが、全自治体に共通する大きなガイドラインが存在するわけではない。したがって、本分科会では、性別記載欄を削除するか・否か、の選択のみに注目するわけではない。性別記載欄の検討において、人権に配慮しつつもジェンダーに基づく現状把握を可能にするためのジェンダー統計作成の観点が必要であり、その点への理解を促すことが極めて重要である、と考える。

具体的な自治体の取組の詳細を知るため、本分科会では、次の自治体4件についてヒアリングを実施した。ただし、ここで示すのは申請書等の様式における性別記載欄の状況をヒアリングした結果であり、これらが必ずしも業務統計として集計されるわけではない点に留意されたい。その概要は以下の通りである。

(3) 自治体ヒアリングの概要

1) A市

相手方：統計関係部署及び男女共同参画関係部署

調査日：2024年12月26日

実施方法：オンライン

A市が法令等に基づくものや合理的理由があるものを除き、申請書等における不要な性別記載欄について、順次削除をしているという事実につき、いつから、どのような理由・経緯で、これを実施するようになったのか、また、実際に性別記載欄が削除された文書はどの程度あったのか、一度は削除された性別記載欄が復活した例はあるのか等について尋ねた。

<A市ヒアリングの内容の紹介>

市に提出する申請書等から性別記載欄を削除してほしいという要望は、かねてより性的マイノリティ当事者支援団体から出されていた。当事者は性別欄に○をつけることに苦痛を感じており、必ずしも必要でない性別欄が削除されれば、窓口に行くことが随分楽になるという意見が寄せられていた。また、市職員からも性別記載欄は削除してもよいのではないかとという提案が上がっていた。こうした事情を踏まえ、市は2018年5月、市に提出される申請書、届出書における性別記載欄が必要か否かを各課で検討してもらった調査を、全庁的に実施した。

調査の結果判明したことは、次の通りであった。申請書、届出書の総数は2,199、このうち性別記載欄があったものは446、なかったのは1,753。申請書、届出書の8割弱に、性別記載欄がなかった。性別記載欄があった446件のうち、削除が可

能だと各課で判断されたものが113件、削除が不可能と判断されたものが333件であった。削除が可能とされた113件については、削除した様式を作成してもらった。基本的には性別記載欄を削除する方向で検討を進めていたため、各課が削除できないと判断した場合には、その理由を記載してもらった。333件のうち、法律等に基づく理由により削除できないと判断されたのが198件、その他合理的理由が135件であった。

上述の申請書、届出書とは別に、過去5年間に市が行ったアンケート調査のうち、例えば移住者へのアンケートにおいては性別調査を実施した。その理由は、原則必要がなければ性別項目を設けないという趣旨の通知があった一方で、必要であれば調査してもよいという補足もあったためである。このアンケートでは、「男」・「女」・「その他」・「答えたくない」の4つから回答してもらったが、結果として「答えたくない」を選択した者は1%未満であったことから、この4つの項での性別調査はデータ分析上影響なしと判断した。

一度削除された性別記載欄が復活しているかどうかは、2018年の調査後、再調査を行っていないため、不明である。復活させる場合の手続き等についての定めはない。各課の判断で復活させている可能性はあるし、またそれは可能である。復活を検討する際に参照できる資料としては、「性的マイノリティサポートハンドブック」が存在する。このハンドブックには、各種調査における性別記載欄の取扱いについて記載されている。全体の方針としては「性別を聞く必要がないものについては削除する」というものであるが、性別を聞く必要のあるものについては回答しやすいような様式に変えていくよう全庁的に促している。具体的には性別項目に、男性、女性、回答しない、その他といったものを選択肢の中に明示することをお願いしている。

なお、ある申請書の性別記載欄を削除したことにより、男女別統計がまったく取れなくなるということには必ずしもならないのではないかと（例えば、建築確認申請書には性別記載欄はないが、所有者の性別は固定資産税のデータから分かるなど）。

2) B市

相手方：男女共同参画関連部署

調査日：2025年4月8日

実施方法：オンライン

担当者から、B市の申請書等の性別記載欄に関する取組と基本的な考え方、ジェンダー平等に向けた政策を検討するための実態把握の観点から性別記載欄に対する考え方について、事前に送付した質問をもとに話を聞いた。

< B市ヒアリングの内容の紹介 >

B市では2015年、2020年、2022年と、これまで3回にわたって性別記載欄についての調査を行い、法令に定められたものや県で様式が定められているもの以外の性別記載欄の削除を進めてきた。この方針は、B市全体で目標とされている

性の多様性の尊重の観点から進められていると考えられる。

2022年8月の調査によれば、全335件のうち、法令に定められたものや県等で様式が定められているため性別記載欄の削除はできないと回答されたのは213件であった。残り122件のうち、77件が既に削除済み、44件が削除可能という回答であった（1件は未回答）。性別記載欄の削除が可能かどうかは、担当部局がそれぞれに判断し、その結果を一覧表にして取りまとめるが、そこでの結果に対して質問し、議論するといった仕組みはない。したがって、いったん削除されたものを復活するといったことはない。

申請書等の現行の様式は、2022年度に判断されて作成され、そこに至る判断の経緯を共有することや見直すといったことは、仕組み上想定されていない。性の多様性に関する施策として、性別記載欄の削除に関しては、男女共同参画関連部署が担当している。ジェンダー統計の観点から、統計情報の部署とのやり取りは統計行政上想定されておらず、また、実際にやり取りがあったか否かについてはわからない。

ジェンダー平等の推進や改善のためには現状把握が不可欠であり、そのためには性別記載欄が必要だという考え方も少なくなく、最近の傾向として、性別記載欄を削除するのではなく、例えば「その他」といった選択肢を増やすこともあるのではないか、という意見も出されている。

3) C市

調査日：2025年4月24日

実施方法：書面にて回答

担当者から、C市の申請書等の性別記載欄に関する取組と基本的な考え方、ジェンダー平等に向けた政策を検討するための実態把握の観点から性別記載欄に対する考え方について、書面にて事前に送付した質問に対する回答を得た。

<C市ヒアリングの内容の紹介>

問：申請書等の性別記載欄に関する、これまでの取組と基本的な考え方

2018年度、申請書等の性別記載欄の全庁調査と見直しを行い、性別記載欄が不要なものについては削除するとともに、必要なものについても記載方法を工夫するなどの見直しを実施し、申請書の記載見直し結果を公表した。

同時に、性の多様性について理解を深めるとともに、状況に応じて適切な対応ができるよう、職員向けの対応ハンドブックを作成し、公表した。

その後、2020年度、2022年度にも同様の上記調査を実施し継続的に見直しを行うよう、庁内で照会・周知するとともに、対応ハンドブックの改訂を定期的に変更している。

問：ジェンダー平等に向けた政策を検討するに当たっての性別/ジェンダーの違いに関する情報の取得現状

性別記載欄が統計や事務手続き上必要となる場合については、性別記載欄を設けることもあるが、その場合でも記載方法の工夫やその必要性を説明する等、適宜書類の目的等に応じた配慮を行うよう各所管課に周知している。

ここで言及したハンドブックにも、このような場合の具体例を掲載し、対応する場合の指針の一つとしている。例えば、医療上や統計上(国等への報告も含む)などの理由から性別情報を必要とする場合、事業の性質上性別情報を必要とする場合、などを紹介している。

性別記載欄の有無については、一律に判断できるものではないため、同欄の書き方例なども設け、各所管課で事業の性質に合わせて記載の検討を行うべく取り組んでいる。

なお、性別記載欄の全庁調査は今年度も実施し、後日、最新の数字を公表する予定としている。

4) D市

相手方：人権・男女共同参画関係部署

調査日：2025年6月30日

実施方法：オンライン

D市人権・男女共同参画関連部署の担当者より、申請書等の性別記載欄に関する取組と基本的な考え方、ジェンダー格差の実態把握の観点から性別記載欄に対する考え方について、事前の質問をもとに話を聞いた。

<D市ヒアリング内容の紹介>

D市における性別記載欄関係の取組は、2003年議会にて、某議員(当時)から性同一性障害を抱える人々への配慮の必要性が指摘されたことが契機となり、現在に至る。本部署における取組の目的は、性的マイノリティ当事者への配慮及び職員に対する性的マイノリティに関する人権意識の啓発である。具体的には、①性別を取得する必要がないものについては、原則、性別記載欄を廃止するように伝える、②取得する必要があるもの、例えば健康管理であったり医療サービスであったりするものについては、男女の欄を性の多様性を尊重したものに変える等を伝える、③国や県の定めがあり、市独自の判断では見直しができない帳票については、性的マイノリティの方に配慮した様式となるか、国や県に確認を行う、という3つである。2018年には全庁的な性別記載欄の見直し依頼が行われた。また、性別欄の見直し状況について、年1回全庁的に調査を行い、結果を内部報告している。2024年度末現在、市の性別記載欄の対象様式542種中、372種については欄の廃止・見直しが行われた。残り170種の内訳は、性別を取得する必要がないもの0種、性別を取得する必要がある、「男」「女」や「その他」に振り分けできるものが43種、市だけでは判断ができない県や国などの帳票が127種であった。

全体の方針としては、「性別を聞く必要がないものについては性別記載欄を原

則削除する」という内容。この方針は申請書等の帳票だけでなく、市民を対象とした調査においても適用される。申請書あるいは調査の目的において、性別記載欄の必要があれば取得することを原則としつつ、その上で、可能な限り性的マイノリティの当事者の方々に配慮した形で対応していく、という取組となっている。

性の多様性を配慮した性別記載の廃止・見直しの検討、決定に当たっては、各所管において、担当事案の目的を基に決定・変更しており、性の多様性に配慮した性別記載欄の様式を特に定めたり、全庁的に統一的に調整したり指示する部署はない。住民からの性別記載欄に関する意見が寄せられた場合には、各所管の責任において説明して、対応している。

D市は、ジェンダー統計に関する取組を、同市の男女共同参画計画に早くから盛り込んでおり、現在も、性的マイノリティへの配慮のための性別欄の見直し調査依頼において、「ジェンダー統計の考え方と性別記載欄について」という箇所ですべてジェンダー統計について説明した上で、「引き続き性別の把握が不要なものは原則なくすとともに、事業の性質やジェンダー統計の観点を踏まえて、性の多様性を尊重した対応を行うように留意してください」と記載して周知している。

以上、4つの事例より見えてきたことは、組織的な設定において、人権保護、あるいはジェンダーマイノリティへの配慮を司る部署と、ジェンダー統計を作成する部署が別個に存在し、具体的な業務レベルで頻繁かつ有機的に連携していない状況が、ヒアリングの中で垣間見えた。統計作成と人権保護の事業がそれぞれの持ち場で展開される中、性別記載欄のあり方について、それぞれの担当が直近の目的に基づいて業務をこなしており、ジェンダー統計の充実、といった大きな視点から自治体での統計行政が運営されているわけではない現実も見えてきた。組織環境の点から考えても、期待されず、想定されていない業務を、各部署が自覚的に遂行することを期待することは極めて難しい。言い換えれば、性別記載欄の是非について、その現実的な判断を現場任せにするのではなく、かといって、一方的なトップダウンとせず現場の諸事情を真摯にうけとめ、現場の足元から、ジェンダー統計充実への理解を共有してもらうことが重要であることも見えてきた。

自治体の現場からのヒアリングを通して、行政組織内で性別記載欄を検討する際の主体やそこでの決定事項の通達プロセスがややあいまいであり、また人権保護担当と統計作成担当との間で連携を想定した業務体制が整っていない状況も垣間見られた。それゆえ、正確な実態把握と政策評価・見直しなくしては、ダイバーシティの実現に向けた十分な対策を講じることができないのではなかろうか。多様性を包摂するジェンダー平等社会を実現するためには、人権擁護及び多様性の尊重という中核的共有価値とともに、ジェンダー統計という道具もまた軽んずることはできない。また、組織的な位置付けのみならず、統計業務に関わる職員への十分な統計教育を提供することも見落とせない。人権への配慮を必要とするジェンダー統計に様々な部署の担当者が携わっていることを考えると、それらすべての部署において、統計作成に当たる者に対して人権教育を実施することの必要性も改めて浮かび上がってきた。限定的な事例ではあったが、性別記載欄をめぐる動向を通して、自治

体行政におけるジェンダー統計整備の実情をヒアリングする機会を得、個別事例の域はでないとはいえ、自治体における組織的、構造的、体制上の問題の一端が見えてきた。ジェンダー統計を含むデータ作成とデータ共有が今後さまざまな分野で求められることは間違いない。ジェンダー平等を達成するための政策評価のためのジェンダー統計の位置づけと、そこにおける性別記載欄に関する議論について、現場の自治体から直接お話を伺う機会を得たことは、極めて有益であった。

4 まとめと見解

ジェンダー統計は、ジェンダー平等の実現を目指した政策評価のための手段であり有効なエビデンスである[3]。既に指摘した通り、ジェンダー統計は実態把握を目的とし、政策評価を含めた具体的な提言のための根拠という意味でも重要である。同時に、情報収集の過程において統計を構成する当事者の人権を十分配慮しなければならない。日本の公的調査、とりわけ自治体における業務統計作成における性別記載欄をめぐる議論がなされてきたことは既に述べた通りである。この性別記載欄に関わり、回答者自身の性別をどう回答するか、という場面が生じる。業務統計を加工統計として他のデータとマッチングさせて作成することもありうるし、何よりも、「業務統計の目的」がどの程度ジェンダー差と独立であるのか否かを見定めるのは、極めて難しい。

本分科会では、日本におけるいまだ大きいジェンダー格差の解消に向けて、政策評価のための性別記載を含むジェンダー情報が、統計情報として極めて重要であると考えられる。性別記載欄の存否については、より良き未来に向けた「根拠に基づく政策立案」の観点から慎重な対応が必要である。ジェンダー統計はジェンダー格差の解消と連携するダイバーシティ（多様な共生社会）を実現する上で、具体的な政策立案にとって極めて重要なエビデンスになるからである。

と同時に、統計データを構成する個人の存在も忘れてはならない。重要な情報を提供する個人がいて、その個人が情報提供することに不安を抱えることがないよう、種々の統計作成、行政に関わる者に、倫理教育が徹底されることが重要である。情報社会といわれる今、正確な情報を収集することが極めて重要であり、それをもってはじめて有効な対策を企画・立案するからである。単に男性か、女性かを超えた人権保護の教育が徹底され、問題があった際の受け入れも制度として確立されなければならない。

最後に、国を構成し、多様な状況、事情を抱える地方、自治体において、十分な統計行政が展開できるような環境整備保障が求められる。正確な情報収集に、倫理教育の提供など、人員や予算が十分でなければ、ジェンダー統計の充実が掛け声だけで終わってしまう。ジェンダー平等の達成という価値を共有し、その価値を実現するための体制づくりとして、自治体における統計行政の重要性を改めて強調したい。もとより統計を構成する当事者にとっての一人一人の人権は、最大限尊重されるべきである。ここに、自治体単位での統計情報収集と管理の重要性を再確認し、そのための人員と予算の確保の重要性も改めて述べておく。

以上、本分科会の見解として、以下3点を強調する。

1. 政策評価のためのエビデンスに向けたジェンダー統計の重要性に伴う性別記載欄の維持
2. ジェンダー統計作成に当たっての人権保護の徹底のための、統計作成に係る者への倫理教育の徹底
3. 自治体における統計情報管理整備を考慮した人員・予算配分の確保

<参考文献>

- [1] World Economic Forum, 2025, *Global Gender Gap Report 2025*
https://reports.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2025.pdf
- [2] 日本学術会議・科学者委員会男女共同参画分科会 2022 『見解 性差研究に基づく科学技術・イノベーションの推進』
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-k221110.pdf>
- [3] European Institute for Gender Equality, 2024, *Consolidated Annual Activity Report 2023*, <https://eige.europa.eu/about/documents-registry/consolidated-annual-activity-report-2023>
- [4] UN Department of Economic and Social Affairs, 2016, *Report on the World Social Situation 2016*, <https://www.un.org/en/desa/report-world-social-situation-2016>
- [5] 内閣府男女共同参画『令和5年度・令和6年度 ジェンダー統計整備状況調査 総括報告書』(2025年3月) (株)日本能率協会総合研究所
https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gender_toukei_r05/07.pdf
- [6] 一般社団法人・社会調査協会 「倫理規定」
<https://jasr.or.jp/chairman/ethics/>
- [7] Statistics Sweden, *Engendering Statistics: A Tool for Change*, (1996)
(スウェーデン統計局 (ビルギッタ・ヘッドマン、フランチェスカ・ペルーチ、パール・スンドストローム) 『女性と男性の統計論—変革の道具としてのジェンダー統計—』(伊藤陽一・中野恭子他訳) (1998)、梓出版社。
- [8] UN Women, 2025, *Legal Frameworks for Gender Data across Countries*.
<https://data.unwomen.org/sites/default/files/documents/Publications/2025/Statistical-Legal-Frameworks-2025.pdf>
- [9] Royal Commission on the Status of Women in Canada,
<https://www.canada.ca/en/women-gender-equality/commemorations-celebrations/royal-commission-status-women-canada.html>
- [10] Federal Committee on Statistical Methodology, 2020, *Updates on Terminology of Sexual Orientation and Gender Identity Survey Measures* (FCSM-20-03) https://apps.bea.gov/icsp/fcsm/assets/docs/FCSM_SOGI_Terminology_FY20_Report_FINAL.pdf
- [11] 釜野さおり, 2024, 「ダイバーシティ・インクルージョンと社会調査における<性別>—ジェンダー統計とクィア方法論の連携—」『社会学評論』74(4): 660—676
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr/74/4/74_660/_pdf/-char/en
- [12] 杉橋やよい, 2019, 「国連と日本のジェンダー統計活動の展開—ジェンダー統計の充実に向けて—」『労働調査』7月号: 4-9
- [13] 村尾祐美子, 2022, 「公務員の採用選考と性別情報—差別と闘うツールとしてのジェンダー統計—」『大原社会問題研究所雑誌』No. 763: 33-48

- <https://hosei.ecats-library.jp/da/repository/00025832/>
- [14]岩本健良, 2024, 「ジェンダーと統計—LGBTQの人権保障とジェンダー統計の充実の両立のための性別情報の扱い—」『都市計画』73 (1) : 34-7.
- [15]内閣府男女共同参画局「第4回世界女性会議北京行動綱領」
https://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_4th_kodo/chapter4-H.html
- [16]European Commission, 2024, *She Figures 2024* <https://projects.research-and-innovation.ec.europa.eu/en/knowledge-publications-tools-and-data/interactive-reports/she-figures-2024>
- [17]European Commission (2021) *She figures 2021*. https://research-and-innovation.ec.europa.eu/knowledge-publications-tools-and-data/publications/all-publications/she-figures-2021_en
- [18]National Center for Science and Engineering Statistics, National Science Foundation, 2024, *Women, Minorities, and Persons with Disabilities in Science and Engineering*, <https://ncses.nsf.gov/pubs/nsf21321>
- [19]National Science Foundation, 2024, *Diversity and STEM: Women, Minorities, and Persons with Disabilities*, <https://www.nsf.gov/reports/statistics/diversity-stem-women-minorities-persons-disabilities-2023>
- [20]https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th-2/pdf/print.pdf
- [21]河野銀子, 2024, 「教育分野のジェンダー統計—政策と研究をつなぐ—」『国際ジェンダー学会誌』22 : 28-51.
- [22]「ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について」2022、ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ <https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/pdf/honbun.pdf>https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gender_toukei_r05/01.pdf
- [23]『令和5年度・令和6年度 ジェンダー統計整備状況調査 総括報告書』（令和7年3月 (株)日本能率協会総合研究所) https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gender_toukei_r05/07.pdf
- [24]総務省情報流通行政局 地域通信振興課地方情報化推進室 (2019)「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver. 2.0」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000620312.pdf
- [25]地方公共団体情報システム機構 市町村職員による情報化に関する研究会 (2025)「地方公共団体におけるデータ利活用に関する研究報告書」
<https://www.j-lis.go.jp/file.jsp?id=45499>
- [26]毎日新聞、2017年5月12日、
<https://mainichi.jp/articles/20170513/k00/00m/040/111000c>
- [27]滋賀県 2023年「性の多様性について理解を深め、行動するための職員向けガイドライン」<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5434584.pdf>
- [28]袋井市、2022年、「申請書等における性別欄の見直し」https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/2/1/danjokyodo_1/9999.html

- [29]内閣府男女共同参画『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）』（<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/2024/pdf/rep/00.pdf>
- [30]内閣府男女共同参画局「行政情報ポータル・男女共同参画社会」<https://ai-government-portal.com/男女共同参画社会/>
- [31]甲州市 2023年「公文書における性別欄見直しについて」
<https://www.city.koshu.yamanashi.jp/docs/2023112100039/>
- [32]朝日新聞「性別欄、申請書などの約7割で見直し 加須市」（2021年7月26日）
<https://www.asahi.com/articles/ASP7T6VSYP6YUTNB003.html>
- [33]熊取町 2025年「各種様式等における性別記載欄の見直しについて」（2025年2月20日）<https://www.town.kumatori.lg.jp/material/files/group/30/R070220zenkyou008-1.pdf>

＜参考資料＞審議経過

令和6年

- 3月28日 社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会（第1回）
役員の選出
今期の活動について
- 10月30日 社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会（第2回）
今期の活動について
意思の表出に向けて
公開シンポジウム等について

令和7年

- 3月10日 社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会（第3回）
ジェンダー統計の取り扱いに関するヒアリング結果の共有
ジェンダー統計に関する意思の表出に向けた検討状況について
シンポジウム開催等に関する検討状況について

- 令和8年 2月28日 社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会
公開シンポジウム「今こそジェンダー主流化を」
(<https://www.scj.go.jp/ja/event/2026/392-s-0228.html>)

見 解

婚姻の平等実現に向けた民法改正への提案

—相次ぐ違憲判決をふまえて—



令和8年（2026年）6月5日

日 本 学 術 会 議

法 学 委 員 会

社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

この見解は、日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

委員長	三成 美保	(連携会員)	追手門学院大学教授／奈良女子大学名誉教授
副委員長	南野 佳代	(第一部会員)	京都女子大学法学部法学科教授
幹事	大河内 美紀	(連携会員)	名古屋大学大学院法学研究科教授
幹事	鈴木 賢	(連携会員)	明治大学法学部教授
	島岡 まな	(第一部会員)	大阪大学大学院法学研究科教授
	高橋 裕子	(第一部会員)	津田塾大学学長・教授
	安部 圭介	(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授
	伊藤 公雄	(連携会員)	京都大学名誉教授／大阪大学名誉教授
	隠岐 さや香	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	釜野 さおり	(連携会員)	早稲田大学社会科学総合学術院教授
	谷口 洋幸	(連携会員)	中央大学法学部教授
	内藤 忍	(連携会員)	独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員
	二宮 周平	(連携会員)	立命館大学名誉教授
	野口 貴公美	(連携会員)	一橋大学副学長・教授
	三浦 まり	(連携会員)	上智大学法学部教授
	吉沢 豊予子	(連携会員)	関西国際大学保健医療学部教授
	來田 享子	(連携会員)	中京大学スポーツ科学部教授
	神谷 悠一	(連携会員(特任))	一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会 (LGBT 法連合会) 理事・事務局長

本見解の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	郷家 康德	参事官 (審議第一担当)
	加瀬 博一	参事官 (審議第一担当) 付参事官補佐
	高畑 麻衣子	参事官 (審議第一担当) 付審議専門職付

要 旨

1 本見解の目的

(1) これまでの振り返りと課題認識

日本学術会議法学委員会「社会と教育における LGBTI の権利保障分科会」は、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」（2017年9月29日）（以下、2017年提言）を发出し、「多様な家族生活を支援し、同性パートナーの共同生活を保障すること」を提言した。そしてそのための具体的な法改正として、「民法に『異性又は同性の二人の者は、婚姻をすることができる』との条文を新設して、婚姻の性中立化をはかることが望ましい」と提言し、「同性間の結合であるという理由だけで婚姻法的利益の付与を拒否するとすれば、そこに合理的な根拠があるとは言えない」と指摘した。

これには以下のような課題認識があった。性的指向が同性に（も）向く性的マイノリティ（性指向、性自認、性表現などの点でマジョリティとは異なる特徴をもつ者）の共同生活を法的に保障する枠組みを欠く現状は、性的マイノリティに対する差別や偏見を温存、助長し、当事者の生活に様々な困難や不利益、ひいては生活上のリスクをもたらしている。しかし、今世紀に入り国際社会では同性間にも婚姻を開放する国が現れている。すなわち、婚姻を法的な性別にかかわらず平等に成立させるいわゆる同性婚を法的に承認する国が、当初は先進諸国を中心に増加し、近時はアジア諸国へと拡大している。

同性カップルも異性のカップルと同様、社会の対等な構成員であることを公認することは、性的マイノリティに対する差別を解消する第一歩ともなる。家族生活が多様化しているとはいえ、特に日本では婚姻制度の重要性が失われたわけではない。そのために諸外国での法政策の展開及び国内世論の動向にかんがみ、婚姻の性中立化（性別を問わずに婚姻を成立させること＝婚姻平等）に向けた民法等の法改正を行うことが必要である。

(2) 2017年提言以降の状況と今後の課題

2017年提言が出された後、今日までに内外の状況には大きな変化が生じているにもかかわらず、婚姻平等のための法改正という2017年提言はいまだに実現されていない。

この変化とは大きく以下6つの面に表れている。①自治体の同性パートナーシップ認証制度の全国（総人口カバー率92%）への普及、②同性カップルに対する事実婚効力の承認拡大、③日本初の同性婚を求める集団訴訟（いわゆる「結婚の自由をすべての人に訴訟」）において高裁5件を含む10件の違憲判決、④同性カップルに対する法的保護を求める諸種の訴訟が頻発、⑤同性婚を容認する世論の一層の高まり、⑥婚姻平等化が国際的に一層拡大し（39の国・地域）、アジアへも波及といった動向である。これらは、いずれも国会に対して婚姻平等化に向けた立法措置を加速させることがますます切実に求められていることを裏付けるものである。

2026年度には最高裁判所（以下、最高裁）が、同性間の婚姻を成立させていない現行法の違憲性について最終的判断を下すことが見込まれている。高等裁判所での判決の傾向に沿って違憲判断が出された場合、国は違憲な法令により不合理な取扱いを受けている者の救済を図り、違憲の状態を是正する必要がある。同性間の婚姻を認めていない現行法の違憲性を除去するためには、解釈では限界があり、立法措置を講じることが求められる。

2 見解

(1) 国内外の急速な変化に対応すべく、立法府及び政府は、同性間にも婚姻を成立させるよう速やかに法改正を行うべきである。

2017年提言で指摘した婚姻の性中立化を図る立法措置はまだ実現されていないが、この提言以後、日本国内及び国際社会では大きな変化（同性パートナーシップ制度の全国への拡充、事実婚としての効力の承認拡大、各種訴訟での違憲判断の積み重ね、世論動向の変容、諸外国での婚姻平等化の一層の進展など）が生じている。こうした動向は、いずれも法改正により同性間にも婚姻を成立させることを、2017年時点にも増してより強く迫っている。

(2) 婚姻平等のための迅速な立法化を行うべく、最高裁判決を待つことなく政府は直ちに具体的な法改正に向けた検討作業を始めるべきである。

2026年度にも予想される最高裁による憲法判断を控えて、婚姻平等のための迅速な立法化を行えるよう、政府は直ちに具体的な法改正に向けた検討作業を始めるべきである。いたずらに時間をかけると、法的保障を欠く不安定な生活を送ることを現に余儀なくされている当事者の中には、それだけ失意の内に生涯を終える者が多くなる。

(3) 同性パートナーの共同生活を保障するための法的な枠組みとしては、まず同性間の関係についても既存の法律婚への包摂を図るべきであり、しかる後に異性カップルを含めたより多様な選択肢の可能性を模索するべきである。

これから立法化を行う日本で、あえて違憲の可能性のある婚姻以外の別制度を経由させ、しかる後に婚姻への包摂へと進むという二段階方式を採用する必要性はない。まして婚姻以外の制度を一から構築することは、婚姻を単に同性間にも開放するよりもかえって多くの問題を解決する必要がある、法整備までにより長い時間を要することにもなりかねない。

目 次

1	本見解の目的	1
(1)	これまでの振り返りと課題認識	1
(2)	2017年提言以降の状況と今後の課題	1
2	婚姻平等をめぐる国内外の動向	2
(1)	自治体の同性パートナーシップ認証制度の全国への普及と同性カップルの生活実態の可視化	2
①	同性パートナーシップ認証制度の全国拡大	2
②	同性パートナーシップ認証制度拡大の4段階	2
③	同性パートナーシップ認証制度の全国的拡大の意義	3
(2)	同性カップルへの事実婚効力拡大の動き	3
①	同性カップルの法的扱いにかかわる訴訟の動向	3
②	住民票の続柄で事実婚記載	5
③	政府における適用法令拡大の検討状況	5
(3)	違憲判決が続く「結婚の自由をすべての人に訴訟」の動向	7
①	地裁判決から高裁判決への論点移行	8
②	2種類の高裁違憲判決	10
③	唯一の高裁合憲判決	11
④	まとめ	12
(4)	同性間の婚姻に関連するその他の裁判の動向	13
①	同性間の婚姻に対する司法の承認を求める訴え	13
②	同性間の親密な関係に対して法律婚と同等の取扱いを求める訴え	13
③	同性間の婚姻が認められない不合理の訴え	14
(5)	最高裁判決への展望	16
①	同性間の婚姻を認める規定が存在しない状態が違憲であることについての明確な憲法判断	16
②	立法府に対して婚姻への包摂を求める判断	16
(6)	同性婚（婚姻平等）をめぐる世論の動向	17
①	国際的にみた日本の世論	17
②	近年の調査結果	18
③	属性による違い	20
④	経年変化	20
⑤	同性婚法制化の賛否の根底にある考え方	21
(7)	諸外国の動向	21
①	各国における婚姻平等化の動向	21
②	婚姻平等を実現した国	22
③	アジア地域への拡大	22
3	国会での立法化に向けた検討	23
(1)	野党案の提出と直近の動向	23
(2)	立法の在り方	23
①	現在公表されている法案から	23

② 戸籍制度との関係.....	24
(3) 嫡出推定規定の捉え方.....	24
(4) 法制審議会ないし議員立法の展望.....	24
4 見解.....	25
【参考文献】.....	27
【審議経過】.....	29
【シンポジウム】.....	30

1 本見解の目的

(1) これまでの振り返りと課題認識

日本学術会議法学委員会「社会と教育における LGBTI の権利保障分科会」（以下、本分科会）は、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」（2017年9月29日）（以下、2017年提言）を発出し、「多様な家族生活を支援し、同性パートナーの共同生活を保障すること」を提言した。そしてそのための具体的な法改正として、「民法に『異性又は同性の二人の者は、婚姻をすることができる』との条文を新設して、婚姻の性中立化をはかることが望ましい」と提言し、「同性間の結合であるという理由だけで婚姻法的利益の付与を拒否するとすれば、そこに合理的な根拠があるとは言えない」と指摘した[1]。

これには以下のような課題認識があった。性的指向が同性に（も）向く性的マイノリティの共同生活を法的に保障する枠組みを欠く現状は、性的マイノリティに対する差別や偏見を温存、助長し、当事者の生活に様々な困難や不利益、ひいては生活上のリスクをもたらしている。しかし、今世紀に入り国際社会では同性間にも婚姻を開放する国が現れている。すなわち、婚姻を法的な性別にかかわらず平等に成立させるいわゆる同性婚を法的に承認する国が、当初は先進諸国を中心に増加し、近時はアジア諸国へと拡大している。

同性カップルも異性カップルと同様、社会の対等な構成員であることを公認することは、性的マイノリティに対する差別を解消する第一歩となる。家族生活が多様化しているとはいえ、特に日本では婚姻制度の重要性が失われたわけではない。そのために諸外国での法政策の展開及び国内世論の動向にかんがみ、婚姻の性中立化（性別を問わずに婚姻を成立させること＝婚姻平等）に向けた民法等の法改正を行うことが必要である。

(2) 2017年提言以降の状況と今後の課題

2017年提言が出された後、今日までに内外の状況には大きな変化が生じているにもかかわらず、婚姻平等のための法改正という2017年提言はいまだに実現されていない。

この変化とは大きく以下6つの面に表れている。①自治体の同性パートナーシップ認証制度の全国（総人口カバー率92%）への普及、②同性カップルに対する事実婚効力の承認拡大、③日本初の同性婚についての集団訴訟（いわゆる「結婚の自由をすべての人に訴訟」）において高裁5件を含む10件の違憲判決、④同性カップルに対する法的保護を求める諸種の訴訟が頻発、⑤同性婚を容認する世論の一層の高まり、⑥婚姻平等化が国際的に一層拡大し（39の国・地域）、アジアへも波及した、といった動向である。これらについては以下に詳論するが、どれをとっても国会に対して婚姻平等化に向けた立法措置を加速させることがますます切実に求められていることを裏付けるものである。

2026年度には最高裁判所（以下、最高裁）が、同性間の婚姻を認めていない現行法の違憲性について最終的判断を下すことが見込まれている。高等裁判所（以下、高裁）での判決の傾向に沿って違憲判断が出された場合、国は違憲な法令により不合理な取扱いを受けている者の救済を図り、違憲の状態を是正する必要がある。同性間の婚姻を認め

ていない現行法の違憲性を除去するためには、解釈では限界があり、立法措置を講じることが求められる[2]。

2 婚姻平等をめぐる国内外の動向

(1) 自治体の同性パートナーシップ認証制度の全国への普及と同性カップルの生活実態の可視化

① 同性パートナーシップ認証制度の全国拡大

2015年11月に東京都渋谷区と世田谷区から始まった自治体レベルの同性パートナーシップ認証制度は、2021年頃から増加スピードが加速し、2022年4月には全国209自治体、総人口の52%に達した[3]。その後も同様のペースで増加を続け、2025年5月までに530自治体、人口カバー率は92.5%に達し、20の政令市、47都道府県（いずれかの基礎自治体）すべてを網羅した。これに伴い、制度利用カップルも増加し、9,836組（2025年5月31日現在、虹色ダイバーシティ・渋谷区調査）に達し、現時点では既に1万組の大台を超えたと見られる。

② 同性パートナーシップ認証制度拡大の4段階

同性パートナーシップ認証制度の拡大には4つの段階がある。

当初は東京都の特別区という基礎自治体レベルで制度導入が始まったが（第1段階）、2019年7月の茨城県を皮切りに、大阪府、群馬県、佐賀県、三重県、福岡県、青森県、秋田県、東京都など、都府県単位での導入が続いたことで、人口カバー率が急速に高まった（第2段階）。次いで、明石市を皮切りに（2021年1月）、子育てをすすめる同性カップル向けに、子どもを含めたファミリーシップ制度を併置する自治体が登場した。その後も同制度は市川市、木更津市、足立区、豊島区、愛知県、松山市など、全国へ拡大した（第3段階）。ファミリーシップ制度は同性カップルによる子育てという実態を可視化させる効果を生み出した。

同性パートナーシップ認証制度は自治体ごとに導入されたので、制度の細部において違いがあり、他の自治体に転居すると効果を失うという欠点があった。この不都合を解消するために、福岡市と熊本市が連携協定を結んで相互承認するようになった（2019年10月）。こうした自治体間の連携による制度共同利用は各地で独自に広がり、東京都では都内の基礎自治体と協定を結び、都と区、市のパートナーシップ制度の共同化を進めた（2022年11月以降）。この動きは全国へと拡大し、2023年11月には「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」が発足し、19の府県、150の市町村の連携が始まった（第4段階）。こうして基礎自治体から個別に始まったパートナーシップ制度が、全国的な効果を持つようになっている。

③ 同性パートナーシップ認証制度の全国的拡大の意義

法的な家族を自治体レベルで創設することはできず、同性パートナーシップ認証自体には法的効力がない。しかし、同制度は日本における家族をめぐる社会規範の変動を引き起こす効果を発揮しつつある。

第1に、自治体では制度を利用した同性カップルにも事実上、家族としての扱いを認める動きが不十分ながら広がった（公営住宅への入居資格、公立病院での医療同意、民間賃貸住宅の家賃助成、緊急搬送の代理申請、災害弔慰金支給、犯罪被害者遺族見舞金支給など）。

第2に、同性カップルを事実上、家族として扱う動きは、一部の民間企業などの事業所へも拡大した。サービスの対象（顧客）や従業員の福利厚生などで、婚姻に準じて同性パートナーを家族として扱うものである。

第3に、自治体という公から存在を認証されることで、LGBTQ+¹の当事者たちを後押しし、公共的な空間で声を上げることを促す効果があった。同制度の拡大の背景には、地元に住む当事者たちの要請活動があった。地元自治体が自分たちを住民として認知し、公的な制度への包摂を図ったことは、当事者たちの自己肯定感を高めることにもなった。

総じて、自治体の同性パートナーシップ認証制度が、全国へと広がったことは、日本社会が同性愛者だけによって構成されているわけではないことを可視化させ、婚姻平等実現に向けた立法事実の存在を示した。

(2) 同性カップルへの事実婚効力拡大の動き

① 同性カップルの法的扱いにかかわる訴訟の動向

近時の下級審裁判例においては、個別の法律関係における同性カップルの扱いにつき、その保護の範囲を拡大する判断が示されていることが注目される。以下に紹介する2つの裁判例は、いずれも、パートナーシップ関係にある当事者同士の関係性の実態を見て、そこから、それぞれの制度における保護の在り方について判断されている（いわゆる「結婚の自由をすべての人に訴訟」の状況については、(3)において後述する）。

(ア) 同性カップル関係解消と不法行為責任をめぐる訴訟（2020年）

同性カップル関係解消と不法行為責任（東京高判2020（令和2）年3月4日）をめぐる訴訟²は、原告Xが、原告と事実上同性婚の関係にあった被告A及び（後に被告Aと婚姻した）被告Bに対し、被告らが不貞行為を行った結果、原告と被告Aの関係が破綻したと主張して、原告Xが、被告A・被告Bの不法行為に対する損害賠償を求めた事案である。

¹ lesbian, gay, bisexual, transgender, queer など性的マイノリティの総称。

² 第一審：宇都宮地裁真岡支部判2019（令和元）年9月18日判時2473号51頁（一部認容、一部棄却）。第二審：東京高判2020（令和2）年3月4日判時2473号47頁（控訴棄却）。最高裁：最決2021（令和3）年3月17日LEX/DB文献番号25569621（上告棄却、上告受理申立て不受理）。

争点は、原告と被告Aという同性カップルについて、婚姻関係にある夫婦と同様の貞操義務や法的保護が認められるかであった。本判決は、当該同性カップルの関係が、共同生活の実態や周囲への対外的表示などの事実関係に基づいて「婚姻に準ずる関係」にあると認め得る場合には、「少なくとも民法上の不法行為に関して、互いに、婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有するものというべき」と述べ、被告Aについての不法行為責任を認めている³。

(イ) 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件（2024年）

犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件（最判2024（令和6）年3月26日）⁴は、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯給法）5条1項1号にいう「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するかが争点となった事案（遺族給付金の支給をしない旨の裁定の取消しを求めた事案）である。

最高裁は、犯罪被害者等給付金の支給要件中にある「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」（犯給法5条1項1号括弧書き）には、同性のパートナーが該当し得ることを認め、原判決を破棄、差戻しとしている。第一審判決（本件処分当時、同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたとはいえないとして請求を棄却）、第二審判決（犯給法5条1項1号は民法上の婚姻に関する概念により定められており、民法上婚姻の届出をすること自体が想定されていない同性間の関係も含まれ得るとすることは「条文の解釈から逸脱するもの」として控訴を棄却）とは異なり、最高裁が、犯給法に定める制度の趣旨目的から、上記結論を導いていることは大きな意味を有するものであり、「民法上の配偶者」を保護等の対象とするそれぞれの個別法の制度について、同性カップルへの適用可能性について、今一度見直す契機となった⁵。

³ 東京高裁判決の判示には次の言及がある。「そもそも同性同士のカップルにおいても、両者間の合意により、婚姻関係にある夫婦と同様の貞操義務等を負うこと自体は許容されるものと解される上、世界的に見れば、令和元年5月時点において、同性同士のカップルにつき、同性婚を認める国・地域が25を超えており、これに加えて登録パートナーシップ等の関係を公的に認証する制度を採用する国・地域は世界中の約20%に上っており（乙3）、日本国内においても、このようなパートナーシップ制度を採用する地方自治体が現れてきている（甲12、13）といった近時の社会情勢等を併せ考慮すれば、控訴人及び被控訴人の本件関係が同性同士のものであることのみをもって、被控訴人が（中略）法律上保護される利益を有することを否定することはできない」。

⁴ 第一審：名古屋地判2020（令和2）年6月4日民集78巻1号192頁（棄却）。第二審：名古屋高判2022（令和4）年8月26日民集78巻1号224頁（控訴棄却）。最高裁：最判2024（令和6）年3月26日民集78巻1号99頁（破棄差戻し）。

⁵ 最高裁の判示には次の言及がある。犯給法5条1項1号がその括弧書きにおいて「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を挙げているのは、「婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され…そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない」。

② 住民票の続柄で事実婚記載

住民票の続柄記載においては、同性カップルは「同居人」、もしくは一部自治体において「縁故者」と記載されてきた。しかし、2024年5月に長崎県大村市は、住民票の記載は自治事務であり、自治体に決定する権限があると解し、パートナーシップ宣誓制度の受領証を所持している同性カップルに対して、「夫（未届）」という事実婚状態を表す住民票を交付した。

これに対し総務省は、1999（平成11）年1月21日最高裁第一小法廷判決を根拠に、住民票は「できる限り統一的に記録が行われるべきものである」との趣旨から、住民基本台帳法の運用として実務上問題があること、また住民票が各種社会保障等の公証資料となっていることから窓口で実務上支障をきたすおそれがあるとして、これらの趣旨を2024年9月27日に各都道府県等に対して「長崎県大村市からの再照会に対する回答について（情報提供）」の形で発出した（ただしこれらの総務省見解は「助言」であり、最終的な判断は自治体に委ねられている）。

なお、総務省が問題としている点のうち、「各種社会保障の窓口で実務上支障をきたすおそれ」については、住民票には性別欄があるため、同性カップルか否かの判断は容易であり、「実務上の支障は想定できない」との指摘もある⁶。

このような総務省の動きがありながらも、東京都世田谷区、中野区、品川区、足立区など都市部の自治体のみならず、栃木県鹿沼市、香川県三豊市、三重県伊賀市など地方の自治体においても、同性パートナーを「夫（未届）」「妻（未届）」と表記する事実婚状態を表す住民票の交付実務は拡大している。

一方で総務省は、「長崎県大村市からの再照会に対する回答について（情報提供）」の中で、犯給法による遺族給付金事件の最高裁判決をふまえ、各種社会保障における同性パートナーの取扱いが政府で進んでいることから、各種制度の適用取扱いも変更がなされた場合に、制度運営の実態に即して続柄の記載の在り方を検討することにもなるとして、状況を注視していくとの見解を示している。次節において取り上げる政府の検討状況が住民票の記載に対しても影響し得ることを示唆している。

③ 政府における適用法令拡大の検討状況

犯給法による遺族給付金事件の最高裁判決を受け、日本弁護士連合会は2024年3月27日付で「犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件最高裁判決に関する会長談話」を発出した。その中で「今後、犯給法の給付金の実務が本判決の示した方向で運用されることを強く希望するとともに、各法令等における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性の者が含まれるかについて、各法令等の当該規定の趣旨から再検討されることを期待する」と述べ、他の法令において事実婚に適用される法規定を同性パートナーにも適用することを促している[4]。なお、この会長談話にも記載の通り、日

⁶ <https://www.asahi.com/articles/ASS7941YNS79TOLB005M.html>

本弁護士連合会は、2021年2月18日付で「同性の者も事実上婚姻関係と同様の事情にある者として法の平等な適用を受けるべきことに関する意見書」を发出していた[5]。

一方、2024年4月1日付で当事者・支援団体であるLGBT法連合会も声明「犯罪被害者給付金の同性パートナーへの適用に関する最高裁判決について」を发出し、「今後、判決を受け、国や地方公共団体、企業も含めた各組織が、異性の事実婚パートナーを対象とする各種法令及び制度の規定・運用について、同性の事実婚パートナーを対象としていない場合は、その取扱いが適切かどうかを精査する必要性が生じたものと受け止める。その際、法の下での平等の観点から、差別的取扱いを排していくべきであると当会は改めて強調する」としている[6]。

こうした状況をふまえ、超党派の国会議員による「LGBTに関する課題を考える議員連盟」は2024年6月20日に、内閣官房長官に対して、「犯罪被害者支援給付金に関する最高裁判決を受けて、政府において類似の法律の規定について迅速かつ統一的な対応を行うこと」を要請した⁷。

これを受け内閣官房は、2024年内を目途に、各府省に対してその方向性について、2024年末までに報告するよう要請していたが、この2024年内の方向性の検討結果について2025年1月21日に発表した。政府発表によると、24の法令が「『事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』と同一又は類似の文言を含む規定の対象に同性パートナーが『含まれ得る』とされた一方で、130の法令が「更なる検討が必要」とされた。

この際、内閣官房は、「検討の迅速化」を指示する⁸とともに、3つの方針を示している。それぞれ「まず1に、最高裁判決を重く受け止め、その内容を改めてよく吟味するとともに、同性パートナーも「含まれ得る」とされた法令も参考にしながら検討を加速化すること。2つ目に、国会審議で、偏見等に基づく解釈はしてはならないなどの指摘があった点に十分留意すること。3点目に、関連する法令がある場合は、各制度のバランスが保たれるよう、関係府省庁間でよく調整すること」である⁹。

次いで政府は、2025年9月30日に新たに9つの法令を加えた33の法令で法律上同性同士のカップル（同性カップル）が「事実婚」に含まれ得るとする取りまとめ結果を発表した¹⁰。これにより「災害弔慰金の支給等に関する法律」が新たに加わり、災害によって死亡した人の同性パートナーが弔慰金の支給を受ける道が開けた一方で、基本的な社会保障制度である雇用保険、社会保険、年金等については、同性カップルが「事実婚」に含まれる法令とされていない。他方、今回加わった法令の多くが、同性カップルが「できないこと」、同性カップルが「してはならないこと」を定めるもので、同性カップルを男女の事実婚カップルと同程度に「不利益に取り扱う」ものであ

⁷https://www.facebook.com/takeshi.iwaya.9/posts/pfbid02GvT868JgxA7FuTPSP3fJ7H1J4spUXNGXLQ6R4JLpL18wJ3nEiWqZfLVIG63RDjS1?locale=ja_JP

⁸ 2024年内の内閣官房から各府省に対する「要請」に対して、この時点では「指示」に格上げしている。

⁹ こども家庭庁「三原大臣記者会見（令和7年1月21日）」2025年。 <https://www.cfa.go.jp/speech/ba208ad6>

¹⁰ こども家庭庁「三原大臣記者会見（令和7年9月30日）」2025年。
<https://www.cas.go.jp/jp/houdou/20250930.html>

った（例えば、同性パートナーを「特別の利益を与えてはならない法人の関係者」に含める公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令などの4法令）。同性パートナーにも異性婚同様に不利益に扱う法令は適用しながら、権利、利益を与える法令は適用しないという恣意的な解釈をする合理的な理由は示されていない。

確かに、同性カップルを含むという拡張解釈される法令の範囲を拡大する、とりわけ権利、利益を与える法令を含む法令にまで拡大する、すなわち適用法令の拡大により同性カップルに一定の権利を保障するという選択肢もあり得る。しかし、2025年9月30日の政府の取りまとめ結果をふまれば、少なくとも短期的には政府において拡張解釈される法令数を拡大する可能性は低い。加えて、同性カップルを婚姻ではなく事実婚として取り扱おうとすれば、憲法適合性の問題が別途浮上することにも留意する必要がある。結局、法律により同性カップルを婚姻に包摂し、一括して平等に権利を保障するのが最も端的な解決方法であるということになる。

(3) 違憲判決が続く「結婚の自由をすべての人に訴訟」の動向

6件のいわゆる「結婚の自由をすべての人に訴訟」（婚姻平等訴訟）が、2019年2月14日以降、全国5地方裁判所（以下、地裁）（札幌、東京一次、名古屋、大阪、福岡、東京二次）に提起された。訴えは、法的な同性間に婚姻を成立させることができない原告が、国の立法不作為の違法により精神的損害を被ったとして、国に対して国家賠償を請求するという形を取っている[7][8][9]。

同訴訟では、6件の地裁判決のうち5件で、そして6件の高裁判決のうち5件で、違憲判決（ないし違憲状態）が言い渡された。これらの判決では、いずれも国家賠償法上の違法を認めて国家賠償までは容認していないので、原告の請求棄却という結論では一致する。しかも、違憲判決が連続して出されているにもかかわらず、国会は違憲解消のための立法に着手する気配を一向に見せないため、合憲判決の1件を含めて6件はいずれも最高裁へ上告された。

これまでに地裁、高裁計12件の判決が下され、このうち大阪地裁判決（2022（令和4）年6月20日）及び東京高裁（二次）判決（2025（令和7）年11月28日）を除き、10件で違憲判断が出された（表1参照）。違憲判断には慎重な日本の裁判所が、これほど頻繁に違憲判決を示すのは異例のことである。2026年度には最高裁がこれらの訴訟につき最終的判断を下すことが見込まれる。

【表1】下級審6訴訟12件の判決結果整理

審査対象の憲法条項		13条	14条1項	24条1項	24条2項
裁判所	判決年月日	人格的自律権、幸福追求権	法の下 の平等	婚姻の対外的自律性、対内的平等	婚姻・家族立法への要請・指針
札幌地裁	2021.3.17	合憲	<u>違憲</u>	合憲	合憲
大阪地裁	2022.6.20	合憲	合憲	合憲	合憲
東京地裁①	2022.11.30	—	合憲	合憲	<u>違憲</u> (状態)
名古屋地裁	2023.5.30	合憲	<u>違憲</u>	合憲	<u>違憲</u>
福岡地裁	2023.6.8	合憲	合憲	合憲	<u>違憲</u> (状態)
東京地裁②	2024.3.17	—	合憲	合憲	<u>違憲</u> (状態)
札幌高裁	2024.3.17	合憲	<u>違憲</u>	<u>違憲</u>	<u>違憲</u>
東京高裁①	2024.4.26	—	<u>違憲</u>	—	<u>違憲</u>
福岡高裁	2024.9.2	<u>違憲</u>	<u>違憲</u>	—	<u>違憲</u>
名古屋高裁	2024.12.12	—	<u>違憲</u>	—	<u>違憲</u>
大阪高裁	2025.3.25	合憲	<u>違憲</u>	—	<u>違憲</u>
東京高裁②	2025.11.28	—	合憲	合憲	合憲

本分科会作成

① 地裁判決から高裁判決への論点移行

10件の違憲判決のうち、地裁と高裁では、違憲とする憲法の条項、何を違憲と判断したか（違憲判断の対象）には大きな違いがある。地裁が「同性登録パートナーシップ制度の不存在」を違憲としたのに対し、高裁では「同性間婚姻の法的承認の不存在」を違憲とした。

原告は、婚姻を成立させていない現行法の違憲を主張し、婚姻する自由の承認を求めて提訴した。しかし、4地裁5件の判決（札幌、東京一次、名古屋、福岡、東京二次）で違憲審査の対象とされたのは、婚姻を成立させていない法規定ではなかった。

これらの判決が用いる文言は以下のように様々であるが、地裁がその不存在の憲法適合性を論じたのは、「婚姻ではない、婚姻以外の別の家族を制度化したもの」であった。「諸外国で制度化されてきた同性間の人的結合に関する制度」、「婚姻とほとんど同じ法的効果を同性カップルに与える登録パートナーシップ制度」（いずれも福岡地裁判決）の類いの不存在を問題とした。

原告らは、「婚姻以外の制度」を求めてはならず、現在、日本で登録パートナーシップ制度の導入を求める社会運動はほぼ存在しない。それにもかかわらず、なぜ地裁は、登録パートナーシップ制度の不存在を論じ始めたのであろうか。それは憲法 24 条 1 項（特に「両性の合意」「夫婦」という文言）が同性間の婚姻を保障していないとする解釈が背景にある。

日本国憲法

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 24 条 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

従来から学説では、憲法 24 条 1 項が同性間の婚姻とどのような関係に立つかについて、憲法 24 条 1 項は異性婚を保護し同性婚を禁止していると解する禁止説、同項は異性婚のみを保護するが同性婚を法律で定めることも憲法上許容されると解する許容説、同項は異性婚のみならず同性婚をも保護することを要請すると解する要請説¹¹があるとされてきた。このうち、禁止説に立った場合には同性婚に憲法上疑義が生じるため、それを法定するには憲法改正の要否を検討することも必要になるが、許容説及び要請説の場合にはそうした問題は生じない。近時、禁止説を支持するものはほぼなくなり、13 条や 14 条 1 項（ないし 24 条 2 項）とも関連付けて、要請説に傾く見解が有力化しつつある [10] [11]。

6 件の地裁判決はどれも同性婚を禁止する趣旨であること（禁止説）を明確に否定し、許容説に立つ。その上で本条が異性間の婚姻の自由だけを規定したものであり、その射程を同性間の関係に及ぼすことを要請するもの（要請説）ではないとする。こ

¹¹ 「従前の憲法学では、同性婚をめぐる憲法 24 条 1 項の「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」とする規定の解釈をめぐる、大きく 2 つの解釈に分かれていたと考えられる。1 つは、①「両性」という語の存在から、性別二分法を前提とした、文字通りに一方の性（男）と他方の性（女）との合意の意味と解し、同性婚を意図していないとする解釈である。もう 1 つは、②同規定が憲法に入れられた目的は、戸主や親の同意が求められた戦前のイエ制度を前提とする婚姻制度から解放された、個人意思に基づく婚姻制度の構築であることから、「両性の合意のみ」のうちの「のみ」に重きが置かれるのであり、性の多様性などが重視される現在では、異性間のみならず同性間の婚姻についても、憲法上の「両性」や「夫婦」という語の存在にかかわらず、承認されてよいとする立場である。なお、①の立場の場合でも、憲法の観点から同性婚を「禁止」する説と「許容」する説とが考えられるし、②の立場の場合には、同性婚を「許容」する説（さらに論者によっては「要請」する説）が、類型上観念されよう。」新井誠「WJ 判例コラム第 243 号同性婚訴訟～札幌地裁令和 3 年 3 月 17 日判決～」(文献番号 2021WLCC013)より

うした判断の根拠は、憲法制定時の経緯及び本条が用いる「両性」「夫婦」という文言に求められている。

国語的な文言の持つ重み（＝原意主義¹²）が、同性婚の制度化が憲法上要請されると解する立場にとっての障壁となって立ちはだかっていた[12]。そこで札幌地裁が注目したのが「法の下での平等」を定めた14条1項であり、東京地裁一次、名古屋地裁（同時に14条1項も）、福岡地裁、東京地裁二次が着目したのが、24条2項の「家族に関するその他の事項」という文言であった。後者は、婚姻を認めないことを24条1項に反して違憲であるとまではできないとしても、家族形成すら認めないことを24条2項は是認していないとした。

原告らは婚姻の欠落について憲法判断を求めたのであるから、本来、それだけを判断して簡単に合憲とできたはずである。しかし、諸地裁判決はあえて原告の主張を拡張し、家族の欠落について審査し、違憲の結論を導いた。「さまざまな観点から、同性カップルの権利を守ろうとした」¹³結果にほかならない。特に24条2項への着目が、高裁段階での昇級を引き出した。主戦場は24条1項から同2項へと移されたのである。

2024年3月、最初の高裁違憲判決となった札幌高裁判決は、地裁判決から一転して、違憲審査の対象を「婚姻以外の制度」から婚姻制度そのものの欠落へと引き戻した。その後、高裁判決では、いずれも婚姻できないこと自体について審査を行い、5件が違憲の結論を導いた。高裁判決5件は24条2項（及び14条1項）違反の結論で一致した（これに加えて、札幌高裁では24条1項、福岡高裁では13条にも違反）。

高裁が地裁とは異なり、婚姻可否問題に焦点を絞るようになったのは、「別制度」を押し付けることは、「分離すれど平等」論¹⁴にほかならず、同性愛者を二級市民化するものとして、原告や弁護団が断固拒否する主張を展開したことが背景にある[13]。

② 2種類の高裁違憲判決

5件の高裁違憲判決は、2つのタイプに分かれる。

1つは憲法上の権利（ないし利益、24条1項ないし13条）への侵害に加えて、平等原則（14条1項）、個人の尊厳違反（24条2項）を併用する複線戦略（札幌高裁、福岡高裁）であり、もう1つのタイプが平等原則と個人の尊厳違反だけを理由とする単線戦略である（東京高裁、名古屋高裁、大阪高裁）。

複線戦略をとる札幌高裁と福岡高裁では、依拠した憲法上の根拠に違いがある。

¹² 法解釈に当たっては、当該法の制定時の意図（original intent）又は文言（text）を重視した解釈を行うべしとする解釈方法論。後者については文言主義（textualism）と分類されることもある。アメリカ合衆国で1980年代以降、主に保守派を中心に主張されるようになった。

¹³ 毎日新聞社説「同性婚巡り5高裁『違憲』 早期実現は国会の責務だ」2025年4月6日。

¹⁴ アメリカ合衆国の判例（Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537 (1896)）法理。19世紀から20世紀にかけて主に南部諸州で採用されていた人種別学をはじめとする人種隔離政策を、連邦憲法修正14条の定める平等原則に違反しないものとして正当化するための論拠として用いられた。後に判例変更（Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954)）がなされ、現在ではこの平等原則の解釈は否定されている。

札幌高判は歴史的経緯と文言の障害を乗り越えて、正面から24条1項が直接、同性間の婚姻も保障しているとした。学説では24条1項でストレートに同性間の婚姻の自由を保障しているとの解釈(=要請説)をとるものが現れていたが、高裁がこれを採用したことは、衝撃をもって受け止められた。札幌高裁のこの判断は、13条、24条2項をふまえることで導かれている。

これに対して福岡高判は、同性間の「婚姻の成立及び維持について、法制度による保護を受ける権利」が、13条によって保障されていると構成した点で画期的である。「互いに相手を伴侶とし、対等な立場で、終生的に共同生活をするために結合し、新たな家族を創設したいという幸福追求の願望は、両当事者が男女である場合と同性である場合とで何ら変わりがないから、幸福追求権としての行為の成立及び維持について、法的な保護を受ける権利は、男女のカップル、同性カップルのいずれも等しく有しているものと解される」(福岡高判)と説示する。

他方、単線戦略をとった東京高判(一次)は、「配偶者としての法的身分関係の形成ができること」を、「安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すもので、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」(東京高判1次)と捉える。その上で、「同性間の人的結合については、婚姻の届出に関する民法739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別的取扱いするものであって、14条1項、24条2項に違反するというべきである」とした。

名古屋高判では、婚姻としての人的結合の形成を「個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」、大阪高判でも「重要な人格的利益」と位置付け、これを認めない現行法を14条1項、24条2項に違反すると結論付けた。この法的利益を憲法に保障されたものとはしていないが、結論としては個人の尊厳を著しく損ない、法の下での平等原則に反するとした。

複線戦略は、同性間の婚姻関係形成も憲法(24条1項ないし13条)が要請した実体的な権利(ないし利益)と捉えるのに対して、平等原則(14条1項)や個人の尊厳違反(24条2項)だけに依拠する単線戦略の方は、婚姻権を憲法によって要請されたものとまでは見ないという違いがある。とはいえ、5件の高裁判決は、最高裁に対して14条1項及び24条2項違反を導くのに、2つの選択肢を示したことになる。

③ 唯一の高裁合憲判決

最後の高裁判決となった東京高裁(二次)だけが、一転して合憲判断を下した。本判決では、「性自認又は性的指向に従った法令上の取扱いを受けることは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益と位置づけられ」、「同性の者同士が、永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営む人的結合関係は、一つの家族の姿として社会的承認を受けている」とした。その上で国が「漫然と当該

施策¹⁵の実施を怠り、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別が生ずる状況を放置しているものとして、控訴人らとの関係で、国家賠償法1条1項の適用上違法となる場合もあり得る」と判示した。しかし、他方で「同性の者同士の結合関係が憲法24条の『婚姻』に含まれ、又はこれに同条1項の類推適用がされるとは解されず、同性の者同士が憲法上『婚姻』の自由を保障されているとはいえない」とし、具体的な制度の構築は国家の立法裁量に属するとした。その上で結論としては、「一の夫婦とその間の子」の結合体を1つの家族の姿として想定する本件制度設計自体はなお合理的なものであり、「同性の者同士に係る家族に関する法制度の不存在を原因として本件区別取扱いが生じていることについては、憲法24条2項が立法府に与えた裁量権を考慮した場合に、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づかないとまで断じることが困難であり、憲法14条1項に違反するとまではいえない」として、合憲判断を導いた。

この理路は、いかなる人的結合関係が憲法24条1項のいう「婚姻」に含まれるかは立法裁量で決せられるとする立場、すなわち学説の分類でいえば許容説に立ちつつ、憲法24条2項及び14条との関係では、大阪地裁を除くこれまでの諸判決では否定されていた伝統的な「婚姻＝生殖目的」論により同性婚排除を正当化するものである。婚姻を個人の権利の側面からではなく、「世代を超えた国民社会の維持」という国家の側から立論することで区別取扱いを合憲とする特異な判決である。

④ まとめ

憲法24条1項が同性婚を禁止しているか否かについては、禁止していないとの一致した見解が地裁段階で既に示されている。この見解は学説の大勢とも共通しており、既に決着した論点といえるだろう。また、現行の婚姻制度から同性同士の結合関係が排除されていることの憲法24条2項及び14条1項適合性について、婚姻を生殖目的と結び付けることでこれを正当化する大阪地裁、東京高裁（二次）が採用した論理、及び同性婚に対する社会的承認の不足を法的承認拒否の正当化理由とする地裁判決の説示は、5つの高裁違憲判決によって明確に否定された。最高裁がこれらを採用するのはハードルが高いであろう。結果として、最高裁に残された論点は、同性間の婚姻を認めていない現行制度が違憲性を帯びるとしてその根拠を憲法のどの条文に求めるのか（単線戦略か、複線戦略か）、違憲性を治癒するために必要な制度はいかなるものに尽きる。

5件の高裁違憲判決のうち複線戦略をとる2判決では婚姻権を直接、憲法により保障されると考えるので、立法裁量は極めて狭い。これに対して単線戦略ならば、平等原則、個人の尊厳審査がクリアできれば、婚姻以外の制度であっても憲法審査をクリアできる可能性がわずかであるが残り得る。ただし、その場合には新たに設けられる

¹⁵ 被控訴人の関係行政機関が実施する「LGBT理解増進法に基づき、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策」を指す。

婚姻以外の制度の憲法適合性の問題（「分離すれど平等」論や二級市民化の弊害がここでは争点となる）が別途浮上することになる。最高裁が婚姻でなければならぬとするのか、婚姻以外の制度選択も許すのかは、最大の注目点となろう。以上のように、婚姻平等訴訟を通して、地裁・高裁の判決ではほぼ論点を出し尽くしているように思われる。最高裁が、これら下級審のどの説示を踏襲するのか、それとも新たな憲法論を展開するのが注目される¹⁶ [14]。

(4) 同性間の婚姻に関連するその他の裁判の動向

婚姻の平等に関連する訴訟・審判は、同性間の婚姻を認める規定が存在しないことの憲法適合性を争う前記訴訟のみではない。2017年提言発出以降に限っても、様々な形で訴えが提起されている。大きく3タイプを紹介しておきたい。

① 同性間の婚姻に対する司法の承認を求める訴え

第一に、同性間の婚姻に対する司法の承認をより直接的に求める訴えが存在する。婚姻は「戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」（民法739条）とされているところ、現行の民法では「夫」又は「妻」（民法750条等）という文言が用いられ、また、戸籍法は届出事項を定めるに当たって「夫婦」（戸籍法74条）という文言を用いている。これらを理由として、現在の戸籍実務では、同性の者二名を当事者として届け出られた婚姻届については不適法であるとして不受理とする取扱いが行われている。

2024年には、この婚姻届不受理処分に対する不服申立ての家事審判が仙台家庭裁判所（以下、家庭裁判所を家裁と略）に申し立てられた（2024（令和6）年2月14日における仙台家裁への家事審判の申立て¹⁷）。これは、民法及び戸籍法の前記規定を憲法適合的かつ合理的に解釈することによって婚姻届を受理することが可能であるとして、司法上の救済として、戸籍事務を管掌する自治体の長に婚姻届を受理すべきとの審判を求めるものである。上述(3)で触れた各訴訟が国会の立法不作為を問題にするのに対し、より直接かつ迅速な救済を求める点に特徴がある。

② 同性間の親密な関係に対して法律婚と同等の取扱いを求める訴え

第二に、直接同性間の婚姻の承認を求めるものではないが、同性の者二名を当事者とする親密な関係から派生する法的身分等について、法律婚と同様の取扱いを求める訴えが存在する。

¹⁶ 自己決定権の内容に婚姻の自由・家族形成権を含むことについては、学説上はほぼ異論はない。佐藤幸治「家族関係は…個人の自己実現・自己表現という人格的価値を有するが故に、基本的には、人格的自律権の問題と解される。この問題は…憲法24条の法的性格・内実をどう捉えるかに関係してくるが、24条の解釈が未だ必ずしも定まっていな中で、家族の形成・維持にかかわる事柄の根本は人格的自律権（自己決定権）にあることをまずは確認しておきたい」（『日本国憲法論〔第二版〕』（成文堂、2020年）214～215頁）などを参照。

¹⁷ <https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000134>。なお、30年来生活を共にした本件審判の申立人の1人が、審判が下される前の2025年12月に死亡したが、残された一方当事者のみにより手続は続けられた。

例えば、婚姻の効力の1つに夫婦が同一の氏を称することがある（民法705条）。婚姻によらず氏を変更するには原則家裁の許可が必要とされており、また、「やむを得ない事由」がある場合に限られている（戸籍法107条1項）。これに対し、名古屋家審2025（令和7）年3月14日は、同性パートナーと同じ氏への変更の許可を求める申立てについて、当事者らが異性同士の夫婦と実質的に変わらない生活実態にあると認め、氏が異なることが性的指向の詮索につながり、社会生活上の著しい支障を生じるとして「やむを得ない事由」に当たるとした。

また、出入国管理及び難民認定法（入管法）は、「日本人の配偶者等」（別表第2）の在留資格で外国人が日本に在留することを認めている（入管法2条の2第2項）。しかし、現在の入管実務では、法律上同性の者については、外国で婚姻をしても「日本人の配偶者等」の在留資格を得ることができない。なお、法務省通知（法務省管第5357号平成25年10月18日）によれば、外国人同士の同性婚については、当該外国人当事者の各本国で有効に成立している場合は、人道的観点から「特定活動」への在留資格変更が許可されるとしているが、日本人と外国人とが国外で法的に有効な同性婚をしていたとしてもこの通知の対象外である。

こうした実務の下で、2019年には本国で日本人と法的に婚姻関係を結んでいる外国人が、「日本人の配偶者等」の在留資格と同等の資格である別表第2の定める定住者の在留資格への変更を求めて訴えを起こした。一審は、在留資格変更の訴えそのものは却下したものの、日本人の同性婚の相手方である外国人に前記通知の射程が及ばないとするには合理的な根拠があるとはいえず、憲法14条の趣旨に反するとした（東京地判2023（令和5）年9月30日）。なお、最高裁は、上告理由に該当しないとして申立人の訴えを退けている（最決2025（令和7）年2月20日¹⁸）。

③ 同性間の婚姻が認められない不合理の訴え

第三に、性同一性障害特例法との関係で、同性間の婚姻が認められていないことによって生じる不合理を訴えるものも存在する。性同一性障害特例法3条1項2号は「現に婚姻をしていないこと」を性別変更の要件としている。この非婚要件は、異性間においてのみ婚姻が認められている現在の婚姻秩序に混乱を生じさせかねない等の配慮に基づく規定と解されている。これについて最高裁は、2020年に、同規定が「同性婚という現行法秩序において解決困難な問題の発生を回避する必要があることに基づく」とした上で、「性的少数者による新しい家族の形をどのように法的評価していくかは基本的には立法政策に委ねられている」として違憲の訴えを退けている（最決2020（令和2）年3月11日）。

しかし、その後も立法による解決はなされず、2024年には新たに同種の申立てがなされたが、京都家裁は、同性婚を認めない民法等の諸規定の合憲性について、各地の下級裁判所が相次いで憲法違反又は違憲状態である旨の判断をしていることを受け、

¹⁸ <https://www.call4.jp/file/pdf/202503/03027ab10b72c094b04585630fd9cf75.pdf>

「少なくとも婚姻（継続）の自由又は権利は、憲法 13 条及び 24 条 1 項によって保障された人権として認める余地はある」としつつも、国会の立法裁量を理由に「非婚要件が、直ちに憲法 13 条、24 条に反して無効となると解することはできない」とした（京都家決 2025（令和 7）年 3 月 19 日¹⁹）。続いて本事件の抗告審である大阪高決 2025（令和 7）年 9 月 25 日²⁰でも、「現に婚姻をしている者について性別の取扱いの変更を認めた場合、異性間においてのみ婚姻が認められている現在の婚姻秩序に混乱を生じさせかねない」との配慮から設けられた要件であり、合理性を欠くものとはいえないとして、国会の裁量の範囲を逸脱しないとして、抗告を棄却した。結局、性別取扱い変更のための未婚要件の撤廃は、同性間にも婚姻を成立させる法ができなければ、実現が難しいことが明らかとなった。

また、2025 年には、日本人と法的な婚姻関係にある外国人が、本国で性別を変更し、日本において住民票の性別記載の変更を求めたところ、住民票の続柄を配偶者ではなく縁故者にするよう求められたことにかかる国家賠償請求訴訟について、請求を棄却する判断が下されている（東京地判 2025（令和 7）年 6 月 11 日）。2020 年の最高裁決定から既に 5 年が経過しており、また、この間の同性婚をめぐる下級裁判所の判断が蓄積されていることを思えば、立法による解決又は最高裁による明確な判断が望まれる。

さらに、民法 779 条以下で規定されている認知の制度は、血縁上の親子関係を前提に法律上の親子関係を形成するものであり、同 787 条は子等に認知請求権を認めているが、被申立人の性別について特段の定めは置かれていない。2004 年に性同一性障害特例法が施行されるまでは、法律上の父となり得る者の性別が例外なく男性であることにつき疑義が生ずる状況にはなかったが、生殖補助医療の発展や特例法の施行により、異なる事態が生じ得ることとなった。これに対して最高裁は、2024 年、「嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる」との判断を示した（最判 2024（令和 6）年 6 月 21 日）。

この判決それ自体は、血縁上の父子関係を有する者から監護、養育、扶養を受けることのできる法的地位を取得したり、その相続人となったりすることに対する子の福祉及び利益を保護する趣旨のものであるが、原審（東京高判 2022（令和 4）年 8 月 19 日）が、性同一性障害特例法 4 条 1 項によって「民法その他の法令の規定の適用について」性別が男性から女性に変わったものとみなされる者は、民法 787 条の認知請求の相手方となる「父」に含まれないと解釈したのは、同規定が生殖補助医療の発展や性同一性障害特例法による性別変更の可能性等を想定していない時期に制定されたものであり、その当時の解釈に依拠したことによる。このような解釈実務の混乱を避けるためにも、立法による制度の整備が求められる。

¹⁹ <https://www.call4.jp/file/pdf/202503/7c79f1b2ef6aa4769023318901a1d1d3.pdf>

²⁰ <https://www.call4.jp/file/pdf/202511/3b49561c76df585cef0582120166d623.pdf>

(5) 最高裁判決への展望

このような婚姻平等をめぐる近年の国内外の状況は、司法府と立法府とが協働して問題の解決に当たることが喫緊の課題であることを示している。2018年、日本で婚姻平等に関わる法案が最初に国会に提出されてから、既に8年が経過した。しかし、立法府による解決の道筋はいまだ示されていない。

婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築は「第一次的には国会の合理的な立法裁量」（再婚禁止期間違憲判決：最大判2015（平成27）年12月16日）に委ねられているとしても、その裁量には限界がある。民法及び戸籍法等に同性間の婚姻を認める規定が存在しない現状が憲法13条、14条1項又は24条2項に違反するとの判断が複数の下級裁判所で下されている以上、最高裁が明確な憲法判断を示し、立法府に対して憲法の定める「要請、指針」がいかなるものかを具体的に示すことは、憲法によって違憲審査権を付与された司法機関の使命である。

具体的には、以下の2点についての判断が望まれる。

① 同性間の婚姻を認める規定が存在しない状態が違憲であることについての明確な憲法判断

民法及び戸籍法等に同性間の婚姻を認める規定が存在しない状態が違憲であることについて、明確な憲法判断を示すべきである。日本国憲法上、婚姻に関わる条文としては家族形成を含む自己決定権を保障する13条後段、平等原則を定める14条、婚姻の自由を定める24条1項、婚姻及び家族に関する事項について立法裁量の限界を定める24条2項、そして、個人の尊厳を規定する13条前段などが挙げられる。

しかしながら、これらの条項の法的意味が裁判上問題になることは従来ごく稀であって、学説も十分に議論を尽くしてきたとは言い難かった。こうした状況を大きく変化させたのが24条2項の法的意味を初めて明らかにした2015年の再婚禁止期間違憲判決であり、上述(3)(4)で言及した一連の訴訟である。

2017年提言時点において、司法実務における24条解釈はまだ議論の端緒に終わったばかりであった。しかし、(3)で触れた通り、一連の訴訟過程を通じて24条解釈を含む日本国憲法上の「婚姻」の位置付けをめぐって、様々な角度から検討がなされ、今日では議論は既に成熟したとあって良い。最高裁には、これまでの議論の蓄積をふまえて、明確な判断をすることが望まれる。

② 立法府に対して婚姻への包摂を求める判断

最高裁には、これまでの議論の蓄積をふまえて、立法府に対して明確な指針を示すことが求められる。

婚姻は民法その他多くの法令にまたがる制度であり、最高裁による違憲判断だけで当事者に救済が得られるわけではなく、立法府による制度設計及びその実現のための法改正等が必要である。国際的な動向や日本の国会でこの問題が認識されてから既に一定期間が経過していることを思えば、実現を先延ばしにすることは立法の怠慢であ

ると批判されるおそれも高い。また、(4)で言及したように、現行法は既に性同一性障害特例法など他の法令との間で軋轢を生じさせており、現時点では矛盾箇所を解釈によってつじつま合わせをしている状態であり、その調整も喫緊の課題となっている。したがって、違憲判断が下された後には、立法府には迅速な対応をとることが求められる。

婚姻及び家族に関する事項については一定の立法裁量が認められることには異論はない。しかし、その立法裁量にも限界があり、(3)で触れた諸判決では、違憲判断後に求められる制度の有り様についても検討がなされている。とりわけ、初期の判決が「婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しない」(札幌地判 2021 年 3 月 17 日) 現行法を問題としており、今後の制度設計に幅を持たせていたのに対し、高裁段階では「同性のカップルに対し、端的に、異性婚と同じ法的な婚姻制度の利用を認めるのでなければ、憲法 14 条 1 項違反の状態は解消されるものではない」とし、「本件諸規定のうち、同性カップルを婚姻制度の対象外とする部分」が憲法違反であると断じるものも登場している(福岡高判 2024 年 12 月 13 日)。(7)で触れる諸外国の動向²¹を見ても、異性婚と異なる法的制度による解決は、後に更なる違憲訴訟を招くおそれもある。それゆえ最高裁には、立法府に対して婚姻を同性間にも開放するよう求める明確な指針の提示が望まれる。

(6) 同性婚(婚姻平等)をめぐる世論の動向

日本でも、同性婚をめぐる世論は、この 10 年余りで大きな変化を遂げている。2010 年代半ばと比べても、大きく変化し、同性婚の法制化を支持する割合が増えている。政府による調査、学術的調査、マスコミによる世論調査のどれを見ても、同性婚の法制化を支持する意見が多数派である。同性婚肯定派の比率は、国際比較で見ても、同性婚を既に導入した台湾よりも高い。以下、具体的に確認しておく。

① 国際的にみた日本の世論

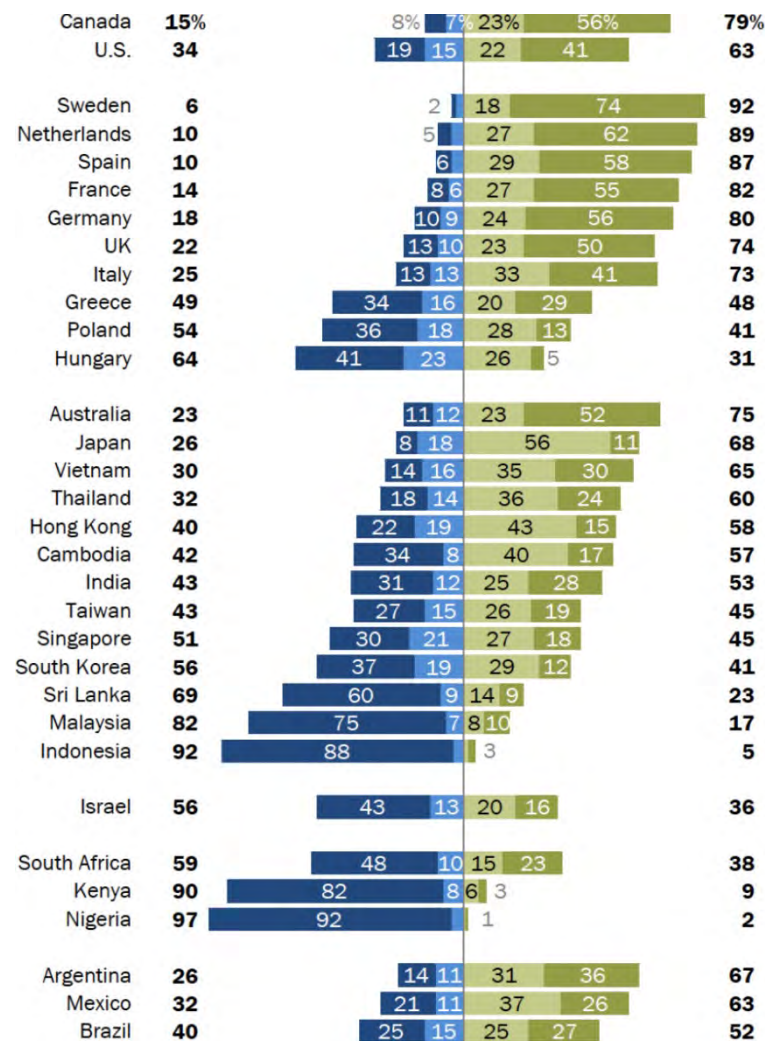
日本の世論が国際的にどう位置付けられるかを把握するために、Pew Research Center が取りまとめている 2023 年に実施された複数の調査 (RELIGION IN EAST ASIA SURVEY、SPRING 2023 GLOBAL ATTITUDES SURVEY、RELIGION IN SOUTH AND SOUTHEAST ASIA SURVEY) において同性婚への賛否を尋ねた 32 か国の結果を見ておこう [15]。これらの調査は、各国で RDD 方式 (すべての可能な電話番号から無作為抽出した番号に電話をかける方法) などの方式によって対象が抽出されている。

日本調査の結果を見ると、「強く賛成」が 11%、「やや賛成」が 56%、「やや反対」が 18%、「反対」が 8% である。「強く賛成」と「やや賛成」を合わせた賛成割合は 67% で、反対割合の 26% を大きく上回っている。日本における賛成割合はヨーロッパ諸国

²¹ BverG, Urt. vom 7. 7. 2009-1 BvR 1164/07.

に比べるとやや低いものの、同性婚が可能である台湾を含むアジア諸国の中では高い（図1参照）²²。

【図1】 32か国における同性婚に対する考え方
 ゲイやレズビアンが法的に結婚できるようにすること：
 (反対側の%) 強く反対 反対 賛成 強く賛成 (賛成側の%)



出典[15]

② 近年の調査結果

2020年代以降の同性婚をめぐる世論を概観する。このトピックに関する政府による調査、学術的調査、全国的な報道機関が実施した以下の調査結果は、どれも同性婚の法制化を支持する意見が多数であることを示している。

²² 設問は「あなたは、ゲイやレズビアンが法的に結婚できるようにすることに、強く賛成、やや賛成、やや反対、それとも強く反対ですか」。

政府による調査で同性婚の法制化への賛否を正面から捉えようとするものはほぼ皆無であるが、国立社会保障・人口問題研究所（厚生労働省の試験研究機関）が2022年に実施した調査[16]において、同性婚の賛否を尋ねている。同調査によると、集計対象とした有配偶女性5,518人のうち、同性どうしの結婚を法律で認めることに「まったく賛成」は22.6%、「どちらかといえば賛成」は40.0%、「どちらかといえば反対」は14.8%、「まったく反対」は5.4%（不詳17.3%）であった。「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせると62.6%、「どちらかといえば反対」と「まったく反対」を合わせると20.2%で、賛成割合が反対割合より40ポイント以上多い²³。

学術調査に目を向けると、2023年に実施された「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」[17]では、「同性カップル（女どうし・男どうしのカップル）が、法的に結婚できる制度」に対し、「賛成」が53.4%、「やや賛成」が29.8%、「やや反対」が9.5%、「反対」が6.1%であった。「賛成」と「やや賛成」を合わせると83.2%で、「やや反対」と「反対」を合わせた15.6%を大幅に上回っている²⁴。

荒井勝喜総理大臣秘書官（当時）が2023年2月3日、官邸での取材において性的マイノリティや同性婚に関して差別的発言をしたことで更迭されたことを受け、2023年2月にはNHK、朝日新聞社、共同通信社、NNN（日本ニュースネットワーク）・読売新聞社、毎日新聞社、産経新聞社・FNN（フジニュースネットワーク）、日本経済新聞社、JNN（ジャパンニュースネットワーク）など多数のマスコミが、同性婚の賛否を問う設問を含めた世論調査を実施した。内容を直接確認できた8つの調査の結果²⁵を見ると（うち1件は2023年5月実施）、調査主体や設問の用語選択にかかわらず、同性婚を法律で認めることに賛成する割合は54%から72%、反対する割合は18%から29%で、やはり賛成割合が反対割合を大きく上回っている。

このほか2025年3月から4月にかけて行われた共同通信社による調査²⁶でも同様に、「同性婚は認める方がよい」と回答した割合は71%、「認めない方がよい」と回答した割合は26%であった。

²³ 設問は「男性どうしや、女性どうしの結婚（同性婚）を法律で認めるべきだ」。集計対象である有配偶女性5,518人、不詳を含めた回答分布を公表資料より算出。2022年に厚生労働省によって実施された国民生活基礎調査において選定された5,530国勢調査区から無作為抽出された300調査地区の16,470世帯のうち15,461世帯に調査票を配布し、9,661票を回収。調査の主対象である有配偶女性が回答した5,518票を集計。詳細は国立社会保障・人口問題研究所（2024）を参照。

²⁴ 設問は「同性カップル（女どうし・男どうしのカップル）が、法的に結婚できる制度」。住民基本台帳から18歳から69歳の18,000人を層化二段無作為抽出法によって抽出し、17,855人に調査票を郵送、回答者数5,339人、有効回収率29.9%。

²⁵ 8つのメディアによる調査は以下を参照。NHKは<https://news.web.nhk/senkyo/shijiritsu/archive/2023/02.html>、朝日新聞はhttps://www.asahi.com/articles/ASR2M7VBOR2MUZPS001.html?iref=pc_photo_gallery_breadcrumb、共同通信は<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA1375E0T10C23A2000000/>、NNN・読売新聞は<https://www.ntv.co.jp/yoron/dmxcjxkppajnaarw.html>、毎日新聞は<https://mainichi.jp/articles/20230219/k00/00m/010/135000c>、産経新聞・FNNは<https://www.fnn.jp/articles/-/488784>、日本経済新聞は<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA253J70V20C23A2000000/>、JNNは<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/463899>。

²⁶ 2025年3-4月の共同通信の調査は<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA021MT0S5A500C2000000/>を参照。

③ 属性による違い

上記で見たように、世論は同性婚の法制化を支持しているが、賛否割合は年齢や性別などの属性によって異なる。

年齢別では、年代が若い方が、性別では、男性よりも女性の方が、賛成する割合が高い。例えば、2023年に実施された「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」[17]において、「同性カップル（女どうし・男どうしのカップル）が、法的に結婚できる制度」に「賛成」もしくは「やや賛成」と回答した割合を年齢10歳階級別に見ると、18-19歳では94%、20代では92%、30代では86%、40代では85%、50代では82%、60代（調査時の70歳を含む）では74%である。強い意見であるとみなせる「賛成」回答のみを年齢10歳階級別に見ると、18-19歳では71%、20代では72%、30代では62%、40代では55%、50代では46%、60代（調査時の70歳を含む）では39%で、年齢による違いが顕著である。

出生時の性別によって見ると、「賛成」もしくは「やや賛成」と回答した割合は、男性では75%、女性では90%で、15ポイントの差がある。強い意見とみなすことのできる「賛成」と回答した割合は、男性では44%、女性では61%で、18ポイントの差がある。

④ 経年変化

同性婚をめぐる世論は、この10年余りで大きな変化を遂げている。2010年代半ばと比べても、大きく変化し、同性婚の法制化を支持する割合が増えている。

「性的マイノリティについての意識：2015年全国調査」[18]、同「2019年全国調査」[19]、2023年の「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」は、対象者の抽出方法が同一であるため（住民基本台帳から層化二段無作為抽出法）、2015年、2019年、2023年の経年変化を見ることができる。

これらの調査で共通する年齢層20-69歳の回答を取り出してみると、同性どうしの結婚の法制化に賛成する割合は、2015年では56.1%、2019年では15ポイント増の71.3%、2023年では12ポイント増の83.0%である。強い意見を持つとみなすことのできる「賛成」の回答のみを見ると、2015年では16.2%、2019年では29.6%、2023年では53.0%で、それぞれ13ポイント増、23ポイント増と、著しい増加が見られる。

なお、「性的マイノリティについての意識：2015年全国調査」[18]、「性的マイノリティについての意識：2019年全国調査」[19]、では、「同性間の婚姻を法的に認めること」への賛否を尋ねた一方で、「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」では「同性カップル（女どうし・男どうしのカップル）が、法的に結婚できる制度」について尋ねている。2015年・2019年調査と同じ質問文を2023年で用いた場合、数値が小さくなるのか大きくなるのかは分からない。それを調べるためには、別途研究を行う必要がある。

⑤ 同性婚法制化の賛否の根底にある考え方

同性婚に対する賛否のみでなく、同性婚というものをどのように捉えているのかも重要な点である。そうした角度から「性的マイノリティについての意識：2019年全国調査」[19]の結果を紹介する。同性婚の見解をいくつでも選べる形で尋ねたところ、選択割合が最も多いのは、「誰にも平等に、結婚する権利がある」(56.3%)、ついで「愛し合っていればよい」(43.0%)であった。

その他の肯定的な見解では、「新しい家族のあり方につながるのでよい」(27.2%)、「海外で認められているから、日本でもあってよい」(24.3%)が2割台の回答者に選ばれた。否定的な見解とみなすことのできる、「結婚は男女に限るべきである」(15.2%)、「伝統的な家族のあり方が失われる」(14.0%)、「海外ではあり得るかもしれないが、日本の社会にはそぐわない」(13.2%)はいずれも1割台であった。「生殖にむすびつかないから好ましくない」の選択割合は1割に満たず、8.4%であった。反対する根拠として頻繁に言及される同意見は、日本全体の中では、少数派であることが分かる。

(7) 諸外国の動向

① 各国における婚姻平等化の動向

婚姻平等化は若干の国においては同性カップルの事実婚としての保障から始まり、婚姻とは別制度による保障を経て、最終的に性別による婚姻の制限を撤廃する(=婚姻平等化)過程をたどってきた。もっとも、すべての国が同じようにこの3段階を経てきたわけではない。婚姻平等化の過程は、各国の歴史や文化、社会制度、そして世論の影響を受けており、その進展のスピードや段階には大きなばらつきがある[20]。

例えば、オランダは1998年に別制度を導入した3年後の2001年に世界で初めて婚姻平等を実現したが、1988年に世界で初めて別制度を導入したデンマークにおける婚姻平等化は2012年であった。また、2000年代半ばの早い段階で婚姻平等を実現したカナダやスペイン、南アフリカなどは、そもそも国レベルでの別制度の段階を経由していない。

キリスト教文化の影響を受けた多くの国では、かつて同性カップルの関係性は刑事処罰(いわゆるソドミー処罰規定²⁷)の対象とされていた。そうした歴史をふまえれば、婚姻平等は性的マイノリティに関する人権保障における重要な試金石といえる。人権が普遍性という特徴を持つとすれば、各国の婚姻平等化の実現過程から日本が学ぶべき点は少なくない。

今日、国際的な人権保障の文脈では、異性カップルと同性カップルの権利保障内容に差異を設けることが不当な差別に当たるのみならず、同性カップルにも法的・制度的枠組みを利用可能とすることは、各国に課せられた最低限の義務とみなされている。

²⁷ 同性間性行為を処罰する規定のこと。かつて、キリスト教社会では、同性間性行為は「ソドミー」という宗教的大罪とされた。

何らの法的枠組みも提供していない日本法は、国際人権法上の義務を果たしているとはいえない。

加えて、人権保障を積極的に促進する国々が、婚姻以外の別制度による保障もまた人権侵害に当たると解釈していることも注目すべきである。例えば、事実婚としての保障の同性カップルへの適用をめぐる裁判や州裁判所による現行法の違憲判断の後押しを受けて成立した2005年のカナダ市民婚姻法の前文は次のように明記している。「民法上の婚姻を平等に認めることだけが同性カップルの差別なき平等な権利尊重であり、婚姻とは別制度であるシビル・ユニオンは同性カップルの平等なアクセスを妨げ、人間の尊厳を侵害しており、カナダ基本権憲章に違反している」。このような理解は、南アフリカやオーストリア、ブラジル、台湾などの司法判断にも共通している。

② 婚姻平等を実現した国

2001年にオランダが婚姻可能なカップルを「異性または同性」と法改正して婚姻平等を実現して以来、婚姻平等を実現した国は39の国・地域に上る(2025年1月現在)。欧米諸国だけでなく、南アフリカ、ラテン・アメリカ諸国にも広がり、特に2010年半ばに急増した。後述のように、現在ではアジア地域にも広がりつつある。

婚姻平等の実現に向けた過程では、立法府における選挙公約の提示や当事者議員の活動、司法府における違憲訴訟や婚姻届の受理判断、さらに憲法改正や婚姻平等の是非を問う国民投票といった直接民主制の手続などが重要な役割を果たしてきた。これには各国の統治体制や社会制度、市民社会の活動、経済事情、国際情勢なども複雑に絡み合っている。もっとも、婚姻は法律によって規律されているため、立法府の決断と、それを人権の視点から監視する司法府の判断が最終的に重要な役割を担う。

③ アジア地域への拡大

婚姻平等は2019年5月に台湾、2023年6月にネパール、そして2025年1月にタイでも実現した。2022年にはシンガポールでソドミー処罰規定が廃止されるなど、アジア地域でも同性カップルの権利保障に肯定的な変化が見られる。

このうち、台湾では、2017年に司法院大法官第748号解釈により、同性カップルに婚姻を認めていない民法を違憲と判断した後、この解釈の施行を目的とする特別法を制定することで婚姻平等が実現した。日本と歴史的・地理的に近接し、家族観を含む文化や価値観に類似性を持つ台湾で婚姻平等が実現したことで、欧米諸国との差異を根拠とする婚姻平等への反対論や慎重論が、説得力に乏しいことを明らかにした[21]。

さらに、19世紀の近代化の歴史や根強い家族主義の規範意識といった点で日本と類似性を持つタイでも2025年に婚姻平等が実現した。タイでは10年以上にわたる別制度による保障に向けた議論に加え、2020年には憲法裁判所により同性カップルの婚姻を認めない現行民法に合憲判決が下されていた。一時は足踏みしているように見えたタイが婚姻平等化に踏み切った背景には、市民活動やメディア・経済界の動きに加え

て、立法府による時宜を得た対応があった。アジア地域における婚姻平等化の流れは、日本法の在り方を考えるための重要な道標となろう。

3 国会での立法化に向けた検討

(1) 野党案の提出と直近の動向

同性婚の法制化に関する野党案は「民法の一部を改正する法律案」として、計4回、国会に提出されている。①2019年6月3日、立憲民主党、日本共産党、社会民主党の議員により衆議院第198国会15号、②2023年3月6日、立憲民主党、無所属の議員により衆議院第211国会3号、③同年3月29日、日本共産党の議員により参議院第211国会7号、④2025年6月19日、立憲民主党、無所属の議員により衆議院第217国会64号である。いずれも審議未了で廃案になっている。

(2) 立法の在り方

① 現在公表されている法案から

直近の立憲民主党等の2025年法案(上記④)は、以下のような内容を持つ。①同性婚の法制化(婚姻は、異性又は同性の当事者が、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずること)、②特別養子縁組その他の養子縁組を異性婚の当事者と同様に行うことができるようにすること、③民法の「夫婦」を「婚姻当事者」に、「父母」を「親」に改めるなど文言の性中立化を提案するものである。

一方、2023年3月15日、公益社団法人Marriage For All Japan—結婚の自由をすべての人に(略称:マリフォー)は「婚姻平等マリフォー法案」を公表した²⁸。同年7月9日、ジェンダー法政策研究所第3回公開シンポジウム「21世紀の人権保障としての婚姻の自由・平等～国際比較から」において、マリフォー案をベースに「実務上の課題と具体的な提案」が報告された[22]。

立憲案もマリフォー案も、現行の婚姻制度を前提に、婚姻する当事者の性別を問わないものであり、制度の骨格は現行法と同じである。すなわち、現行法で定められた婚姻当事者の権利義務規定を適用することから、条文の文言の修正で対応可能である。

同性婚を法制化した各国の規定も同様である。例えば、ドイツ民法1353条「婚姻は、異性または同性の二人の者によって、生涯にわたり締結される。」、フランス民法143条「婚姻は、異性または同性の二者によって締結される。」である。立憲案もこうした規定を提案する。マリフォー案は、性の在り方の多様性に対応し、同性又は異性に限定しない規定を提案する。民法739条1項を「婚姻は、性別のいかんを問わず、二人の当事者が戸籍法の定めるところにより届出ることによって、その効力を生ずる。」と修正する。

性別を前提にする語句の性中立化として、立憲案、マリフォー案は、「夫婦」を「婚姻当事者」に、「夫若しくは妻」を「婚姻当事者の一方」に、「父母」を「親」に、「父

²⁸ <https://www.marriageforall.jp/blog/20230412/>

又は母」を「親の一方」に修正する。養子縁組に関する現行民法の規定は「養親」「養子」なので、修正は不要である。

② 戸籍制度との関係

現行戸籍制度の維持を前提にすれば、1組の婚姻の当事者と氏を同じくする子を単位として戸籍を編製することになるので、届出書式や戸籍の記載事項の語句を性中立化することで対応できる。

例えば、婚姻届書の「夫になる人」・「妻になる人」を「婚姻の当事者」に、「婚姻後の夫婦の氏」を「婚姻後の配偶者の氏」に修正し、「夫の氏」・「妻の氏」のチェック欄を廃止して、どちらかの氏を記載する。戸籍の【配偶者区分】夫、妻欄が、特に記載する必要がないので、廃止する。【父】・【母】欄は【親】に、【養父氏名】【養母氏名】は【養親氏名】に、【親権者】父、母は【親権者】親の氏名に、【届出人】父、母も、【届出人】親の氏名に修正する。

(3) 嫡出推定規定の捉え方

民法772条の嫡出推定は、異性夫婦の生殖行為を前提とする規定として理解されてきた。しかし、2013年12月最高裁²⁹は、トランスジェンダー男性（割り当てられた性別が女性で性自認が男性）がシスジェンダー女性（割り当てられた性別も性自認も女性）と婚姻し、妻がドナー精子で出産した事案において、法的性別を変更した当事者にその性別で婚姻することを認めている以上、婚姻の主要な法的効果である嫡出推定規定を適用すべきであるとして、当該夫婦の嫡出子として戸籍記載することを認めた。すなわち、嫡出推定規定は、夫と子との間の生物学上の親子関係（血縁関係）を推定する規定ではなく、法律上の親子関係の存在を推定する規定なのである。したがって、同性婚を法制化すると、性別を問わず、また、自然生殖か生殖補助医療の利用かを問わず、婚姻当事者が子をもうけた場合における法律上の親子関係成立の規定として位置付けることが可能になる。

そこでマリフォー案は、民法772条1項「妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。」を「婚姻の一方当事者が婚姻中に懐胎した子は、他方当事者の子と推定する。」に修正することを提案している。例えば、女性カップルがドナー精子によって懐胎した場合、出産したパートナーは出産した者として法律上の親となり、パートナーの相手方はこの規定により、法律上の親となることになる。子には法律上の親が二人おり、成育を確保することができる。

(4) 法制審議会ないし議員立法の展望

仮に最高裁が同性婚を定めていない現行民法・戸籍法を違憲と判断しても、同性婚の法制化に消極的な政党が一定数存在する現状³⁰では、国会で法制化が実現するまでに時

²⁹ 最3小決平成25〔2013〕・12・10民集67巻9号1847頁。

³⁰ マリフォーが実施した2025年7月20日参議院選挙に向けた各政党へのアンケート（7月8日）によれば、①同性婚法

間がかかることも考えられる。

そこで、夫婦同氏を強制する民法 750 条及び関連する戸籍法規定が違憲とされた場合の対応と同様、応急的な手当が必要である。すなわち、届出書式や戸籍の記載事項の語句を性中立化するなどの改正がなされるまでは、最高裁の判断に基づき戸籍事務管掌者は同性カップルの婚姻届書を受理し、婚姻届受理証明書の交付により、当事者の婚姻関係の公証を確保することが可能である。

4 見解

(1) 国内外の急速な変化に対応すべく、立法府及び政府は、同性間にも婚姻を成立させるよう速やかに法改正を行うべきである。

2017 年提言で指摘した婚姻の性中立化を図る立法措置はまだ実現されていない中、この提言以後、日本国内及び国際社会では大きな変化（同性パートナーシップ制度の全国への拡充、事実婚としての効力の承認拡大、各種訴訟での違憲判断の積み重ね、世論動向の変容、諸外国での婚姻平等化の一層の進展など）が生じている。こうした動向は、いずれも法改正により同性間にも婚姻を成立させることを、2017 年時点にも増してより強く迫っている。同性婚の法制化による婚姻平等の実現は急務である。

(2) 婚姻平等のための迅速な立法化を行うべく、最高裁判決を待つことなく政府は直ちに具体的な法改正に向けた検討作業を始めるべきである。

2026 年度にも予想される最高裁による憲法判断を控えて、婚姻平等のための迅速な立法化を行えるよう、政府は直ちに具体的な法改正に向けた検討作業を始めるべきである。同性婚訴訟では合憲とした判決を含めて、同性カップルに対する法的な保障を要するという点では一致している。いたずらに時間をかけると、法的保障を欠く不安定な生活を送ることを現に余儀なくされている当事者の中には、それだけ失意の内に生涯を終える者が多くなる。

(3) 同性パートナーの共同生活を保障するための法的な枠組みとしては、まず同性間の関係についても既存の法律婚へ包摂すべきであり、しかる後に異性カップルを含めたより多様な選択肢の可能性を模索すべきである。

多様な家族を支援し、同性パートナーの共同生活を保障するための法的な枠組みとしては、婚姻とは別の制度を構想する必要はなく、同性間の関係も既存の法律婚への包摂を図るべきであり、しかる後に異性カップルを含めたより多様な家族の法制化に向けた

制化への立場として、a 賛成（立憲、維新、公明、共産、れいわ、社民）、b その他（自民、国民）、c 無回答（参政、保守）、②党の公約に同性婚が入っているか、a 入っている（立憲、維新、公明、国民、共産、れいわ、社民）、b 入っていない（自民）、c 無回答（参政、保守）、③同性婚への取組について、a 今すぐ始めるべき（立憲、維新、公明、国民、共産、れいわ、社民）、b それ以外（自民）、c 無回答（参政、保守）、④法制化への取組状況について、a 取組あり（立憲、維新、公明、国民、共産、れいわ、社民）、b なし（自民）、c 無回答（参政、保守）である。

<https://www.marriageforall.jp/topics/5229/>

選択肢の可能性を模索すべきである。これから立法化を行う日本で、あえて違憲の可能性のある婚姻以外の別制度を経由させ、しかる後に婚姻への包摂へと進むという二段階方式を採用する必要性はない[23]。まして婚姻以外の制度を一から構築することは、婚姻を単に同性間にも開放するよりもかえって多くの問題を解決する必要があり、法整備までにより長い時間を要することにもなりかねない。

【参考文献】

- [1] 日本学術会議 法学委員会 社会と教育における LGBTI の権利保障分科会、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」2017年9月29日。 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>
- [2] 二宮周平編『LGBTQの家族形成支援～生殖補助医療・養子&里親による〔第2版〕』信山社、2023年。
- [3] 鈴木賢「異性愛主義に空いた風穴」女も男も139号（2022年）21頁以下。
- [4] 日本弁護士連合会「犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件最高裁判決に関する会長談話」2024年。
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2024/240327.html>
- [5] 日本弁護士連合会「同性の者も事実上婚姻関係と同様の事情にある者として法の平等な適用を受けるべきことに関する意見書」2021年。
https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2021/210218_2.html
- [6] 一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する整備のための全国連合会「【声明】犯罪被害者給付金の同性パートナーへの適用に関する最高裁判決について」2024年。 <https://lgbtetc.jp/news/3017/>
- [7] 「特集1：『結婚の自由をすべての人に』訴訟を考える」ジェンダー法研究9号（2022年）1頁以下。
- [8] 鈴木賢「同性婚訴訟のこれまでとこれから：台湾法との比較の視点から」法学セミナー844号（2025年）55頁以下。
- [9] 二宮周平「同性婚訴訟：5つの高裁判決の到達点と東京高裁合憲判決の問題点」戸籍時報877号（2026年）2頁以下。
- [10] 松井茂記＝白水隆『同性婚と憲法』日本評論社、2025年。
- [11] 遠矢拓誠「憲法24条の要請としての同性婚の制度化」北大法政ジャーナル31号（2024年）71～107頁。
- [12] 千葉勝美『同性婚と司法』岩波書店、2024年。
- [13] 寺原真希子＝三浦徹也『「結婚の自由をすべての人に」訴訟（同性婚訴訟）の最前線—婚姻という選択肢を求めて』恒春閣、2025年。
- [14] 佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』成文堂、2020年。
- [15] Gubbala, S., Poushter, J., and Huang, C., How people around the world view same-sex marriage, Pew Research Center, 2023.
<https://www.pewresearch.org/short-reads/2023/11/27/how-people-around-the-world-view-same-sex-marriage/>
- [16] 国立社会保障：人口問題研究所「2022年社会保障・人口問題基本調査 第7回全国改定動向調査結果の概要」（2023年8月22日公表）
https://www.ipss.go.jp/ps-katei/j/NSFJ7/Kohyo/keteidoukou7_gaiyou_20240308.pdf

- [17] 釜野さおりほか『家族と性と多様性にかんする全国アンケート報告書』科研費「性的指向と性自認の人口学の構築—全国無作為抽出調査の実施」研究チーム、2025年。
<https://www.zenkoku-chosa.jp/documents/2023NationalSOGISurveyReport.pdf>
- [18] 釜野さおりほか『性的マイノリティについての意識——2015年全国調査報告書』科学研究費助成事業「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ（研究代表者 広島修道大学 河口和也）編、2016年。
<https://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/chousa2015.pdf>
- [19] 釜野さおりほか『性的マイノリティについての意識：2019年（第2回）全国調査報告会配布資料』JSPS 科研費（18H03652）「セクシュアル・マイノリティをめぐる意識の変容と施策に関する研究」（研究代表者 広島修道大学 河口和也）調査班編、2020年。
<https://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/2019chousa.pdf>
- [20] 谷口洋幸「同性間のパートナー関係をめぐる日本法の現在地——比較法・国際法の視点から」家庭の法と裁判 48号（2024年）4頁以下。
- [21] 鈴木賢『台湾同性婚法の誕生——アジアLGBTQ+燈台への歷程』日本評論社、2022年。
- [22] 二宮周平「実務上の課題と具体的な提案」ジェンダー法政策研究所編『同性婚のこれから～「婚姻の自由・平等」のために法と政治ができること』花伝社、2024年所収、72～100頁。
- [23] 渡邊泰彦「日本における同性登録パートナーシップ制度の要否」潮見佳男先生追悼論文集（家族法）刊行委員会編『家族法学の現在と未来』信山社、2024年所収、105～131頁。

【審議経過】

法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（第 26 期・第 1 回）

議事次第

第 1 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（第 26 期・第 1 回）
2. 日 時 令和 6 年 2 月 17 日（土）16:00～18:00
3. 会 場 オンライン
4. 議 題
 - （1）委員長、副委員長、幹事選出
 - （2）今期の審議内容について
 - （3）その他

第 2 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（第 26 期・第 2 回）
2. 日 時 令和 6 年 7 月 30 日（火）13:00～15:00
3. 会 場 オンライン
4. 議 題
 - （1）前回議事録の確認
 - （2）神谷悠一委員（LGBT 法連合会事務局長）「報告—LGBT の人権保障に向けた課題」
 - （3）シンポジウムについて
 - （4）意思表出「見解」について
 - （5）その他

第 3 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（第 26 期・第 3 回）
2. 日 時 令和 7 年 7 月 13 日（日）19:00～21:00
3. 会 場 オンライン
4. 議 題
 - （1）前回議事録の確認
 - （2）見解案の検討
 - （3）シンポジウム案の検討
 - （4）包括的反差別法小委員会からの報告と提言案の検討
 - （5）その他

第 4 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（第 26 期・第 4 回）
2. 日 時 令和 7 年 9 月 21 日（日）15:00～18:00
3. 会 場 オンライン開催

4. 議題

- (1) 前回議事録の確認
- (2) 見解案「トランスジェンダー」について
- (3) 見解案「婚姻平等」について
- (4) 婚姻平等シンポジウムについて
- (5) その他

【シンポジウム】

公開オンラインシンポジウム

婚姻平等をめぐる司法と立法

— 国際比較と日本の課題 —

オンラインのみ

要申し込み **無料**

11月22日 (土) 2025

14:00 - 17:00

同性間に婚姻の成立を認めない現行法について最高裁がどのような判断を示す可能性が高まっています。このシンポジウムでは来年にも予想される判決を控えて、司法はどのような判断を示すべきか、その後想定される立法の内容などをめぐって憲法学、民法学の視点から論点を整理し、この問題をめぐる世論の動向、比較法的な状況からコメントを加えるとともに、訴訟の原告の声を傾け、議論する場を設けます。

開会挨拶 三成 美保 (造手門学院大学法学部教授)

趣意説明 鈴木 賢 (明治大学法学部教授)

報告 [憲法] 大野 友也 (愛知大学法学部教授)
[民法] 渡邊 泰彦 (明治大学法学部教授)

コメント 同性婚をめぐる世論調査を踏まえたコメント
釜野 さおり (早稲田大学社会科学総合学術院教授)
比較法的視点からのコメント
谷口 洋幸 (青山学院大学法学部教授)
「結婚の自由をすべての人に訴訟」
東京二次提訴原告からのコメント

Q&A司会 鈴木 賢 (明治大学法学部教授)

総合司会 大河内 美紀 (名古屋大学法学研究科教授)

閉会挨拶 南野 佳代 (京都女子大学法学部教授)

主催 日本学術会議 法学委員会 LGBTI権利保障分科会
日本学術会議 法学委員会 ジェンダー法分科会
日本学術会議 史学委員会 ジェンダー史学の知見と方法の社会実装分科会

参加申し込み



公開シンポジウム「婚姻平等をめぐる司法と立法—国際比較と日本の課題」

同性間に婚姻の成立を認めない現行法について最高裁がどのような判断を示すのか、その後想定される立法の内容はどうあるべきか。憲法学、民法学の視点から論点を整理し、世論動向、比較法的視点からコメントを加え、訴訟の原告の声を聞いて、討論を行います。

イベント概要

開催日時 令和7(2025)年11月22日(土) 14:00~17:00

開催地 オンライン開催

対象 どなたでも参加いただけます。

定員 500名

プログラム

開会挨拶

三成美保（追手門学院大学教授）

趣旨説明（Q&A 司会）

鈴木賢（明治大学教授）

報告

憲法：大野友也（愛知大学教授）

民法：渡邊泰彦（明治大学教授）

コメント

釜野さおり（早稲田大学教授）

谷口洋幸（青山学院大学教授）

「結婚の自由をすべての人に訴訟」東京二次提訴原告

Q&A 司会：鈴木賢（明治大学教授）

総合司会：大河内美紀（名古屋大学教授）

閉会挨拶

南野佳代（京都女子大学教授）

以上

見 解

加熱式タバコを含めた喫煙行動の調査・
モニタリングの必要性について



令和8年（2026年）6月8日

日 本 学 術 会 議

健康・生活科学委員会

パブリックヘルス科学分科会

この見解は、日本学術会議健康・生活科学委員会パブリックヘルス科学分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議健康・生活科学委員会パブリックヘルス科学分科会

委員長	玉腰 暁子	(第二部会員)	北海道大学大学院医学研究院教授
副委員長	森 晃爾	(連携会員)	産業医科大学産業生態科学研究所教授
幹事	田高 悦子	(連携会員)	北海道大学大学院保健科学研究院教授
	野口 晴子	(第一部会員)	早稲田大学政治経済学術院教授
	磯 博康	(第二部会員)	国立健康危機管理研究機構 国際医療協力局 グローバルヘルス政策研究センター長・理事 長特任補佐
	秋葉 澄伯	(連携会員)	弘前大学研究教授／鹿児島大学名誉教授
	井上真奈美	(連携会員)	国立研究開発法人国立がん研究センターがん 対策研究所副所長
	今中 雄一	(連携会員)	京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専 攻医療経済学分野教授
	瓜生原葉子	(連携会員)	同志社大学商学部教授／同志社大学ソーシャ ルマーケティング研究センターセンター長
	金子 聰	(連携会員)	長崎大学熱帯医学研究所教授
	川上 憲人	(連携会員)	東京大学大学院医学系研究科教授
	久保庭雅恵	(連携会員)	大阪大学大学院歯学研究科教授
	後藤 あや	(連携会員)	福島県立医科大学総合科学教育研究センター 特任教授
	小林 廉毅	(連携会員)	東京大学名誉教授
	田中 純子	(連携会員)	広島大学理事・副学長・特任教授
	多屋 馨子	(連携会員)	神奈川県衛生研究所所長
	中村 桂子	(連携会員)	東京科学大学大学院医歯学総合研究科国際保 健医療事業開発学分野教授
	野原 恵子	(連携会員)	国立研究開発法人国立環境研究所環境リス ク・健康領域客員研究員
	芳賀 猛	(連携会員)	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医学専 攻教授
	東 尚弘	(連携会員)	東京大学医学系研究科公衆衛生学分野教授
	田淵 貴大	(連携会員(特任))	東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学専攻 公衆衛生学分野准教授
	橋本 英樹	(連携会員(特任))	東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専 攻教授

本見解の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	郷家 康德	参事官（審議第一担当）
	加瀬 博一	参事官（審議第一担当）付参事官補佐
	實川 雅貴	参事官（審議第一担当）付審議専門職

要 旨

1 本見解の背景：加熱式タバコの普及と喫煙行動の変化

我が国における喫煙率は減少傾向にあるが、加熱式タバコの登場と急速な普及により、新たな喫煙形態が広がっている[1]。加熱式タバコを紙巻きタバコと併用する者も増加しており、特に若年層においてこの増加が顕著である。2023年の「国民健康・栄養調査」によると、喫煙者の約40%が加熱式タバコを使用している[2]。2023年9月27日に発出された日本学術会議健康・生活科学委員会・歯学委員会合同脱タバコ社会の実現分科会からの報告「加熱式タバコの毒性を知り科学的根拠に基づく施策の実現を」においても言及された通り、加熱式タバコの有害性に関する懸念が示されている[3, 4]。しかし、特定健診をはじめとする健康診断や医療機関の問診票などでは加熱式タバコの使用状況が十分に把握されていない。従来の紙巻きタバコとは異なる使用実態や健康影響を適切に評価するためには、加熱式タバコも含めた喫煙行動の包括的な調査・モニタリングが不可欠である。日本は加熱式タバコの世界最大の消費国であるため、日本からの知見が世界的にも求められている[1, 3, 5, 6]。

2 加熱式タバコも含めた喫煙行動の調査・モニタリングの必要性

喫煙行動の調査には課題が多く、「現在、タバコを吸っていますか？」という単純な質問では、喫煙者の約20%が「吸っていない」と回答しているが、一部の喫煙者が加熱式タバコをタバコと考えていないことや加熱式タバコを吸っているのに紙巻きタバコを止めたため禁煙していると回答する場合があります、喫煙率の過小評価につながる可能性が指摘されている[7]。加熱式タバコも含めて喫煙状況を正確に把握するためには、特に紙巻きタバコと加熱式タバコの区別を明確にし、それぞれの使用状況を調査する必要があると考えられる。

3 本見解からの提案と今後の対応

本見解では、加熱式タバコも含めた喫煙行動を把握するための、紙巻きタバコ及び加熱式タバコのそれぞれの使用状況を問う調査票の案を提示した。日本の医療・健康関連の現場において、加熱式タバコも含めた喫煙行動の調査・モニタリングを推進することを提案する。特定健診や妊産婦健診、がん検診、医療機関、疫学研究（コホート研究など）、政府統計（国民生活基礎調査など）などの各現場への調査票の導入について本見解を活用した啓発活動を行い、調査票の社会実装を目指す。

4 期待される成果と国際貢献

日本では、加熱式タバコの健康影響を評価するために十分な利用者数を確保した研究が可能であり、その研究成果によるタバコ対策への国際貢献が期待されて

いる。

本見解を通じて、加熱式タバコの使用実態の把握と健康リスクの評価の重要性が十分に認識され、提案した調査項目の導入が進み、科学的根拠に基づいた公衆衛生政策の推進が期待される。この見解に基づき、研究者、保健・医療関係者、政策立案者が連携し、加熱式タバコを含む喫煙行動に関するデータの収集と研究を進める。その成果に基づき、加熱式タバコが及ぼす健康及び社会影響について国民・行政・民間団体を交えた熟議を展開することが求められる[1]。

国際的な研究機関との協力を強化し、日本の知見を世界的な健康リスク評価の枠組みに反映させることで、グローバルな公衆衛生政策の発展への貢献が期待できる[8]。

目 次

1	はじめに.....	1
(1)	本見解の背景.....	1
(2)	本見解の目的.....	2
2	日本における加熱式タバコの普及の現状.....	2
(1)	日本における加熱式タバコの使用状況.....	2
(2)	国民健康・栄養調査における加熱式タバコの調査.....	3
3	喫煙行動の把握の必要性.....	4
(1)	なぜ喫煙行動を把握する必要があるのか.....	4
(2)	健康日本 21 におけるタバコ対策.....	4
(3)	加熱式タバコの影響に関する研究の重要性.....	4
(4)	日本が加熱式タバコの影響評価を主導すべき理由.....	5
(5)	研究に際しては喫煙行動の考慮を推奨.....	5
4	喫煙行動の調査・モニタリングの方法とその課題.....	7
(1)	喫煙行動の調査・モニタリングの課題.....	7
(2)	喫煙行動の調査・モニタリングの方法：調査票の案.....	7
5	提案と期待される今後の対応.....	10
(1)	提案.....	10
(2)	期待される今後の対応：すべての現場における推進.....	10
①	特定健診の問診票への加熱式タバコ関連項目の導入.....	10
②	国民生活基礎調査への加熱式タバコ関連項目の導入.....	11
6	おわりに.....	12
(1)	本見解の意義と期待される影響.....	12
(2)	今後の研究・政策との連携.....	12
	<引用文献・参考文献>.....	13
	<参考資料>審議経過.....	16

1 はじめに

(1) 本見解の背景

喫煙は、がん、心血管疾患、呼吸器疾患をはじめとする様々な疾患のリスク要因であり、正確な喫煙状況の把握は、疫学研究や公衆衛生政策の基盤となる[1]。日本における喫煙率は近年減少傾向にあるが、加熱式タバコの登場とその急速な普及により、新たな喫煙形態が広がっている。加熱式タバコは、火を使うのではなく、タバコ葉を使用したスティックを加熱してエアロゾル（蒸気）を吸引するタイプの新しいタバコであり、ブランド名としてアイコス(IQOS)、プルーム(Ploom)、グロー(glo)などが流通している[1, 3]。ニコチン入りの電子タバコは日本では販売が禁止されており、普及していないため、本見解では、加熱式タバコとは異なる電子タバコについては必要最小限の扱いとする（電子タバコはニコチン入りなどのリキッドを加熱して蒸気を吸引するタイプのタバコ葉を使用しない製品である。海外で主に使用されている電子タバコ用リキッドにはニコチン入りのものもあるが、ニコチン入りのリキッドは日本では販売が禁止されている）[5]。

日本の成人における喫煙率は2012年に20.7%だったのが2022年には14.8%となり、減少傾向にあるが、従来の紙巻きタバコに代わる、あるいは併用する形で、加熱式タバコを使用する喫煙者が増加しており、20-30歳台では喫煙者の60%以上が加熱式タバコを使用するなど、その影響は特に若年層で顕著である。厚生労働省が毎年実施している「国民健康・栄養調査」の2023年調査によると、現在習慣的に喫煙している成人（男性の25.6%、女性の6.9%）のうち、男性の38.5%、女性の42.3%が加熱式タバコを使用している[2]。この割合から2022年の男性30.1%、女性34.4%と比較して、喫煙者において加熱式タバコの使用が急速に拡大していることが分かる[8]。

2023年9月27日に発出された日本学術会議健康・生活科学委員会・歯学委員会合同脱タバコ社会の実現分科会からの報告「加熱式タバコの毒性を知り科学的根拠に基づく施策の実現を」においても言及された通り、加熱式タバコの有害性に関する懸念がある[3, 4]。加熱式タバコの健康への影響については、肺気腫などの呼吸器疾患リスク、高血圧などの循環器疾患リスクや低出生体重児や子どものアレルギーなどの健康リスクがあると報告されている[6, 9-12]。

喫煙は、高血圧とともに、日本人において行動変容により結果を変えることができる死亡率を高める主要な危険因子（リスク因子）であり、タバコ対策の推進は日本人の健康改善に向けて非常に重要である。加熱式タバコの登場に伴い、禁煙支援などの各種タバコ対策の難易度が増しているが、タバコ対策を推進していかなければならない。

加熱式タバコの使用者には、紙巻きタバコとの併用者も多く、喫煙行動が一層多様化しているため、従来の喫煙に関する調査手法では実態を十分に把握できない可能性がある[13]。国際的にも世界保健機関（WHO）の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」の枠組みの下、タバコ問題はモニタリングされているが、加熱式タバコの普及状況が各国で大きく異なり、まだ体系的な取組とはなっていない。日本は世界で最も

加熱式タバコが普及している国であり、日本からのエビデンスの発信が求められている。

(2) 本見解の目的

現在の健康診断や医療機関における問診票では、加熱式タバコの使用状況が十分に把握されていない。例えば、特定健康診査（特定健診）の標準的な質問票では、喫煙に関する質問は従来から用いられている「現在、たばこを習慣的に吸っていますか」のみであり、加熱式タバコに関する質問項目が設けられていない[14]。現在の日本では、従来の紙巻きタバコに限定せず、加熱式タバコを含めた包括的な喫煙行動の調査・モニタリングが必要である。特に、喫煙行動の多様化が進む中で、タバコ製品の種類別に使用実態を正確に把握し、それぞれの健康リスクを評価することが求められる。具体的には、喫煙率の推移に加え、新たなタバコ製品の普及状況や使用者の特性、さらに健康リスクに関するデータを継続的に収集・分析することが必要である。また、喫煙開始の要因や依存形成のメカニズムを特定することで、特定の集団に対する効果的な予防策や禁煙支援策の立案が可能となる。さらに、こうした包括的なデータの蓄積は、単に個々の健康管理に止まらず、公衆衛生政策全体の質を向上させる基盤となる。適切なデータに基づいた介入策を講じることで、将来的な医療費の抑制や健康格差の是正にもつながることが期待される[1]。こうした取組の起点となる調査・モニタリングの必要性を伝え、具体的実施方法を提案することが本見解の目的である。

2 日本における加熱式タバコの普及の現状

(1) 日本における加熱式タバコの使用状況

2013年に加熱式タバコが世界に先駆けて日本市場に導入され、その後急速に普及した。2015年から毎年、加熱式タバコを含めたタバコの使用状況を調査しているインターネット調査プロジェクト「The Japan Society and new Tobacco Internet Survey ; JASTIS 研究」[15]では、インターネット調査回答者の特性分布は日本を代表する調査データである国民生活基礎調査における学歴や喫煙などの特性分布に近似している。2019年には日本の成人(16～69歳)における加熱式タバコ使用率は11.3%(男性17.2%、女性5.6%)に増加したと報告されている[16]。その後、2020年から2023年にかけて加熱式タバコの使用率は10～12%の間で推移している[7, 17, 18]。

加熱式タバコの中でも特にアイコス(IQOS)の使用が顕著であり、男性では20～39歳、女性では30～39歳の使用率が高いことが報告されている[19]。また、加熱式タバコの利用者の中には紙巻きタバコとの併用者も存在し、喫煙行動の多様化が進んでいる[2, 19, 20]。

加熱式タバコのリスク評価においては科学的知見の不確実性もあり、慎重な解釈が求められるものの、加熱式タバコには紙巻きタバコと同様のリスクがあると示唆されている[6, 9-12]。しかし、2018年の調査では、加熱式タバコの使用理由として「他のタバコよりも害が少ないと思ったから」という回答が最も多く、次に「タバコの煙で他人に迷惑をかけるのを避けるため」という回答が多く、喫煙者が健康への影響を誤解して加熱

式タバコを選択している可能性がある[5]。

日本は、世界で最も早くに加熱式タバコが売り出された国であり、2016年時点の加熱式タバコ・アイコスの販売世界シェアの96%を占めた。世界の80以上の国や地域でアイコスは販売されているが、その後も日本がアイコスの販売世界シェアの約半分とトップを占め続けており、日本は加熱式タバコの実験場になっているとすることができる[6, 21]。

(2) 国民健康・栄養調査における加熱式タバコの調査

国民健康・栄養調査では、2018年の調査から、加熱式タバコの使用状況が調査項目に含まれており、その普及状況の把握に活用されている(図1)。

<p>○喫煙の状況</p> <p>問 あなたはたばこを吸いますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけて下さい。</p> <p>1 毎日吸っている 2 時々吸う日がある 3 以前は吸っていたが1か月以上吸っていない 4 吸わない</p> <p>○たばこ製品の種類</p> <p>問 現在、あなたが吸っているたばこ製品について、あてはまる番号をすべて選んで○印をつけて下さい。</p> <p>※ 加熱式たばこは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品に火を点けずに、電気ヒーターで加熱などして吸う、新しいタイプのたばこです。たばこ葉の入った専用のスティック等を、専用の装置にセットして使用します。</p> <p>1 紙巻たばこ 2 加熱式たばこ 3 その他</p>

図1. 国民健康・栄養調査における加熱式タバコを含めた喫煙行動の調査項目

加熱式タバコを含めた喫煙行動の調査項目は、喫煙状況の詳細な把握を目的として導入された。しかし、一部の喫煙者が加熱式タバコをタバコだと考えていないことや加熱式タバコを吸っているのに紙巻きタバコを止めたため禁煙していると回答していること[7]を考慮すると、吸っているタバコの種類やブランドなどを含めた詳細なデータ収集が必要であり、項目の改善だけでなく、特に若年層においてはWeb調査の導入も含めた調査方法の継続的な改善が求められる[6, 7]。

3 喫煙行動の把握の必要性

(1) なぜ喫煙行動を把握する必要があるのか

効果的なタバコ対策を推進するためには、国民が喫煙の影響を自らの問題として認識することが重要である。例えば、改正健康増進法において紙巻きタバコも含めた喫煙室では飲食ができないのに対して、加熱式タバコ専用の喫煙室では飲食ができるなど、加熱式タバコ専用の喫煙室が特別扱いされ、加熱式タバコ専用の喫煙室の中で従業員の受動喫煙が発生し、加熱式タバコによる受動喫煙被害が紙巻きタバコとは異なる形で発生するなど、加熱式タバコの普及に伴い、従来の紙巻きタバコとは異なる健康リスクや社会的影響が生じている。これらを正確に把握し伝えるためには、実態に即したデータの収集と分析が不可欠である。

喫煙行動を詳細に把握する取組は、個人に喫煙習慣への気づきを促し、自らの健康行動を見直すきっかけとなり、主体的に健康行動を選択できるようにすることにもつながる。さらに、臨床の現場においては、喫煙状況を正確に把握することが診断や治療方針に直接影響を与える。特に、ニコチン依存症に対する適切な診断と治療介入を行うためには、喫煙行動の実態把握が前提となる。喫煙行動の把握は、より効果的な禁煙支援策や予防対策の立案を可能とし、公衆衛生の向上に寄与する[1]。

(2) 健康日本 21 におけるタバコ対策

喫煙行動を把握することの必要性は「健康日本 21」[22]を通して理解できる。健康日本 21 は、国民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目的とした国の健康政策であり、その中でタバコ対策は重要な柱の一つである。喫煙は、国民の健康に深刻な影響を及ぼす。また、喫煙による健康被害は本人だけでなく、受動喫煙を通じて非喫煙者にも及ぶ。特に、妊婦や子ども、高齢者などの健康脆弱者に対する影響は大きく、受動喫煙の防止は公衆衛生上の喫緊の課題である。そのため、タバコ対策を推進することは、社会全体の健康増進に寄与するとともに、医療費の抑制や労働生産性の向上にもつながる。

健康日本 21 においては、紙巻きタバコだけでなく、加熱式タバコ等を含めた包括的なタバコ対策を推進することで、国民の健康を守るためのエビデンスに基づいた政策を強化することが必要であるが、加熱式タバコの問題にはあまり焦点が当たっていない。健康日本 21（第三次）では、タバコ対策の評価・指標に加熱式タバコを含めて扱っているものの、喫煙に紙巻きタバコ及び加熱式タバコを含めているにすぎない。

健康日本 21 におけるタバコ対策の推進は、単に喫煙率を低下させることを目的とするのではなく、社会全体の健康環境を改善し、次世代の健康を守るための重要な施策である。加熱式タバコの問題も含め喫煙の影響を正しく認識し、効果的な禁煙支援や予防策を展開することが、公衆衛生の向上と持続可能な社会の実現に寄与する。

(3) 加熱式タバコの影響に関する研究の重要性

加熱式タバコの健康への影響については未だ不明な点もあり、特に長期的な影響に関するデータは不足しているが、肺気腫などの呼吸器疾患リスク、高血圧などの循環器疾

患リスクや低出生体重児や子どものアレルギーなどを含む様々な健康リスクについて、加熱式タバコには紙巻きタバコと同様のリスクがあると示唆されるデータが蓄積してきている[6, 9-12]。さらには、加熱式タバコに含まれる未知の化学物質由来のリスクの可能性が報告されている[23]。

タバコ会社の宣伝広告活動やタバコ会社がスポンサーをしている報道やステルスマーケティング等により、国民は「加熱式タバコは紙巻きタバコよりも有害性が低いのではないか」と認識する傾向にあることが報告されているが、その認識に科学的根拠はない[24]。そのため、加熱式タバコの使用を含めた喫煙行動を継続的にモニタリングし、疾患や健康状態との関連性を明らかにする研究を実施していかなければならない。

また、加熱式タバコの能動喫煙及び受動喫煙だけでなく、紙巻きタバコとの併用などの従来の喫煙者とは異なる特徴を持つ使用者における健康影響を評価する必要がある。家庭内での受動喫煙による健康リスクが加熱式タバコの普及により増大することが懸念される。加熱式タバコの普及に伴い、紙巻きタバコは家庭の室内では吸わないが、加熱式タバコは家庭の室内でも吸うなど従来の喫煙行動とは異なる使用パターンが生まれている[18]。

これらの研究及び研究成果を伝える啓発活動を通じて、加熱式タバコのリスクに関する国民の誤解を解消し、科学的根拠に基づいた公衆衛生政策の立案や医療現場での対応指針の策定が可能となる。適切な情報提供と政策の実施により、喫煙者及び非喫煙者の健康を守るための包括的な対策を推進することが求められる。

(4) 日本が加熱式タバコの影響評価を主導するべき理由

加熱式タバコの普及が世界で最も進んでいる日本は、その影響評価の研究を主導することで、国際的なタバコ対策に貢献できる立場にある。日本では、加熱式タバコ使用者が研究対象として得られやすく、研究が実施しやすいため、その健康影響を適切に評価し、加熱式タバコに関する研究において、国際的にも研究のリーダーシップを発揮することが求められている[33]。国内外の公衆衛生政策やタバコ対策の基盤を築くためにも、世界的に普及しつつある加熱式タバコの健康リスクを科学的に解析し、エビデンスに基づいた対策を講じることが急務である。

(5) 研究に際しては喫煙行動の考慮を推奨

喫煙は多くの疾患や健康不良のリスク要因であり、疫学研究や臨床試験において重要な説明因子及び交絡因子である。これまでの多くの先行研究により、喫煙は死亡や疾病罹患などに多大な影響を与えると分かっているため、疫学研究や臨床試験の分析において喫煙行動を十分に詳しく分析に組み込み調整することが推奨されている[25-27]。

現在の日本においては、喫煙行動は加熱式タバコの使用状況も含めて評価されるべきである。多変量調整回帰分析等において加熱式タバコの使用状況を考慮しない喫煙変数を用いた研究では、喫煙の影響が過小評価される可能性があるだけでなく、喫煙の影響が十分に調整されないことにより喫煙以外の影響を正確に評価することが困難となる。

従来の紙巻きタバコと加熱式タバコの使用状況を適切に区別し、喫煙の種類や使用頻度、併用状況などを精緻に分析することで、より正確なリスク評価が可能となる。特に日本では、喫煙行動の詳細な調査を進めることが急務であり、加熱式タバコを含めた包括的な喫煙データの収集と分析が求められる。

(補足参考情報) 加熱式タバコが普及する前の知見であるが、多変量調整回帰分析等において喫煙状況を十分に詳しく分析に組み込み調整することにより、喫煙以外の項目に関する分析結果が大きく変わったという事例・先行研究が数多く存在している[28-31]。

4 喫煙行動の調査・モニタリングの方法とその課題

(1) 喫煙行動の調査・モニタリングの課題

喫煙行動の実態を正確に把握することは、疫学研究などの研究目的に止まらず、公衆衛生政策の立案やタバコ対策の効果検証においても不可欠である。しかし、喫煙行動の調査方法には様々な課題が存在し、特に近年の加熱式タバコや電子タバコの普及に伴い、従来の調査手法では喫煙者を正確に把握しきれない可能性が指摘されている[5, 7]。

喫煙状況の調査や問診では「現在、タバコを吸っていますか？」といった単純な質問が用いられることが多い。しかし、Odani らの研究[7]によれば、この質問方法では現在喫煙している者の約20%が「吸っていない」と回答しており、加熱式タバコ使用者を含め、喫煙行動の自覚にはばらつきがあり、実際の喫煙率が過小評価される可能性が示唆されている。一方で、紙巻きタバコや加熱式タバコの使用状況を個別に尋ねた場合、より多くの現在喫煙者を正確に把握できることが明らかになった[7]。これは、喫煙行動の多様化に伴い、喫煙者自身が自身の喫煙行動を「喫煙」と認識していないケースがあるためと考えられる。例えば、加熱式タバコの利用者の一部は、自身を喫煙者と認識せず「吸っていない」と回答していた[5, 7]。

上記のことから喫煙行動の把握は丁寧に調査する必要があるが、調査票や問診票のスペースは限られており、設問の優先順位を十分に検討する必要がある。

喫煙行動の調査・モニタリングを行う際には、単に「喫煙の有無」を尋ねるのではなく、使用しているタバコ製品の種類（紙巻きタバコ・加熱式タバコ・電子タバコなど）、使用頻度、併用状況を分類して調査することが必要である。また、喫煙行動を正確に捉えるためには、調査頻度や方法の統一が求められる。特に、自己申告調査では回答者が社会的に望ましくないと思われる行動を隠す傾向（社会的望ましきバイアス）が影響を及ぼす可能性があるため、調査手法の改善も必要と考える。

今後の調査では、喫煙者の多様な行動パターンを考慮し、調査設計において喫煙項目の重要性を適切に評価した上で、Web 調査の導入を含めた包括的かつ客観的なデータ収集の仕組みを構築することが求められる。

(2) 喫煙行動の調査・モニタリングの方法：調査票の案

喫煙行動の実態を把握し、科学的根拠に基づいた公衆衛生対策を講じるためには、過去の調査との整合性・持続性を保ちつつ、適切な調査票を用いた継続的なモニタリングが不可欠である。以下に、調査票案の作成に当たって考慮すべき点と、具体的な質問例を示す。その後、加熱式タバコも含めた喫煙行動を調査・モニタリングするための調査票の案を提示する。

◆考慮すべき調査項目と具体的な質問例

＜喫煙状況の把握＞

喫煙状況： 現在、何らかのタバコを吸っているか

喫煙の種類：

- ・紙巻きタバコ（手巻きタバコも含む）

- ・加熱式タバコ（具体的な商品名を列挙：アイコス、プルーム、グローなど）
- ・電子タバコ（ジュールなど具体的な商品名もしくは、ニコチンの有無で分類）

併用状況：紙巻きタバコと加熱式タバコ、または電子タバコとの併用があるか

<加熱式タバコに関する質問>※紙巻きタバコ及び電子タバコについても同様

使用開始時期：加熱式タバコをいつから（何歳から）使用し始めたか

使用頻度：1日に何本（何回）程度使用するか

使用理由：他のタバコよりも害が少ないと思ったから/周囲への影響が少ないと思ったから/禁煙の代替手段として/その他

情報源：加熱式タバコに関する情報をどこから得ているか

タバコ会社の広告・宣伝/友人・知人/インターネット/医療機関/その他

喫煙場所：どのような場所で喫煙することが多いか

自宅/職場/飲食店/路上/その他

<喫煙に対する認識>

タバコの害に関する認識：タバコが健康に悪影響を及ぼすことをどの程度認識しているか

加熱式タバコのリスクに関する認識：加熱式タバコが健康に及ぼすリスクについてどの程度認識しているか

受動喫煙に関する認識：受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことをどの程度認識しているか

ニコチン依存症に関する認識：ニコチン依存症が病気であることを認識しているか

<禁煙意向と禁煙支援>

禁煙意向：禁煙したいと思っているか

禁煙経験：過去に禁煙を試みたことがあるか

禁煙方法：どのような方法で禁煙を試みたか

禁煙支援の希望：禁煙支援を希望するか

禁煙支援：禁煙外来を受診することがあるか

◆加熱式タバコ項目を含む調査票を作成するに当たり、考えられる注意点をここに列記する。

<一般的な注意点>

- ・質問は具体的かつ明確にし、回答者が誤解しないようにする。
- ・商品名を具体的に列挙して、加熱式タバコと電子タバコを明確に区別する。
- ・年齢、性別、職業などの属性の回答欄を用意し、喫煙状況の偏り（健康格差）を明らかにできるようにする。
- ・加熱式タバコのリスクに関する認識を調べ、情報提供の改善に役立てる。
- ・禁煙意向を調べ、禁煙意向のある喫煙者に対し、適切な禁煙支援を提供する（健康日本21では「禁煙したい者が禁煙した場合」を想定して喫煙率の目標値が設定されている。ただし、禁煙意向のない喫煙者に対しても喫煙による健康リスクを適切に伝え、禁煙の

動機付けを行うことはとても重要である)。

- ・ 調査結果を公衆衛生政策の立案に活用できるようにデザインする。

<継続的な調査・モニタリングと啓発活動のための注意点>

- ・ 同一の調査票を用いて、定期的に調査を実施する。
- ・ 経年的な変化を分析し、喫煙行動の動向を把握する。
- ・ 調査結果を広く公開し、国民の喫煙問題に対する関心を高める。
- ・ 加熱式タバコのリスクは、タバコ会社によって矮小化されている可能性があるため、タバコ会社と独立した研究機関などの中立的な立場での情報提供が重要である。

上記に列記した項目をすべて調査することはスペース等の課題もあり、困難だと考えられる。それぞれの現場における優先順位に応じて必要な項目を取捨選択すべきではあるが、各現場への導入を円滑に推進することを意図して、ここに加熱式タバコを含めた喫煙行動を調査・モニタリングするための調査票案を提示する(図2)。

【問1】あなたは現在、下記のタバコを吸っていますか？
 それぞれのタバコについて、直近30日の状況についてあてはまる番号1つに○をつけてください。

紙巻きタバコ (従来からのタバコ、メビウスやマルポロなど)	1. 毎日 吸っている	2. ときどき 吸っている	3. 30日以内に 止めた	4. 30日以前 に止めた	5. もともと 吸わない
加熱式タバコ (アイコス、プルームX、グローなど)	1. 毎日 吸っている	2. ときどき 吸っている	3. 30日以内 に止めた	4. 30日以前 に止めた	5. もともと 吸わない
電子タバコ (DR.VAPEやJuulなど)	1. 毎日 吸っている	2. ときどき 吸っている	3. 30日以内 に止めた	4. 30日以前 に止めた	5. もともと 吸わない

(※30日以上やめたことが吸っていないと定義することが多いため、30日について聞いている)

【問2】それぞれのタバコをはじめて使ったのは何歳ですか。
 「止めた」と回答いただいた方は、止めた年齢と止めた年月を教えてください。

	はじめて使った年齢	止めた年齢	止めたのはいつですか？
紙巻きタバコ	歳	歳	年 月 日
加熱式タバコ	歳	歳	年 月 日
電子タバコ	歳	歳	年 月 日

全てのタバコを「5. もともと吸わない」方への質問はここで終わります。

【問3】それぞれのタバコを1日におおよそ何本(何回)使っていますか(いましたか)。

紙巻きタバコ	本(回)
加熱式タバコ	本(回)
電子タバコ	本(回)

図2. 加熱式タバコを含めた喫煙行動を調査・モニタリングするための調査票案

5 提案と期待される今後の対応

(1) 提案

本見解では、加熱式タバコを含めた喫煙行動の実態を明らかにするための調査・モニタリングの必要性と、それを実施するための具体的な方法について提案する。本見解の読み手として、政策決定者、行政機関、研究者、市民を想定している。

提案：日本の医療・健康に関わるすべての現場で行われる喫煙行動の調査・モニタリング項目に、加熱式タバコ使用も含めた喫煙関連項目を盛り込むことを推奨する。

具体的な現場としては、特定健診や妊産婦健診（プレコンセプションケアなど）、乳児検診（保護者の喫煙）、学校健診、職域健診、がん検診、歯科検診、人間ドックや医療機関（初診時や入院時間診票、カルテ、退院時サマリーや紹介状など）、疫学研究（コホート研究など）や臨床研究、政府の統計調査（国民生活基礎調査など）などが挙げられる。特に、若年期における喫煙の早期発見と予防介入は、生涯にわたる健康習慣形成において極めて重要である。このため、具体的なモニタリングの現場として学校健診を挙げたが、実施に当たっては未成年者の心理的ハードル（社会的望ましさバイアス）に配慮した聴取方法の工夫が必要となる。

喫煙調査に際し、加熱式タバコの使用も含めた喫煙関連項目として、加熱式タバコや紙巻きタバコなどのタバコの種類、喫煙本数、喫煙年数や喫煙開始年齢や禁煙年齢などの具体的な質問が必要である。

本提案の推進により得られる喫煙行動のデータ分析により、根拠に基づく公衆衛生政策を推進することが期待される。加熱式タバコを含めた喫煙行動に関する研究を推進し、研究成果を伝える啓発活動や加熱式タバコが及ぼす健康及び社会への影響について国民・行政・民間団体を交えた熟議を展開することができる。

(2) 期待される今後の対応：すべての現場における推進

本見解により、日本の医療・健康に関わるすべての現場において加熱式タバコも含めた喫煙行動の調査・モニタリングが推進されることが期待される。以下に、特定健診と政府統計の代表例として国民生活基礎調査への導入について、具体的に取り上げて記載する。

① 特定健診の問診票への加熱式タバコ関連項目の導入

特定健康診査（特定健診）は、生活習慣病の予防を目的とした公的な健康診断制度であり、受診者の健康状態を評価し、適切な保健指導につなげる役割を担っている。しかし、現在の特定健診の問診票では、加熱式タバコの使用に関する具体的な項目が設けられていないため、受診者が紙巻きタバコのみを喫煙しているのか、加熱式タバコを使用しているのか、あるいは両方を併用しているのかを正確に把握することができない。その結果、喫煙が関連する疾患リスクの評価や、適切な保健指導の実施が困難となる可能性がある。

また、特定健診のデータは疫学研究や公衆衛生政策の基盤となる重要な情報源である。しかし、喫煙行動の詳細なデータが欠落していることにより、加熱式タバコを含めた喫煙行動の健康リスク評価やタバコ対策の立案において、科学的根拠に基づく適切な判断が妨げられる恐れがある。

このような状況を踏まえ、特定健診の間診票に、加熱式タバコの使用状況に関する項目を追加することが求められる。具体的には、タバコ製品の種類（紙巻きタバコ・加熱式タバコ・電子タバコなど）に応じた使用状況を確認する設問を導入することで、より精度の高い健康リスク評価が可能となる。これにより、喫煙者に対するより適切な健康指導の提供が可能となり、公衆衛生政策の質の向上にも寄与すると考えられる。

特定健診の間診票ではスペースが足りないことやシステム変更に伴う課題もあるが、喫煙問題の優先順位が高いことを踏まえ、他の影響が小さいと考えられる項目と入れ替えることも含めて検討し、より意義の高い調査票とすることが求められる。特定健診の間診票に加熱式タバコ関連項目が導入されることにより、その他の調査への波及効果も期待される。

② 国民生活基礎調査への加熱式タバコ関連項目の導入

国民生活基礎調査は、日本における健康、福祉、生活環境の実態を把握し、公衆衛生政策や社会保障制度の基盤を構築するために実施されている政府の基幹統計調査であり、国民健康・栄養調査などとともに、日本における喫煙率の目標値を評価するなどの目的で活用されてきた[32]。しかし、現在の調査項目では、加熱式タバコに関する情報が十分に収集されておらず、国民生活基礎調査に加熱式タバコ関連の項目を導入することが急務である。

国民生活基礎調査は公的な統計データとして政策立案に広く活用されるため、加熱式タバコの使用状況を含めた詳細なデータが収集されれば、より精度の高い公衆衛生政策や禁煙対策の策定が可能となる。しかし、国民生活基礎調査においては、調査票のスペースが限られており、喫煙関連の項目が優先的に設定されにくいという課題も存在する。このため、調査全体の構成を見直し、加熱式タバコ関連の情報を適切に収集するための設問設計を工夫することが求められる。

国民生活基礎調査に加熱式タバコ関連項目を導入することは、喫煙行動の実態を正確に把握し、公衆衛生政策の精度を向上させる上で極めて重要であり、より効果的な禁煙支援策や予防策の立案につなげることが期待される。

6 おわりに

(1) 本見解の意義と期待される影響

本見解を通じて、加熱式タバコの使用実態の把握と健康リスクの評価の重要性が十分に認識され、提案した調査項目の導入が進み、科学的根拠に基づいた公衆衛生政策が推進されるものと期待される。また、調査結果の蓄積により、将来の健康日本21の評価に資する[22]など、今後の研究の発展や政策決定の精度向上にも寄与することができる。また、コホート研究などの疫学研究において喫煙関連項目を十分に詳しく分析に組み込み調整することにより喫煙の影響を除外し、喫煙以外の項目の影響をより正確に評価できる。

(2) 今後の研究・政策との連携

本見解を単に発出するだけでは、この見解やこの見解の意義は多くの人に伝わらない。この見解に基づき、研究者、保健・医療関係者、政策立案者、市民が連携し、加熱式タバコを含む喫煙行動に関するデータの収集と研究を進める。その成果に基づき、加熱式タバコが及ぼす健康及び社会影響について国民・行政・民間団体を交えた熟議を展開することができる。厚生労働省や財務省などの検討会等に得られた成果を提示すること等により、本見解の成果を社会実装していく。さらに、科学的根拠に基づいた効果的なタバコ対策を推進し、喫煙による健康リスクの低減を図る必要がある。加えて、国際的な研究機関との協力を強化し、日本の知見を世界的な健康リスク評価の枠組みに反映させることで、グローバルな公衆衛生政策の発展への貢献が期待できる[33]。

<引用文献・参考文献>

- [1]厚生労働省, 喫煙の健康影響に関する検討会. 喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書. 2016. <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000135586.html>.
- [2]厚生労働省. 国民健康・栄養調査報告書. 2023. https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45540.html.
- [3]日本学術会議. 報告「加熱式タバコの毒性を知り科学的根拠に基づく施策の実現を」2023年9月27日, 2023.
- [4]Bekki K, Inaba Y, Uchiyama S, Kunugita N. Comparison of Chemicals in Mainstream Smoke in Heat-not-burn Tobacco and Combustion Cigarettes. J UOEH 2017; 39(3): 201-7.
- [5]田淵貴大. 新型タバコの本当のリスク アイコス、グロー、プルーム・テックの科学. 東京: 内外出版社; 2019.
- [6]Tabuchi T. Science and Practice for Heated Tobacco Products. Singapore: Springer; 2021.
- [7]Odani S, Tabuchi T. Prevalence and denial of current tobacco product use: Combustible and heated tobacco products, Japan, 2022. Prev Med Rep 2022; 30: 102031.
- [8]厚生労働省. 国民健康・栄養調査報告書. 2022. https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_42694.html.
- [9]Nitta NA, Sato T, Komura M, et al. Exposure to the heated tobacco product IQOS generates apoptosis-mediated pulmonary emphysema in murine lungs. Am J Physiol Lung Cell Mol Physiol 2022; 322(5): L699-1711.
- [10]Hu H, Nakagawa T, Honda T, Yamamoto S, Mizoue T. Association of conventional cigarette smoking, heated tobacco product use and dual use with hypertension. Int J Epidemiol 2024; 53(5):dyae114
- [11]Hosokawa Y, Zaitsum M, Okawa S, et al. Association between Heated Tobacco Product Use during Pregnancy and Fetal Growth in Japan: A Nationwide Web-Based Survey. Int J Environ Res Public Health 2022; 19(18) :11826.
- [12]Zaitsum M, Kono K, Hosokawa Y, et al. Maternal heated tobacco product use during pregnancy and allergy in offspring. Allergy 2023; 78(4): 1104-12.
- [13] 田淵貴大. 喫煙の疫学. In: 日本疫学会, 三浦克之, 玉腰暁子, 尾島俊之, eds. 疫学の事典. 東京: 朝倉書店; 2023: 第7章-12.
- [14] 厚生労働省. 標準的な質問票. 2025. <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001081581.pdf>.
- [15]Tabuchi T, Shinozaki T, Kunugita N, Nakamura M, Tsuji I. Study Profile: The Japan "Society and New Tobacco" Internet Survey (JASTIS): A Longitudinal Internet Cohort Study of Heat-Not-Burn Tobacco Products, Electronic

- Cigarettes, and Conventional Tobacco Products in Japan. *J Epidemiol* 2019; **29**(11): 444–50.
- [16]Hori A, Tabuchi T, Kunugita N. Rapid increase in heated tobacco product (HTP) use from 2015 to 2019: from the Japan 'Society and New Tobacco' Internet Survey (JASTIS). *Tob Control* 2020; **30**(4):474–475.
- [17]Odani S, Tabuchi T. Prevalence of heated tobacco product use in Japan: the 2020 JASTIS study. *Tob Control* 2021; **31**(e1):e64–e65.
- [18]Odani S, Tabuchi T. Tobacco usage in the home: a cross-sectional analysis of heated tobacco product (HTP) use and combustible tobacco smoking in Japan, 2023. *Environ Health Prev Med* 2024; **29**: 11.
- [19]Tabuchi T, Gallus S, Shinozaki T, Nakaya T, Kunugita N, Colwell B. Heat-not-burn tobacco product use in Japan: its prevalence, predictors and perceived symptoms from exposure to secondhand heat-not-burn tobacco aerosol. *Tob Control* 2018; **27**(e1): e25–e33.
- [20]Hori A, Tabuchi T, Kunugita N. The spread of heated tobacco product (HTP) use across various subgroups during 2015–16 and 2017–18 in Japan. *Environ Health Prev Med* 2023; **28**: 5.
- [21]Euromonitor. Smokeless Tobacco, E-Vapour Products and Heated Tobacco in Japan. 2024. <https://www.euromonitor.com/>.
- [22]厚生労働省. 健康日本 21 (第三次) . 2023. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkou_ippou21_00006.html.
- [23]Simonavicius E, McNeill A, Shahab L, Brose LS. Heat-not-burn tobacco products: a systematic literature review. *Tob Control* 2019; **28**(5): 582–94.
- [24]Gravelly S, Fong GT, Sutanto E, et al. Perceptions of Harmfulness of Heated Tobacco Products Compared to Combustible Cigarettes among Adult Smokers in Japan: Findings from the 2018 ITC Japan Survey. *Int J Environ Res Public Health* 2020; **17**(7): 2394.
- [25]Toll BA, Brandon TH, Gritz ER, Warren GW, Herbst RS. Assessing tobacco use by cancer patients and facilitating cessation: an American Association for Cancer Research policy statement. *Clin Cancer Res* 2013; **19**(8): 1941–8.
- [26]Peters EN, Torres E, Toll BA, et al. Tobacco assessment in actively accruing National Cancer Institute Cooperative Group Program Clinical Trials. *J Clin Oncol* 2012; **30**(23): 2869–75.
- [27]Gritz ER, Dresler C, Sarna L. Smoking, the missing drug interaction in clinical trials: ignoring the obvious. *Cancer Epidemiol Biomarkers Prev* 2005; **14**(10): 2287–93.
- [28]MacMahon B, Yen S, Trichopoulos D, Warren K, Nardi G. Coffee and cancer of

- the pancreas. N Engl J Med 1981; 304(11): 630-3.
- [29]Calle EE, Thun MJ, Petrelli JM, Rodriguez C, Heath CW, Jr. Body-mass index and mortality in a prospective cohort of U.S. adults. N Engl J Med 1999; 341(15): 1097-105.
- [30]Alpha-Tocopherol, Beta Carotene Cancer Prevention Study Group,,. The effect of vitamin E and beta carotene on the incidence of lung cancer and other cancers in male smokers. N Engl J Med 1994; 330(15): 1029-35.
- [31]Stampfer MJ, Colditz GA, Willett WC, et al. Postmenopausal estrogen therapy and cardiovascular disease. Ten-year follow-up from the nurses' health study. N Engl J Med 1991; 325(11): 756-62.
- [32]Sugihara M, Tabuchi T. Three in four smokers want to quit tobacco (reference to reassessing the smoking target in Japan): findings from the JASTIS2021 study. Environ Health Prev Med 2024; 29: 28.
- [33]World Health Organization. WHO report on the global tobacco epidemic, 2023: protect people from tobacco smoke. 2023.
<https://www.who.int/publications/i/item/9789240077164>.

<参考資料>審議経過

2024年

3月19日 パブリックヘルス科学分科会（第26期・第1回）
委員紹介、今期の活動方針と内容について

6月27日 パブリックヘルス科学分科会（第26期・第2回）
シンポジウムの開催及び意思の表出について

9月4日 パブリックヘルス科学分科会（第26期・第3回）
シンポジウムの開催等について

10月30日 パブリックヘルス科学分科会（第26期・第4回）
人材育成の考え方、意思の表出に向けた喫煙対策の進め方について
公開シンポジウム「サステナビリティな社会を創るために公衆衛生は
どうあるべきか」

2025年

2月19日 パブリックヘルス科学分科会（第26期・第5回）
意思の表出について

3月3日 パブリックヘルス科学分科会（第26期・第6回）
意思の表出について

見 解

性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅲ）

—司法判断の進展をふまえて—



令和8年（2026年）6月11日

日 本 学 術 会 議

法 学 委 員 会

社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

この見解は、日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

委員長	三成 美保	(連携会員)	追手門学院大学教授／奈良女子大学名誉教授
副委員長	南野 佳代	(第一部会員)	京都女子大学法学部法学科教授
幹事	大河内 美紀	(連携会員)	名古屋大学大学院法学研究科教授
幹事	鈴木 賢	(連携会員)	明治大学法学部教授
	島岡 まな	(第一部会員)	大阪大学大学院法学研究科教授
	高橋 裕子	(第一部会員)	津田塾大学学長・教授
	安部 圭介	(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授
	伊藤 公雄	(連携会員)	京都大学名誉教授／大阪大学名誉教授
	隠岐 さや香	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	釜野 さおり	(連携会員)	早稲田大学社会科学総合学術院教授
	谷口 洋幸	(連携会員)	青山学院大学法学部ヒューマンライツ学科教授
	内藤 忍	(連携会員)	独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員
	二宮 周平	(連携会員)	立命館大学名誉教授
	野口 貴公美	(連携会員)	一橋大学副学長・教授
	三浦 まり	(連携会員)	上智大学法学部教授
	吉沢 豊予子	(連携会員)	関西国際大学保健医療学部教授
	來田 享子	(連携会員)	中京大学スポーツ科学部教授
	神谷 悠一	(連携会員(特任))	一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会 (LGBT 法連合会) 理事・事務局長

本見解の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	郷家 康德	参事官 (審議第一担当)
	加瀬 博一	参事官 (審議第一担当) 付参事官補佐
	高畑 麻衣子	参事官 (審議第一担当) 付審議専門職付

要 旨

1 本見解の目的と課題

日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会は、これまで2つの提言を発出してきた。「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」(2017年9月)(以下、2017年提言という)と、「性的マイノリティの権利保障をめざして(Ⅱ)—トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」(2020年9月)(以下、2020年提言という)である。本見解は、これら2つの提言を引き継ぎ、2020年以降の法制度の変化や司法の動向、社会変化をふまえて、改めて、性的マイノリティ(LGBTI/LGBTQ+)の権利保障の拡充に向けた日本の課題について見解を表明することを目的とする。特にトランスジェンダーの人権保障に焦点を当てる。今日、世界ではトランスジェンダーに対する偏見や抑圧が強まっており、日本社会にもその影響が及んでいるからである。

2017年提言と2020年提言で掲げた課題のうち、いくつかは実現した。しかし、国会と政府の課題はなお多い。喫緊の立法課題としては、性同一性障害特例法の廃止と法的性別変更要件を緩和した新法の制定(名称変更・要件緩和)及びSOGI(性的指向・性自認)の理解増進法の改正がある。これらについては、数年内に国会及び政府内でも改正等に向けた検討が進められる予定であるため、本見解において、国際比較と歴史分析をふまえた望ましい改正の方向性を示す。

2 見解

(1) 国会は、性同一性障害特例法を速やかに廃止し、法的性別変更要件を緩和した新しい性別移行法(例えば、「性別記載変更法」)を制定すべきである。

性同一性障害特例法は廃止して、法的性別変更の手續に特化した新しい法律を制定すべきである。新しい法律においては、最高裁をはじめとするこの間の司法の動向に照らし、法的性別変更要件のうち、2号(非婚要件)、3号(未成年子なし要件)、4号(生殖不能要件)、5号(外観近似要件)は、削除すべきである。

(2) 国会、内閣府、法務省は、SOGIに関する偏見や差別、ハラスメントをなくすために、SOGI差別禁止法の制定を目指すべきである。また、SOGI差別がジェンダーや人種などの他の属性に基づく差別と重なりあって生じやすいことに鑑み、差別の交差性(交差差別・複合差別)に対応するために、多様な属性に基づく差別を一括して禁止する包括的反差別法の制定も併せて検討することが望まれる。国(文部科学省、厚生労働省など)、地方公共団体、あらゆる教育機関及び公共施設は、性別が重要な意味を持つ施設の利用に選択性を持たせるべきである。文部科学省、スポーツ庁、あらゆる教育機関及びスポーツ関連団体は、スポーツの性別基準についても人権尊重に即した対応が求められる。

① 職場における SOGI ハラスメントについては、すべての事業主に措置義務が課されており、法の履行確保に向けた行政の指導監督のあり方の見直しや組織体制の強化、労働代表の関与の仕組みの整備などが課題である。地方公共団体や学校では、実態把

握のために SOGI ハラスメントに特化した調査を行うことが求められる。SOGI ハラスメント解消のためには、SOGI 差別禁止法の制定が望まれる。

② トランスジェンダーに対するヘイト行為については、2024 年 3 月 15 日の岸田首相の答弁を政府の基本方針として、各省庁は、情報を共有し対応を整備・強化するとともに、社会的な意識醸成を進めるべきである。ヘイトスピーチについては、最高裁判所の 2022 年判決に照らし、性的マイノリティについても、社会からの排除、権利や自由の制限、又は憎悪や差別の感情あるいは暴力を煽る表現を抑止する必要がある。

③ 男女別施設については、丁寧に場合分けを行って対応する必要がある。

④ スポーツ分野においては、学校・運動部活動を含むあらゆるスポーツ場面において、多様性を否定するような人権侵害の防止と被害を受けた場合の救済・ケアに関し、組織的対応が進められるべきである。競技スポーツに係る「性別基準」については科学的妥当性、倫理的側面、人権の観点から法的対応の検討が必要である。

⑤ 初等中等教育では学習指導要領に「包括的性教育」の導入を明記し、取組を進めるべきである。高等教育（大学等）では、ハラスメント防止規制の強化が求められる。

⑥ トランスジェンダーでありかつ女性であるという交差的属性を持つトランスジェンダー女性に対する差別行為を規制し、救済を図るためには、包括的反差別法が必要である。

(3) 国のあらゆる省庁（特に、内閣府、総務省統計局、文部科学省、厚生労働省など）及び地方公共団体は、SOGI も含めたジェンダー統計の充実を図るべきである。

ジェンダー統計の拡充は必須であり、性的マイノリティへの配慮を口実にジェンダー統計を縮小すべきではない。必要なのは、不要な性別欄の廃止、性的マイノリティの人権に配慮した性別記載に関するガイドラインの作成、性的マイノリティの実態を含めた統計作成を可能とするための SOGI の把握方法の検討・確立と既存調査の適切な集計である。

(4) 国会、内閣府、法務省は、SOGI 理解増進法の 2026 年改正に当たって、①差別の禁止と差別定義の拡大、②12 条（留意条項）の削除、③教育への SOGI 事項の積極的導入、④合理的配慮義務の導入を図るべきである。

① 明確に性的指向とジェンダーアイデンティティに関する差別禁止を規定した上で、新たに「ジェンダー表現」と「性的特徴」も含むよう定義規定を改正すべきである。

② 性的マイノリティの権利制限につながる解釈の恐れを払拭するため、12 条は削除すべきである。

③ 学校設置者の理解を増進するための施策を義務付けるべきである。併せて、学習指導要領に SOGI の多様性に関する事項を含めるべきである。

④ 社会の変化をふまえ、就業環境や教育環境に関する合理的配慮義務についても規定することを検討すべきである。

目 次

1	本見解の目的	1
(1)	過去の2提言をふまえた本見解の目的	1
(2)	国際人権法と日本政府に対する SOGI 勧告	2
(3)	日本における司法・立法・行政の現状と今後の課題	2
2	性的マイノリティの権利保障に関する法制度の現状と司法の展開	3
(1)	国際社会の状況	3
①	国際社会の動向	3
②	トランスジェンダーに対する攻撃の激化	4
(2)	国内における状況	6
①	SOGI 理解増進法の制定過程における議論	6
②	厚生労働省委託調査及び各種民間調査の結果から	7
③	スポーツ分野における性別をめぐる問題	7
(3)	日本における性的マイノリティに関する近年の司法判断	8
①	性同一性障害特例法関係の判決	8
②	法的性別を変更したトランスジェンダー女性に対する認知請求事件最高裁判決 (2024 年 6 月)	11
③	経産省トランス女性職員トイレ利用制限事件最高裁判決 (2023 年 7 月)	11
④	犯罪被害者給付金に関する最高裁判決 (2024 年 3 月)	12
⑤	ヘイト関係の裁判 (2024 年)	13
(4)	日本における法と政策の動向	13
①	SOGI 理解増進法の成立	13
②	性同一性障害特例法をめぐる動き	14
③	内閣府の性別欄 WG 報告 (2022 年 9 月) 及び学術研究・調査のための報告書 (2024 年 3 月～)	15
④	政府による 24 法令の同性パートナーへの適用発表	16
⑤	医療機関における現状と課題	16
3	性的マイノリティの権利保障に向けた今後の課題——その方向性	17
(1)	性同一性障害特例法の廃止と法的性別変更に係る新法の制定	17
①	現行法の廃止と法的性別変更手続に特化した新法の制定	17
②	法的性別変更の要件緩和	18
③	法的性別変更法の比較——日本の特例法とドイツの性別自己決定法 (2024 年)	18
(2)	SOGI に基づく偏見や差別をめぐる現状と課題	20
①	SOGI ハラスメントの現状と課題	20
②	岸田首相の答弁 (2024 年 3 月 15 日) を受けた各省庁の対応課題	22
③	男女別施設に関する対応	24
④	スポーツ分野における現状と課題	25

⑤	教育・研究に関する現状と課題	26
⑥	包括的反差別法制定の意義と必要性	27
(3)	SOGI も含めたジェンダー統計の充実	27
(4)	SOGI 理解増進法の 2026 年改正に向けた課題	28
①	差別禁止規定の新設	28
②	12 条（留意条項）の削除	28
③	学校設置者の努力義務の義務規定化	29
④	合理的配慮義務の規定	29
4	見解	29
	【参考文献】	32
	【資料】	36
①	2017 年提言（要旨）	36
②	2020 年提言（要旨）	37
③	パワハラ防止法ガイドライン（2020 年）	38
④	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（SOGI 理解増進法）（令和五年法律第六十八号）	39
⑤	【判例】性同一性障害特例法に関する最高裁違憲決定（2023 年）	41
⑥	【判例】最決令和 6 年 3 月 26 日判決（犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件）	44
⑦	法的性別変更の要件比較	45
⑧	ドイツ性別自己決定法（2024 年）	45
⑨	自由権規約委員会「日本の第 7 回定期報告に係る総括所見」（2022 年 11 月 3 日）（抜粋）	48
	【審議経過】	50
	【シンポジウム】	52

1 本見解の目的

(1) 過去の2提言をふまえた本見解の目的

日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（以下、本分科会という）は、これまで2つの提言を发出してきた。「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」（2017年9月）（以下、2017年提言という）[1]と、「性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）—トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」（2020年9月）（以下、2020年提言という）[2]である。本見解は、これら2つの提言を引き継ぎ、その後の法制度の変化や司法の動向、社会変化をふまえて、改めて、「性的マイノリティ¹」（LGBTI/LGBTQ+）の権利保障の拡充に向けた日本の課題について見解を表明することを目的とする。

「性的マイノリティ」は、政府（法務省・文部科学省等）が従来から用いている用語であり、本見解では、LGBTI や LGBTQ+ では表現しきれない多様なセクシュアリティを持つ人々の総称としてこれを用いる。また、「性的指向（sexual orientation）と「ジェンダーアイデンティティ（性自認 gender identity）」は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下、SOGI 理解増進法という）で初めて法律用語として定義され（2023年）、両者をあわせて SOGI と呼ぶ。性的マイノリティは「人」（LGBT などの当事者）を表すが、SOGI はセクシュアリティの「あり方」を表すため、マジョリティであるヘテロセクシュアルやシスジェンダーも SOGI の射程に入る。

2017年提言は、①差別解消のための根拠法の制定と包括的な政策の策定を求め、具体的には、②婚姻の性中立化、③教育機関における性的マイノリティの権利保障、④雇用・労働における性的マイノリティの権利保障の必要性を掲げた[資料①]。2020年提言は、①「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（以下、性同一性障害特例法あるいは特例法という）の廃止とそれに代わる新法（「性別記載変更法（仮称）」）の制定、②性的マイノリティに特化した人権保障法の制定と実効性の高い政策の実施、③あらゆる差別の解消を目指す包括的な差別解消法の成立を求めた[資料②]。

本見解は、2020年以降の変化を検証し、残された課題をまとめることを目指す。特に、トランスジェンダーを含む性的マイノリティの人権保障に焦点を当てる。2020年以降、世界ではトランスジェンダーに対する偏見や抑圧が強まっており、日本社会にもその影響が及んでいるからである。一方、近年、諸外国の法制化が進み、日本でも司法判断が相次いでいる婚姻平等²と、国連人権理事会等から制定が求められている包括的差別法³（包括的差別禁止法）については別の意思の表出に委ねることとする。

¹ 本分科会は、国連の用法に倣い LGBTI (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Intersex の頭文字) という用語を分科会名として用いているが、昨今では、多様性に留意して LGBTQ+ という呼称が広く使われるようになってきている。「+」は、LGBTQ の5文字に含まれない、さらに多様な性のあり方を含むという意味であり、例えば、パンセクシュアル（汎性愛）、アセクシュアル（無性愛）、ノンバイナリー（性別を決めない）などを含む。本見解では、原則として「性的マイノリティ」という語を用いるが、場合によっては、LGBTI あるいは LGBTQ+ という呼称も用いる。

² 本分科会「（見解）婚姻の平等実現に向けた民法改正への提言—相次ぐ違憲判決をふまえて—」2026年。

³ 日本学術会議「（提言）包括的差別法の制定に向けて～多種多様な差別を解消するために～」（案）。なお、本提言案

(2) 国際人権法と日本政府に対する SOGI 勧告

性的マイノリティの権利保障は、国際的な人権課題であり、国際人権法の正式な一部として確立している⁴。国連人権理事会は、国連初となる SOGI 決議（2011 年）以降、活発な取組を行っている。とりわけ重要な意味を持つのが、2016 年の SOGI 独立専門家⁵

（IE SOGI）の設置であった（国連人権理事会決議 32/2）。SOGI 独立専門家は、SOGI に基づく暴力・差別を監視する役目を負っており、自己決定に基づく性別変更、不妊化・手術・診断などの強制要件の禁止、手続の迅速性・アクセシビリティを人権基準として示している⁶。

日本政府に対しては、例えば、次のような勧告がなされている。自由権規約委員会（法的性別変更の強制不妊要件の撤廃）、社会権規約委員会（雇用・医療・教育における SOGI 差別の禁止）、女性差別撤廃委員会（トランス女性への暴力・差別対策）などである⁷。また、UPR（普遍的定期審査）では、包括的 SOGI 差別禁止法の制定、同性婚の承認、トランスジェンダーの法的性別変更の改善などが勧告されている。

このように、今日の国際人権法は、性自認に基づく暴力・差別・強制医療・法的性別不認定を重大な人権侵害と位置付け、トランスジェンダーの人々の自己決定・平等・尊厳を保障することを日本を含む各国に求めているのである。

(3) 日本における司法・立法・行政の現状と今後の課題

2017 年提言と 2020 年提言で掲げた課題のうち、いくつかは実現した。

近年、司法の積極性はめざましい。日本国憲法 13 条（プライバシー権・幸福追求権）、14 条（法の下での平等）そして 24 条（個人の尊厳と両性の本質的平等）を根拠に違憲判断が出されるケースが増えている。例えば、特例法の 4 号要件（生殖不能要件）が最高裁大法廷で 13 条違反と判断され（2023 年 10 月）、婚姻平等をめぐっては 6 つのうち、5 つの高裁で同性間の婚姻を認めない現行法は違憲（14 条・24 条 2 項違反）であるとの判断が示されている（2024～25 年）。また、自らの性自認に基づいて社会生活を送る利益が重要な利益であることを示唆するとともに、他者の利益との間では、客観的具体的な利益衡量・利害調整が必要であることを示した最高裁判断（2023 年）が出されている。

しかし、SOGI 立法は十分とはいえない。たしかに、労働施策総合推進法（いわゆるパワハラ防止法）に関する厚生労働省ガイドライン（2020 年）に SOGI ハラスメントに関する事業主の措置義務（アウトティング[暴露行為]の禁止を社内規則等に明記することなど）

は 2026 年 6 月現在、審査中であるため、発出予定日等は確定していない。

⁴ 自由権規約や社会権規約などの国際人権条約は SOGI について明記していないが、国連人権理事会・条約機関・SOGI 独立専門家による解釈と決議を通して、差別禁止条項（自由権規約 2 条、社会権規約 2 条）には SOGI 差別禁止が含まれると解されている。

⁵ 国連人権理事会が任命する特別報告者（任期 3 年）の一人であり、SOGI に基づく暴力と差別から人々を保護するため、国際人権法の実施状況を評価し、各国に改善を促すことを責務とする。

⁶ SOGI 特別報告者は、まだ日本を公式訪問していないため、日本に関する「国別報告書」は作成されていない。しかし、テーマ別報告書・緊急アピール・国連全体の勧告の中で、日本に関連する SOGI 課題が繰り返し指摘されている。

⁷ 他にも、子どもの権利委員会（トランス・ノンバイナリーの子どもの尊重）、拷問等禁止委員会（トランスジェンダーやインターセックスへの強制手術の禁止）、障害者権利委員会（トランスジェンダーの医療アクセス）などがある。

が明記されるなどの進展は見られた [資料③]。しかし、最高裁で違憲決定が出されたにもかかわらず、特例法の改正は行われていない。2023年に成立したSOGI理解増進法は、理念法にとどまり、SOGI差別禁止法ではない [資料④]。

行政・社会面では、教科書の多くに性的マイノリティに関する記述が増え、自治体でも性別記載欄の見直しが進み、トイレなどの設備についても改善が増えた。

進展があったとはいえ、国会と政府の課題はなお多い。喫緊の立法課題としては、特例法の廃止と法的性別変更要件を緩和した新法の制定及びSOGI理解増進法の改正がある。これらについては、数年内に国会及び政府内でも改正等に向けた検討が進められる予定であるため、本見解において、国際比較と歴史分析をふまえた望ましい改正の方向性を示したい。

他方、行政・教育・社会生活上の配慮も政策上の課題として明示していく必要がある。例えば、性別記載欄の扱いや性別処遇に関する行政上及び医療上の配慮が求められており、雇用・労働の面で当事者がハラスメントにあたり、不利益を被ったりするケースもなくなっていない。また、性的マイノリティ当事者である子どもに対しては、文部科学省が2015年と2016年に通知を出しているが、2025年調査[3]でも当該子どもたちの自殺企図率の高さが指摘されており⁸、教育上の配慮は急務となっている。当事者団体の全国調査(2023年)[4]によって、医療機関における配慮課題も多々指摘されている⁹。

以上のような立法・行政・教育・社会生活等の現状をふまえ、本見解では、性的マイノリティの権利保障に関する法制度と司法の近年の展開をまとめた上で、今後の課題を展望したい。

2 性的マイノリティの権利保障に関する法制度の現状と司法の展開

(1) 国際社会の状況

① 国際社会の動向

性的マイノリティの人権保障は、21世紀国際社会の新しい課題である。しかし、国際社会が両極化しているとの2017年提言の指摘はいまなお該当する。現在も、性的マイノリティの人権保障に否定的な国が一定数存在するため、国連総会でSOGI条約の成立は見込めない¹⁰。しかも、2020年代以降の新しい現象として、性的マイノリティ人権保障に先進的であった欧米諸国でも国内の分断が進み、法的保障の後退や否定が見られる。このような国際社会の両極化といくつかの国における分断化傾向があるとはいえ、全体として見れば、性的マイノリティの人権保障は前進している[5]。その中で、日本がいかなる法律・政策を採るのかが問われている[6]。

性的マイノリティの最も包括的な人権保障文書とされる「ジョグジャカルタ原則」

⁸ LGBTQの子ども若者、約5千名に対して行った調査によると、過去1年に、中高生の9割が学校で困難やハラスメントを経験し、うち64%は教職員が要因、10代の57%が自殺念慮を経験する等、喫緊な状況が明らかになった。

⁹ LGBTQの8割が、障害や生活困窮に関する行政・福祉サービスで困難を経験。トランスジェンダー男性・女性の8割が医療で困難を経験し、その影響で4割が病院に行けなくなり、25%が自殺を考えたことが明らかになった。

¹⁰ 2011年決議の採択に際しても、賛成23(日本を含む)、反対19、棄権3と意見が割れた。

(2006年)に10原則を追加した「ジョグジャカルタ原則+10」(2017年)では、「すべての人は、性的指向、性自認、性表現、性的特徴にかかわらず、身体的・精神的完全性、自律性、自己決定に対する権利を有する」(第32原則)と明記された¹¹[7]。同文書で挙げられているセクシュアリティの4要素「性的指向、性自認、性表現、性的特徴」は人格と不可分な人権として保障されるべきである。性的マイノリティの人権保障に関する国連初の文書である国連人権理事会採択のSOGI決議(2011年)は、個人の性的指向や性自認を理由とする暴力や差別に対する「由々しき懸念」を表明した¹²。この決議以降、国連では、人権諸委員会や諸機関でSOGI差別解消に向けた動きが活発化した[8]。多くの国でも取組が着実に進んでいる。婚姻平等は、2001年のオランダを皮切りに、現在39の国・地域で認められている。トランスジェンダーの法的性別変更の要件緩和も進み、現在19か国で自己申告による法的性別変更が可能となっている[9]。

② トランスジェンダーに対する攻撃の激化

性的マイノリティの人権保障の後退は、ジェンダーの構築性を否定する「ジェンダー・イデオロギー」[10][11][12]と呼ばれる価値観・政治的潮流と結び付いている。

「ジェンダー・イデオロギー」とは、生物学的に人間の性別(セックス)は男女の二つしか存在せず(性別二元論)、男女間の異性愛が正常(異性愛主義)とする価値観を指す。その結果、特にトランスジェンダー女性が厳しい攻撃(トランスバッシング)の標的にされている。また、反ジェンダー的な言説は、ジェンダー平等理念の下で女性が獲得した権利を白人中産男性に対する「逆差別」として否定する動きにも通じる。

このような動きに対して、2022年1月、欧州評議会総会は、LGBTIの人々への攻撃が特にハンガリー、ポーランド、ロシア、トルコ、イギリスで強まっているとし、「LGBTIの人々の平等を求める闘いについて、これらの運動が意図的に『ジェンダー・イデオロギー』あるいは『LGBTI イデオロギー』であるかの如く誤認させるような、非常に偏見に満ちた反ジェンダー、ジェンダー批判、反トランスの言説を非難する」等(決議2417)と決議した¹³。

世界的な現象である反ジェンダー攻勢¹⁴において、どの争点が政治化するかはそれ

¹¹ 2017年11月10日に「ジョグジャカルタ+10」が採択された。新たに、「性的指向、性自認、ジェンダー表現、身体的な性的特徴にかかわらず」、暴力・差別や他の危害から国家に保護される権利、法的に認められる権利、身体的、精神的な自律性、犯罪化・処罰からの自由、貧困からの保護、文化的多様性の権利など9つの権利・自由に関する原則が追加され、さらに、従来の原則に関する国家の義務が追加された。

¹² 国際連合A/HRC/RES/17/19 2011年7月14日人権理事会。

¹³ Parliamentary Assembly, Combating rising hate against LGBTI people in Europe Resolution 2417 (2022), https://pace.coe.int/en/files/29712/html?_cf_chl_jschl_tk__=wbmTWEovu2oPTClgRR70I9Hf8M.wghPyITLzhKXvS9c-1643631849-0-gaNycGzNCn0

¹⁴ 現在、世界的に巻き起こっている「反ジェンダー攻勢」の源流は、1994年のカイロ人口会議と1995年の第4回世界女性会議(北京会議)において、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス・ライツ)が提起されたことに端を発する。カトリック教会の総本山であるバチカンがジェンダー概念は社会解体をもくろむイデオロギーであるという論陣を張るようになったことがきっかけとされる。背景には、中絶と同性愛が社会的・法的に容認されることへの危機感があった。トランスジェンダーやノンバイナリー(性別不定)というジェンダー・アイデンティティ(性自認)が、

ぞれの国の文脈による¹⁵ [13]。トランスジェンダーへの攻撃が苛烈になっている国もあれば、同性愛や中絶が主たる争点となっている国もある。包括的性教育やジェンダー中立的な用語などが攻撃対象となっている国もある。権威主義的な政治リーダーが支持を広げることを目的として、「ジェンダー」という言葉を危険視し、普通の人々をその害悪から守るというレトリックを駆使しているケースもある。このように、ジェンダー平等の進展への揺り戻しとしてバックラッシュが起きているというよりも、そうした進展の有無を問わず、政治的な理由から反ジェンダー攻勢が強まっている現状といえよう。

アメリカでは最高裁で同性婚合憲の判断が下された（2015年）ことで、トランスジェンダーがスケープゴートとされて苛烈な攻撃を受けるようになってきている。国内の分断も顕著である。トランプ大統領は、2025年1月20日の就任式の演説において「今日から、男女の2つのジェンダーのみというのがアメリカ政府の公式方針だ」と宣言し、「ジェンダー・イデオロギーの過激主義から女性を守り、連邦政府に生物学的真実を取り戻す」と題された大統領令に署名した¹⁶。同時に、バイデン政権が署名した人種平等やLGBTQ+に関する大統領令を無効化していった¹⁷[14]。アメリカではトランスジェンダーの権利を制限する法律の提案が2023年以降急増している¹⁸。争点の一つは未成年へのホルモン治療や思春期ブロッカー（第二次性徴を抑制する薬品）の使用の是非であるが、それらの使用を禁じたテネシー州の措置に対して連邦最高裁が2025年6月18日に合憲の判断を下したことから¹⁹、同様の法案が今後成立する可能性が高まっている。

イギリスでは、このような反ジェンダー攻勢にトランスジェンダー排除的なフェミニスト（trans-exclusionary radical feminism=TERF）が同調している[15][16]。2025年4月16日、イギリスの最高裁は、2010年平等法の条文における「性別」（sex）という言葉は生物学的な性を指し、「女性」という言葉は生物学的な女性を指すと位置

生物学的に人間は男女の二つに区分され、それは「自然」で不変的であるという価値観（性別二元論）と相容れないことから、ジェンダーが攻撃対象となったのである。

¹⁵ 当初こそカトリック教会が中心的役割を担った反ジェンダー攻勢は、現在では多様なアクターが入り込む世界的な現象へと変貌している。2013年にフランスで同性婚への反対運動が広がり、ラテン・アメリカ諸国にも運動が拡大して、プロテスタントやギリシャ正教会も関与を深め、ブラジル、スペイン、イタリアでは右翼ポピュリストの政治戦略に取り入れられた。権威主義化が進むハンガリー、ポーランドではトランスジェンダーの排斥が進んでいる。現在、反ジェンダー攻勢は北米やオーストラリア、中東、アフリカ、アジアを含む、まさに世界的な展開となっている。伝統的なリベラル・左派陣営の一部（労働運動やトランスジェンダー排斥的なフェミニズム）もまた反ジェンダー攻勢に取り込まれている。

¹⁶ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/defending-women-from-gender-ideology-extremism-and-restoring-biological-truth-to-the-federal-government/>

¹⁷ 例えば、パスポート等の公式書類の性別表記は男女という「変更不可能な生物学的分類」に基づくもののみとされ、バイデン政権下で認められていたノンバイナリーを表すXを廃止、「ジェンダー・イデオロギー」を推進するあらゆる文書を削除、連邦資金を「ジェンダー・イデオロギー」推進のために用いることを禁止、トランスジェンダーの入隊を禁止、19歳未満の子どもに対する性的適合治療・手術を制限、トランスジェンダー女性の女性競技スポーツへの参加を禁止などの方針を矢継ぎ早に打ち出した。

¹⁸ 連邦・州議会において反トランスジェンダー法案とされるものは、2022年に174法案が提出され、26法案が可決したが、2023年ではそれぞれ615法案提出、87法案可決、2024年は701法案提出、51法案可決となった。

¹⁹ United States v. Skrametti, 605 U.S. 495(2025).

付けた²⁰。イギリスの2010年平等法はトランスジェンダーに対する差別を禁止しており、このことは今回の判決でも変わらない。裁判所も、平等法は引き続き「gender reassignment（性別移行）」を理由とした差別を禁止しており、トランスジェンダー当事者への保護は確保されていると明言した。しかし、本最高裁判決を機に反トランスジェンダーの言説は更に多くなると懸念されており、トランスジェンダーの人々の権利を脅かす危険性やトランスジェンダー排除の懸念が国際的にも高まっている。

(2) 国内における状況

① SOGI 理解増進法の制定過程における議論

SOGI 理解増進法は、「LGBT に関する課題を考える超党派議員連盟」（以下、「超党派議連」という）による初の SOGI 理解増進法案（超党派議連法案：2021 年）を端緒として、G7 広島サミット（2023 年 5 月）を目前に控えた第 211 回国会（2023 年 4 月）で法案審議が始まり、2023 年 6 月に成立した。制定過程で示されたいくつかの争点を解消するためにも、3 年後の法律見直し（附則 2 条）の際、慎重な検討が望まれる。

SOGI 理解増進法制定時に争われた論点は、主に 3 点である。

第一は、「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものである」という認識の下（超党派議連法案）という文言の解釈をめぐる議論である。同文言が性的マイノリティのみに効果をもたらす「逆差別」であるかのような条文の文言とはかけ離れた懸念が示された結果、法案は、東京オリンピック（2021 年）開催前の成立が目指されたものの政府与党の会議を通らず、国会には上程されなかった。SOGI 理解増進法では、基本理念を定める第 3 条に「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものである」との認識の下」と明記された。

第二は、「Gender Identity」の訳語をめぐる議論である。「性自認」とするか、「性同一性」とするかが争われたが、のちに法案提出者も答弁（2023 年 6 月）しているように、どちらの訳語を用いても法制上の意味は変わらない²¹。SOGI 理解増進法では、「ジェンダーアイデンティティ」というカタカナが使われ、ジェンダーという用語が日本の法律で使われた初の例となった。

第三は、SOGI 理解増進法 12 条（留意条項）をめぐる議論である。同法は、12 条で「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする」と定める。国会審議では、SOGI 理解増進法の制定によって男女別施設の利用に支障が出ると懸念され、多数派の不安を解消するために多数派に対する配慮規定を設けるべきとの議論が出された[17]。このような多数派配慮の議論は、法案の修正過程で留意条項（12 条）を追加する形で一部取り入れられ、成案となった。性的マイノリティ当事者などからは、12 条があることで、性的マジョリティの安心を取り付けなくては施策ができなくなるのではないかと懸念する声があがっ

²⁰ For Women Scotland Ltd v The Scottish Ministers, UKSC 2024/0042.

²¹ <https://kokkai.ndl.go.jp/txt/121114889X01920230615/80>

ていた。しかし、最終的に法案提出者は、12条は基本的人権の尊重などを示した3条の強調に過ぎず、12条によって法的効果は変わらないと答弁している²²。内閣府のQ & Aにもある通り、男女別施設の運用はSOGI理解増進法制定前後で変更はない²³。他にも、法案をめぐるっては、保護者の協力を得なければ法に基づく教育を実施できないのではないかなどの議論もなされたが、これも法案提出者から否定する答弁が出されている²⁴。

② 厚生労働省委託調査及び各種民間調査の結果から

SOGI理解増進法9条には、学術研究の推進が規定されている。しかし、所管省庁である内閣府が法施行後に実施している学術研究は、既存研究や裁判例のまとめや、研究に当たっての留意事項の調査・研究にとどまっており、国内の状況を把握するような新規の調査研究は実施・公表されていない²⁵。厚生労働省による2020年[18]と2025年[19]の実態調査を比較すると、職場における取組の実施や当事者の認知などはおおむね進んでいるものの、規模格差が大きいことや、性的マイノリティのハラスメント被害経験が多いことが明らかになった²⁶。共同研究調査[20]では、自死未遂経験の割合が、異性愛・シスジェンダーの人々と比較して、性的指向によるマイノリティでは4倍以上、性自認によるマイノリティでは約8倍となっており、依然として差別等による生活上の困難が深刻であると考えられる。

③ スポーツ分野における性別をめぐる問題

文部科学省は2015年に教育現場における対応に関する通知²⁷を公表した。しかし大学生年代(18-29歳、回答者838名)を対象とする2022年の調査[21]からは、トランスジェンダーが体育や運動部活動において受ける抑圧が解消されていないことが明らかである。2023年3月に公表された公益財団法人日本スポーツ協会に登録するスポーツ指導者に対する調査(回答者4,766名)[22]では、LGBTという言葉を知ったことがあると回答した割合は9割を超え、2017年に実施された同調査[23]の7割弱から増加した²⁸。

²² <https://kokkai.ndl.go.jp/txt/121114889X01920230615/90>

²³ 内閣府「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に関するQ&A」
<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/qa/index.html>

²⁴ <https://kokkai.ndl.go.jp/txt/121114889X01920230615/86>

²⁵ <https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/research/index.html>

²⁶ 例えば、1000人以上の企業での職場環境の整備に関する取組の実施は66.7%となっている。しかし、依然として99人以下の企業では7.7%にとどまるなど、規模格差が大きい。また、2025年の労働者アンケート調査では、労働者一般と比べて性的マイノリティの方が何らかのハラスメントを受けた経験が高くなっており、職場でカミングアウトをしている性的マイノリティの割合は16.8%にとどまっている。

²⁷ 文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」2015年。

²⁸ トランスジェンダーを含む多様な性の人々と出会った経験がないとする割合は65%にやや減少し、より多くの学びによってスポーツ指導に活かす必要があると回答する人は「とても感じる」「多少は感じる」を含めて90%弱となった。一方で2017年の調査では、知識を得る必要性を「あまり」「まったく」感じないと回答した中では男性、60歳代以上、最

国内ではトランスジェンダーの人々の競技参加はほとんど可視化されていない。2021年のサッカー日本代表、2024年にボクシング・プロ選手としての競技カテゴリー移行の断念に追い込まれた選手などが最近のごくわずかな例である。高校生レベルの競技会に関しては、トランスジェンダーの高校生が男子として高校に入学し、男子とともに競技に取り組み、県大会等で上位入賞する例が報告されている[24]。これらはいずれもトランスジェンダー男性の事例であり、トランスジェンダー女性は、より不可視化されやすく、スポーツ界での抑圧が強い状況がうかがえる。

オリンピック等の国際的競技会でのトランスジェンダー女性に対する抑圧が SNS などを通してトランスヘイトの市民への広がりが見られる傾向も見られる。例えば、パリ 2024 大会に出場した女子ボクシング選手をめぐる事例²⁹では、高度なプライバシーである性に関わる情報の取り扱い方、DSD（性分化疾患）とトランスジェンダーに関する知識の欠如に関する国内の社会的課題があることや³⁰またその状況が政治的に利用される懸念の指摘³¹などの学術的見解が報じられている。

スポーツ庁によるスポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>³²及び<一般団体向け>³³では、コンプライアンスを強化し、選手と指導者に対する教育に性別、性的指向及び性自認に基づく差別の禁止を含むとする原則が示されている。しかし、トランスジェンダーの人々のスポーツ参加に困難をもたらすことになる、性別に競い合うスポーツの制度の現状と課題に関し、国内競技団体の議論は進んでいない。議論を行っている国内競技団体は、2024年1月の段階で32競技33団体中7団体(21%)であり、「行う予定はない/検討を行っていない」とする団体が半数を超え³⁴、議論の必要性が指摘されている。

(3) 日本における性的マイノリティに関する近年の司法判断

① 性同一性障害特例法関係の判決

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）
第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

終学歴が高校卒業である人の割合が高いことが明らかになっていたが、この傾向は2023年になっても大きな変化が見られない。

²⁹ 朝日新聞「ボクシング女子優勝選手へ中傷『トランス差別あり』拡散防ぐには」2024年8月10日。
https://digital.asahi.com/articles/ASS894KBLS89UTIL00JM.html?iref=pc_rensai_long_852_article

³⁰ 朝日新聞「ボクシング女子、性と出場資格めぐる議論『公平性』模索の歴史」2024年8月3日。
<https://digital.asahi.com/articles/ASS824QVRS820XIE02HM.html>

³¹ 毎日新聞「五輪女子ボクシング中傷の背景にトランス女性差別と『政治的意図』」2024年9月4日。
<https://mainichi.jp/articles/20240902/k00/00m/100/095000c>

³² スポーツ庁スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>、2023年9月23日改定版。
https://www.mext.go.jp/sports/content/20230929-spt_kyosport-000032114_1.pdf

³³ スポーツ庁スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>、2023年11月30日改定版。
https://www.mext.go.jp/sports/content/20231201-spt_kyosport-300001060_1.pdf

³⁴ NHK WEB「トランスジェンダーとスポーツ 大会参加の現在地」2024年1月25日。
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240125/k10014331431000.html>

- 一 十八歳以上であること。
 - 二 現に婚姻をしていないこと。
 - 三 現に未成年の子がいないこと。
 - 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
 - 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

ア 生殖不能要件（4号要件）に関する最高裁大法廷決定（2023年10月）

最高裁大法廷決定³⁵は、最高裁第2小法廷決定³⁶（2019年1月）の補足意見が指摘した法的性別の意義と、意思に反して身体の侵襲を受けない自由が憲法13条の保障を受けるという考え方を、より精緻に展開し、生殖不能要件を憲法13条違反と判断した。すなわち、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるとについて、「個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益」と位置付け、「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由が、人格的生存に関わる重要な権利として憲法13条によって保障されている」とする。その上で、「生殖腺除去手術は、精巣又は卵巣の摘出という生命又は身体に対する危険を伴い不可逆的な結果をもたらす身体への強度な侵襲」であると認定し、「医学的知見の進展に伴い、治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対し、身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものになった」と捉え、「本件規定による身体への侵襲を受けない自由の制約については、現時点において、その必要性が低減しており、その制約が重大なものとなっていることなどを総合的に考慮すれば、必要かつ合理的なものということとはできない」として、憲法13条に違反すると判断した。大法廷で全員一致の違憲判断であることから、国会は生殖不能要件を廃止する改正をしなければならない³⁷ [資料⑤]。

³⁵ 最大決令和5 [2023]・10・25民集77巻7号1792頁。

³⁶ 最2小判平成31 [2019]・1・23判例時報2421号4頁。現時点では憲法13条、14条違反でないとしたが、鬼丸かおる、三浦守裁判官は詳細な補足意見を展開した。

³⁷ 最高裁大法廷違憲決定（2023年）に対しては、宇賀克也、三浦守、草野耕一裁判官が4号要件を違憲とすることには賛同しつつも、5号も併せて審理し、違憲と判断すべきとの反対意見を表明している。宇賀裁判官の反対意見は、「性同一性障害者とその性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるとは、幸福追求にとって不可欠であり、憲法13条で保障される基本的人権といえると思われる」として、特例法3条1項の他の規定に関しても、基本的人権の制約が許されるか問われることになると指摘した。また、三浦裁判官の反対意見は、同要件の立法目的は、他の性別に係る外性器に近似するものがあるなどの外観がなければ、例えば、公衆浴場など社会生活上混乱を生じる可能性があることなどを考慮したものとし、公衆浴場法、旅館業法、それらに基づく都道府県の条例等で男女の区分がなされており、他の性別の人間として受け入れられたいと望みながら、あえて他の利用者を困惑させ混乱を生じさせると想定すること自体、現実的でなく、自称すれば女性用の公衆浴場等を利用することが許されるわけではないこと、同要件による制約の必要性は相当に低く、身体への侵襲を受けない自由の制約について必要かつ合理的なものということとはできないことから、身体への侵襲であるとして、違憲と判断している（宇賀裁判官、草野耕一裁判官も同旨）。

イ 外観近似要件（5号要件）に関する高裁判決（2024年7月）

上記アの法廷意見は、原審が「外観近似要件」につき判断していないことから、大法廷自身で結論を出さず、審理を尽くさせるために原審に差し戻した。

差戻審広島高裁判決（2024年7月）は、外観近似要件について、常に手術が必要と解釈すれば、意思に反して身体を傷つける手術を受けるか、性別変更を断念するかという二者択一を迫ることになり、過剰な制約で違憲の疑いがあると指摘したが、この要件については、他人が見て特段の疑問を感じない状態であれば足りるとし、当該トランスジェンダー女性はそうした状態にあると認定して、法的性別変更を認めた。したがって、差戻審はこの要件自体の憲法適合性を判断していない³⁸。

手術をしなくても、ホルモン療法をすることで外観近似要件を満たすことはあるが、上記ア決定の三浦裁判官は、外科的治療より強度は低いものの、身体への侵襲であるとする³⁹。湿疹、頭痛、筋肉のこわばりなどの副作用があり、生命や健康へのリスクを考え、ホルモン治療を中止する当事者もいる⁴⁰[25]。外観近似要件についてもアの観点から判断すべきである。なお、2025年11月6日、高裁としては初めて東京高裁が5号外観近似要件を違憲と判断した⁴¹。

ウ 未成年の子なし要件（3号要件）に関する最高裁決定（2021年11月）

最高裁第3小法廷決定⁴²（2021年11月）は、2008年法改正前の最高裁判例⁴³を踏襲し、未成年子のある者について性別の取扱いの変更を認めた場合、「家族秩序に混乱を生じさせ、子の福祉の観点からも問題を生じかねない等の配慮に基づくものとして、合理性を欠くものとはいえない」から、国会の裁量権の範囲を逸脱するものということとはできず、憲法13条、14条1項に違反しないとする。しかし、宇賀克也裁判官の反対意見は、「人がその性別の実態とは異なる法律上の地位に置かれることなく自己同一性を保持する権利」があることを指摘し、法廷意見は杞憂に過ぎないことを詳細に論証し、3号要件は、上記の権利を侵害するものとして、憲法13条違反とする。

³⁸ 広島高決令和6〔2024〕・7・10未公表。

³⁹ ホルモン療法は、ホルモンに関する薬剤を投与することにより、身体的に他の性別に適合させる一定の効果が生ずるものであり、他の性別に係る外性器に係る部分に近似する外観を備えるという点で、相応の効果が得られる場合がある。これも、上記外科的治療より強度は低いものの、身体への侵襲であるとする。

⁴⁰ 「自分の血液に、人工合成した不自然な濃度のホルモン剤を入れたり、メスを入れたりして、わざわざ不健康で不幸な生活を強いられるかもしれないというリスクを自ら取りたくありません」（訴訟当事者の自著から）参考文献[25]。

⁴¹ OUT JAPAN【「特例法外観要件」東京高裁が高裁として初の違憲判断を示しました】（2025年11月9日）。

https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2025/11/6.html

⁴² 最3小決令和3〔2021〕・11・30判時2523号5頁。

⁴³ 最3小決平成19〔2007〕・10・19家月60巻3号36頁、最1小決平成19〔2007〕10・22同3号37頁。

エ 非婚要件（2号要件）に関する最高裁決定（2020年3月）

最高裁第2小法廷決定⁴⁴（2020年3月）は、「現に婚姻をしている者について性別の取扱いの変更を認めた場合、異性間においてのみ婚姻が認められている現在の婚姻秩序に混乱を生じさせかねない等の配慮に基づくものとして、合理性を欠くものとはいえない」から、国会の裁量権の範囲を逸脱するものということとはできず、憲法13条、14条1項、24条に違反しないとする。その後、下級審だが、京都家裁審判⁴⁵（2025年3月）は、「非婚要件は、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益の実現と、婚姻の継続との二者択一を迫るものであるという点において、婚姻の継続という重要な法的利益を制約するものということができる」として非婚要件の問題点を指摘した。しかし、非婚要件の立法趣旨を、性別の変更に伴って生じる法律上の親族関係を含めた法律関係との整合性を担保する規定であるとし、婚姻制度の規律は立法府において議論されるべきことだから、直ちに憲法13条、24条違反とはいえないとした。2026年3月現在、婚姻平等訴訟は最高裁に係属中であるが、6つの高裁判決のうち、5つで違憲判決が出たことを軽視しない判断を期待したい。

② 法的性別を変更したトランスジェンダー女性に対する認知請求事件最高裁判決（2024年6月）

トランスジェンダー女性Aが性別適合手術を受ける前に自己の精子を凍結保存し、法的性別を女性に変更した後に、パートナーの女性Bが保存した精子を用いて子Zを出産し、ZからAに対して認知請求をした事案において、最高裁第2小法廷判決⁴⁶（2024年6月）は、「嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる」とした。その理由は、父に対する認知の訴えは、子の福祉と利益等のために、血縁上の父子関係の存在を要件として判決により法律上の父子関係を形成するものであり、「生物学的な男性が生物学的な女性に自己の精子で子を懐胎させることによって血縁上の父子関係が生ずるという点では、当該男性の法的性別が男性であるか女性であるかということによって異なるものではない」からである[26]。

③ 経産省トランス女性職員トイレ利用制限事件最高裁判決（2023年7月）

2023年7月11日、最高裁判所は、トランスジェンダー女性の経済産業省職員について、職場の女性用トイレを自由に使用することを認めない、とした人事院の判定を違法とする判決を言い渡した⁴⁷。本判決において、注目すべき点は二つある。

⁴⁴ 最2小決令和2〔2020〕・3・11 裁判所ウェブサイト。

⁴⁵ 京都家審令和7〔2025〕・3・19 未公表。

⁴⁶ 最2小判令和6〔2024〕・6・21 民集78巻3号315頁。

⁴⁷ 最3小判令和5〔2023〕・7・11 民集77巻5号1171頁。

第一は、判断の前提として、自認する性別に即して社会生活を送ることが、誰にとっても重要な利益・法益として示唆されたこと⁴⁸である。トランスジェンダーに対する誤解に基づいた言説や、あるいは、人々の誤解を煽るような言説が、いまだに散見される中で、改めて性自認についての基本的理解が確認されたことは、重要な意義を持つ。

第二は、人事院の判定に対して、「具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し」たものと批判した点である。特に、渡邊恵理子裁判官、林道晴裁判官が補足意見の中で、女性職員らの利益を軽視することはできないとしつつも、両者間（本件当事者と女性職員ら）の利益衡量・利害調整を、感覚的・抽象的に行うことは許されるべきでない指摘したことが重要である。SOGI 理解増進法の制定過程でも、「性自認を尊重すると、男性が『心は女性』と言えば、女湯や女性用トイレに入れるようになる」など、事実無根の言説が流布されることがあった。両裁判官の指摘は、現実的でない不安を煽ることに対する警鐘ともとれる内容であり、意義深い。

④ 犯罪被害者給付金に関する最高裁判決（2024年3月）

死亡した犯罪被害者と約20年交際し同居していた同性の上告人が、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（以下、犯給法）5条1項1号括弧書の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」として遺族給付金の支給裁定を申請したところ、不支給の裁定を受けたため、その取消しを求めた。原審である名古屋高裁判決⁴⁹が「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」は婚姻届ができる関係を前提とし、不支給処分は憲法14条1項に違反しないとして請求を棄却したため、上告人が上告したところ、最高裁は破棄差戻しし、犯罪被害者と同性の者は、犯給等法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当し得る⁵⁰と認めた⁵¹〔資料⑥〕。

本判例は、性的マイノリティの権利保障に関して前進を見せる近時の司法判断の潮流に沿うものといえる。ただし、多数意見はあくまでも犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族への支援という特有の目的で支給される遺族給付金の受給権者に係る

⁴⁸ 長嶺安政裁判官、渡邊恵理子裁判官の補足意見。

⁴⁹ 名古屋高判令和4〔2022〕・8・26民集78巻1号224頁。

⁵⁰ その理由として、①犯給法5条1項1号の解釈に当たっては、犯罪被害者等給付金支給制度が、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与するという目的を十分に踏まえる必要があること、②犯給法5条1項の趣旨は、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受ける遺族に対し、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたと解されること、③同項1号括弧書きの趣旨は、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられること、④そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえないこと、が挙げられた。

⁵¹ 最決令和6〔2024〕・3・26民集78巻1号99頁。評釈として、志村由貴・法曹時報77巻3号280頁、笠木映里・ジュリスト1600号98頁等。

解釈を示したもので、同一又は類似の文言が用いられる他の法令の規定について判断したものではないとする林道晴裁判官の補足意見と、多数意見と同様に考えると前提となる民事実体法上の権利との間でギャップが生じることや他の法令解釈に波及し社会に大きな影響を及ぼす懸念を表明する今崎幸彦裁判官の反対意見もある。

⑤ ヘイト関係の裁判（2024年）

性的マイノリティ支援団体に対する名誉毀損についての民事訴訟に関して、横浜地方裁判所は、「LGBTの子がいなければ、LGBTの子を作り出す。差別がなければ差別を作り出す」などとソーシャルメディアに投稿した被告に対し、原告である性的マイノリティ支援団体の名誉毀損の訴えを認め、33万円の支払いを命じた。判決は、被告が主張するような、原告の性的マイノリティ支援団体が利権を得るためにLGBTの子どもを作り出すような活動や、差別を作り出すような活動をしていた事実は認められないとしている。また、被告は、性的マイノリティを理由とした差別はないと主張しているが、ごくわずかな人数の体験をもとに、差別が存在しないということではできないとも判じている⁵²。また、トランスジェンダー女性当事者であることを公表している弁護士に対する脅迫事件については有罪が言い渡された⁵³。

(4) 日本における法と政策の動向

① SOGI 理解増進法の成立

2023年6月16日に成立したSOGI理解増進法の主な規定は以下の通りである。2条で「性的指向」と「ジェンダーアイデンティティ」を定義している。これらの言葉が法で定義されるのは本法が初である。また、3条の基本理念において、「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念」等を定めている。衆議院法制局によれば、この規定は憲法11条、13条、14条を念頭に置いているとのことである[27]。この基本理念に則り、国に基本計画を定めることを義務付けている（8条）ほか、施策の実施状況の公表（7条）、学術研究の推進（9条）、連絡会議の設置（11条）をそれぞれ国に義務付けている。このほかに、3条の基本理念に則り、地方公共団体、事業主、学校設置者にそれぞれ理解増進に向けて必要な措置を講ずるよう努力義務を課している（5条、6条、10条）。また、12条では留意事項並びに指針の策定を義務付けている。

SOGI理解増進法成立後の動向として、2023年12月22日に閣議決定された「こども大綱」には「こども施策に関する基本的な方針」の中で、「思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにする」と盛り込まれてい

⁵² 横浜地判令6 [2024]・11・20D-1.Law 28331612

⁵³ 大阪地判令6 [2024]・1・11D-1.Law28320910

る。

政府首脳も、SOGI 理解増進に向けて積極的な発言を行っている。例えば、2024 年 3 月 15 日の参議院予算委員会では、岸田文雄首相（当時）が答弁をしている。

米国のトランプ大統領の再選に当たり、同大統領が DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）に後ろ向きであることについて問われた三原じゅん子大臣（当時）は、「例えば、理解増進法に基づく施策を着実に進めるということ。このことにより多様性が尊重されて、性的マイノリティの方も、マジョリティの方も含めて、全ての人々がお互いの人権であるとか、尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております」と答えている⁵⁴。この三原大臣の答えに関連して、2025 年 3 月 12 日の参議院予算委員会で政府見解を問われた林芳正官房長官（当時）は、「政府としては、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法に基づきます施策を着実に進め、多様性が尊重され、性的マイノリティーの方もマジョリティーの方も含めた全ての人々が、お互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております」（原文まま）と答弁している⁵⁵。

しかしながら、法で基本計画の策定が義務付けられながら、施行後 2 年以上、国が基本計画を策定しない状況が続いている。他の法令を見ても、このような例は稀であり、今後の状況如何によっては国の不作為が問われかねない。この間の最高裁判決や上記の政府見解をふまえ、迅速な基本計画及び指針（12 条）の策定が望まれる。

② 性同一性障害特例法をめぐる動き

生殖不能要件に関する最高裁判所の決定を受け、厚生労働省は、2023 年 12 月 12 日付で「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第 3 条第 2 項に規定する医師の診断書に関する当面の取扱いについて⁵⁶」を発出し、現在、法 3 条 1 項 4 号は停止（死文化）している状況にある⁵⁷。2024 年 9 月 19 日、厚生労働省は第 11 回社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会を開き、『国際疾病分類第 11 版』（ICD-11）の和訳案をおおむね了承した⁵⁸。これにより、「性同一性障害」という用語は廃止され、新たに性の健康に関する状態を示す用語として「性別不合」が採用されること

⁵⁴ こども家庭庁「三原大臣記者会見（令和 7 年 1 月 21 日）」（2025 年 8 月 23 日最終アクセス）
(<https://www.cfa.go.jp/speech/ba208ad6>) .

⁵⁵ <https://kokkai.ndl.go.jp/txt/121715261X00620250312/134>

⁵⁶ その中で「本年 10 月 25 日以降に家庭裁判所に提出される診断書は、記載要領の規定に関わらず、当面の間、現在の生殖腺機能に関する記載がなくても差し支えないので、これをご了知の上、貴管下関係者、関係団体に周知方取り計らい願います。」と明記した。

⁵⁷ 法務省民事局民事第一課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第 3 条第 2 項に規定する医師の診断書に関する当面の取扱いについて」2023 年。
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/syakai/sei32/dl/jichitaimuke.pdf>

⁵⁸ 第 11 回社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会議事録。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44317.html

となる。同分類は、2027年に施行予定である⁵⁹。

③ 内閣府の性別欄WG報告（2022年9月）及び学術研究・調査のための報告書（2024年3月～）

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）に「ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する」こととされている。これをふまえて設置された「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ⁶⁰」による「ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について」（2022年9月）によれば、「男女別のデータを確実に取得することが重要。したがって、性別欄の有無に関する拙速な対応は慎むべきと考える」とする一方で、「性別情報を取得する際には、性別欄が存在することでハラスメントや差別に通じる困難に直面する人たちの存在を理解し、配慮することも必要」と明記している。また、「多様な性などの多様な属性の人々を、統計や政策において社会の構成員として見過ごさないよう取り組むことは重要である」とも示されている[28]。多様な性に関しては、統計調査で性的指向・性自認を問う設問を採用することで、性的マイノリティの実態や課題の把握がなされている国もあることから、日本においても統計調査を通じて性的マイノリティの実態や課題の把握を行うべきとの意見が出されたが、具体的な設問の提示はなされなかった⁶¹。

その後、内閣府は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の第9条「国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進する」規定を受けて、2024年3月、「学術研究等の遂行に資する既存研究等の調査分析報告書」を、2025年3月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解浸透度の把握及び理解増進に係る研究に当たり留意すべき事項等の調査・研究報告書」を公表した。

今後はこれらの成果を出発点とし、統計調査で性的指向及び性自認を把握し、性的マイノリティの実態を含めたジェンダー統計を作成することが不可欠である[29]。同性カップル世帯の実態を含めた統計作成においては国勢調査等の適切な集計及び多様な世帯の把握を可能とするための設問の改善が望まれる[30]。特に国勢調査については、2030年調査に向けた改善が望まれる。

⁵⁹ <https://www.asahi.com/articles/ASS9M3VNV9MUTFL01FM.html>

⁶⁰ 内閣府男女共同参画局に設置されている計画実行・監視専門調査会は、2022年4月19日に、計画実行・監視専門調査会運営規則の運営規則を改正し、「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」を開催することを確認した。これにより、2022年5月9日から7回にわたって「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」が開催された。

⁶¹ その後、内閣府男女共同参画局は、「ジェンダー統計整備状況調査報告書」として「令和5年度・令和6年度総括報告書」（令和7（2025）年3月）を公表している。https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gender_toukei_r05.html

日本では、国による SOGI 統計調査が行われていないなど、ジェンダー統計が不備である。性別はジェンダー統計に必須の情報である。性別情報の収集と公開・開示とは別の問題である。プライバシーを守るために性別情報はみだりに第三者の目に晒されるべきではなく、必要に応じて性別記載欄をなくすとか、個人と紐付けない方法で性別情報を収集するといった工夫が必要である。

また、諸外国で法的性別の自己申告制が広がっていることを考慮すると、社会的にも法的にも、性自認に基づく性別が尊重されるべきであろう。各種調査の設問、書類、パスポートを含む証書等の性別記載においては、ノンバイナリーなどに配慮して、女性・男性・不定（X）などの記載の多様化も求められる。

④ 政府による 24 法令の同性パートナーへの適用発表

犯罪被害者給付金に関する最高裁判決（2024 年 3 月）を受け、日本弁護士連合会は 2024 年 3 月 27 日付の会長談話⁶²で他の法令において、事実婚に適用される法制度の同性パートナーへの適用を促している。

超党派議連も迅速な対応を求め⁶³、内閣官房は検討結果を 2025 年 1 月 21 日に発表した。政府発表によると、24 の法令が『事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』と同一又は類似の文言を含む規定の対象に同性パートナーが『含まれ得る』とされた一方で、130 の法令が「更なる検討が必要」とされた。内閣官房は、「検討の迅速化」を指示する⁶⁴とともに、検討の加速、国会審議への配慮、関係府省間での調整という 3 つの方針を示した。

⑤ 医療機関における現状と課題

三部（2019）の性的マイノリティ患者への病院対応についての報告[31]、同年の LGBT 法連合会の調査報告 3 版医療編[32]、2020 年に行われた鈴木らの調査[33]によって、性的マイノリティ患者が医療機関で直面する様々な困難⁶⁵が明らかにされている。また、LGBT 法連合会は、「SOGI を理由とする困難リスト（第 4 版）」（2025 年）[34]の医療編において、第 3 版時の困難を残しつつ、性的マイノリティ患者の治療内容に関する不満や診療態度に対する問題の指摘、「性と生殖の健康と権利」の「性的健康の権利」（sexual health right）に関わる事柄を追記している。医療機関や医療者の意識も変わりつつあり、LGBTQ フレンドリーホスピタルを標榜する医療機関が出てきている⁶⁶。

⁶² 日本弁護士連合会「犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件最高裁判決に関する会長談話」2024 年。

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2024/240327.html>

⁶³ 岩屋毅、2024 年 6 月 20 日 Facebook。

⁶⁴ 2024 年内の内閣官房から各府省に対する「要請」に対して、この時点では「指示」に格上げしている。

⁶⁵ 例えば、婚姻関係や親族関係にないことによる手術、検査の同意書の署名やインフォームドコンセントに関わる説明に同席ができないこと、診察券の性別表示や外来時の呼名方法による配慮の欠如、医療従事者の性的マイノリティに対する知識不足による診療や診断、トランスジェンダー患者の治療機関不足、入院時の施設使用の配慮不足、これらのことから医療機関へのアクセスがしづらく、適切な時に適切な医療を受けることができないことなどが指摘されている。

⁶⁶ 例えば、外来受付にレインボーフラッグを掲げる、各病院機関での取組を病院 HP にて紹介し、病院への性的マイノリ

また、医療従事者の性的マイノリティ研修による多様性への理解の促進、医療従事者の「アライ」(LGBTQの理解者・支援者)となる研修とその可視化が進められている⁶⁷。

2025年現在、同性パートナーシップ証明制度等の未導入県は皆無である⁶⁸。同制度の導入に伴い、公立系病院を中心に、自治体から発行されるパートナーシップ等証明書を提示した場合には、患者本人の意思を確認の上、婚姻関係にある配偶者・民法上の親族と同様に、面会、病状・手術等の説明への同席、説明書・同意書への署名、患者本人に判断能力がない場合の医療同意について認められている。

性的マイノリティの中には、彼らが置かれた社会的環境等によって生じた健康問題を抱える者がいるとの指摘もある⁶⁹[35]。先述の通り、アンケート調査『LGBTQ医療福祉調査2023』[4]によると、性的マイノリティは自殺におけるハイリスク群である。性的マイノリティの64.1%が自殺念慮、26.7%が自殺未遂、40.0%が自傷行為を経験している。同時に、精神障害を持つ性的マイノリティが特にこれらの行為を示す割合が高いと言われている。また、思春期・青年期層では、発達課題の問題とSOGIとの関連が強い。彼らが様々なメンタルヘルス問題に直面していることを注視し、支援が必要である[36]。ただし、性的マイノリティと心身の病気を安易に結び付けること自体が社会的スティグマとなることには十分留意すべきである。

3 性的マイノリティの権利保障に向けた今後の課題——その方向性

性的マイノリティの権利保障に向けた課題は多いが、以下では特に重要な4点についてその方向性を示したい。(1)特例法の廃止と新法の策定、(2)SOGIハラスメントの禁止、(3)ジェンダー統計の整備、そして、(4)SOGI理解増進法の改正である。

(1) 性同一性障害特例法の廃止と法的性別変更に係る新法の制定

2020年提言は、特例法について2点を課題として指摘した。①現行法の廃止と法的性別変更手続に特化した新法の制定と②要件緩和である。これに加えて③ドイツの性別自己決定法との比較をふまえて課題を整理しておきたい。

① 現行法の廃止と法的性別変更手続に特化した新法の制定

「性同一性障害」という呼称は2027年に変更されることが決まっている。2003年

ティ当事者へのアクセスを良好にしようとしている。順天堂医院
<https://hosp.juntendo.ac.jp/about/society/sogi.html>

⁶⁷ 例えば、医学・看護教育で享受する教育内容について、医学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版では「LGBTQ」という言葉を含む文章が5か所ある。

⁶⁸ MARRIAGE FOR ALL JAPAN パートナーシップ導入自治体 <https://www.marriageforall.jp/database/partnership/>

⁶⁹ 例えば、ゲイ・バイセクシュアル男性の健康問題として、うつ病、不安障害の障害有病割合が高いこと、喫煙・問題飲酒・不適切な薬物使用率が高い、悪性腫瘍の中でも肛門がんの罹患割合が高い、さらに性感染症の罹患リスクが高いなどがあげられる。レズビアン・バイセクシュアル女性は、異性愛女性に比べ喫煙率、問題飲酒率、薬物使用率が高い、肥満/過体重である、親密なパートナーからの暴力にさらされやすいなどがある。これらの健康問題として、2型糖尿病(生活習慣病と称されるタイプの糖尿病)、冠動脈心疾患、脳卒中、骨粗鬆症、乳がんや大腸がんなどのリスクが挙げられている。また、予防行動としての乳がんや子宮頸がんの検診率が低い、HPVワクチン接種率の低下も指摘されている。トランスジェンダーでは、性別適合手術による身体的侵襲、ホルモン療法行動の継続性から心身の健康障害などが挙げられている。

に法律が成立した当初に参考にされた国際的な診断マニュアルでも既に「性同一性障害」という語は使用されていない⁷⁰。日本の精神医学界でも WHO にあわせて「性別不合」が用いられるようになってきている⁷¹。これらの変化に鑑み、2020年提言の通り、現行法を廃止して法的性別変更の手續に特化した法律（例えば、「性別記載変更法（仮称）」）を速やかに制定すべきである。

② 法的性別変更の要件緩和

速やかな要件緩和も必須である。現行の特例法は、法的性別変更に必要な5要件を定めている。1号年齢要件、2号非婚要件、3号子（未成年子）なし要件、4号生殖不能要件、5号外観近似要件である。医師の診断書も必要とするため、要件としては6つとなる。上記2-(3)-①で述べた通り、特例法が定める法的性別変更要件のうち、1号年齢要件以外はすべて司法で争われている。

2号と3号は家族要件といえるもので、家族秩序を守るために、同性間の婚姻を排除し、父親が女性、母親が男性であるケースを排除することを目的とする。3号はそもそも日本独自の要件である。現実には日本でも、法的には女性である者が、未成年子の生物学上の父として子を認知することを最高裁が認めるケース（2024年6月）が現れている（上記2-(3)-②）。こうしたことを考慮すると、3号要件の合理性は乏しいと言わざるを得ない（上記2-(3)-①-ウ）。また、同性間の婚姻が認められるならば、2号もまた存在意義はない（上記2-(3)-①-エ）[37]。

4号と5号は身体変更要件である。4号生殖不能要件については、憲法13条に違反するとの最高裁違憲決定が出された（上記2-(3)-①-ア）。5号外観近似要件については、2025年11月に高裁としては初めて東京高裁が違憲と判断した⁷²（上記2-(3)-①-イ）。諸外国の多くの立法事例では、生殖不能要件と外観近似要件はセットで「身体の完全性」を侵害するとして削除されている[資料⑦]。ホルモン治療の身体侵襲性を考慮すると、日本でも、4号要件と5号要件をあえて分離する必然性は見当たらず、ともに削除することが望ましい[38]。

③ 法的性別変更法の比較——日本の特例法とドイツの性別自己決定法（2024年）

法的性別変更に関する法制は国によって異なる。日本の特例法はトランスジェンダーを「性同一性障害」とみなし、手術要件（2023年違憲決定後停止状態）を含む5要件を課す旧タイプの医学モデルの法に当たる。これに対し、2010年代以降 WHO などの国際基準を受け入れたEU諸国では人権モデルの法が成立するようになり、手術要件を不要とする立法が続いている。その最先端に位置するものが、自己申告による法的性別認定（手術、離婚、裁判所の検証要件なし）であり、現時点で19か国の法が該当

⁷⁰ 現在、DSM-5は「性別違和」、WHOは「性別不合」を用いている。

⁷¹ 日本精神神経学会・日本GI（性別不合）学会合同「性別不合に関する診断と治療のガイドライン第5版」2024年10月16日。

⁷² 前掲注38参照。

する⁷³。

諸外国の法のうち、日本にとって最も参考になるのが、ドイツの性別自己決定法（SBGG、2024年）である。その理由は、主に三つ（法律の近似性、司法の積極的関与、社会的背景の近似性）ある。

第一に、ドイツも日本も旧タイプの医学モデルから出発している。ドイツでは、日本の特例法とほぼ同じ要件を定める「名前変更および性別確定の特例に関する法律」（トランスセクシュアル法、1980年）から、1990年代以降、司法判断を経て各要件が次第に撤廃され、最終的に性別自己決定法に至るという経緯をたどっている。

第二に、ドイツのトランスセクシュアル法の法的性別変更要件は、日本特有の「子なし要件」（第3号）を除けば、日本の特例法とほぼ同じであり、年齢、非婚、生殖不能、外観近似要件であった。これらは、順次、違憲判決を受けて削除されており、司法の積極的関与が確認できる（表1）。

第三に、ドイツでは日本同様に伝統的な家族主義が強いという社会的背景の中で、婚姻平等実現とトランスセクシュアル法改正が平行して進んだ。2008年の違憲判決によって非婚要件が削除された結果、事実上の同性婚が成立するようになっており、2017年に婚姻平等が実現した。同年、トランスセクシュアル法改正により、医師の診断書と「少なくとも3年以上、自分の性自認に合わせて生活したいと望んでいる場合」という条件の下に性別変更が認められた。

表1 日本の特例法とドイツのトランスセクシュアル法の比較

	日本	ドイツ
名称 (略称)	性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）	名前変更および性別確定の特例に関する法律（トランスセクシュアル法）
成立	2003年	1980年
年齢要件	20歳以上であること	25歳以上であることが当初要件であったが、1993年違憲判決→削除
非婚要件	現に婚姻をしていないこと	2008年違憲判決→削除
子なし要件	現に未成年の子がいないこと（2008年改正以前は「現に子がいないこと」）	（要件が存在しない）
生殖不能要件	生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること	2011年違憲判決→削除〔基本法2条2項「身体を害されない権利」を侵害〕
身体変更要件 (近似要件)	その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること	2011年違憲判決→削除〔基本法2条2項「身体を害されない権利」を侵害〕

(出典) 三成 (2024) 参考文献[37]、107頁。

⁷³ 2012年 アルゼンチン、2014年 デンマーク、2015年 コロンビア、アイルランド、マルタ、2016年 ノルウェー、2017年 ベルギー、フランス、カナダ、2018年 ブラジル、ルクセンブルク、ウルグアイ、ポルトガル、2019年 アイスランド、2020年 スイス、2021年 オランダ、ニュージーランド、2022年 スペイン、2023年 フィンランド。

では、ドイツで2024年に成立した性別自己決定法(SBGG)の特徴とは何か。それは、トランスセクシュアルという名称が差別的であるとして法律名称を変更するとともに、医師の診断書は不要となり、完全に自己申告に基づく法的性別変更を認めたことにある[資料⑧]。性別自己決定法は、トランスジェンダー、インターセックス、ノンバイナリーの人々が性別登録や名前(ファーストネーム)の変更を容易にすることを目的とする。登録窓口に「自己保証付き宣誓書」を提出することで、性別登録と名前の変更が可能である。性別や名前の変更は、宣誓の3か月前までに登録事務所に口頭又は書面で届ける必要がある。再変更も可能であるが、性別と名前を変更した後、新たな変更までに1年間のブロック(執行停止)期間が設けられている。これは性急な決定を防ぎ、変更要望が真剣であることを示すためのものである。未成年者にブロック期間は適用されない。なお、14歳未満の未成年者が申告書を出すには、法律上の保護者(法定後見人)の同意あるいは家庭裁判所の審判が必要である。5歳に達した時点で本人の同意が必要となる。14歳以上の未成年者は、自ら変更申告を行うことができるが、それが効力を持つには、法定後見人の同意が必要である[39]。

このように、ドイツの性別自己決定法は、国際基準に合致した最先端の法律の一つであり、先行するトランスセクシュアル法の内容や同法廃止の過程は、日本の現状とよく似ている。以上を考慮すると、ドイツの法改正は日本にとっても重要なモデルとなり得る。

(2) SOGI に基づく偏見や差別をめぐる現状と課題

① SOGI ハラスメントの現状と課題

SOGI ハラスメント対策は、労働領域においては対応が義務化されているものの、取組が徹底されているとは言い難い。今後、法の着実な履行確保に向けた取組が各分野において求められる。また、他領域では法規制そのものが急務である。

ア パワハラ防止の法規定と労働

2020年6月(中小企業は2022年4月)に施行された改正労働施策総合推進法では、第30条の2において、事業主にパワーハラスメントの予防・対応の措置を義務付けている。パワーハラスメントの例として、指針で「精神的な攻撃」の類型の例に「人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む」、「個の侵害」の類型の例として「労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること」を挙げている。特に前者については、解釈通達において『相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと』については、相手の性的指向・性自認の如何は問わないものであること」と明記されており、性的マイノリティ以外が受ける SOGI ハラスメントについても防止措置の範疇であることを明らかにしている。これら SOGI ハラスメント防止は、いわゆるアウティングも含めてすべての事業主(地方公共団体含む)の措置義務となっている。

2024年に実施された認定NPO法人虹色ダイバーシティの調査では、「直近1年間で、学校や職場等で差別的言動を見聞きしたか」という設問に対し、「よくある・ときどきある」と答えたのは、シスジェンダーの性的マイノリティで43.4%、トランスジェンダーで51.3%となっており、依然として一定以上の割合となっている[40]。厚生労働省の委託事業による調査（2024年）によると、民間企業をはじめとする事業主は95.2%がパワーハラスメントに対する何らかの措置を講じているが、「性的指向・性自認に関わるハラスメント防止のための取組」については71.8%にとどまっていると報告されている[19]。

法が事業主に求めるSOGIハラスメントの措置の不遵守に対しては、現行の行政の指導監督のあり方の見直しや組織体制の強化、労働者代表の関与の仕組みの整備など、履行を確保するための法政策が求められる。

2025年の第217回国会においては、さらに労働施策総合推進法の改正がなされた。カスタマーハラスメントと求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置義務が新たに事業主の義務として規定された。この審議に当たって、衆議院・参議院の厚生労働委員会は、カミングアウトの禁止・強要がパワーハラスメントに該当し得ること、顧客等から労働者に対するSOGIに関連するハラスメントがカスタマーハラスメントに該当し得ること、就職活動中の学生に対するSOGIに関連するハラスメントの防止が必要であること、これらを指針に明記することを政府は講ずるべきと附帯決議している。今後指針の策定に当たってこれらが盛り込まれ、各職場で対策が徹底されるかも重要である。

イ 地方公共団体

地方公共団体は、労働施策総合推進法でパワーハラスメントの措置が義務付けられている事業主となっており、SOGIハラスメントの対策を講じなければならない。改正法施行後の2020年10月には総務省からの通知⁷⁴により、法に基づく措置義務の未措置団体に取組が要請されており、これ以降、同省は取組状況の調査・公表を定期的に行っている。また、2025年4月には「地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査」[41]を公表している。しかし、調査や職員アンケートはあくまで「パワーハラスメント」についてであり、SOGIハラスメントに対する取組や、発生状況、対応状況については一切明らかにされていない。同様に、文部科学省は、「公立学校教職員の人事行政状況調査」の中で、公立学校職場におけるハラスメント防止対策の取組状況について調査を行った年度があるが、これも地方公共団体の調査と同様、あくまでパワーハラスメント対策の実施状況についての調査であり、SOGIハラスメントの対策の実施状況については明らかになっていない。学校職場を含めた地方公共団体におけるSOGIハラスメントに特化した調査、設問が

⁷⁴ 総務省「地方公共団体におけるパワーハラスメント対策の取組状況について」令和2年10月2日付け総行第40号
https://www.soumu.go.jp/main_content/000711383.pdf

必要である。

ウ 教育機関

文部科学省は2020年3月に通知⁷⁵を発出し、学校職場において取組が義務化されているパワーハラスメントにSOGIハラスメントが含まれることについて言及している。一方で、同省は、教員と児童生徒／保護者間のハラスメントを法に基づく措置義務ではないものの、取組を要請している。他方、児童・生徒間のハラスメントはいじめ防止対策推進法の範疇と位置付けているが、いじめ防止対策推進法では、大学の学生間のいじめ／ハラスメントは適用対象外となっており、一橋大学アウトティング事件⁷⁶（2015年）が学生間の事件であったことを想起すると課題であるといわざるを得ない。

文部科学省は2020年11月に発出した各大学宛の通知⁷⁷において、「各大学の内部規則等を確認したところ、『ハラスメントの防止等に努める』などハラスメント防止措置が努力義務であるかのような規程になっている例が散見されます」と述べ、SOGIハラスメントにも言及している。風間ほか（2021）[42]によれば、「ハラスメント・ガイドラインやパンフレットなどにLGBT等へのハラスメントについて記載している大学は約2割（35校；22.3%）」であり、文部科学省の指摘している通り、措置義務の履行を含め、SOGIハラスメントに対する取組は低迷している。また、日本学术会议によるアンケート調査（2019年）[43]でも、性的マイノリティ支援や研修等の実施については、国立大学では取組が進んでいるが、公立・私立大学では取組がかなり遅れていることが示されている⁷⁸。

② 岸田首相の答弁（2024年3月15日）を受けた各省庁の対応課題

2024年3月15日の参議院予算委員会で、岸田首相（当時）は、トランスジェンダーに対する誹謗中傷（トランスヘイト）を否定すべきとの見解を示した⁷⁹。首相のこの答弁は、トランスバッシングに対する政府見解であり、これに基づく形で、各省庁としての対応を整備するとともに、社会的な意識醸成を進めることが求められる。岸

⁷⁵ 文部科学省「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の制定等について（通知）令和2年3月19日付け元初財務第37号。

⁷⁶ 本件の控訴審判決（2021年、確定）に関する原告（被害者）代理人による記事の中で事件の概要が示されている。南和行「一橋大学アウトティング裁判から考える暴露行為の被害の本質」『国際人権ひろば』No.156（2021年03月発行号）、<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2021/03/post-201897.html>

⁷⁷ 文部科学省「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び関係省令等の施行に伴うハラスメント防止のために講ずべき措置について（通知）令和2年11月13日付け2文科高第746号 https://www.mext.go.jp/content/20201113-mxt_sigakugy-000013768_4.pdf

⁷⁸ 方針の公表形式としては「ハラスメント・ガイドラインの策定」（国立大学23%）が最も多く、具体的施策として「トイレ等の配慮」「望む性別での勤務・修学」などが進められている。一方、取り組んでいない理由としては、多い順に「ニーズがわからない」（26%）「当事者がいないので、必要性を感じない」（15%）であった。同性パートナーの処遇については調査時点では取組がほとんど進んでいなかった（2%）。

⁷⁹ <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=121315261X01020240315¤t=88>

田首相の答弁におけるポイントは以下の通りである⁸⁰。

1) (ジェンダーアイデンティティについて)「選択したり変更できるものではないと認識しています」。2) (「トランスジェンダー(女性)は多様な男性の一類型」「トランスジェンダーは存在しない」「性同一性障害なんて科学的にありえない」といったSNS上の主張や自治体などで同様の質問が出ていることについて)「SNSでの投稿や自治体での誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別は許されないものであって、自己のアイデンティティで否定されることはあってはならないと考えます」。3) (トイレ等での犯罪の可能性について)「トランスジェンダーであると自称しトイレに侵入して盗撮を行うなどの犯罪行為については、捜査機関などが現行法令に従い適切に対応するものと承知しています。その上で、合理的な理由なくジェンダーアイデンティティを理由に特定の方々の行動を一律に制限することはあってはならないと認識しています」。4) (子ども大綱での記述や、トランスジェンダーの当事者からの「ヘイトが怖くて外に出られない」といった声について)「子ども大綱においても、子ども、若者が性的指向やジェンダーアイデンティティによって差別的取扱いを受けることがないようにする、この旨記載したところです。」「いわゆるトランスジェンダーに対する誤解に基づく誹謗中傷など…不当な差別はあってはならないと認識しています。政府としては引き続き、多様性が尊重され、マジョリティもマイノリティもすべての人が人権や尊厳を大切に、安心して暮らせる社会、自分らしい人生を送れる社会の実現を目指し、しっかり取組を進めてまいります。」岸田首相の答弁に見られる政府の基本方針について、各省庁は、情報を共有し、対応を強化すべきである。主な関係省庁における対応の必要性については、以下の通りである。

文部科学省では2015年以後、性的マイノリティの児童生徒への対応について調査を進めるとともに、教職員向けの資料を作成してきた。しかし、全教職員配布を前提にした資料であるにもかかわらず、すべての教職員にまで届いていないという報告もある。2022年に改定された生徒指導提要の性的マイノリティの記載(266～270頁)なども活用しつつ、公立私立を問わず、全教職員向けの周知徹底を図るべきである。また、性的マイノリティに関する児童生徒向け教材の開発も求められる。同様に、高等教育の場での対応を更に進める必要がある。

総務省に関しては、アンケート調査等における性別記載問題について、一部自治体などの調査において混乱が見られる。不要な性別欄の廃止とともに、性的マイノリティの人権に配慮した性別記載についてのガイドラインの作成を進める必要がある。

厚生労働省では、性的マイノリティの人権保障の視点から、採用における差別防止、ハラスメント防止、職場におけるダイバーシティ推進、宿泊施設などでの配慮、相談体制の拡充などを更に推進すべきである。

⁸⁰ 同じ質疑で、武見敬三厚生労働大臣もまた、「性別を理由に診療を行わないことには正当性がない」、「トランスジェンダーにも適切な医療を受けられると、都道府県においても病院での立入検査や研修などを行い、不当な取り扱いがないようお願いしている」と回答している。

外務省にあつては、政府方針を省内で共有するとともに、日本政府の性的マイノリティについての政府対応を積極的に国際発信すべきである。性的マイノリティの人権保障に関する国際的な取組事例の収集とその周知、さらに性的マイノリティをめぐる国際基準や条約等への積極的対応を内閣府とともに推進すべきである。

デジタル庁には、性的マイノリティに関する政府見解を国内外に向けて積極的に提供することや、相談窓口の開設、デジタル教材の開発が求められる。

③ 男女別施設に関する対応

しばしば、トランスジェンダー女性が共同浴場（女湯）や女性用トイレを利用することへの懸念が指摘されるが、丁寧に場合分けを行って対応する必要がある⁸¹[38]。

第一に、共同浴場の場合には裸身が晒されることから性的羞恥心や不安感を起こすことが多いと想定されるため、厚生労働省通知⁸²の通り、身体的な特徴に基づいて利用上の制限を設けることは合理的であり、当事者団体の全国組織もこれを認めている。ただし、その場合にも、個人や家族などの小集団単位の浴場利用サービスの提供を充実させるなどの工夫を検討する必要がある。

第二に、トイレ設備利用の選択性の保障に関しては、施設管理者には、用途別に複数のトイレ設備を整え、トイレ利用に選択性を持たせることが求められる。具体的には、オールジェンダートイレ（個室トイレ）、バリアフリースイレ、男女別集団トイレなどの適切な配置である⁸³。障害者や高齢者、乳幼児を連れた人など、一般トイレでは利用が難しい人々のためのトイレである⁸⁴バリアフリースイレを安易に性的マイノリティの利用に転用することは、本来のユーザーの利益を害するだけでなく、性的マイノリティであることのカミングアウト強制にもつながる。ただし一方で、現状は施設が整備されていない過渡期であることから、一律の全面利用禁止も実態にそぐわない。実態に即した移行措置を講じることが望まれる。

第三に、一般的な男女別集団トイレについては、利用条件や利用者の状況を考慮する必要がある。女性用トイレと女湯とでは利用条件の前提が異なる。女性用トイレ自体は個室利用であつて外性器を晒す場所ではない。また、トイレ利用は日常生活に不可欠であつてその利用に必要以上の制限を課すことは当事者の心身の健康に重大な害を及ぼす恐れがある。他方、学校や職場などで顔見知りや日常的に利用する女性用トイレと、デパートや駅などの不特定多数が利用する女性用公衆トイレとでは、利用条

⁸¹ 例えば、参考文献[38]（三成 2025）132 頁に示した表を参照。 <https://www.irepository.net/contents/outemon/ir/701/701240306.pdf>

⁸² 厚生労働省「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」令和5年6月23日付け薬生衛発0623第1号 https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/meeting/k_1/pdf/ref3.pdf

⁸³ 最新のオールジェンダートイレでは、男女とも個室化が進んでいる。手洗いを備えた男性個室トイレ及び女性個室トイレが配置され、犯罪防止に備えた回遊式あるいは通り抜け型構造をとり、利用状況が入り口パネルで電光掲示されたり、ドアの開閉で利用状況を集中管理して不審な場合には警備員が駆け付けけるなど、多様な工夫がこらされている。

⁸⁴ 国土交通省「高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーン」（令和6年11月26日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000384.html

件が異なる。学校や職場のトイレについては、トランスジェンダーの性自認に特に十分配慮した取組が求められる。また、学校や職場以外においても、トランスジェンダー女性に対して、一律に女性用トイレの利用制限を行うことは合理的とはいえず、利用環境に応じた施設整備の改善とルール化が先決である。トランスジェンダーの性別移行過程は多様であって、ほとんどのトランスジェンダー女性は自身の性別移行段階に応じて慎重に男女別施設を利用している。トランスジェンダー女性が性犯罪者であるかのような言説は、甚だしい人権侵害である。また、トランスジェンダー男性のトイレ利用も念頭に、実態をふまえた対応が必要であろう。

④ スポーツ分野における現状と課題

2025年6月に改正されたスポーツ基本法では、基本理念を示した第2条に「人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず」の文言が追加されるとともに、SOGI 理解増進法等をふまえることが定められた⁸⁵。この改正及び既公表のスポーツ庁スポーツ団体ガバナンスコードをふまえ、学校・運動部活動を含む競技レベルに関わらないあらゆるスポーツ場面において、トランスジェンダーを含む性の多様性に関する人権侵害の防止と被害を受けた場合の救済・ケアに関し、組織的対応が進められる必要がある。諸外国では、スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害を防止するとともに、スポーツが多様性を承認し、社会のモデルを提示する必要性が指摘され、専門機関の設置などの先進的な取組が進められている[44]。これらを参照した対応が国内でも求められる。

スポーツ競技は、競技上の便宜から女子／男子競技というカテゴリー名称を用いた制度で実施されている。この名称は個人のアイデンティティと分ちがたいジェンダーやセクシュアリティに紐付けて理解されやすい。そのためこの制度はトランスジェンダーのスポーツ参加に障壁をもたらし、当事者の人権侵害や誹謗中傷をも引き起こしている。近年、複数の国際競技団体は血清中テストステロン値（いわゆる男性ホルモン）を基準とするルールを採用してきた[45]。ごく最近ではワールドボクシング⁸⁶やワールドアスレチックス⁸⁷に続き、国際オリンピック委員会⁸⁸が SRY 遺伝子（性決定領域 Y 遺伝子）検査を導入し、陽性となった場合、追加の検査を経て「生物学的女性」のみが女子競技に参加できるとする新たな規則を公表した。これらの基準や検査

⁸⁵ 「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表」。 https://www.mext.go.jp/sports/content/20250716-spt_sseisaku01-300000705_4.pdf

⁸⁶ World Boxing to introduce mandatory sex testing for all boxers that want to participate in its competitions, May 30 2025, <https://worldboxing.org/world-boxing-to-introduce-mandatory-sex-testing-for-all-boxers/>

⁸⁷ World Athletics introduces SRY gene test for athletes wishing to compete in the female category, 30 JUL 2025, <https://worldathletics.org/news/press-releases/sry-gene-test-athletes-female-category>

⁸⁸ IOC Policy on the Protection of the Female (Women's) Category in Olympic Sport and Guiding Considerations for International Federations and Sports Governing Bodies, 26 March 2026, <https://stillmed.olympics.com/media/Documents/International-Olympic-Committee/EB/policy/policy-on-the-protection-of-the-female-category-english.pdf>

方法に関しては、国連特別手続の専門家らによる共同声明でも科学的妥当性や人権の観点からの課題が指摘⁸⁹されており、トランスジェンダーやDSD（性分化疾患）の人々への差別や偏見を助長することが懸念される。

⑤ 教育・研究に関する現状と課題

性的マイノリティに対する偏見や差別をなくすために教育・研究が果たす役割は大きい。そのための課題は主に3つある。

第一は、「包括的性教育⁹⁰」（セクシュアリティ教育）の積極的導入である。SOGI 理解増進法の理念に基づき、SOGI 教育の水準を上げるには、学習指導要領に SOGI 教育を適正に盛り込む必要がある。教員に対する啓発や支援も必須である。ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（2009年初版、2018年改訂版）[46]は、包括的性教育を人権保障の要諦としており、教育現場での積極的な活用が望まれる。

第二は、教育機関における SOGI ハラスメントの根絶である。教育分野でのハラスメントについては独立したハラスメント防止法が存在せず、文部科学省指針（初等中等教育機関）や大学等の内部規則に従う。これゆえ、規制力が弱だけでなく、学校ごとに対応が異なるといった事態が生じている。一定の前進は見られるものの⁹¹、最近の調査でも、LGBT ユースの自殺念慮が高く、教師や生徒からハラスメントを受けているケースが多いことが明らかにされている[3]。アメリカの「タイトルナイン⁹²」などのように、教育法におけるハラスメント禁止の明記が必要である。また、複数の属性が重なって生じる交差的・複合的なハラスメントを禁止するために、国連が推進している包括的反差別法の制定が日本でも求められる。

第三は、高等教育における対応と研究支援である。高等教育では、いくつかの大学が SOGI 支援宣言を出し、複数の女子大学が 2020 年度からトランスジェンダー女性の受け入れを決めるなどの進展が見られる⁹³。しかし、大学の SOGI 対策には文部科学省は介入せず、大学ごとに任されているために対策の差が大きい。大学における SOGI ハラスメント防止対策の整備、教職員の啓発・助言体制の拡充が急がれる。また、国、

⁸⁹ UN Special Procedures experts, “Joint Statement on Fairness, Inclusion and Non-Discrimination in Sport,” Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR), 25 February 2026, <https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/discrimination/260225-joint-statement-on-fairness-inclusion-and-non-discrimination-in-sport.pdf>

⁹⁰ 「包括的性教育」は、セクシュアリティ教育とも呼ばれる。かつての性教育が「性」を身体的特徴や生理学的側面に限定して考える傾向が強かったのに対して、包括的性教育は、個人の尊厳や他者との関係性を含み、文化的・社会的文脈から理解すべきとの立場を取る。包括的性教育の三本柱は、「多様性、人権、ジェンダー」である。

⁹¹ 初等・中等教育では、2012年の『自殺総合対策大綱』に教職員に対する理解促進の取組が明記されたことをきっかけに、文部科学省は特にトランスジェンダー生徒の事例調査や対応通知、マニュアル作成・配布などを行った。「いじめ防止対策推進法」（2013年）に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」でも2017年改訂時に性的マイノリティに関連する記述が盛り込まれるなど一定の前進が認められる。

⁹² 米国における公的高等教育機関の教育プログラムや活動等での性差別の禁止について定めた教育改正法第9編の通称（1972年成立）。これを守らない教育機関は連邦政府からの補助金等の財政支援を打ち切られる。

⁹³ 全国71女子大学のうち、トランスジェンダー女性は以下の大学で入学が許可されている（カッコ内は開始年度）。お茶の水女子大学（2020年）、奈良女子大学（2020年）、宮城学院女子大学（2021年）、ノートルダム清心女子大学（2023年）、日本女子大学（2024年）、津田塾大学（2025年）、福岡女子大学（2029年度から受入れ予定）。

大学等は、SOGI 研究を行っている者や性的マイノリティである研究者に対する差別を SOGI ハラスメントとして明確に禁止し、研究支援にも積極的に取り組むことが望まれる。

⑥ 包括的反差別法制定の意義と必要性

SOGI に関する差別行為やハラスメントをやめさせ、救済を図るには差別禁止法が有効である。特に、差別やハラスメントの交差性（複合性）に考慮し、包括的反差別法の制定に向けて検討することが望まれる。国連自由権規約委員会からも、日本政府は同趣旨の勧告（2022 年）を受けている [資料⑩]。

差別は憲法 14 条 1 項後段に列挙されていない属性によっても生じ得るのであり、SOGI は差別の対象となっている。憲法は個人の国家に対する権利を保障する法であるが、差別主体は国家とは限らない。したがって、差別されない権利を実現するには、憲法 14 条 1 項後段に列挙されない要素による差別も含め、また、国家以外の主体による差別も含め、一般的・包括的に差別されない権利を保障する法律の制定が必要である。

個別の差別属性ごとに差別を禁止する法律を制定することも考えられる。SOGI 理解増進法にとどまらず、SOGI 差別解消法を制定することも検討すべきである [47]。他方、日本では十分な内容ではないが属性別の反差別法が部落差別解消法及び障害者差別解消法しか制定されておらず、反差別法の実効性を高めることが期待される国内人権機関も設立されていない。諸外国では 1990 年代後半から様々な分野での差別禁止法の制定が進み、また、2023 年には、国連が「包括的反差別法制定のための実践ガイド」 [48] を発表し、各国に差別を一般的に禁止するための法律の制定に取り組むよう促している。国内状況及び国際潮流をふまえるならば、SOGI を含める形で包括的反差別法を立法することが喫緊の課題といえよう⁹⁴。

(3) SOGI も含めたジェンダー統計の充実

「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」の到達点をふまえ、ジェンダー統計の整備拡充を図るべきであり、性別欄の有無に関する拙速な対応は慎む

⁹⁴ 包括的反差別法の具体的内容については前記脚注 3 に示した提言に譲るが、トランスジェンダーの権利保障の観点から、その意義を付言する。本見解でも、男女別施設やスポーツにおける対応を述べてきたが、包括的反差別法は女性差別の禁止を含むものであるから、仮に女性とトランスジェンダーの権利や利害が衝突する局面が生じるのであれば、それを調整する仕組みを内包するものでなければならない。狭義のトランスジェンダー差別とは、法的性別と性自認の不一致ないし法的性別変更の履歴による区別を指す。例えば、貸主が、法的性別と性自認が一致しない者、あるいは法的性別変更の履歴を持つ者であることを理由に住宅の賃貸を拒否することは、トランスジェンダーか否かによって区別し、異なる取り扱いを行ったものとして禁止される。他方、あるスペースや競技大会の参加資格を身体的特徴において区別することは、身体的特徴による区別の一種であり、それらの区別の許容性は、身体的特徴による区別が正当化され得るかによる。さらに、身体的特徴による区別を行うことは、実質的には、トランスジェンダーの法的権利・利益の享受に重大な影響を及ぼす可能性があり、合理的配慮が要求される。つまり、トイレ、共同浴場、更衣室などの施設やスポーツにおいて男女別とすることの合理性があれば、包括的反差別法の下においてもそれらは維持されることになる。区別を設ける主体が、その合理性を示さなければならない。その時の判断基準については、上記で述べた通りであり、状況に応じたきめ細やかなルール作りが必要である。さらに、男女区分の設置がトランスジェンダーの権利を制約している状況を精査し、トランスジェンダーのニーズへの合理的配慮が求められる。

べきである。ただし、性別情報を取得する際には、性別欄が存在することでハラスメントや差別に通じる困難に直面する人たちの存在を理解し、配慮することが不可欠である。同時に多様な性などの多様な属性の人々を、統計や政策において社会の構成員として見過ごさないよう取り組むべきである。SOGI 理解増進法 9 条に基づく内閣府委託事業である既存研究等の調査分析の成果をふまえ、各種調査で性的指向及び性自認を把握して性的マイノリティの実態を含むジェンダー統計の作成が必要である。各種調査の設問、書類、パスポートを含む証書等の性別記載においては、ノンバイナリーなどに配慮して、女性・男性・不定（X）などの記載の多様化も求められる。

(4) SOGI 理解増進法の 2026 年改正に向けた課題

SOGI 理解増進法は附則 2 条において「この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と定められている。本法は 2023 年 6 月に施行されているため、2026 年 6 月には見直しの時期を迎えることとなる。この見直しに当たっては、下記の事項を改正すべきである。

① 差別禁止規定の新設

本分科会における 2017 年提言、2020 年提言の両方において、性的マイノリティの権利保障をはかるため、差別を禁止する規定を置くよう提言してきた。基本理念を定めた 3 条が憲法 14 条の趣旨を念頭に置いているといっても、同条はあくまで理念条項にすぎない。明確に民事的な効力を発揮する形で性的指向とジェンダーアイデンティティに関する差別禁止事項を規定すべきである。その際、新たに、「ジェンダー表現」（異性装やふるまいなどによる自己表現）と「性的特徴」（身体的な性的特徴）についても同法の範疇とするよう定義規定を改正し、差別禁止規定の効力が及ぶようにすべきである。

② 12 条（留意条項）の削除

確かに、法案審議では、12 条は、あくまで基本理念の 3 条を強調したにすぎないものの解釈が示されている。しかし、制定当時、当事者団体⁹⁵やジェンダー研究者の有志などからは、政治や行政の都合によって 12 条の解釈が性的マイノリティの権利制限につながるものが強く懸念されていた。例えば、LGBT 法連合会は、同法は「極めて異例の審議・修正の過程をたどり、短期間で法の内容が後退するものとなった」とし、次のように表明した。同法は、「理念法でありながら、『全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする』と、性的マイノリティ当事者の尊厳を踏みにじるかのような条文を設け、政府が具体的な指針を策定するものと規

⁹⁵ 朝日新聞「修正された LGBT 法案 参院での審議に反対 当事者たちが抗議活動」2023 年 6 月 14 日。
<https://www.asahi.com/articles/ASR6G71VVR6GUTFL00R.html>

定している。…本法律が日本で初めて性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）について位置付けた法律であるにもかかわらず、このような内容となったことに憤りを禁じ得ない⁹⁶」。また、ジェンダー研究者有志は、「4党修正法案に『全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意』という文言が入ったことで、マイノリティの権利保障に向けたはずの法律がマジョリティの権利尊重を謳うことになってしまっています⁹⁷」と批判声明を出した。このような批判をふまえ、量的データで実証されていない「多数派の不安」ないし「多数派の安心」等を背景に規定された12条は削除すべきである。

③ 学校設置者の努力義務の義務規定化

SOGI 理解増進法は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進」するための法律であるが、理解を増進する施策はすべて努力義務となっている。理解増進の要と考えられる学校設置者の「心身の発達に応じた教育及び学習の振興」は極めて重要であり、義務化すべきである。その際、2025年6月6日の阿部俊子文部科学大臣の記者会見において、阿部大臣が「次期の学習指導要領の検討を今中教審に求めた諮問文におきましては、『多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現』を喫緊の課題と述べましたが、これはそれぞれ多様な背景を有する全ての子どもたちの可能性を開花させる教育のあり方を検討する趣旨を示したものでございまして、いわゆる性的少数者の子どもも含むものというふうに考えているところでございます⁹⁸」と述べていることもふまえ、学習指導要領に性的指向・性自認の多様性に関する事項を含めることが求められる。

④ 合理的配慮義務の規定

性同一性障害特例法の生殖不能要件に関する最高裁決定をはじめとする社会の変化に即し、在学・在職したまま法的性別を変更するケース（いわゆる「在学トランス」「在職トランス」）など、合理的配慮を要するケースが増えることが考えられる。既にSOGI 理解増進法では就業環境や教育環境に関する必要な措置を講ずる努力義務を設けているが、これらに加えて、合理的配慮についても規定することを検討すべきである。

4 見解

以上の通り、2017年提言と2020年提言で掲げた課題のうち、いくつかは実現した。司

⁹⁶ LGBT 法連合会理事一同「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案の成立についての声明」（2023年6月19日）<https://lgbtetc.jp/news/2878/>

⁹⁷ 「LGBTQ+への差別・憎悪に抗議するフェミニストからの緊急声明」認定NPO法人ウィメンズ アクション ネットワーク（WAN）Web サイト。<https://wan.or.jp/article/show/10674>

⁹⁸ https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00594.html

法判断も国際的動向に沿う形で進展している。しかし、国会と政府の課題はなお多い。喫緊の立法課題としては、性同一性障害特例法の廃止と法的性別変更要件を緩和した新法の制定（名称変更・要件緩和）及び SOGI（性的指向・性自認）の理解増進法の改正がある。これらについては数年内に国会及び政府内でも改正等に向けた検討が進められる予定である。これらをふまえ、国際比較と歴史分析をふまえた望ましい改正の方向性を見解として示したい。

(1) 国会は、性同一性障害特例法を速やかに廃止し、法的性別変更要件を緩和した新しい性別移行法（例えば、「性別記載変更法」）を制定すべきである。

性同一性障害特例法は廃止して、法的性別変更の手續に特化した新しい法律を制定すべきである。また、最高裁をはじめとするこの間の司法の動向に照らし、法的性別変更要件のうち、2号（非婚要件）、3号（未成年子なし要件）、4号（生殖不能要件）、5号（外観近似要件）は、削除すべきである。

(2) 国会、内閣府、法務省は、SOGI に関する偏見や差別、ハラスメントをなくすために、SOGI 差別禁止法の制定を目指すべきである。また、SOGI 差別がジェンダーや人種などの他の属性に基づく差別と重なりあって生じやすいことに鑑み、差別の交差性（交差差別・複合差別）に対応するために、多様な属性に基づく差別を一括して禁止する包括的反差別法の制定も併せて検討することが望まれる。国（文部科学省、厚生労働省など）、地方公共団体、あらゆる教育機関及び公共施設は、性別が重要な意味を持つ施設の利用に選択性を持たせるべきである。文部科学省、スポーツ庁、あらゆる教育機関及びスポーツ関連団体は、スポーツの性別基準についても人権尊重に即した対応が求められる。

① 職場における SOGI ハラスメントについては、すべての事業主に措置義務が課されており、法の履行確保に向けた行政の指導監督のあり方の見直しや組織体制の強化、労働者代表の関与の仕組みの整備などが課題である。地方公共団体や学校では、実態把握のために SOGI ハラスメントに特化した調査を行うことが求められる。SOGI ハラスメント解消のためには、SOGI 差別禁止法の制定が望まれる。

② トランスジェンダーに対するヘイト行為については、2024年3月15日の岸田首相の答弁を政府の基本方針として、各省庁は、情報を共有し対応を整備・強化するとともに、社会的な意識醸成を進めるべきである。ヘイトスピーチについては、最高裁判所の2022年判決⁹⁹に照らし、性的マイノリティについても、社会からの排除、権利や自由の制限、又は憎悪や差別の感情あるいは暴力を煽る表現を抑止する必要がある。

③ 男女別施設については、丁寧に場合分けを行って対応する必要がある。

④ スポーツ分野においては、学校・運動部活動を含むあらゆるスポーツ場面において、多様性を否定するような人権侵害の防止と被害を受けた場合の救済・ケアに関し、

⁹⁹ 最三小判決（令和4年2月15日）。民集 第76巻2号190頁。 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90920.pdf>

組織的対応が進められるべきである。競技スポーツに係る「性別基準」については科学的妥当性、倫理的側面、人権の観点から法的対応の検討が必要である。

⑤ 初等中等教育では学習指導要領に「包括的性教育」の導入を明記し、取組を進めるべきである。高等教育（大学等）では、ハラスメント防止規制の強化が求められる。

⑥ トランスジェンダーでありかつ女性であるという交差的属性を持つトランスジェンダー女性に対する差別行為を規制し、救済を図るためには、包括的反差別法が必要である。

(3) 国のあらゆる省庁（特に、内閣府、総務省統計局、文部科学省、厚生労働省など）及び地方公共団体は、SOGI も含めたジェンダー統計の充実を図るべきである。

ジェンダー統計の拡充は必須であり、性的マイノリティへの配慮を口実にジェンダー統計を縮小すべきではない。必要なのは、不要な性別欄の廃止、性的マイノリティの人権に配慮した性別記載に関するガイドラインの作成、性的マイノリティの実態を含めた統計作成を可能とするための SOGI の把握方法の検討・確立と既存調査の適切な集計である。

(4) 国会、内閣府、法務省は、SOGI 理解増進法の 2026 年改正に当たって、①差別の禁止と差別定義の拡大、②12 条（留意条項）の削除、③教育への SOGI 事項の積極的導入、④合理的配慮義務の導入を図るべきである。

① 明確に性的指向とジェンダーアイデンティティに関する差別禁止を規定した上で、新たに「ジェンダー表現」と「性的特徴」も含むよう定義規定を改正すべきである。

② 性的マイノリティの権利制限につながる解釈の恐れを払拭するため、12 条は削除すべきである。

③ 学校設置者の理解を増進するための施策を義務付けるべきである。併せて、学習指導要領に SOGI の多様性に関する事項を含めるべきである。

④ 社会の変化をふまえ、就業環境や教育環境に関する合理的配慮義務についても規定することを検討すべきである。

【参考文献】

- [1] 日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」（2017年9月）
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>
- [2] 日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）—トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」（2020年9月）
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-4.pdf>
- [3] 認定NPO法人 ReBit による大規模調査（2025年6月結果公表）
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000073.000047512.html>
- [4] 認定NPO法人 ReBit 「LGBTQ 医療・福祉調査 2023」
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000045.000047512.html>
- [5] 経済協力開発機構（OECD）編『OECD レインボー白書—LGBTI インクルージョンへの道のり』明石書店、2021年。
- [6] 「特集2 LGBTQ の権利保障をめぐる法整備の現状と課題」『日本ジェンダー研究』12号、2025年。
- [7] 「ジョグジャカルタ原則プラス10」Grispan, Mauro Cabral, et. al., THE YOGYAKARTA PRINCIPLES plus 10— ADDITIONAL PRINCIPLES AND STATE OBLIGATIONS ON THE APPLICATION OF INTERNATIONAL HUMAN RIGHTS LAW IN RELATION TO SEXUAL ORIENTATION, GENDER IDENTITY, GENDER EXPRESSION AND SEX CHARACTERISTICS TO COMPLEMENT THE YOGYAKARTA PRINCIPLES, As adopted on 10 November 2017, Geneva, http://yogyakartaprinciples.org/wp-content/uploads/2017/11/A5_yogyakartaWEB-2.pdf
- [8] 谷口洋幸『性的マイノリティと国際人権法—ヨーロッパ人権条約の判例から考える』日本加除出版、2022年。
- [9] カイル・ナイト（西良朋也訳）「トランスジェンダーの権利の進展」『日本ジェンダー研究』12号、2025年。
- [10] Corredor, E. S., “Unpacking ‘Gender Ideology’ and the Global Right’s Antigender Countermovement,” *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, 44(3), pp. 613-638, 2019.
- [11] Corrêa, S., Paternotte, D. and House, C., “Dr Frankenstein’s hydra,” in Aggleton, P., et al., eds. *Routledge Handbook of Sexuality, Gender, Health and Rights*. 2nd ed. London: Routledge, pp. 484-49, 2023.
- [12] Paternotte, D., “Victor Frankenstein and his creature: the many lives of ‘gender ideology,’ ” *International Review of Sociology*, 33(1), pp. 80-104, 2023.
- [13] Dietze, G. and Roth, J., “Right-Wing Populism and Gender: European Perspectives and Beyond,” Transcript Verlag, 2020; Reyes, E. D. , Ramirez,

- C. Q. and Wolff, C. S., “Anti-gender Populism in latin America: The Cases of Mexico and Brazil,” *Journal of Human Security*, 18(2), pp. 47-58, 2023.
- [14] ジェシカ・スターン (西良朋也訳) 「LGBTQI の権利保護に関する法整備の現状と課題」『ジェンダー法研究』12号、2025年。
- [15] ショーン・フェイ (高井ゆと里訳) 『トランスジェンダー問題——議論は正義のために』明石書店、2022年。
- [16] Amery, F., ‘Gender critical’ feminism as biopolitical project, *Sexualities*, 28(3), pp. 1239-1253, 2025.
- [17] 神谷悠一「マイノリティが強いられている「多数派への配慮」とは？～「LGBT理解増進法」の制定過程から考える」2023年12月7日、imidas。
<https://imidas.jp/jijikaitai/f-40-244-23-12-g939>
- [18] 三菱UFJリサーチ&コンサルティング『令和元年度 厚生労働省委託事業 職場におけるダイバーシティ推進事業報告書』厚生労働省 Web サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/000088194_00001.html。<https://www.mhlw.go.jp/content/000673032.pdf>
- [19] 三菱UFJリサーチ&コンサルティング『厚生労働省委託 令和6年度 職場におけるダイバーシティ調査・推進事業報告書』厚生労働省 Web サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/000088194_00001.html。<https://www.mhlw.go.jp/content/001511340.pdf>
- [20] 釜野さおり・岩本健良・小山泰代・申知燕・武内今日子・千年よしみ・平森大規・藤井ひろみ・布施香奈・山内昌和『家族と性と多様性に関する全国アンケート (全国 SOGI 調査) 報告書』JSPS 科研費 JP21H04407 「性的指向と性自認の人口学の構築--全国無作為抽出調査の実施」研究チーム (代表 釜野さおり) 早稲田大学 SOGI 調査研究所、2025年、58頁。
- [21] 野口亜弥・三倉茜・折目真折「LGBTQ+ユースの体育現場の経験に関するアンケート」プライドハウス東京アスリート発信チーム発行、2023年。
https://pridehouse.jp/assets/img/handbook/pdf/ally_experiences.pdf
- [22] 公益財団法人日本スポーツ協会体育・スポーツにおける多様な性のあり方に関する教育・啓発プロジェクト「『多様な性のあり方』の視点からスポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査」2023年。調査結果の速報概要版は、
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/sogi_questionnaire/questionnaire2022_sogi_20220308.pdf.
- [23] 大勝志津穂・高峰修「スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査について」来田享子編著「平成29年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅱ：スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究-第1報」2017年、66-91頁。
- [24] 来田享子・建石真公子「スポーツにおける LGBT が抱える課題と求められる対応 -支

- 援組織・医師・大学教員等の専門家への聞き取り調査の結果から」 來田享子編著『平成30年度日本スポーツ協会スポーツ医・科学研究報告 I : スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究』公益財団法人日本スポーツ協会、2019年、58-62頁、https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/studiesreports/2001_2020/H3001.pdf
- [25] たかきーと『家族の条件～幸せをつなぐ道のり～「プロローグ」』（2018年3月電子書籍発行、2018年10月書籍版発行、臼井崇来人〔voice2tacaquito@gmail.com〕）
- [26] 二宮周平「法的性別を変更した女性（トランス女性）に対する認知請求～最2小判令6〔2024〕・6・21を考える」戸籍時報856号（2024）2～11頁。
- [27] 名越裕吾「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律68号）の制定について」『自治実務セミナー』735号、2023年、4-7頁。
- [28] 内閣府男女共同参画局・ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ「ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について」2022年、<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/pdf/honbun.pdf>
- [29] 釜野さおり「ダイバーシティ・インクルージョンと社会調査における〈性別〉」『社会学評論』74(4)、2024年、660-675頁。
- [30] 釜野さおり「国勢調査と同性カップル世帯排除と可視化のはざままで」菊地夏野・堀江有里・飯野由里子編著『クィア・スタディーズをひらく2：結婚・家族・労働』晃洋書房、2022年。
- [31] 三部倫子「IGBTの患者対応についての看護部長のアンケート」報告書（科学研究費補助金「医療機関における家族—性的指向と性自認を軸とする患者・看護師の相互行為」）2019年12月。
- [32] 一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第3版）」2019年。
- [33] 鈴木美紗稀・浦中桂一・朝澤恭子「LGBT当事者における医療機関への受診の実態とケアニーズ」『厚生指標』68巻7号、2022年、17-23頁。
- [34] 一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第4版)」2024年。
- [35] 吉田絵理子編『医療者のためのLGBT講座』南山堂、2022年、第4章・5章。
- [36] 程雪麗・是永かな子「特別ニーズ教育としてのLGBT支援の現状と課題—日本におけるLGBTに関する研究動向の検討から」『高知大学学術研究報告』66巻、2017年。
- [37] 三成美保「人権としてのセクシュアリティ——トランスジェンダーの法的性別変更を中心に」『追手門法学』創刊号、2024年。
- [38] 三成美保「LGBTQの権利保護をめぐる法整備に向けて——歴史と課題」『ジェンダー法研究』12号、2025年。

- [39]ティモテウス・フェルダー＝ルセッティ「一般平等取扱い法について」『ジェンダー法研究』12号、2025年。
- [40]認定NPO法人虹色ダイバーシティ『nijiVOICE2024 報告書』2024年、50頁。
<https://nijibridge.jp/wp-content/uploads/2024/12/20240830NV2024%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf>
- [41]総務省「地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査結果及び各種ハラスメント対策に関する取組事例集の公表」2025年。
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei11_02000240.html
- [42]風間孝・北仲千里・釜野さおり・林夏生・藤原直子「大学における性的指向・性自認(SOGI)に関する施策及び取り組みに関する全国調査報告」『社会科学研究』41(2)、2021年、216頁。
- [43]日本学術会議、提言「大学・研究機関における男女共同参画推進と研究環境改善に向けた提言－日本学術会議アンケート調査結果を踏まえて－」令和5年(2023年)8月29日、11-12頁 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-t351-1.pdf>
- [44]來田享子・田原淳子・杉山翔一・高峰修・建石真公子・石塚創也・石堂典秀・森丘保典「諸外国から学ぶセーフスポーツ-安心・安全なスポーツ環境の構築に向けて-2025」公益財団法人日本スポーツ協会、2025年、<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html#guide18>
- [45]來田享子「性の多様性に関するIOCの枠組み(2021年11月)以降のIFおよび諸外国のNFの対応事例、令和5年度日本スポーツ協会スポーツ医・科学研究報告IV「体育・スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害防止に関する調査研究～“Sport in Life”の基盤を形成する安心・安全なスポーツ環境の構築に向けて～第2報-」2024年、21-31頁 https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/studiesreports/2021_2030/R0504.pdf
- [46]ユネスコ編、浅井春夫他訳『国際セクシュアリティ教育ガイダンス－科学的根拠に基づいたアプローチ(改訂版)』明石書店、2020年。
- [47]日本学術会議 法学委員会 社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会、記録「性的指向・性自認に基づく差別を禁止する法律(SOGI 差別禁止法)の必要性について」令和5年(2023年)9月4日、
<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kiroku/1-20230904-5.pdf>
- [48]国際人権NGO反差別国際運動「包括的反差別法制定のための実践ガイド」日本語版(2023年)、https://imadr.net/guide_antidiscrimination_japanese/

【資料】

① 2017年提言（要旨）

日本学術会議法学会委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会（提言）「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」（2017年9月）

6 提言

性的マイノリティの権利保障には、国民全体の理解が欠かせない。学校・職場・地域が一体となって性的マイノリティに対する偏見と差別を取り除き、性的マイノリティに対する理解を深めて「共生社会」を築くことが、国民が果たすべき課題である。そのような展望のもとに、以下のとおり提言する。

第一に、立法府・政府に対し、差別解消のための根拠法の制定と包括的な法政策の策定に向けて、以下の通り提言する。①性的指向・性自認（性同一性）・身体的性に関わる特徴等に基づく差別を禁止し、性的マイノリティの権利保障をはかるための根拠法を制定すること。②同法には、性自認の尊重、身体に関する自己決定権の尊重、婚姻を含む共同生活の保障、教育上の権利保障、雇用・労働に関する均等待遇に関する規定を盛り込むこと。③同法に基づいて国・自治体は基本計画を策定し、継続的な公的調査・白書作成を踏まえて包括的な権利保障政策を立案・実施・評価すること。

第二に、関連法等の改正につき、以下のとおり提言する。①同性パートナーとの共同生活を保障するために民法を一部改正して婚姻の性中立化をはかること。②「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の名称変更と要件緩和を行うこと。③個人情報保護法の不利益取扱い禁止規定に性的マイノリティの権利を導入し、「要配慮個人情報」に「性的指向と性自認」の文言を追加すること。④ハラスメント言動の防止について、男女雇用機会均等法のセクシュアル・ハラスメント指針を人事院規則と同内容とすること。

第三に、教育における権利保障の課題を達成するため、文部科学省及びすべての教育機関等に対して、以下の通り提言する。①文科省は、教育機関の段階や種別を問わず、「修学支援」「入学保障」「在籍保障」の三面にわたって性的マイノリティの「学ぶ権利」を包括的に保障するためのガイドラインを策定すること。②文科省及び各教育機関・教科書出版社は「性の多様性」に関する教育を充実させるために、教科書の改訂に取り組み、関連教科に関する学習指導要領の見直しに向けて検討すること。③すべての教育機関は、性的マイノリティに対するハラスメントの防止に取り組むとともに、差別解消のための研修を積極的に行うこと。④すべての教育機関は、性別記載欄・通称名使用・トイレ等の施設利用について現状を点検し、速やかに必要な改善を行うこと。

第四に、雇用・労働に関する権利保障の課題を達成するため、厚生労働省及び各事業体に対して以下の通り提言する。①厚労省は、雇用・労働における性的マイノリティの権利保障を目的としたガイドラインを策定すること。②各事業体は、性的マイノリティに対する理解増進・差別禁止のための取り組みを速やかに実践し、福利厚生についても配慮すること。また、性自認に即した服装やふるまいの尊重、トイレ等の施設利用の便宜、ハラスメント防止対策の徹底に努めること。③国及び自治体は、教育機関や企業等と連携しつつ、雇用・労働における性的マイノリティの権利保障を目指す先進的な取り組みを積極的に支

援し、性的マイノリティが尊厳をもって安全に働けるよう十分な対策を講じること。

(出典) <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>

② 2020年提言(要旨)

日本学術会議法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会(提言)「性的マイノリティの権利保障をめざして(Ⅱ)―トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて―」(2020年9月)

3 提言

以上をふまえ、本提言では、①「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の廃止とそれに代わる新法(「性別記載変更法(仮称)」)の制定、②多様な分野で生じている人権侵害を防止するための性的マイノリティに特化した人権保障法の制定と実効性の高い政策の実施を求める。②の制定を通して、最終的には、③あらゆる差別の解消を目指す包括的な差別解消法の成立を展望したい。

提言1 トランスジェンダーの権利保障のために、国際人権基準に照らして、性同一性障害者特例法に代わる性別記載の変更手続に係る新法の成立が必須である。国会議員あるいは内閣府による速やかな発議を経て、立法府での迅速な法律制定を求めたい。

トランスジェンダーの人権保障のためには、本人の性自認のあり方に焦点をあてる「人権モデル」に則った性別変更手続の保障が必須である。現行特例法は、「性同一性障害」(2019年WHO総会で「国際疾病分類」からの削除を決定)という「精神疾患」の診断・治療に主眼を置く「医学モデル」に立脚しており、速やかに廃止されるべきである。特例法に代わる新法は「性別記載の変更手続に関する法律(仮称)」とし、国際人権基準に則した形での性別変更手続の簡素化が求められる。以上の見地から、国会議員あるいは内閣府(法務省による法案作成)による速やかな発議と立法府での迅速な法律制定を求めたい。

提言2 トランスジェンダーを含む性的マイノリティの人権が侵害されることがないよう、性的マイノリティの権利保障一般について定めた根拠法が必要である。国会議員あるいは内閣府による速やかな発議と立法府における迅速な法律制定が望まれる。関係省庁及び自治体は、より実効性の高い権利保障政策の立案・実行・評価に努めるべきである。

トランスジェンダーを含む性的マイノリティの権利保障を真の意味で実現するためには、性自認やジェンダー表現を「個人の尊厳」ないし「性的自己決定」として明確に保障する根拠法の制定が不可欠である。国会議員あるいは内閣府及び法務省は、①「性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴」に基づく差別およびハラスメントの禁止、②実施されるべき措置、③人権保障の履行確保制度を盛り込んだ根拠法の法案策定を進めて立法府に発議すべきであり、立法府での速やかな法律制定が望まれる。内閣府・法務省・文部科学省・厚生労働省・外務省・スポーツ庁などの関係省庁及び自治体は、これまで以上に実効性の高い性的マイノリティの権利保障政策を立案・実行し、適正に評価するよう努めるべきである。根拠法は、このような政策の指針および評価基準とされるべきである。

提言3 「人権外交」(外務省)の方針に基づき、日本も国連人権諸機関から求められている包括的な差別禁止法の制定を目指すべきである。性的マイノリティの権利保障法は、

包括的差別禁止法の制定に向けた第一段階として位置付けられる。中央省庁や自治体が連携して包括的な差別禁止政策を推進し、当事者団体・教育機関・企業・専門家・市民等の協力のもとに、国際人権基準に適った多様性に富む日本社会を築くことが期待される。

日本政府は、国連自由権規約委員会から、性別・人種・宗教などを含む包括的な差別禁止法の制定を勧告されている。社会構造に起因する差別の多くは、複合的かつ交差的であるため、個別の差別禁止法では十分に対応できない。したがって、性的マイノリティの権利保障法は、あくまで包括的差別禁止法制定に向けた過渡的なものと認識されるべきである。今後、日本政府と市民が協力して包括的差別禁止法の制定に向けた取組を進め、国際人権基準に適った多様性に富む日本社会を築くことが期待される。

(出典) <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-4.pdf>

③ パワハラ防止法ガイドライン (2020年)

厚生労働省「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(パワハラ防止法厚労省ガイドライン)(厚生労働省告示第五号 2020年1月15日)

2 職場におけるパワーハラスメントの内容

(中略)

(7) 職場におけるパワーハラスメントの状況は多様であるが、代表的な言動の類型としては、以下のイからへまでのものがあり、当該言動の類型ごとに、典型的に職場におけるパワーハラスメントに該当し、又は該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。

(中略)

イ 身体的な攻撃(暴行・傷害)(中略)

ロ 精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)

(イ) 該当すると考えられる例

① 人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動

を行うことを含む。

② 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行うこと。

③ 他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行うこと。

④ 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛てに送信すること。

(中略)

へ 個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

(イ) 該当すると考えられる例

① 労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。

② 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること。

(以下略)

(出典) <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000584512.pdf>

④ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (SOGI 理解増進法) (令和五年法律第六十八号)

(目的) 第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念) 第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割) 第四条 国は、前条に定める基本理念 (以下単に「基本理念」という。) にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割) 第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力) 第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校 (学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。) の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生 (以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。) の理解の増進に関し、

家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表) 第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画) 第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等) 第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等) 第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の

関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議) 第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意) 第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討) 第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

⑤ 【判例】性同一性障害特例法に関する最高裁違憲決定（2023年）

令和2年（ク）第993号 性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件〔抜粋〕

(前略)「令和5年10月25日 大法院決定2 以上を踏まえ、本件規定の憲法13条適合性について検討する。

(1) 憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているところ、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由（以下、単に「身体への侵襲を受けない自由」という。）が、人格的生存に関わる重要な権利として、同条によって保障されていることは明らかである。

生殖腺除去手術は、精巣又は卵巣を摘出する手術であり、生命又は身体に対する危険を伴い不可逆的な結果をもたらす身体への強度な侵襲であるから、このような生殖腺除去手術を受けることが強制される場合には、身体への侵襲を受けない自由に対する重大な制約に当たるといふべきである。

ところで、本件規定は、性同一性障害を有する者のうち自らの選択により性別変更審判を求める者について、原則として生殖腺除去手術を受けることを前提とする要件を課すにとどまるものであり、性同一性障害を有する者一般に対して同手術を受けることを直接的に強制するものではない。しかしながら、本件規定は、性同一性障害の治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対しても、性別変更審判を受けるためには、原則として同手術を受けることを要求するものといふことができる。

他方で、性同一性障害者がその性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けること

は、法的性別が社会生活上の多様な場面において個人の基本的な属性の一つとして取り扱われており、性同一性障害を有する者の置かれた状況が既にみた通りのものであることに鑑みると、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益というべきである。このことは、性同一性障害者が治療として生殖腺除去手術を受けることを要するか否かにより異なるものではない。

そうすると、本件規定は、治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対して、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を実現するために、同手術を受けることを余儀なくさせるという点において、身体への侵襲を受けない自由を制約するものということができ、このような制約は、性同一性障害を有する者一般に対して生殖腺除去手術を受けることを直接的に強制するものではないことを考慮しても、身体への侵襲を受けない自由の重要性に照らし、必要かつ合理的なものといえない限り、許されないというべきである。

そして、本件規定が必要かつ合理的な制約を課すものとして憲法13条に適合するか否かについては、本件規定の目的のために制約が必要とされる程度と、制約される自由の内容及び性質、具体的な制約の態様及び程度等を較量して判断されるべきものと解するのが相当である。

(2)そこで、本件規定の目的についてみると、本件規定は、性別変更審判を受けた者について変更前の性別の生殖機能により子が生まれることがあれば、親子関係等に関わる問題が生じ、社会に混乱を生じさせかねないこと、長きにわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきた中で急激な形での変化を避ける必要があること等の配慮に基づくものと解される。

しかしながら、性同一性障害を有する者は社会全体からみれば少数である上、性別変更審判を求める者の中には、自己の生物学的な性別による身体的特徴に対する不快感等を解消するために治療として生殖腺除去手術を受ける者も相当数存在することに加え、生来の生殖機能により子をもうけること自体に抵抗感を有する者も少なくないと思われることからすると、本件規定がなかったとしても、生殖腺除去手術を受けずに性別変更審判を受けた者が子をもうけることにより親子関係等に関わる問題が生ずることは、極めてまれなことであると考えられる。また、上記の親子関係等に関わる問題のうち、法律上の親子関係の成否や戸籍への記載方法等の問題は、法令の解釈、立法措置等により解決を図ることが可能なものである。性別変更審判を受けた者が変更前の性別の生殖機能により子をもうけると、「女である父」や「男である母」が存在するという事態が生じ得るところ、そもそも平成20年改正により、成年の子がいる性同一性障害者が性別変更審判を受けた場合には、「女である父」や「男である母」の存在が肯認されることとなったが、現在までの間に、このことにより親子関係等に関わる混乱が社会に生じたとはうかがわれない。

これに加えて、特例法の施行から約19年が経過し、これまでに1万人を超える者が性別変更審判を受けるに至っている中で、性同一性障害を有する者に関する理解が広まりつつあり、その社会生活上の問題を解消するための環境整備に向けた取組等も社会の

様々な領域において行われていることからすると、上記の事態が生じ得ることが社会全体にとって予期せぬ急激な変化に当たるとまではいい難い。

以上検討したところによれば、特例法の制定当時に考慮されていた本件規定による制約の必要性は、その前提となる諸事情の変化により低減しているというべきである。

(3)次に、特例法の制定以降の医学的知見の進展を踏まえつつ、本件規定による具体的な制約の態様及び程度等を見ることとする。

特例法の制定趣旨は、性同一性障害に対する必要な治療を受けていたとしてもなお法的性別が生物学的な性別のままであることにより社会生活上の問題を抱えている者について、性別変更審判をすることにより治療の効果を高め、社会的な不利益を解消することにあると解される所、その制定当時、生殖腺除去手術を含む性別適合手術は段階的治療における最終段階の治療として位置付けられていたことからすれば、性別変更審判を求める者について生殖腺除去手術を受けたことを前提とする要件を課すことは、性同一性障害についての必要な治療を受けた者を対象とする点で医学的にも合理的関連性を有するものであったといえることができる。しかしながら、特例法の制定後、性同一性障害に対する医学的知見が進展し、性同一性障害を有する者の示す症状及びこれに対する治療のあり方の多様性に関する認識が一般化して段階的治療という考え方が採られなくなり、性同一性障害に対する治療として、どのような身体的治療を必要とするかは患者によって異なるものとされたことにより、必要な治療を受けたか否かは性別適合手術を受けたか否かによって決まるものではなく、上記要件を課すことは、医学的に見て合理的関連性を欠くに至っているといわざるを得ない。

そして、本件規定による身体への侵襲を受けない自由に対する制約は、上記のような医学的知見の進展に伴い、治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対し、身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものになったといえることができる。また、前記の本件規定の目的を達成するために、このような医学的に見て合理的関連性を欠く制約を課すことは、生殖能力の喪失を法令上の性別の取扱いを変更するための要件としない国が増加していることをも考慮すると、制約として過剰になっているというべきである。

そうすると、本件規定は、上記のような二者択一を迫るという態様により過剰な制約を課すものであるから、本件規定による制約の程度は重大なものといえるべきである。

(4)以上を踏まえると、本件規定による身体への侵襲を受けない自由の制約については、現時点において、その必要性が低減しており、その程度が重大なものとなっていることなどを総合的に較量すれば、必要かつ合理的なものといえることはできない。

よって、本件規定は憲法13条に違反するものといえるべきである。

これと異なる結論を採る最高裁平成30年（ク）第269号同31年1月23日第二小法廷決定・裁判集民事261号1頁は変更することとする。（以下略）

（出典）最大決令和5〔2023〕・10・25民集77巻7号1792頁。

⑥ 【判例】最決令和6年3月26日判決（犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件）

令和4年（行ツ）第318号、同年（行ヒ）第360号

犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件、令和6年3月26日 第三小法廷判決

〔事案の概要〕

犯罪行為により死亡した犯罪被害者と同性の上告人が、当該犯罪被害者と約20年交際し、同居していたこと等から、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下、犯給法）5条1項1号括弧書きの「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するとして遺族給付金の支給裁定を申請したところ、不支給の裁定を受けたため、その取消しを求めた事案。原審である名古屋高裁令和4年8月26日判決は、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」は婚姻届ができる関係を前提としたものであるとして、そうではない上告人の請求を棄却したため、上告人が上告した。

〔争点〕犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得るか否か。

〔決定要旨〕破棄差戻し。

「犯給法5条1項は……遺族給付金の支給を受けることができる遺族として、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたものと解される」。

「同項1号が、括弧書きにおいて、『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される」。

「そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない」。

「犯罪被害者と同性の者であることのみをもって『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』に該当しないものとするのは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきである。」

「犯罪被害者と同性の者は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得る。

（出典）最決令和6〔2024〕・3・26民集78巻1号99頁。

⑦ 法的性別変更の要件比較

諸外国（特にヨーロッパ）の動向（三成2024）

要件種別		手続保障		名前変更	申請	身体変更			家族	年齢制限			
法的性別変更の要件 ●=該当する ◎=一部地域が該当する 空欄=該当せず	成立年	法的措置あり	行政措置あり 法的措置に替わる 救済措置	名前変更可	名前変更可 以下の年齢制限なし	自己申告のみで可	診断書不要 医師等の 専門家所見は不要	医学的相談強制なし	性別適合手術強制なし し 外観要件なし	不妊手術強制なし 生殖不能要件なし	離婚強制なし 非婚要件なし	年齢制限なし	未成年者の法的性別 変更手続きあり
日本（特例法）○番号は5要件	2003	●		●			要		⑤	④（違憲）	②	①	
オーストリア	2022改正		●	●	●			●	●	●	●	●	●
ベルギー	2017	●		●	●	●		●	●	●	●		●
デンマーク	2014	●		●	●	●	●	●	●	●	●		
フランス	2016	●		●	●	●	●	●	●	●	●		
ドイツ	2017改正	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ギリシア	2017	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
アイスランド	2019	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
アイルランド	2015	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イタリア		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ルクセンブルク	2018	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
マルタ	2015	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
オランダ	2013改正	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ノルウェー	2016	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ポルトガル	2018	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ロシア	2023												
スペイン	2022改正	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
スウェーデン	2013改正	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
スイス	2022改正	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イギリス	2004	◎	◎	●	●			◎	◎	◎	◎		
トルコ		●		●									

（出典）日本学術会議提言「性的マイノリティの権利保障をめざして（II）—トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」（2020年9月）の表を最新情報（2023レポート）及び各種情報を追加して筆者が修正（出典）TGEU, Trans Rights Index & Map 2023, <https://transrightsmap.tgeu.org/index>

（出典）三成美保（2024）「人権としてのセクシュアリティートランスジェンダーの法的性別変更要件を中心に」『追手門法学』創刊号（参考文献[38]）

⑧ ドイツ性別自己決定法（2024年）

和文責：LGBT 法連合会

掲載元 URL（2024年8月6日取得データを翻訳している）：

<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/gleichstellung/queerpolitik-und-geschlechtliche-vielfalt/gesetz-ueber-die-selbstbestimmung-in-bezug-auf-den-geschlechtseintrag-sb-gg--199332>

ドイツ連邦共和国家族・高齢者・女性・青少年省

【よくある質問】

Gesetz über die Selbstbestimmung in Bezug auf den Geschlechtseintrag (SBGG)

(Law on self-determination with regard to gender entry (SBGG) 12.04.2024)

『性別登録に関する自己決定法』(以下、性別自己決定法—SBGG) 2024年4月12日可決
性別自己決定法は、トランスジェンダー、インターセックス、ノンバイナリーの人々の性別登録の変更が容易になることを目的とする。

【重要な質問に対する回答集】

性別自己決定法 (SBGG) は、トランスジェンダー、インターセックス、ノンバイナリーの人々が性別登録や名前 (ファーストネーム、以下同) の変更を容易にすることを目的とする。ドイツ連邦政府は2023年8月23日にこれを主旨とする法案を提出し、2024年4月12日にドイツ連邦共和国議会で可決された。このたび可決された法案に関する最も重要な質問のいくつかは、以下の通り回答する。

I 主な内容・動機と今後のスケジュール

Q1 性別自己決定法の制定で何が変わるのか？

A1 性別自己決定法は、トランスジェンダー、インターセックス、ノンバイナリー（非二元的な性別感覚を持つ）の人々が、市民登録簿上の性別記載や名前の変更を容易にすることを目的とする。将来的には、登録窓口で申告書を提出することで性別変更でき、申請に対する裁判所の審判は不要となる。また、専門家二名の意見書も不要となる。この法律は、1980年に制定されたトランスセクシュアル法（TSG）に代わるものである。

この法律に性別再指定手術に関する規定はない。

Q2 性別登録の変更を容易にすべき理由は？

A2 ドイツ連邦共和国基本法（以下ドイツ憲法）も性別自己決定権を保護している。ドイツ憲法裁判所はこのことを繰り返し明らかにしてきた。性別自己決定法は、この権利の実現促進を目的とする。現行のトランスセクシュアル法（TSG）によれば、性別登録を変更するには、二名の専門家の意見と裁判所の審判が必要であるが、これに該当する者の多くは、これらの要件を屈辱的なものと見なしている。また、手続きには長い時間と多額の費用がかかる。

専門家自身も、専門的な意見書の取得義務に対して益々懐疑的になっている。ドイツ連邦精神療法家協会（BPtK）代表者会議（大会・総会）は、「登録窓口にて自己申告による性別変更への切り替えを認め、性別登録は基本的に申請者本人の性別認識のみに依拠すべき」との意見を支持する見解を出している。

Q3 性別自己決定法に国際的なモデルケースはあるか？

A3 ある。現在、計15カ国に同様の法律が存在する。2012年、アルゼンチンは自己申告による性別登録の変更を可能にした最初の国である。チリ、マルタ、デンマーク、ルクセンブルク、ベルギー、アイルランド、ポルトガル、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、ウルグアイ、スイスにも同様の法律がある。スペインとフィンランドでも最近、類似の法律が成立した。

Q4 トランスセクシュアル法（TSG）が全面的に置き換えられるのはなぜか？

A4 TSGは40年以上前のものである。ドイツ連邦憲法裁判所はいくつかの判決で、現行TSGの重要部分を違憲と判断している。この理由だけでも、TSGは改正されるべきである。また、「トランスセクシュアル」という言葉は、歴史的にトランスジェンダーの人々を病理化し、社会的烙印を押すことにつながったため、「トランスセクシュアル法」という名称も置き換える必要がある。

Q5 連邦政府の性別自己決定法案は、ドイツ連邦議会でどのように修正されたのか？

A5 この法案は数カ所修正された。14歳未満の未成年者の性別登録の変更については、法定代理人が登録窓口で申告する際に、当の未成年者も同席すべきことが追加された。

また、14歳未満の未成年者の法定代理人による性別登録変更の申告については、その子が5歳に達している場合、本人の同意も必要と規定された。

未成年者については、法的能力に制限のある14歳以上の未成年者は、SBGG第2条2項に従って性別登録変更を申告する際に、本人への意思確認がなされたことを宣誓する必要がある。

ある。この宣誓によって、本人は包括的な情報を提供された、とみなされる。加えて、本件について相談できる相談センターの一覧が提供される。未成年者の法的能力が制限されている場合、あるいは本人が14歳未満の場合、法定代理人が承認する。この場合も同様に、本人が適切な助言を得た、という宣誓書を添付する必要がある。また、性別登録や名前の変更に関するデータを様々な公的機関に自動転送するという従来の規定は削除された。

Q6 性別自己決定法が発効するまでに、さらなる手続きがあるか？

A6 性別自己決定法は2024年4月12日にドイツ連邦共和国議会で可決された。連邦参議院の承認は必要ない。この法律は2024年11月1日に施行される。第4条SBGG（登録事務所での登録）は2024年8月1日に発効する。

II 性別登録及び名前を変更するための要件

Q1 成人の性別登録や名前の変更は、どのような条件下で可能となるのか？

A1 将来的には、登録窓口に「自己保証付き宣誓書」を提出することで、性別登録と名前の変更が可能となる。そのためには、本人が性別登録変更を宣誓する必要がある。また、その宣誓とともに、選択した性別の記載、又は記載されている性別の削除が、自分の性自認（ジェンダー・アイデンティティ）に最も適合しており、この宣誓の及ぼす影響を確認したことを保証する必要がある。性別登録と名前の変更は、宣誓の3ヶ月前に登録窓口に届け出る。宣誓書には、本人が将来使用することを希望し、選択した性別に対応する名前を明記する。

Q2 性別登録を変更することなく、たとえば名前のみを単独で変更することは、性別自己決定法の下で可能か？

A2 いいえ。性別自己決定法の規定では、性別登録を変更せずに名前を単独で変更することはできない。これについては性別自己決定法を根拠とする必要はない。トランスセクシュアル法（TSG）は、名前の単独変更の可能性について規定しているが、これは、TSGが性別登録の変更について、新法（SBGG）に規定された要件よりもはるかに困難な条件を課していたためである。今後は、性別登録を変更する際は、選択した性別登録に対応する新しい名前を決めなければならない。

しかし例外的に、氏名変更を正当化する重要な理由があれば、氏名変更法第3条および第11条に従って、名前を（単独で）変更する可能性には影響しない。これはSBGGに明示されている。

Q3 性別の項目が変更された場合、名前も変更しなければならないのか？

A3 名前の変更は通常必要だが、常に必要というわけではない。性別登録事項の変更申告の際、申請者本人が今後使用したい名前を決めねばならない。名前は、選択した性別登録と一致していなければならない。本人がそれまで使っていた名前が、選択した性別登録と一致する場合、以前の名前をそのまま使用することができる。

Q4 性別の記載項目にはどんなものがあるべきか？

A4 身分登録における「男」「女」「多様」の登録選択肢は今後も存続する。性別自己決定法でも、性別登録の項目は変更されない。性別記載なし、又は性別記載を削除することも依

然として可能である。

Q5 性別登録は、事前通告なしにいつでも変更可能か？

A5 いいえ。性別や名前の変更は、宣誓の3ヶ月前までに登録事務所に口頭又は書面で届ける必要がある。この期間が経過して初めて宣誓書が提出できる。登録後は直ちに有効となる。登録から6ヶ月以内に宣誓がない場合、登録は無効となる。

Q6 どのような条件があれば、変更後に性別登録事項の再変更が可能か？

A6 TSG法の下でも、性別登録の複数回変更は概ね可能である。本法案では、性別と名前を変更した後、新たな変更までに1年間のブロック（執行停止）期間が設けられている。これは性急な決定を防ぎ、変更要望が真剣であることを示すためのものである。それ以外は、一回目の変更と同じ条件が適用される。なお、未成年者にブロック期間は適用されない。

（以下略）

（出典）『ジェンダー法研究』12号、2025年

⑨ 自由権規約委員会「日本の第7回定期報告に係る総括所見」（2022年11月3日）（抜粋）

反差別の法的枠組み

8. 委員会は、憲法第14条がすべての個人のために法の下での平等を確立する一般的な非差別条項を含むことに留意するものの、規約の条項に沿った包括的な反差別法がないことに引き続き懸念を抱いている。委員会は、包括的な反差別法を制定する計画に関する情報が締約国から得られていないことに遺憾の意を表明する（第2条、第20条及び第26条）。

9. 締約国は、包括的な反差別法を制定することを含め、その法的枠組みが、人種、意見、出生、性的指向、性自認及び他の地位を含む規約に基づく全ての禁止事由に基づく、私的領域を含むあらゆる形態の直接、間接及び複合差別に対する十分かつ効果的な実体的及び手続的保護並びに差別の被害者に対する効果的かつ適切な救済へのアクセスを提供することを確保するために必要なすべての措置を講じるべきである。

性的指向及び性自認に基づく差別

10. 委員会は、性的指向及び性自認に基づく差別と闘い、平等な取扱いに関する啓発をするために締約国がとった措置に留意する。しかしながら、委員会は、性的指向及び性自認に基づく差別を禁止する明示的な法律が存在しないことに懸念を抱いている。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍上の性別の変更、法律婚へのアクセス及び矯正施設での扱いにおいて差別的な扱いに直面していることを示す報告に懸念を抱いている（第2条及び第26条）。

11. 委員会の従前の勧告6に沿って、締約国は以下のことを行うべきである。

(a) レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化すること。

(b) 同性カップルが、公営住宅へのアクセス及び同性婚を含む、規約に定められているすべての権利を、締約国の全領域で享受できるようにすること。

(c) 生殖器又は生殖能力の剥奪及び婚姻していないことを含む、性別変更を法的に認めるための正当な理由を欠く要件の撤廃を検討すること。

(d) トランスジェンダーの被収容者に対する標準的な取扱いとして独居拘禁が使用されないようにするため、2015年のトランスジェンダーの被拘禁者の取扱いに関するガイドラインとその実施を見直すことを含め、矯正施設におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの被収容者に対する公正な取扱いを確保するための必要な措置を講じること。

(出典) <https://drive.google.com/file/d/1eHCEvKPFfRCKvZCMf2FhUw92uTvYwj73/view>

【審議経過】

法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（第 26 期・第 1 回）

議事次第

第 1 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会
（第 26 期・第 1 回）
2. 日時 令和 6 年 2 月 17 日（土）16:00～18:00
3. 会場 オンライン
4. 議題
 - （1）委員長、副委員長、幹事選出
 - （2）今期の審議内容について
 - （3）その他

第 2 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会
（第 26 期・第 2 回）
2. 日時 令和 6 年 7 月 30 日（火）13:00～15:00
3. 会場 オンライン
4. 議題
 - （1）前回議事録の確認
 - （2）神谷悠一委員（LGBT 法連合会事務局長）「報告—LGBT の人権保障に向けた課題」
 - （3）シンポジウムについて
 - （4）意思表示「見解」について
 - （5）その他

第 3 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会
（第 26 期・第 3 回）
2. 日時 令和 7 年 7 月 13 日（日）19:00～21:00
3. 会場 オンライン
4. 議題
 - （1）前回議事録の確認
 - （2）見解案の検討
 - （3）シンポジウム案の検討
 - （4）包括的反差別法小委員会からの報告と提言案の検討
 - （5）その他

第4回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会
(第26期・第4回)
2. 日時 令和7年9月21日(日) 15:00~18:00
3. 会場 オンライン
4. 議題
 - (1) 前回議事録の確認
 - (2) 見解案「トランスジェンダー」について
 - (3) 見解案「婚姻平等」について
 - (4) 婚姻平等シンポジウムについて
 - (5) その他

【シンポジウム】

公開シンポジウム「国際シンポジウム：LGBTQの権利保障をめぐる法整備の現状と課題」(趣旨)「LGBTI」に関する権利保障について、諸外国の先駆的な取り組みに学び、また社会に広く共有すべく、海外からパネリストを招聘し国際シンポジウムを開催します。パネルディスカッションでは、「LGBTI 差別に対抗する法的枠組みや取り組み」及び「トランスジェンダーへのバックラッシュに対抗する取り組み」等に焦点をあてます。

(イベント概要)

開催日時 令和6年(2024年)10月27日

(日) 19:00 ~ 22:00

開催地 オンライン開催(ZOOM ウェビナー) 日英同時通訳つき

対象 どなたでもご参加いただけます(参加費無料・事前申込み不要)。

定員 1000人(先着順)

(プログラム)

19:00~19:05 開会挨拶及び趣旨説明

三成 美保(日本学術会議連携会員、追手門学院大学教授、奈良女子大学名誉教授)

19:05~19:35 基調講演

ジェシカ・スターン(アメリカ国務省LGBTQI+人権促進担当特使)

19:35~21:55 パネルディスカッション

19:35~19:40 パネル趣旨説明

コーディネーター: 神谷 悠一(日本学術会議連携会員(特任)、一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(LGBT法連合会)理事/事務局長)

19:40~20:20 パネリスト報告(各10分)

- ①カイル・ナイト(ヒューマン・ライツ・ウォッチLGBT権利部・暫定部長代理)
- ②ティモテウス・フェルダー＝ルセッティ(ドイツ連邦共和国大使館 労働・保健・ジェンダー平等担当参事官)
- ③イ・スンヒョン(延世大学ロースクール客員教授)
- ④高井 ゆと里(群馬大学情報学部・情報学研究科准教授)

20:20~21:10 パネルディスカッション

2テーマ(1テーマ5×5×2)全50分

テーマ1 LGBTI 差別に対抗する法的枠組みや取り組み

テーマ2 トランスジェンダーへのバックラッシュに対抗する取り組み

21:10～21:20 コメント (各5分)

木村 草太 (日本学術会議連携会員、東京都立大学政治学研究科・法学部教授)

來田 享子 (日本学術会議連携会員、中京大学スポーツ科学部教授)

21:20～21:40 質疑応答

21:40～21:55 まとめ

21:55～22:00 閉会挨拶

高橋 裕子 (日本学術会議第一部会員・津田塾大学学長)

総合司会：南野 佳代 (日本学術会議第一部会員・京都女子大学教授)

※下線は主催分科会委員

(備考)

主 催：日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会、日本学術会議科学者委員会ジェンダー・エクイティ分科会、日本学術会議法学委員会ジェンダー法分科会

共 催：一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 (C)「戦後日独における家族主義とセクシュアリティ規範の比較研究—LGBT の差別解消に向けて」(研究代表者：三成美保)

後 援：ジェンダー法学会、日本ジェンダー学会、ジェンダー史学会、比較家族史学会

以上

見 解

エイジ・フレンドリーな地域社会の実現
ー住民主体・住環境・データ活用を統合する
学際的アプローチー



令和8年（2026年）6月18日

日 本 学 術 会 議

健康・生活科学委員会

高齢者の健康・生活分科会

この見解は、日本学術会議健康・生活科学委員会高齢者の健康・生活分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議健康・生活委員会高齢者の健康・生活分科会

委員長	森山美知子	(第二部会員)	広島大学大学院医系科学研究科教授
副委員長	住居 広士	(連携会員)	広島国際大学総合リハビリテーション学部客員教授
幹事	飯島 勝矢	(連携会員)	東京大学高齢社会総合研究機構機構長・未来ビジョン研究センター教授
幹事	伊香賀俊治	(連携会員)	慶應義塾大学名誉教授／一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター理事長
	秋下 雅弘	(第二部会員)	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターセンター長
	荒井 秀典	(第二部会員)	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長
	磯 博康	(第二部会員)	国立健康危機管理研究機構国際医療協力局グローバルヘルス政策研究センター長・理事長特任補佐
	奥野 恭史	(第二部会員)	京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻ビッグデータ医科学分野教授
	玉腰 暁子	(第二部会員)	北海道大学大学院医学研究院教授
	岩澤 美帆	(連携会員)	国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部長
	鹿嶋小緒里	(連携会員)	広島大学IDEC国際連携機構プラネタリーヘルスイノベーションサイエンスセンター (PHIS) センター長／広島大学大学院先進理工系科学研究科教授
	金子 周一	(連携会員)	金沢大学大学院医薬保健学総合研究科特任教授
	神吉紀世子	(連携会員)	京都大学大学院工学研究科建築学専攻教授
	須田木綿子	(連携会員)	東洋大学社会学部社会学科教授
	田高 悦子	(連携会員)	北海道大学大学院保健科学研究院教授
	長澤 夏子	(連携会員)	お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系教授／東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻教授
	中村 桂子	(連携会員)	東京科学大学名誉教授
	佐藤 栄治	(連携会員(特任))	宇都宮大学地域デザイン科学部建築都市デザイン学科学科教授

本見解の作成に当たり、以下の方々に御協力いただいた。

山川みやえ	大阪大学大学院医学系研究科統合保健看護科学分野老年看護学准教授／日本学術会議連携会員
山田あすか	東京電機大学未来科学部建築学科教授／日本学術会議連携会員
曾我部勇貴	神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室国際戦略グループ
秋山 弘子	東京大学名誉教授／高齢社会共創センター長／鎌倉市政策創造専門委員
更科 安春	一般社団法人まめな Founder
山端 聡	奈良県吉野郡天川村議会議員
福田 治久	九州大学大学院医学研究院医療経営・管理学講座准教授・総合コホートセンター准教授

本見解の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	郷家 康德	参事官（審議第一担当）
	加瀬 博一	参事官（審議第一担当）付参事官補佐
	實川 雅貴	参事官（審議第一担当）付審議専門職

要 旨

1 作成の背景

超高齢化が進展する我が国において、誰もが取り残されることなく、障害の有無にかかわらず安心して生活し、生き生きと社会参加できる「幸福長寿社会」の実現には、コミュニティ単位での多様性、包摂性、結束性を尊重する総合的施策の推進が不可欠である。その実現に向けては、世界保健機関 (WHO) が提唱する「エイジ・フレンドリー・シティ」(AFC) を基本枠組みとし、デジタル技術を活用し、高齢者を取り巻く環境をデータに基づき多元的かつ包括的に捉え、最新の科学的知見に基づき住環境（都市環境、住宅内外環境）や交通・就労環境を構築することが重要である。加えて、住民の主体的参加を促し、自治体・政府・大学・NGO・民間企業が連携し、健康科学、建築工学、環境学、情報学等による学際領域の研究成果を融合させたイノベーションの創出が求められる。

2 現状及び問題点

我が国では、2025年現在、65歳以上人口が全体の約3割に達しており、急速な高齢化が進行している。多くの市区町村では高齢者人口が増加する一方で、若年層の減少が進み、地域の担い手不足や自治体機能の維持が課題となっている。また、単身高齢者・高齢夫婦世帯の増加や地域活動への参加不足により、社会的孤立が深刻化しており、地域のつながり（ソーシャルキャピタル）の低下が懸念される。さらに、買物や移動が困難な弱者の増加や、所得・地域格差に伴う医療・介護サービスへのアクセスの不平等も顕著である。加えて、地球の温暖化による猛暑や異常気象の増加は、高齢者の外出機会や社会参加を制限し、高齢者の心身の健康に長期的な悪影響を及ぼす。さらには、日本の住宅の断熱性能の低さや老朽化といった住環境の整備の遅れは、夏季の熱中症や冬季のヒートショックといった健康被害のリスクを高めている。

一方で、こうした課題に対応するための自治体の政策的枠組みや、関連データを活用した地域課題の科学的分析・評価、政策立案の体制は十分に整っていない。産官学民の連携も依然として不十分であり、実効性のある地域包括的な支援体制の構築が今後の大きな課題となっている。

3 見解の内容

多角的、総合的な政策実施に向けては、2007年にWHOで定義された「高齢者が健康に暮らし、社会参加できる環境整備」であるAFCの枠組みの活用が1つの解決策として示される。ここでは、「コミュニティ支援と医療サービス」「屋外空間と建物」「交通」「住宅」「社会参加」「敬意と社会的包摂性」「市民参加と仕事」「コミュニケーションと情報」の8つの領域にわたる取組を通じて、高齢者に優しい都市やコミュニティを目指している。そのためには、住民個人への働きかけと環境の両面を俯瞰して見直し、地域特性と地域格差等も鑑み、地域の課題解決に向け、全国の自治体及びそこに居住する複数の関係主体が、以下を含めた取組をしていくことが求められる。

(1) 新たな住民主体による健康長寿に向けたまちづくり

地域住民が主体となり、「歩きたくなる、集まりたくなるまちづくり」を進め、①栄養（口腔含む）②身体活動（運動・生活活動）③社会参加の三位一体の施策に取り組み、住民同士がサポーターとなる仕組みの構築等、フレイル対策を含めた健康長寿に向けた取組が必要である。

(2) 住環境（住宅内外の環境）改善による高齢者の健康・生活支援

① 高齢者が要介護状態となった後も住み慣れた地域で生活を継続できるよう、住環境、交通、社会参加、就労および介護環境を総合的に整備する必要がある。特に、経済的な余裕のない高齢者世帯の住宅の断熱改修対策を速やかに進める必要がある。

② 安全で歩きやすい歩道と公園の整備、デジタル技術を活用した新たな移動支援、地域包括ケアシステムの強化、高齢者の社会参加を促す近隣農地や就労の場の質的整備等を速やかに進める必要がある。

(3) データ活用と医療・健康 DX（デジタルトランスフォーメーション）

① データサイエンティストの配置と総合的な行動計画立案部署の設置

自治体において関連するデータを突合・連結分析できる人材（データサイエンティスト）を配置し、自治体の状況を、根拠を持って総合的に評価した上で、行動計画を立案することが必要である。また、地域の複数の関係主体を取りまとめ、政策実行を指示し、指標に基づき進捗管理できる総合的な部署の設置が必要である。

② 高齢者を見守り、ニーズに対応する仕組みの構築

デジタル機器を活用し、本人の意思と尊厳を尊重しつつ、必要に応じた高齢者の見守り支援体制を構築する必要がある。ウェアラブル端末を活用した見守りは早期兆候把握と行動変容を促す有効な媒体である。

③ DX（デジタルトランスフォーメーション）環境の整備

地域施設を活用した「共用型デジタル支援拠点」の整備などによるデジタルデバイド（デジタル技術への脆弱性）の克服、デジタルインクルージョン政策の推進、生成 AI 等の新規デジタル技術については、個人情報保護をはじめとした Ethical, Legal and Social Issues /Implications: ELSI（倫理的・法的・社会的課題/含意）への十分な配慮と有効性検証を前提として段階的導入を検討する必要があるだろう。

(4) 産官学民連携の推進

産学民の起業の取組を自治体が支援することで、持続可能で多様な活動を各地域で起こしていくことが必要とされる。その際、網羅的な視点として、AFC の 8 領域を軸に、住民主体のフレイル予防とデータ駆動の政策、住環境・交通・就労の一体的整備を同時並行で進めること、そして、行政の縦割りを超え、産官学民の共創と公平性指標に基づく評価を徹底し、健康寿命の延伸にとどまらない、地域社会を支える主体として高齢住民を位置づけ、「健康長寿」から「幸福長寿」への転換を支える地域づくりが求められる。

目 次

1	はじめに	1
2	現状と課題	1
	(1) 我が国の高齢者人口構造の変化	1
	(2) 高齢期の生活環境における地域差とその課題	2
	(3) 高齢者の社会経済的要因から起こる課題	2
3	世界における展開	3
4	エイジ・フレンドリー・シティ（AFC）	4
	(1) アクティブ・エイジングからエイジ・フレンドリーな環境	4
	(2) AFCを支える環境の要素	4
	(3) 評価指標	5
	(4) 我が国における展開	5
	① 神奈川県ヘルスケア・ニューフロンティア政策とAFCの取組	5
	② 神奈川県鎌倉市における産官学民連携による実践	6
	③ 広島県呉市島しょ部における民間主導型持続可能なまちづくりの実践	6
	④ 奈良県天川村における中山間地域・過疎地の医療・福祉連携の革新的実践	8
5	住民主体による幸福長寿に向けた新たなまちづくり	9
	(1) 幸福長寿社会の実現に向けた対策と課題	9
	(2) フレイル概念とサルコペニア対策も含めた予防の重要点	9
	(3) 住民主体フレイル予防活動を軸とした地域づくり：展開の実際	9
6	住環境・交通・市民参加と就労・雇用の場の整備による高齢者の健康・生活支援	11
	(1) 高齢者の住宅内環境整備	11
	(2) 歩行環境・交通の整備	11
	(3) 高齢者のつながり・就労・活動の場	12
	(4) 高齢者施設の利用者の特徴と地域・環境での対応	12
7	関連データの活用によるデジタルトランスフォーメーション（DX）と政策立案	14
	(1) エビデンスに基づいた高齢者の健康・生活に関する政策立案	14
	① 自治体/医療保険者の有するデータを用いた政策立案	14
	② 地域情報の可視化と診療情報明細書の解析	15
	③ 行動情報の広域可視化とコミュニティ形成を含む移動販売政策	16
	(2) 地域の高齢者（ハイリスク者）を見守る仕組みの構築・ケアイノベーション	17
	① 大学との連携強化によるプロアクティブな仕組みの構築：データサイエンスに立脚した「根拠に基づいた政策」への変革	17
	② 住民の不安や健康ニーズに対応するための看護職者の自治体への配	

置・連携	18
③ 地域住民の安全・安心を支えるウェアラブル端末データ活用の仕組み構築	18
(3) 医療DX化における課題.....	19
8 見解	21
(1) 新たな住民主体による健康長寿に向けたまちづくり	21
(2) 住環境（住宅内外の環境）改善による高齢者の健康・生活支援	21
(3) データ活用と医療・健康DX.....	22
(4) 産官学民連携の推進	22
<参考文献>	23
<参考資料1> 審議経過	32
<参考資料2> シンポジウム開催	33

1 はじめに

我が国は 1995 年に高齢社会対策基本法を制定し、高齢社会対策を総合的に推進している。そして健康及び福祉の分野では、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な医療保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図ること、適切な介護サービスを受けることができる基盤の整備を推進することを基本的な施策としている。

2022 年の厚生労働省の統計によると、日本人の平均寿命と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の差は縮小傾向にはあるが、それでもなお、約 9 年から 12 年の差が生じており、最期まで健康で生き生きと過ごせる期間を延伸することは多くの国民の願うところである。このため、国は健康寿命の延伸、地域・性別・社会経済的背景等を含む健康格差の縮小、フレイル・認知症・生活習慣病の予防、若年期からの健康づくりに向け、「健康日本 21（第三次）」や「スマート・ライフ・プロジェクト」「日本健康会議の設置」等、継続的な取組を推進しているところである。

その一方で、人口流出、少子化に伴う過疎化や高齢化の進行の影響を受け、地方においては必要なサービス総量が不足する、また都市部においては経済的採算性が優先されることにより、提供されるサービスの種類や配置に偏りが生じ、高齢期に利用できるサービスに差が生じる等の課題が起きている。これらを大局的な視点から解決していくためには、コミュニティ単位での多様性、包摂性、結束性を尊重する総合的施策としての世界保健機関（WHO）が提唱する「エイジ・フレンドリー・シティ（Age-friendly Cities : AFC）」の枠組みを参照しつつ、自治体において包括的な枠組みを構築し、①フレイル対策や住環境・交通環境・就労の整備に代表される健康寿命を延伸させる具体的な施策を展開すること、②国や自治体が有する様々な住民データを活用して科学的に対策を検討すること、が必須となる。また、③多世代が交流し、意見を出し合っまちづくりを推進する産官学民の協働が必須となる。

2 現状と課題

(1) 我が国の高齢者人口構造の変化

日本の総人口は 2010 年頃から減少基調に入っている。65 歳以上といった高齢者の人口は「国勢調査」が始まった 1920 年には 294 万人であったが、その後ほぼ一貫して増加、2020 年には 3,602 万人に達し、総人口に占める高齢者人口の割合はこの間 5.3%から 28.6%に上昇した。今後の見通しでいえば、65 歳以上の人口は 2043 年には 3,953 万人となりピークを迎える[1]。この時、総人口に占める割合は 35.8%であるが、この構成比はその後の年少人口の減少に伴って上昇を続け、2070 年には 38.7%に達すると推計されている。死亡率によって記述する生命表に基づけば、最も多くの人亡くなる年齢は、2020 年は男性 89 歳、女性 93 歳であるが、2070 年にはそれぞれ 92 歳と 96 歳に達すると想定されている[1]。

高齢化率の上昇や長寿化は全国で起きているが、地方では高齢者の人口増加よりも

地域の人口減少による生活基盤の維持可能性が問題化する。一方、関東の1都6県、そして愛知県、兵庫県、福岡県、沖縄県では、2020年を100とした65歳以上の人口が2050年には130を超える等、高齢者の人口増という大きな時代を迎える[2]。ただし、こうした人口の変化は、高齢者の健康、生活環境がどのように変わるかによって評価が変わる。2040年代を目前に、高齢者の生活にどのような課題があり、どのような改善の選択肢があるのかを理解し、早急に取り組むことが急務となっている[1, 2]。

(2) 高齢期の生活環境における地域差とその課題

我が国では高齢期における孤立と社会参加不足が顕著であり、都市部において単身世帯は3割を超え、ボランティア活動の経験者の割合は60歳以上で20%程度にとどまるなど[3]、ソーシャルキャピタル（地域のつながり）の低下が課題となっている。一方で、過疎地では医療・介護資源へのアクセス困難性や、交通手段の制約による社会参加の難しさといった支援サービス総量の不足が課題である。食料アクセス難や孤食に伴う低栄養リスクに加え、若年層流出による就労者の不足、地域コミュニティの維持の困難さがあり、都市部と同様に孤立が進行している。

こうした孤立と社会参加不足は、運動不足や閉じこもりを招き、フレイルの進行と関連することが示されている[4, 5]。さらに、都道府県別調査から、在宅時居間平均室温の差といった地域によって生じる住環境の差や断熱不足による冬季のヒートショック、熱中症リスクの影響があることが明らかになった[6]。

(3) 高齢者の社会経済的要因から起こる課題

低所得地域に居住する高齢者では、全死亡リスクの上昇および健康寿命の短縮との関連が報告されており[7-9]、地域の所得格差は医療アクセスの差異をもたらし、健康格差をさらに拡大させる要因となっている[7]。救命救急センターに搬送される高齢者は年々増加しており[10]、救急搬送例の多くは外傷よりも肺炎や心機能の悪化といった健康管理や慢性疾患管理の不十分さに起因すると考えられ、経済的困窮や社会的孤立、家族/介護者の不在や支援不足などの社会経済的要因との関連が指摘されている。特に入院や救急対応を要しない搬送例にその傾向が強く表れている[11, 12]。

市区町村単位で高齢者救急搬送率を分析した研究では、高齢者単身世帯割合や生活保護世帯割合が高い地域、医療費水準が相対的に低い地域で搬送率が高い傾向が示されている[13, 14]。低所得者は受診を控え遅らせる傾向があり、外来受診が少ない一方で入院利用が多く、結果として高額医療費につながることを指摘されている[15, 16]。また経済的困窮は住宅の温熱・衛生環境の悪化を招き、これが健康状態の悪化を介して高齢者の入院や救急搬送の増加につながることも指摘されている[17, 18]。

以上より、低所得地域、地域のつながりや家族の支援力が脆弱な環境では適切な住居・生活環境の維持が困難であり、継続的な医療・介護サービスへのアクセスが制約される状況がある。その結果、地域で支えるべき生活課題が、救急搬送や入院という形で代替的に対応されている事例が一定程度存在する可能性が示唆される。

3 世界における展開

ヨーロッパ諸国やアジア諸国においても高齢化や人口減少に直面しており、各国で対策が進められている。WHOは、2010年にエイジ・フレンドリー・シティ・ネットワークを設立し[19]、世界的な人口の高齢化と急速な都市化への対応として、高齢者の地域生活への参画を促進し、健康で活発な高齢化を促進するための産官学民共同による地域レベルでの行動/政策化に焦点を当てている。

AFCグローバルネットワークには現在（2025年12月時点）、57か国1,739都市とコミュニティが参加し[20]、参加都市・コミュニティの知識や経験、成果の情報交換と共有を行っている。各都市では、AFCを目指す政策目標が設定され次第、住民のニーズと分野横断の地域資源の調査を実施し、計画を策定し、事業を実施し、実施状況の評価を行うという、4つの段階を繰り返す。調査の実施、政策形成、評価には行政関係者だけでなく、事業者、高齢者を含む市民、民間団体等が参加することが推奨されている。都市ごとの進捗状況や特長はデータベースで確認することができる [20]。

グローバルネットワークに加え、国や地域単位で都市やコミュニティのネットワーク形成を通じて、当該国や地域におけるAFCが活性化される例が多い。コミュニティや都市の熱心な活動とグローバルネットワーク参加から地域や国の規模のネットワーク組織が形成されて、AFCを推進する。その代表例は、ポルトガルやブラジルのパラナ州などに見られる。国や地方自治体の規模の組織がAFCの推進を主導して多くのコミュニティの参加に波及した例は、チリ、スロベニア、アラブ首長国連邦のシャールジャ首長国などに見られる。全国規模の組織が主導する米国のネットワークには多くの自治体が参加し[21]、AFC展開の進捗評価、雇用や社会参加事業や、住宅や地域の安全な居住環境整備を通じた地域の公平性推進の事業等 [22]を支援している。都市やコミュニティ主導と、全国規模の組織主導の両方のアプローチを通じてネットワークを形成しているノルウェーや英国の例もある。

高齢者の健康・社会参加の促進という面では、多面的な脆弱性を含んだフレイルの概念が打ち出され、特に介護予防において、先進諸国では新しい包括的な取組が推進されている。住民同士が支え合う取組を広く進める「ポピュレーションアプローチ」と同時に、重複したリスク保有者に対して重点的な支援を行う「ハイリスクアプローチ」等、両者のバランスの取れたシステムが強化されつつある。

住環境の改善に関しては、WHOが2018年11月に公表した「住まいと健康に関するガイドライン」において、住まいの冬季最低室温18℃以上、新築・改修時の断熱工事、夏季室内熱中症対策の推進と調査研究の継続を各国に勧告し、我が国においても住宅政策、健康政策に反映されつつある[23]。

データを活用した施策については、米国を始め、中国やヨーロッパ諸国において、生活関連の諸データとヘルスケア関連のデータを連結させたビッグデータを用い、Data-drivenの政策立案が推し進められている。我が国においても、データヘルス改革の中でのマイナンバーカードと保健医療データとの連結が推進されている。

4 エイジ・フレンドリー・シティ（AFC）

地域の包括的な取組として世界各地で実践されている AFC の概念と評価項目、AFC の枠組みによる我が国における展開を分析する。

(1) アクティブ・エイジングからエイジ・フレンドリーな環境

高齢者の社会参加、健康、安全を優先する「アクティブ・エイジング」の考え方が 1990 年代頃から広がり [24]、2002 年のアクティブ・エイジング政策枠組み [25] の提唱を経て、都市単位で総合政策的な取組を推進する WHO の AFC の議論に発展した [26]。日本語では「高齢者に優しい都市」と呼ばれるが [27]、あらゆる年齢や能力を備えた人々の健康推進を支え、多様性、包摂性、結束性を尊重してデザインされた都市と認識される。各都市で住民参画を基本に行動計画を策定し、具体的な事業等を展開しエイジ・フレンドリーな環境づくりに取り組むことが、実践的な展開手法として推奨されている。物理的な環境の整備と社会的な環境の整備の双方を必要とし、さらに、取組の成果を人々が公平に享受できることも重視されている。

AFC は、大きな都市の単位ばかりでなく更に小さな地域単位、つまり「コミュニティ」の単位での環境整備の積み重ねでもある [19]。この取組の特長は、一人一人へのアプローチというより、都市やコミュニティの環境を整えることにあり、「エイジ・フレンドリーな環境」の創出として展開されている¹ [19]。

(2) AFC を支える環境の要素

WHO が 2007 年に出版した AFC の指針 [26] には、環境整備として「8つの領域」が特定され、領域ごとに備えるべき特徴とそれを点検するためのチェックリストが示され、世界各地での展開に活用されている [28] (図 1)。

例えば屋外空間と建物について、AFC が考慮すべき要素として、心地よく清潔な環境、緑地、休憩場所、都市の安全、道路、建物、公衆トイレ、サービス等である。

AFC ネットワークに参加した都市やコミュニティは、8つの領域を踏まえて行動計画を策定して事業を実施し、5年を単位に経緯と成果を評価した上で継続的に取組を改善し、AFC を目指している。この AFC のグローバルネットワークの取組は、アクティブ・エイジングに価値を置く健康都市政策の一つとしても広く取り入れられた [29]。



図 1 エイジ・フレンドリー・シティ 8つの主要ドメイン (出典 World Health Organization 2023 [28] 日本語訳筆者追加)

¹ 2007年、AFCの概念が提案された。その後、AFCにおける「city」は、さらに小さな地域単位、つまり「community」の単位での環境整備の積み重ねでもあることから、2010年に発足したWHOのネットワークでは、「Age-friendly Cities and Communities」を使っている。

(3) 評価指標

8領域ごとのチェックリストが活用されることと並行し、公平性の指標、環境の指標、インパクトの指標に分類されたコア指標が開発されている[30-33]。

公平性の指標では、特定の指標について、国全体の指標値と当該都市の指標値の比、都市内の地区や性別、社会階層等、異なる群間の差または比が候補である。環境の指標では、物的環境条件の評価指標として、近隣の歩行しやすさ、公共のスペースや建物へのアクセスしやすさ、公共交通機関の利用しやすさ、停留所や駅へのアクセスしやすさ、手頃な価格で入手可能な住宅が列挙されている。高齢者を包摂する社会環境であるかを評価する指標として、社会全体の高齢者に対する肯定的な姿勢、高齢者のボランティア活動参加、高齢者の雇用、高齢者の社会・文化活動への参加、高齢者の地域の意思決定への参加、健康情報へのアクセス、高齢者への保健・社会・福祉サービスへのアクセス、高齢者の経済的安定が列挙されている。インパクトの指標には、健康寿命やQOL（Quality of Life：生活の質）の指標が候補指標としてある。

チェックリスト及びコア指標では、評価すべき要素が記載されており、どの国でも共通に取得可能な数値指標を示しているわけではない。行政の業務統計に基づくデータ、独立した調査に基づくデータ、新たに実施する調査により得られるデータを用いて具体的な評価指標を定めることが必須となる。我が国の行政が指標の設定に取り組む場合、一つの部署が管轄する数値指標やデータだけでなく、複数の部署が管轄する指標やデータを組み合わせる必要がある。既存の数値指標だけでなく、新たな個別評価が必要な場合もある。

(4) 我が国における展開

我が国からも、AFC グローバルネットワークに参加して、世界の都市と情報共有を行いながら事業を展開している都市がある[34]。秋田県秋田市が2011年、兵庫県宝塚市が2015年、神奈川県と神奈川県内の22市町が2017年から2019年に加わり、地域の特性を踏まえたまちづくり、コミュニティづくりが展開されている[35, 36]。

① 神奈川県のヘルスケア・ニューフロンティア政策とAFCの取組

神奈川県では、心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念を「未病」とする未病コンセプトを推進している[37]。このコンセプトのもと、「食・運動・社会参加」の3つを柱に、個人の行動変容を通じて心身全体をより健康な状態に近づけていく「未病改善」に取り組めるよう、市町村や企業等と連携しながら、様々な取組を推進している。

この「未病改善」と「最先端医療・最新技術の追求」という2つのアプローチを融合するヘルスケア・ニューフロンティア政策において、健康寿命の延伸と、新たな市場・産業の創出を目指し、さらに海外の政府機関や大学等とのネットワークの構築を進めている。

こうした連携の中、神奈川県は、WHO の AFC グローバルネットワークに、参加市町の活動をサポートする提携機関（アフィリエイト）として参加している。神奈川県では 33 市町村中 22 市町が WHO の AFC グローバルネットワークに参加し、高齢者保健福祉計画等に基づき、WHO が提唱する 8 つの領域を参考に行動計画を策定している。県はアフィリエイトとして参加自治体間の情報共有や、高齢者に優しい地域づくりを支援する役割を担う。各自治体と WHO との連絡調整に係る言語面での支援に加え、WHO のホームページや WHO と連携したセミナー等での自治体の取組紹介や海外への情報発信支援、海外からの視察や研修の受入れサポート等を行っている。このほか、自治体が保有する高齢者の医療や介護関係のデータ分析を通じた健康課題の明確化や対策の検討のサポート等をしてきた。

実践的事例としては、神奈川県小田原市を拠点に、シニア世代の居場所や活動の場を提供している民間団体「シニアネットワークおだわら&あしがら」（社会参加）の取組や、高齢者の買物困難の課題解決に向けて、行政・町民・民間事業者が連携し、町民同士の交流の場にもなっている移動スーパー「くるまつくん」（交通機関）の取組等があり、こうした県内参加自治体の行動計画や具体的な取組事例は、県のホームページに掲載されている[38]。

② 神奈川県鎌倉市における産官学民連携による実践

鎌倉市では産官学民（企業、市役所、東京大学、住民）が共創する『長寿社会のまちづくり：鎌倉リビングラボ』が進む[39]。まず地域住民の視点から課題や実現したい夢を抽出し、産官学民メンバーで解決策のアイデア出し、プロトタイプの試行、住民が実生活の場で使ってみるテストと評価を重ねて改善し、完成品を市場へ送り出す。具体的には、でこぼこ坂道や段差があっても走るモビリティ（交通）、在宅ワークを可能にする取組（住宅、市民参加と仕事）、荒れた公園を多機能なコミュニティ拠点に変えるモバイルパーク（屋外空間）、独居高齢者が望んだ相棒としてのソーシャルロボットや自分を見守るウェアラブルセンサー（コミュニティ支援）等に取り組んできた。その過程で主体性を身に付けた住民が自らシャッターの下りた商店街にクラウドファンディングで魚屋や八百屋を開店、移動販売も（市民参加、仕事、コミュニティ支援）、空き家を活用した小規模多機能サービス（住宅、コミュニティ支援）、働く認知症デイサービス（社会的包摂性、仕事）、住民による自然保護活動やコミュニティの畑で収穫した大豆での味噌づくり（社会参加）等を行ってきた。

③ 広島県呉市島しょ部における民間主導型持続可能なまちづくりの実践

WHO のグローバルネットワークには参加していないが、他の地域におけるまちづくりも参考になる。広島県呉市では、一般社団法人が中心となってプロジェクトを立ち上げ、自治体や大学と連携するモデルを展開している[40]。呉市島しょ部・大崎下島（人口約 5,000 人、高齢化率 67%）では、特に展開地区において人口約 300

人、高齢化率 70%超という深刻な過疎・高齢化の状況に直面している。

多くの高齢者が農業を通じて「生涯現役」を実践している地域において、この法人は、「自分の力で、自分の家で生き抜く」「健康寿命を延伸し介護のない生活をつくる」「家族が責任を持つ介護から、コミュニティで支えるケアへ」の理念の下、地域の活性化を目指す。具体的には、「介護＋農業＋学び」を柱とし、テクノロジーを活用した持続可能な事業展開を行い、若い世代の参画を促進することで、多様な年代層の共生を図っている。

地域の人口減少・高齢化という不可逆的な課題に対しては、「多拠点生活」という新たなライフスタイルを提案し、都市部と現地を行き来しながら生活する人々のための拠点づくりを進める。これにより、移住によらず地域との関わりを持つことが可能となり、人口の概念も「年間居住期間に応じた人口計算（例：東京都民として 0.5 人、呉市民として 0.5 人）」という柔軟な考え方を提案している。将来的には、島内に分散している人口を徐々に集約し、「コンパクトシティ」構想を推進する予定である。「ここにいた方が安全だ」と思える地域づくりを目指し、安心して暮らせる未来のまちづくりを目指す。

これらの取組は、民間の活力を最大限に活かしながら、自治体（官）と大学（学）が共同する仕組みである。自治体が民間を支援する体制を整えることで、持続可能な地域包括ケアの実現に向けた新たなモデルとして注目される。

この地域の課題解決に向けた取組を AFC の 8 つの主要領域に整理してみると、以下ようになる。

AFC の 8 つの主要領域に重なる事業展開

- ア コミュニティ支援と医療サービス：**訪問看護ステーション（会社）を設立したことで看護師がこの地域に移住。高齢者たちの地域相互扶助環境を専門的立場から支援。また、地域住民の集まれる場所「食堂」を設置し、孤食を減らし、買物に困らないように食からサポートすることで高齢者のウェルビーイングを支援
- イ 屋外空間と建物：**遊び＝学びの場として、オープンスペース学舎を開設。子どもから高齢者までいつでも利用できるオープンスペースとして、放課後子ども教室、コミュニティランチや健康教室、音楽会などを開催し高齢者が培ってきた様々なノウハウを若い世代に伝える、生き甲斐コミュニケーションの場を創出
- ウ 交通：**瀬戸内海、島という地域特色をより身近に取り戻すべく、高齢者にも優しく、行動範囲を拡げる海上モビリティ（船）の機能の更新を行っている。船を走らすためのガソリンから自然エネルギーへの変換、自動操縦テクノロジーなどの研究
- エ 住宅：**地域に残る空き家を改修し、多拠点生活者の宿泊施設を開設。また独居高齢者が看護師や若者等と居住する住居を計画中

- オ **社会参加**：やりたいことの事業化・起業を支援。現在、訪問看護事業所、ソフトウェア開発会社、ケーキ屋等を起業
- カ **市民参加と仕事**：耕作放棄農地の増加に対して、都市からのボランティアを誘導し、柑橘畑の再生や収穫等の手伝い等を実施。将来的に柑橘農家となる人材の育成や農業ファームの起業などを地域の柑橘栽培技術を持つ高齢者の助けを借り推進。雇用促進に加えて複業など多様な働き方も提案
- キ **コミュニケーションと情報**：食堂や学びの場において、多世代が交流し従来の地域の限られた仲間だけでない新たなコミュニケーションを創出。また高齢者のインターネット環境を若者が支援
- ク **尊敬と社会的包摂**：ダイバーシティ（多様性）を目指し外国人も含め多様な人々が楽しく安心して過ごせる地域の共有基盤を形成。市場価値や効率だけではない、尊敬と信頼に基づく地域循環型社会を志向し、様々な試みを実践

④ 奈良県天川村における中山間地域・過疎地の医療・福祉連携の革新的実践

奈良県天川村は、人口約1,200人、高齢化率約51%という中山間地域の過疎地である。地理的な制約や人材不足により、必要な医療・介護サービスが十分に行き届かない状況が続いていた。こうした課題に対し、天川村では「地域おこし協力隊」として、介護福祉士の資格と経験を有した臨床経験が豊富な看護師を採用する先進的な取組を行った。この看護師は、「地域おこし協力隊」の任期終了後に独立し、一般社団法人を設立している。従来の「看護師は特定の医療機関に専従で雇用される」という働き方から脱却し、「越境型看護師」として、住民や医療・介護サービスのニーズに応じて、複数のサービス機関と連携しながら分散型でサービスを提供する新しい働き方を実践している（図2）。

さらに、看護師自身が「中間支援者（コーディネーター）」として、医療・介護専門職・複数の事業所をつなぎ、地域住民の希望に沿ったサービスの再構築を行う。多職種によるケアの再構築を通じて、利用者の希望に沿った柔軟な支援体制を構築することは、利用者の自立の促進にもつながる。この看護師は、医療・福祉分野に加え、地場産業である観光業や林業の振興にも積極的に関与する。「林業×医療・福祉」の国際・国内ワークショップの企画や、大学生インターンシップの受入れなどを通じて、多世代・多分野交流を促進している。また、「観光×福祉・看護」の越境実践として、看護職が観光現場に入り、地域課題（人材不足、空き家、つながりの希薄化）の解決にも取り組む。これらの活動を通じて、暮らし・観光・福祉をつなぐ“共創の場”の創出と、地域に根ざす持続可能な支援体制の構築を目指す。



看護師が各医療機関・施設に専従するのではなく、独立した看護師が必要に応じて動く

図2 人口減少地域に対応したヘルスケアケア人材の働き方

5 住民主体による幸福長寿に向けた新たなまちづくり

(1) 幸福長寿社会の実現に向けた対策と課題

ここまで健康長寿社会の実現に向けた AFC の産官学民の取組を紹介してきたが、今まで以上に住民の幸福や生きがいを重視した形に成長させていく必要がある。すなわち、国民が健康で生きがいを感じ、幸福な長寿を享受できる新たなまちづくりの実現が急務となっている。これまでの活動は、行政が保健施策やサービスを考案し、住民に対して一方向で提供する「高齢者がサービスの受給者」という建付けが圧倒的に多かった。しかし、今後は高齢者自身が地域社会活動や経済活動を生み出し、自らが担い手となって主体的に地域運営ができるようなコミュニティの実現が求められる。そのためには、行政側及び住民側双方の意識の改革が重要となる。

高齢者の社会参加を阻害する一つの要因として、身体の脆弱性や機能低下を示す「フレイル」の概念がある。フレイルには多面性があり、これらが様々な負の連鎖を起こし、自立度の低下を加速していく。その負の連鎖を早期の段階で断ち切るために、医療専門職者のアプローチだけではなく、住民自身がフレイル予防の重要性に気づき合い、新たな自助・互助の活動として地域づくりに貢献できるような地域基盤が求められる。

(2) フレイル概念とサルコペニア対策も含めた予防の重要点

フレイルは加齢に伴う機能低下を基盤とし、多様に出現する機能障害に対する脆弱性が増加した状態である一方、適切な介入によってその予防や自立への回復が可能な状態である[41]。また、フレイルは身体機能の衰えだけでなく、うつ傾向等の精神心理的要因や、孤立、孤食、独居、地域とのつながりの低下等の社会的な要因等、多面的な要因を含んでいるため、包括的なアプローチが重要である[42]。フレイル状態の根底をなすサルコペニア（筋肉減弱）という大きな問題もあり、自立度の低下も含め様々な負の現象を引き起こす。これをいかに住民相互に意識してもらい、自分事化するよう促すことができるのかが重要である。

フレイル予防の3つの柱は、「①栄養（食事・口腔機能）」「②身体活動（運動、非運動性活動である生活活動）」「③社会参加（就労、社会貢献、余暇活動、ボランティア等）も含めた人とのつながり」に集約でき、それらを三位一体として包括的に底上げし、より早い時期からのサルコペニア予防・フレイル予防につなげることが強く求められる[43, 44]。

(3) 住民主体フレイル予防活動を軸とした地域づくり：展開の実際

住民の積極的参加を促す一例として、地域住民主体のフレイル予防活動を通じた、新たな自助・互助の地域基盤構築の取組を示す。主に高齢の地域住民が養成研修を受けてフレイルサポーターとなり、栄養（食事・口腔機能）、身体活動・身体機能、さらには社会参加を含む社会的側面など、多面的な視点からフレイルのさまざまな兆候

を住民同士で確認する「フレイルチェック」プログラムである[45]。この活動は、専門職が前面に立つのではなく、高齢の住民サポーターが同世代の視点から参加住民とともに測定や対話を行い、互いに気づき合い、高め合うことを特徴とする。さらに、住民フレイルサポーターを支援するフレイルトレーナー（地域の



図3 自治体と地域住民との連携体制の構築

現役専門職）と、介護予防事業等を担当する行政職員が加わり、住民・専門職・行政の三者の協働により、住民主体のフレイル予防活動が展開されている。（図3）。活動の場は、介護予防センターのような固定的な施設に限定されるものではなく、地域の通いの場や公民館等を活用するとともに、空き家活用の機会も作る。また、全国のフレイルサポーター、フレイルトレーナー、行政担当者が共通のユニフォーム（黄緑色のシャツ）を着用することにより、活動理念や目標の共有を図る。さらに、オンライン機能を活用して各地域の取組状況や成果、課題等に関する情報共有を継続的に行うことで、地域間の相互学習と連携を促進し、フレイル予防活動の質の向上と全国的な展開を支えている。

この住民主体フレイル予防活動は、全国フレイルサポーター連絡会連合会を核として活動基盤が構築されている[45]。現在、住民フレイルサポーターの活動には、疾病や障害を有する高齢住民も参画しており、健康状態にかかわらず住民支援の担い手として活躍している。この活動は、健常な高齢者のみならず要介護リスクを有する高齢住民の参加も促しており、フレイルトレーナーや行政専門職との連携のもと、介護予防と社会参加を一体的に推進する持続可能な仕組みとして機能している。

フレイルサポーター活動は、単なる質問票調査や身体機能測定によるフレイル状態の把握にとどまらず、住民とともにフレイルの概念や予防の重要性を学びながら、相互交流を通じて主体的な健康づくりの機会を提供している。こうした活動は、地域貢献を通じた生きがいや住民間の連帯感を高めるとともに、住民同士が支え合いながら健康行動を促進するポピュレーションアプローチとして機能している[45]。さらに、モデル自治体における検証では、本活動への参加者は非参加者と比較して介護給付費の抑制効果が示されており、住民主体の活動の有効性が明らかになりつつある。

このフレイル予防活動を通して、「健康長寿から幸福長寿への転換」を支える地域づくりを目指す。本見解でいう「幸福長寿」とは、健康寿命の延伸にとどまらない、高齢者が主体性・生きがい・社会的つながり・地域参加を維持しながら、自ら望む生活を継続できる状態を意味する。高齢者が輝く場を創出することは、未来への希望を生み出し、地域コミュニティ全体が一体となって困難に立ち向かう力強い基盤を築くものである。そして、高齢者も「地域社会の支え手」となれる新しい社会システムを追い求める必要がある[46]。

6 住環境・交通・市民参加と就労・雇用の場の整備による高齢者の健康・生活支援
要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、住まいの環境（住環境）が良好であることが求められている。WHO の AFC の重要な領域にもなっている。

(1) 高齢者の住宅内環境整備

住環境と高齢者の健康問題は関連が深い。WHO は、住環境と健康に関する世界各国のエビデンスにより、「住まいと健康に関するガイドライン (WHO Housing and Health Guidelines)」を 2018 年 11 月に公表した。住まいの冬季最低室温を 18℃以上とすること、住まいの新築時・改修時の断熱工事、夏季室内熱中症対策、室内空気質対策等を各国に勧告した[23]。このガイドラインは持続可能な開発目標 (SDGs) のゴール 3 (健康・福祉) とゴール 11 (まちづくり) の達成に寄与するものと位置付けられる。

我が国では、『健康日本 21 (第三次) (2023 年 5 月告示)』[47]において「建築・住宅等の分野における取組と積極的に連携することが必要」が追記され、厚生労働省の『健康づくりサポートネット』[48]にも 2024 年 1 月から「室温と高血圧、睡眠の関係」の項に、居間、寝室、脱衣所、トイレ等の室温チェックシートが紹介されるようになった。さらには、新たな『住生活基本計画 (全国計画) (2024 年 3 月閣議決定)』には、人生 100 年時代の持続可能な住生活を支える基盤を再構築する政策の方向性が示された[49]。それらに参照される研究が、国土交通省が厚生労働省と連携して 2014 年度から実施している「住宅の断熱化と居住者の健康への影響に関する全国調査」[6]である。全国 2 千世帯・4 千人規模の住環境と家庭血圧、身体活動量、血中脂質、心電図等の測定調査が行われ、これらのエビデンスに基づいて、既存住宅の断熱改修が推進され、国・自治体からの補助金制度が整備された。

しかしながら、老朽化した持ち家あるいは借家の住宅内環境は十分ではなく、そこに住む経済的にゆとりのない高齢者世帯への健康対策が課題となっている。冬季の過度な寒冷や夏季の高温、さらにカビ・ダニの発生など不衛生な居住環境を改善するため、既存住宅の断熱改修等を一層推進する必要がある。

(2) 歩行環境・交通の整備

温暖な気候を有する日本では、歩きやすい道路や公園、公共交通機関など、建築・都市環境を充実させることで、人々の身体活動量をさらに高める可能性がある[50]。近年では、地形や属性ごとに健康性と環境についてのより詳細な対応関係の研究が進められている。丘陵地域ではフレイル予防の可能性が高いこと[51]、歩行者の安全性の高い環境においては中高年者の歩数が多いこと[52]、遊歩道の整備等が高齢期の女性の歩数を増加させること[53]などが報告されている。しかし、ここ 10 年では高齢者の運動習慣の変化はそれほどないにもかかわらず、日本全体での歩数の平均値は有意に低下していることや、高齢者、特に高齢女性の歩数平均値は少ないなどから[4]、利用者の行動の特徴と地域の構造を合わせて検討を行い、交通安全性の高い日常生活

環境の整備が必要となる。また、いわゆるウォークブル・シティ（歩いて移動しやすいまちづくり）の取組は都市地域で見られ、街路の整備に注目が集まりがちだが、歩く行動は友人やコミュニティとのふれあいやまちづくり参画の活性に密接にかかわっている可能性も高く[54]、AFCが都市の経済成長のための戦略であるという視点も重要であろう。

移動手段の確保は、高齢者の社会参加、生活機能の維持を支える基盤として重要である。2020年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、自治体には地域の実情に応じて、多様な輸送資源を総動員する取組等を推進し、持続可能な地域旅客運送サービスを提供する体制の構築が求められる。「共創・Maas² 実証プロジェクト」[55]に示されているように、医療、介護、福祉、商業、農業と連携し、AIや自動運転等のデジタルトランスフォーメーション(DX)³を含んだ、高齢期の移動手段の社会実装が進んでいる。

(3) 高齢者のつながり・就労・活動の場

ソーシャルキャピタル⁴(地域のつながり)が健康維持に果たす重要性が認識され、住環境や活動の場との対応についても、高齢者の生活の活動範囲の維持拡大[56]、多世代交流が促進される環境づくり[57]なども提案されている。また、ソーシャルキャピタルの増進が介護リスクを減らすといった知見もあることから[58]、積極的に整備を進める必要がある。高齢期の就労活動についても、健康や生きがいの面から高齢者の暮らし方の重要な要素となることから、自治体等でも機会拡大の取組が進められ[59]、今後も増加することが予想される。しかしながら、高齢期の住環境や就労の場と心身状況との相関については、実態調査や検証は不足しており、今後、更なる研究や検討が必要である。

(4) 高齢者施設の利用者の特徴と地域・環境での対応

要介護者数の増加に伴い、高齢者施設・障害者施設等の生活系施設において、利用者の重度化への対応が重要な課題として顕在化している。サービス付き高齢者住宅は比較的健康的な高齢者が入居する想定の入居形態だったが、実態調査によると、入居者の重度化後の転居先となる高齢者施設が不足している。入居者の重度化後、重度認知症対応や、看取り対応ができる場所・設備がサービス付き高齢者向け住宅に備わっている場合には転居せず住み続けられることなどが報告されており[60-62]、今後の高齢化の進展を踏まえて、ケア体制や受入れ施設の検討が必要であろう。

認知症高齢者が暮らしやすいデザインとして、ヨーロッパでは認知症ビレッジの建設等の取組がある[63]。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づい

² Mobility as a Service。複数の交通手段をデジタルでつなぎ、移動の検索・予約・決済を一体化する仕組み。

³ デジタル技術を活用した社会・組織・業務・サービスの変革。

⁴ 地域住民同士のつながりや信頼関係、助け合いの仕組みを通じて、人々の健康や生活の質、地域の持続可能性を支える社会的基盤。

て、我が国の地域に合った環境整備を進める上での研究・調査を推進させる必要がある。特に、地域包括支援センターを中心とする地域でのケアを念頭とした仕組みづくりの中で、重度者に対して、建築・都市環境をどのように対応させるかは課題となる。

また、都市市街地の新しい土地利用が高齢者施設の活動とともに試みられ、一定の成果を見せている。特に大都市圏では都市農地、ときには公式には農地とされない空地の農業利用等が既に広まり始めている[64]。地価高騰の趨勢の中ではこうした都市農地の拡がりを促進することは難しく、土地利用を不動産動向に任せずに、従来の都市農地・公園緑地政策を超えた、都市のみどりの拡張を重視する施策が必要である。

7 関連データの活用によるデジタルトランスフォーメーション（DX）と政策立案

(1) エビデンスに基づいた高齢者の健康・生活に関する政策立案

AFC では、データを用いて評価、政策立案を行い、実行することの重要性が指摘されている。国は 2015 年、「日本再興戦略」の一環として、健康寿命の延伸と医療費適正化を目指す取組である「データヘルス計画」を医療保険者に義務化した[65]。データヘルス計画とは、医療保険者がレセプト（診療報酬明細書）や健診データ等の情報を分析し、加入者の健康保持・増進を目的とした保健事業を効果的・効率的に実施するための計画と実施である。国は更にこれを推し進め、健康・医療・介護のビッグデータ分析・活用に向けプラットフォームを構築した上で、保険者がガバナンスの利いた主体的な保険運営が図れるよう機能を強化し、実効的なデータヘルスの推進を図ることで、国民が予防・健康管理・重症化予防に向けた効果的なサポートを受けられる環境を整備する「データヘルス改革」を推進している[66]。推進する医療デジタルトランスフォーメーション（医療 DX）では、マイナンバーカードの利用を前提として、2030 年に向けて「全国医療情報プラットフォーム」の仕組みの一つである電子カルテ情報共有サービスを用いた情報共有化が進められる。このプラットフォームは医療機関で利用する医療情報基盤に加え介護情報基盤及び行政・自治体情報基盤からなり、これらの情報を用いることによって社会保障の改革に関わる構想も議論されている。

① 自治体/医療保険者の有するデータを用いた政策立案

自治体／医療保険者レベルにおける、医療 DX の推進による社会保障改革の具体的な政策推進の方向を検討する。その際、近年のレセプト解析の傾向を読み解くことを通じて、実効的な方策を探る。

レセプト解析においては、医療 DX の推進に合わせ、各都道府県の国保連合会や後期高齢者広域連合への研究申請によって、個人情報匿名化等により大容量のデータ群が利用できる環境が整備されつつある。多くは診療報酬点数の地域集計や特定疾患に関する集計により、将来的な社会保障費の削減に向けた政策立案に資する解析が行われている[67]。これらの解析は、政策立案に向けた大きな舵取りにはなるが、地域の具体的な課題解決に向けた指針に乏しいことも指摘されている。

一方で、自治体/医療保険者等が、大学や企業と連携し、保健医療の専門家だけではなく、融合領域の分析結果を概観することで、データに基づいたヘルスケア等の政策立案が可能となる。都市解析（空間情報科学）分野は、地理情報や人の動き方のデータといった大容量のデータ群を一律に分析し、行動科学の数理モデルや経済モデルとの適合度や現象の解析を行う分野である。人文地理、都市経済学、オペレーションズ・リサーチ等の融合領域に位置する。これらの分野でのレセプト解析は、人口、世帯数、就業者数等、自治体が保有する計測データの可視化や、地図情報から得られる公的サービス機関や医療・介護事業所、スーパー等へのアクセス（アクセシビリティ）に併せて、医療・介護レセプト情報から得られる各医療・介

護サービスの利用状況を突合することにより、都市の様相を可視化している。これらの可視化データ群から、サービスの過不足、介護等に関わる人的資源の将来予測等を評価可能としている。これらを地域/生活圏域ごとに分析することで、過疎・人口減少の中でも、都市部/地方部の維持/増強/撤退といった医療・介護サービスの具体的な誘導方策を導くことを目指している。都市/地方/市街地辺縁/過疎地等では、民間誘導のサービス展開、公的なサービス展開が異なる。単純な診療報酬点数の多寡で判断するのではなく、人々が暮らす地理的な情報を組み入れることで、地域性を有する課題解決に向けた政策立案を目指すことが可能となる。

② 地域情報の可視化と診療情報明細書の解析

具体的な分析例として、まず、医科レセプトデータを用いた、かかりつけ医の立地と機能的特徴に関する研究[68]を用いて説明を行う。栃木県の後期高齢医科レセプトの2017年1月分、再診料・外来診療料が算定されたレセプトを対象とし、診療所を利用した2,419,850件を分析対象データとした分析結果である。図4には、かかりつけ医機能認定施設から80%利用距離帯(患者カバー圏域)と高齢者人口分布、無認定施設(948施設)のうち認定施設の患者カバー圏域外に位置する59施設(抽出した無認定施設)を示す。またかかりつけ医機能認定施設(93施設)/患者カバー圏域外の無認定施設(59施設)/無認定施設(899施設)の特徴を、「標榜診療科」「ICD-10(国際疾病分類 第10版)」の観点から分析した結果を図5に示す。抽出した無認定施設は認定施設と同様にICD-10種類数が多い施設を含み、かかりつけ医がカバーできていない地域の日常的な医療を支えている施設と考えられる。

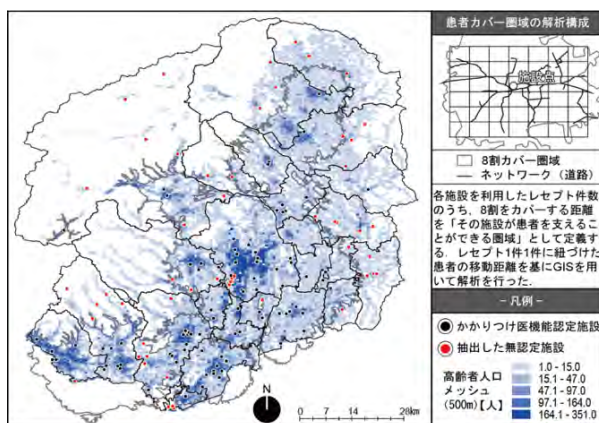


図4 かかりつけ医機能認定施設の患者カバー圏域

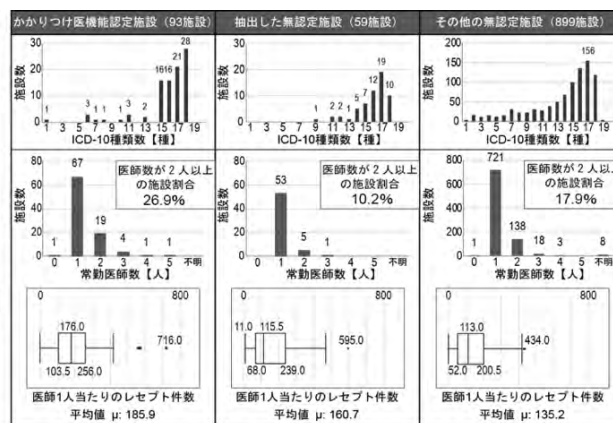


図5 ICD-10の種類別、常勤医師数、レセプト件数

(図出典：佐藤栄治ら. 日本建築学会計画系論文集. 2026:91(839):102-8 [68])

本分析から、認定施設は医師が2人以上の施設の割合が高く、医師1人当たりのレセプト件数も多いことがわかる。一方、“抽出した無認定施設”は医師が2人以上の施設の割合が最も低く、医師1人当たりのレセプト件数の平均値はその他の無認定施設よりも多く、認定施設よりも少ない。これより“抽出した無認定

施設”には、医師が1人で一定数の患者を支えている施設が含まれると推察される。かかりつけ医機能の定義には「診療時間外（休日や夜間）にも患者対応ができる体制を構築すること」と記載され、かかりつけ医機能を評価する診療報酬である「地域包括診療加算」の「24時間対応の薬局との連携」等の要件が、医療資源に乏しい地域に位置する施設での認定取得を困難にしていると推察される。これら、かかりつけ医の認定に困難をきたしている地域では、国保診療所等の補助事業での医療機能誘致が望ましい。また本分析結果の提示は、医療過疎の課題に対し、どのような地域単位で医療資源を誘導していくかの基礎資料となる。

このようなレセプトと空間情報の分析結果の連携は、具体的な政策として、都道府県による国保診療所の誘致や診療日の確保に伴う補助制度、また医師の高齢化に伴う代替医師の派遣、研修を受けた看護師（特定行為研修修了者や高度実践看護師（診療看護師や専門看護師））等の配置による医師との共同実践、病床の（看護）小規模多機能介護施設への転換又は新規併設による医療・看護・介護の一体的・効率的な提供、また新たな医療資源提供手法としての車両を用いた移動診療所の導入等、エビデンスを持った政策展開に寄与する。

上記に加え、経年的レセプト分析で、被保険者の受診行動から繰り返す入退院や重複・頻回受診、高額な医療・介護費を使用するなどのハイリスク者の特定、その背景要因の解明が可能となる。

また、レセプトや健診データを人工知能（AI）に学習させることで、こういったハイリスク者を予測的に特定し、かかりつけ医等と連携し、疾病管理やケアマネジメント等の対策を打つことが可能となる[69]。さらには、ハイリスク者をその住所（郵便番号）を用いて地図上にマッピングすることで、特定の地域への集積が確認され、地域ごとの医療機関等の施設の配置や環境と関連を解析することが可能となる（図6）。こういった解析結果を基に、自治体/医療保険者は地区別にリスク要因を特定して改善に向けた対策に取り組むことが可能となる。

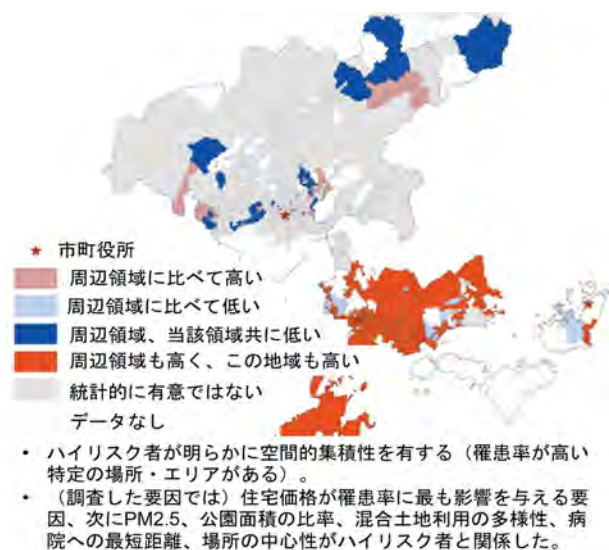


図6 郵便番号によるハイリスク者のマッピング（AI予測結果）（出典：Li, et al. Int J Environ Health Res. 2023;33(12) [69]の図3の一部を抜粋）

③ 行動情報の広域可視化とコミュニティ形成を含む移動販売政策

移動行動の可視化は、COVID-19 蔓延期以降、モバイル空間統計等の携帯端末の移動データに代表される人流データの活用のもとに種々の活用実績がある。活用

例として、過疎地の移動販売事業データ群の可視化によるコミュニティ政策の有効性を検証した事例を参照する[70]。

買物弱者に対して、各種移動販売、EC (Electronic Commerce) サイト (通販等のweb上の買物サイト) の利用支援等の政策支援が進んでいるが、どのような効果が具体的に表出するかや、政策としての評価はその具体性に欠ける。そこで、栃木県北東部の中山間地域 (大田原市、那珂川町) で展開している移動販売の移動データ、従業員との関わり (販売員の1名は看護師資格有)、POSデータ、既存買物施設との関連、波及効果等を計測した事例を概観する (図7)。

結果として、単純な行動記録の分析から、近隣に買物施設が存在する地域においても移動販売の利用ニーズが存在していること、また、運営者の行動範囲からは、単一自治体に依存しない広域的な補助政策の必要性等が可視化された。さらに、滞在時間の分析からは、従業員が購入品を自宅まで運ぶ過程において、生活状況の観察、食品の備蓄状況や服薬状況の確認、コミュニケーションの機会の創出など、孤立予防にも資する「ついで行動」が行われていることが確認された。

本事業は利用者視点のサービス提供を担っており、事業の有効性が多角的なデータ分析から確認されている。これらの計測結果を用い、買物支援から孤立予防、都市交通政策としての具体的評価や、今後の継続的な補助制度の在り方について、適切な政策展開が可能となる。

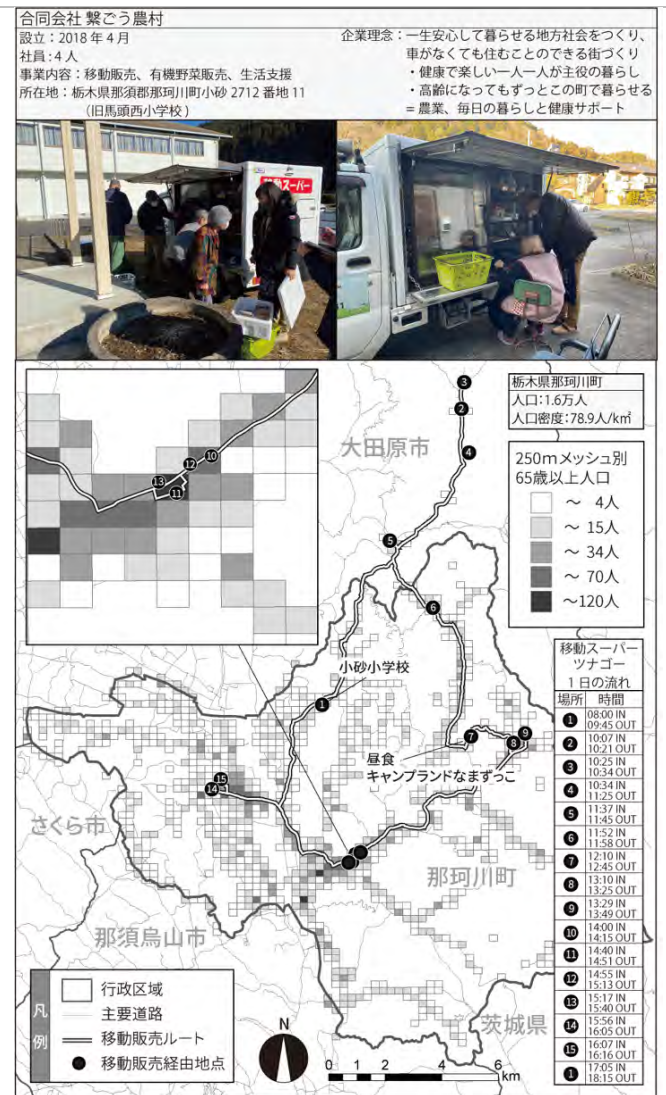


図7 移動販売+看護師が行う地域支援の1日の記録 (図出典: 佐藤栄治, 竹澤くるみ. 日本建築学会, 地域施設計画研究 2022 [70])

- (2) 地域の高齢者 (ハイリスク者) を見守る仕組みの構築・ケアイノベーション
- ① 大学との連携強化によるプロアクティブな仕組みの構築: データサイエンスに

立脚した「根拠に基づいた政策」への変革

ヘルスケア産業における開発プロセス革新に向け九州大学が展開する「LIFE Study」は、自治体が保有する保健・医療・介護・行政等の健康関連データを住民単位で統合したデータベースを構築し、今後20年間にわたり追跡評価するもので、成長発達段階ごとのリスクや、人生の各時期を通じて生じるリスクを特定することを可能にしている。さらに、当該データベースを学術機関が利用できるプラットフォームを整備している[71]。

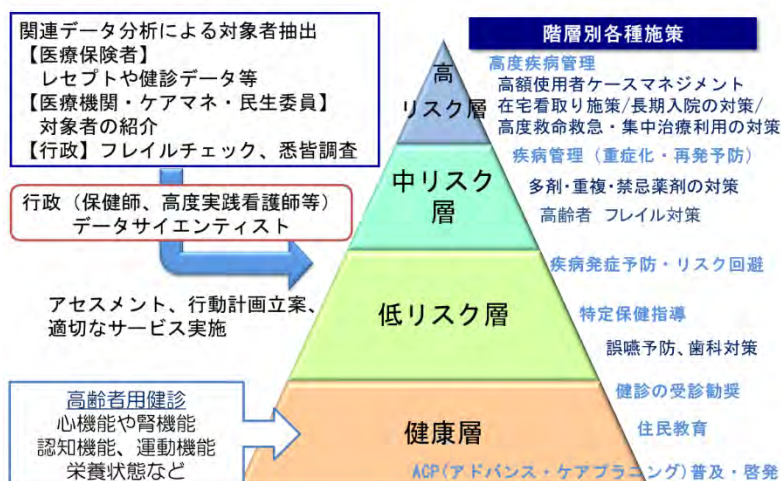


図8 集団の健康リスク階層化と、リスクに応じたサービスの適正配分戦略（図出典：森山美知子. 看護研究 2022 [76]を当分科会改変）

また、広島県呉市では、自治体が有する複数の医療・介護関連データを突合・連結して分析することで、住民を健康リスク別に階層化し、図8に示すような健康リスク特性に応じたプロアクティブな仕組み（先取りして予防するサービス提供の仕組み）を、大学が自治体や地域の民間事業者と連携して提供するモデルを構築、実施した[72-78]。

② 住民の不安や健康ニーズに対応するための看護職者の自治体への配置・連携

先の「移動販売政策」にも活用された、看護師が地域住民の複数のニーズに対応するモデルについては、過疎・高齢化が極度に進む奈良県天川村の実践がある（4章の事例）。地域おこし協力隊として採用された看護師は村の観光産業開発にも従事しながら、医療・介護レセプト情報の分析から住民のサービス利用需要と医療・介護従事者の供給の最適化を狙い、複数の医療・介護機関の勤務を柔軟に行う体制を組んでいる。このように、自治体が配置や調整に関与する、看護師による継続的な見守りと医療・介護上の緊急対応体制は、独居高齢者の多い過疎地域における在宅生活を支える重要な基盤となっている。

③ 地域住民の安全・安心を支えるウェアラブル端末データ活用の仕組み構築

独居高齢者や高齢者のみの世帯では、健康状態の急変や認知症・要介護状態への移行に対する不安が日増しに高まっており、これは本人だけでなく離れて暮らす家族にとっても大きな懸念である。病院入院時のように「常に誰かが見守ってくれる」体制を地域でどのように実現するかは、超高齢社会が直面する我が国の最重要課題の一つである[79]。

この課題に対応するため、全国 11 の自治体が大学や研究機関と連携し、希望する住民に対して睡眠センサー等のウェアラブル端末を貸与し、取得されたデータを地域の看護職が活用する取組を進めている[80, 81]。また単なる見守りだけでなく、睡眠状態の「見える化」によって住民自身の健康意識が高まり、生活習慣改善が促されることも確認できている。健康増進の側面も持ち合わせているウェアラブル端末の活用は有用であり、重要な視点である。

実証の成果として、睡眠の乱れが体調不良の前兆を示す事例をいち早く察知し、看護職による迅速な介入につなげられることが確認された。また、脳卒中や高次脳機能障害の予兆を把握できた例もあり、予防的支援の可能性が示された。さらに、看護職が住民とデータを基に振り返りを行うことで、睡眠薬の使用量の減少、昼夜のリズムの是正（図 9）、血圧管理の改善等具体的な生活習慣の改善が得られた。こうした取組は、単なるモニタリングにとどまらず、地域全体の健康管理体制を変革する力を持つことを明らかにした。

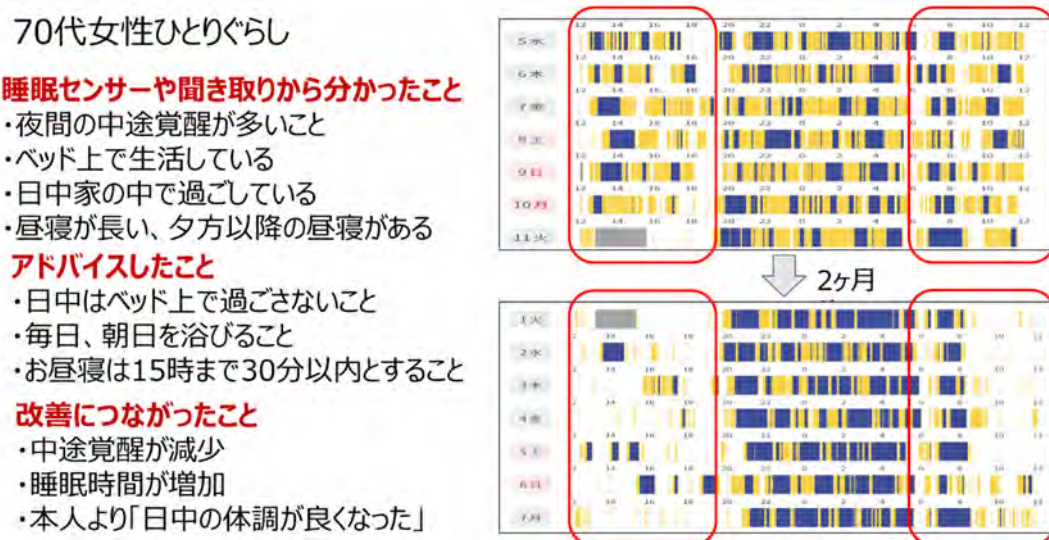


図 9 昼夜のリズムがなくなっている者に対するアドバイス前後の睡眠リズム（青が睡眠、黄色が覚醒、白は離床、赤枠は日中時間帯を示す）（当分科会作成）

今後の展開としては、対象者の特性を見極めた選定や費用対効果の向上が不可欠であり、総合事業やデイサービスといった地域資源と統合して持続可能な仕組みを設計する必要がある。そのために現在、大阪大学の研究チームは2自治体とともに、地域の保健師がウェアラブル端末データを用いて保健指導を行えるよう、訓練プログラムを整備し、現場で実装を進めている。これにより、従来の経験依存型の支援から、データに基づいた予防的介入（プロアクティブな仕組み）へと進化しつつある。

(3) 医療 DX 化における課題

DX の推進の一方で、医療 DX[82]と高齢社会対策基本法[83]が掲げる地域におけ

る有機的な連携と適正なサービスの提供とに関していくつかの課題が示されている。その一つは高齢者の情報通信技術（ICT）へのアクセスや利用能力の格差であるデジタルデバイドの課題である。デジタル機器は個々の所有者によって管理されるものではあるが、医療 DX においてはデジタル機器を活用できない高齢者が公民館や学校のような地域の施設を活用して共用の機器を用いることで、オンライン診療や保健・福祉サービスを受けられるようにすることも必要である。

今後、独居や認知機能及び身体能力が低下する高齢者が更に増加すると予測されており、デジタル化やロボット等新しい技術を開発及び活用するとともに、地域における多様なニーズに応じた「高齢者を取り残さない支援体制の構築」が必要である。とりわけ外出弱者となった高齢者に対しては、地域住民や民間・自治体による支援に加えて、ウェアラブル端末等の逐次異変を感知・情報連携する端末等での積極的なデジタル整備が求められる。これらは、WHO が提示しているデジタルインクルージョンの概念にも合致し[84]、物理的アクセスの保証、経済的アクセス、デジタルリテラシー、利用支援、利用機会に関わる補助制度等の拡充が期待される。

全国共通で医療情報を整備し医療の質の向上を目指す医療 DX のもう一つの課題は、使用する電子カルテ情報共有サービスの情報が「文書情報（3 文書）及び電子カルテ情報（6 情報）⁵」[85, 86]に限られていることである。しかし佐久総合病院グループを中心とした地域医療連携室に実装されているように[87]、電子カルテの地域共用化によって、救急・医療・介護の切れ目ないサービス提供、医療機関や自治体サービスの効率化と負担軽減等が期待される。さらに高齢者に対する医療と介護の質を上げるためには、住み慣れた地域における病院、医院、薬局及び介護施設のリアルタイムでより詳細な情報の共有が重要であり、福島県会津若松市等で社会実験が行われている都市全体のデータ連携基盤である都市基盤オペレーティングシステム等の実装[88]が必要になってくる。

高齢化率が上昇し生産人口が減少する我が国において、高齢者に対する情報駆動型社会を形成するためには、暮らしている地域におけるより詳細な情報共有の整備が必須となる。それを達成するためには、生成 AI 等を活用することによって異なる施設間、業種間の情報共有を進める基盤の整備が必要である。

これを全国共通で行うことは技術のみならず費用及び運用の面から課題がある。一方、高齢者の情報は地域において利活用されることがほとんどである[89]。したがって、高齢者に対しては全国共通の医療 DX の整備とともに、地域におけるより詳細な医療 DX の整備が必要である。同時に、新しい科学技術が社会に導入される際に生じる様々な倫理的、法的、社会的課題／合意（ELSI）の検討や、過剰な個人情報保護法の解釈等について、早期に検討が必要である。

⁵ 医療機関における情報共有を円滑に進めるための、標準化されたデータセット。3 文書は、診療情報提供書、退院時サマリー、健康診断結果報告書の 3 種類の文書を指し、6 情報とは、傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報、処方情報の 6 種類の情報を指す[85, 86]。

8 見解

超高齢社会の進行と地域コミュニティの希薄化を背景に、高齢社会政策は、高齢者を支援の対象として捉える発想から、あらゆる人々が生涯を通じて地域社会に参画し、互いに支え合う住民主体・地域参加型モデルへの転換が求められている。その基盤となるのが、人とのつながりや社会参加、自己決定を通じて実現される「幸福長寿」の考え方である。

幸福長寿社会の実現には、住環境・移動環境・地域活動の機会を、参加と包摂を支える社会的基盤として整備するとともに、医療・介護・福祉・人口動態・移動等の多様なデータを活用し、科学的根拠と住民の経験知を融合した政策形成を進めることで、地域固有の課題に応じた持続可能な社会づくりにつながる。本見解では、住民主体のまちづくり、住環境改善、医療 DX、産官学民連携の4つの視点から、「健康長寿」から「幸福長寿」への転換と包括的 AFC 実現の推進について示す。

(1) 新たな住民主体による健康長寿に向けたまちづくり

人生 100 年時代を迎え、国民が健康で長寿を享受するだけでなく、生きがいを持って暮らせる「幸福長寿社会」の実現が求められている。高齢者を支援の対象とする従来の枠組みを超え、社会の担い手として位置付ける新たな社会システムの構築が必要である。健康寿命の延伸は国家戦略の中核に位置付けられ、多世代が共生し、ウェルビーイングを高め合う社会が期待されている。その鍵を握るのがフレイル対策であり、身体的側面に加え、心理的・社会的要因が複合的に影響する点が重要である。孤立や経済的困窮等の社会的フレイルは、身体機能の低下と負の連鎖を引き起こし、自立を損なう危険がある。したがって、個人の健康行動を支援するとともに、地域コミュニティの構造そのものを再設計する必要がある。健康福祉政策とまちづくり戦略を融合させた包括的な取組が今こそ求められている。さらに、フレイルに関する科学的エビデンスの創出と、それに基づく政策立案が不可欠である。ポピュレーションアプローチから疾病悪化リスクの高い集団へのハイリスクアプローチまでを一体的に推進し、産官学民が連携して実効的な体制を構築すべきである。そして「フレイル予防は地域づくりである」との理念のもと、住民が相互に支え合い、達成感や自己効力感を感じられる社会をデザインしていくことが、次世代の幸福長寿社会の鍵となる。

(2) 住環境（住宅内外の環境）改善による高齢者の健康・生活支援

地球温暖化に対する住宅政策で断熱化が進められるなかで、特に高齢期には冬に暖かい家が良いことなど、住居環境が健康に好影響をもたらすことは徐々に認識されるようになったが、まだ十分に住環境が改善されたとはいえない。特に、既存住宅の断熱改修等、住環境改善を促す制度や技術開発を推進する必要がある。特に経済的にゆとりのない高齢者世帯に対しては、健康・福祉の向上に資する住環境改善施策を優先的に実施すべきである。

また、歩行しやすい安全な交通・歩道の環境、公共交通、近隣農地や就労の場の質

的整備等、高齢者の社会参加を促す環境の整備を、地域の特性に合わせたまちづくりとともに推進することが重要である。

(3) データ活用と医療・健康 DX

国は健康長寿社会の実現に向け、ビッグデータ活用によるエビデンスに基づく高齢者の健康・生活に関する政策立案を推進している。しかし、自治体にはデータサイエンティストが不足しており、庁内外の多様なデータを取得・連結・分析し、その結果を活用した横断的な政策形成はまだ途上にある。ヘルスケア施策とまちづくり施策を融合するためには、ビッグデータを中核とした分析体制の整備が必要であり、自治体・医療保険者等が連携し、データ分析を担う専門部署の設置と専門人材の配置が求められる。また、医療分野のDX化が進む一方で、デジタル機器を活用できない高齢者への配慮が課題であり、個人機器に依存せず地域施設を活用した「共用型デジタル支援拠点」を整備し、オンライン診療や福祉サービスへのアクセスを保障するデジタルインクルージョンの推進が必要である。さらに、独居や外出が困難な高齢者を支援するため、地域住民・自治体・民間が連携した見守り体制の構築が急務である。全国共通の医療DXに加え、病院・診療所・薬局・介護施設等がリアルタイムで詳細な情報を共有できる地域型の医療DXを実装することで、救急から在宅までの切れ目のないサービス提供を実現し、地域全体の医療・介護の質向上と負担軽減を図ることができる。

今後は、生成AI等の新技術を活用し、費用・運用両面で持続可能な地域医療情報基盤を確立することが重要である。さらに、AI・IoT・ロボット技術を活用してハイリスク高齢者を見守り、支援する仕組みを構築し、産官学民連携による研究と社会実装を推進することで、世界をリードする新たな高齢者支援モデルを創出していくことが求められる。

(4) 産官学民連携の推進

課題解決に向け、計画段階から住民参加を促すこと、そして産学民による地域事業の創出を自治体が支援することで、持続可能で多様な活動を各地域で起こしていくことが必要とされる。その際、網羅的な視点として、AFCの8つの領域を軸に、住民主体のフレイル予防とデータ駆動の政策、住環境・交通・就労の一体整備を同時並行で進めること、そして、行政の縦割りを越え、産官学民の共創と公平性指標に基づく評価を徹底し、地域社会を支える主体として高齢住民を位置づけ、「健康長寿」から「幸福長寿」への転換を支える地域づくりが求められる。

なお、本見解の推進にあたっては、自治体ごとの人口構造や財政基盤、地域資源の状況等の差異を十分に踏まえ、地域特性に応じた具体的方策を検討・提示していくことが重要である。また、AFCの理念を実効性ある形で具現化するためには、継続的なモニタリング体制の整備と、客観的かつ実践的な評価手法の構築を併せて推進していく必要があることを付言する。

<参考文献>

- [1] 国立社会保障・人口問題研究所. 日本の将来推計人口（令和5年推計）報告書（全体版）. 2023. https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp (accessed January 19, 2026)
- [2] 国立社会保障・人口問題研究所. 日本の地域別将来推計人口－令和2(2020)～32(2050)年－（令和5年推計）. 2023. <https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/6houkoku/houkoku.asp> (accessed January 19, 2026)
- [3] 内閣府. 2022年度（令和4年度）市民の社会貢献に関する実態調査報告書. 2023. https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/R4_shimin_report.pdf (accessed June 01, 2026)
- [4] 厚生労働省. 令和5年国民健康・栄養調査報告. 2025. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/eiyou/r5-houkoku_00001.html (accessed October 27, 2025)
- [5] 飯島 勝矢, 田中 友規, 吉澤 裕世. 令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進及び効果検証のための研究」 分担研究報告書 一体的実施事業の有用性の検証：自治体の一体的実施報告書ストラクチャーシート得点とフレイル、介護等との関連～JIHPOP Databaseを用いて～. 東京：厚生労働省科学研究成果データベース, 2024. Available from: https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202401014A-buntan4.pdf
- [6] 日本サステナブル建築協会. 住宅の断熱化と居住者の健康への影響に関する全国調査 第10回報告会資料（2026）. 東京都：日本サステナブル建築協会; 2026. https://www.jsbc.or.jp/document/files/260216_10th_document.pdf (accessed April 12, 2026)
- [7] Hanibuchi T, Nakaya T. Associations of neighborhood socioeconomic conditions with self-rated health, mental distress, and health behaviors: A nationwide cross-sectional study in Japan. *Prev Med Rep.* 2020;18:101075. Epub 20200304. doi: 10.1016/j.pmedr.2020.101075.
- [8] Kataoka A, Fukui K, Sato T, Kikuchi H, Inoue S, Kondo N, et al. Geographical socioeconomic inequalities in healthy life expectancy in Japan, 2010–2014: An ecological study. *Lancet Reg Health West Pac.* 2021;14:100204. Epub 20210715. doi: 10.1016/j.lanwpc.2021.100204.
- [9] Nakaya T, Honjo K, Hanibuchi T, Ikeda A, Iso H, Inoue M, et al. Associations of all-cause mortality with census-based neighbourhood deprivation and population density in Japan: a multilevel survival analysis. *PLoS One.* 2014;9(6):e97802. Epub 20140606. doi: 10.1371/journal.pone.0097802.
- [10] 中央社会保険医療協議会. 入院（その8）高齢者の救急患者等に対応する入院医

療 に つ い て . 2023.
https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001178990.pdf?utm_source=chatgpt.com (accessed January 19, 2026)

- [11] 上野 恵子, 寺本 千恵, 西岡 大輔, 近藤 尚己. 救急搬送された軽症高齢者の社会生活状況を多職種で把握・共有するためのチェックシートの開発. 日本臨床救急医学会雑誌. 2023;26(4):455-67. doi: 10.11240/jsem.26.455.
- [12] 上野 恵子. 救急搬送された高齢者の社会経済的要因を抽出する 多職種情報共有シートの開発と応用. 東京: 一般財団法人救急振興財団, 2020. Available from: <https://fasd.jp/files/libs/763/202003301420524992.pdf>
- [13] 大重 賢治, 井伊 雅子, 縄田 和満, 水嶋 春朔, 朽久保 修. 横浜市における救急医療の需要分析. 日本公衆衛生雑誌. 2003;50(9):879-89. doi: 10.11236/jph.50.9_879.
- [14] 芝 理仁. 高齢者救急搬送に関する実証研究 : 地域特性とソーシャルキャピタル要因を含めた市町村データによる分析. KGPS review : Kwansei Gakuin policy studies review: 2023. Available from: http://purl.org/coar/resource_type/c_6501
- [15] Hamada S, Takahashi H, Sakata N, Jeon B, Mori T, Iijima K, et al. Household Income Relationship With Health Services Utilization and Healthcare Expenditures in People Aged 75 Years or Older in Japan: A Population-Based Study Using Medical and Long-term Care Insurance Claims Data. J Epidemiol. 2019;29(10):377-83. doi: 10.2188/jea.JE20180055.
- [16] Murata C, Yamada T, Chen CC, Ojima T, Hirai H, Kondo K. Barriers to health care among the elderly in Japan. Int J Environ Res Public Health. 2010;7(4):1330-41. Epub 20100326. doi: 10.3390/ijerph7041330.
- [17] Takaesu A, Hanashiro K, Nakamura K. Characteristics of Older People from a Poor Residential Environment in Okinawa, Japan: An Emergency Department-Based Cross-Sectional Study. Gerontology. 2022;68(10):1111-20. Epub 20220110. doi: 10.1159/000520809.
- [18] The Office of Disease Prevention and Health Promotion, U.S. Department of Health and Human Services. Healthy People 2030: Quality of Housing. 2026. <https://odphp.health.gov/healthypeople/priority-areas/social-determinants-health/literature-summaries/quality-housing> (accessed June 01, 2026)
- [19] World Health Organization. The Global Network for Age-friendly Cities and Communities: Looking back over the last decade, looking forward to the next. Geneva, Switzerland: World Health Organization; 2018. (WHO/FWC/ALC/18.4). <https://www.who.int/publications/i/item/WHO-FWC-ALC-18.4> (accessed October 27, 2025)

- [20] World Health Organization. Age-friendly World, WHO Global Network. Geneva, Switzerland: World Health Organization; 2025. <https://extranet.who.int/agefriendlyworld/search-network/> (accessed January 19, 2026)
- [21] AARP. AARP Network of Age-Friendly States and Communities. 2026. <https://www.aarp.org/livable-communities/network-age-friendly-communities/> (accessed January 19, 2026)
- [22] AARP. Helping built environment professionals incorporate an aging and equity lens in their work. 2026. <https://www.aarpinternational.org/resources/equity-by-design> (accessed January 19, 2026)
- [23] World Health Organization. WHO Housing and health guidelines. Geneva, Switzerland: World Health Organization; 2018. <https://www.who.int/publications/i/item/9789241550376> (accessed October 27, 2025)
- [24] United Nations. United Nations Principles for Older Persons. New York, USA: General Assembly resolution 46/91; 1991.
- [25] United Nations. Political Declaration and Madrid International Plan of Action on Ageing. New York, USA: The Second World Assembly on Ageing; 2002. Available from: <https://www.un.org/esa/socdev/documents/ageing/MIPAA/political-declaration-en.pdf>
- [26] World Health Organization. Global age-friendly cities: a guide. Geneva, Switzerland: World Health Organization; 2007. <https://www.who.int/publications/i/item/9789241547307> (accessed January 19, 2026)
- [27] World Health Organization 編著, 日本生活協同組合連合会医療部会翻訳. WHO 「アクティブ・エイジング」の提唱 : 政策的枠組みと高齢者にやさしい都市ガイド. 東京都: 萌文社; 2007. 248 p.
- [28] World Health Organization. National programmes for age-friendly cities and communities: a guide. Geneva, Switzerland: World Health Organization; 2023. <https://www.who.int/publications/i/item/9789240068698> (accessed October 27, 2025)
- [29] Leeuw Ed, Simos J. Healthy cities : the theory, policy, and practice of value-based urban planning. New York, NY: Springer; 2017. 515 p.
- [30] Kano M, Rosenberg PE, Dalton SD. A Global Pilot Study of Age-Friendly City Indicators. Soc Indic Res. 2018;138(3):1205-27. doi: 10.1007/s11205-017-1680-7.

- [31] World Health Organization. Measuring the age-friendliness of cities: A guide to using core indicators. Geneva, Switzerland: World Health Organization; 2015. Available from: <https://www.who.int/publications/i/item/9789241509695>
- [32] World Health Organization - Regional Office for Europe. Age-friendly environments in Europe: indicators, monitoring and assessments. Copenhagen, Denmark: WHO Regional Office for Europe; 2018. Available from: <https://www.who.int/publications/i/item/WHO-EURO-2020-1088-40834-55192>
- [33] 狩野 恵美. エイジフレンドリーシティと都市評価について. 都市計画 = City planning review. 2015;64(4):52-7.
- [34] World Health Organization. Age-friendly World, WHO Global Network, Cities of Japan. Geneva, Switzerland: World Health Organization; 2025. https://extranet.who.int/agefriendlyworld/search-network/?_sft_countries=japan (accessed October 27, 2025)
- [35] Noguchi T, Fujihara S, Ide K, Jeong S, Saito T, Kondo K, et al. Association of Age-Friendly Communities With Health and Well-Being Among Older Adults: An Ecological and Multilevel Analysis From the Japan Gerontological Evaluation Study. J Appl Gerontol. 2025. doi: 10.1177/07334648251352306.
- [36] Aung MN, Koyanagi Y, Ueno S, Tiraphat S, Yuasa M. Age-Friendly Environment and Community-Based Social Innovation in Japan: A Mixed-Method Study. Gerontologist. 2022;62(1):89-99. doi: 10.1093/geront/gnab121.
- [37] いのち・未来戦略本部室 神. ME-BYO STYLE (未病スタイル) . 神奈川県政策局 いのち・未来戦略本部室; 2025. https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/me-byo_style/index.html (accessed October 31, 2025)
- [38] 神奈川県政策局 いのち・未来戦略本部室. エイジフレンドリーシティ参加市町等の取組紹介. 神奈川県政策局 いのち・未来戦略本部室; 2025. https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/age-friendlyactivities_kanagawa.html (accessed October 31, 2025)
- [39] 未来社会共創センター. 鎌倉リビングラボ. 2026. <https://www.kamakurall.cc-aa.or.jp/> (accessed June 01, 2026)
- [40] まめなコモンズ. まめなコモンズ. 2025. <https://mamena-commons.com/> (accessed October 31, 2025)
- [41] 日本老年医学会, editor. フレイルに関する日本老年医学会からのステートメント: 日本老年医学会; 2014.
- [42] 藺牟田 洋美. 総論 フレイルの全体像を学ぶ 6. 社会的フレイル: 概念とアプローチ. 2021. <https://www.tyojyu.or.jp/kankoubutsu/gyoseki/frailty-yobotaishaku/R2-2-6.html> (accessed January 19, 2026)
- [43] Lyu W, Tanaka T, Bo-Kyung S, Yoshizawa Y, Akishita M, Iijima K. Integrated

- effects of nutrition-related, physical, and social factors on frailty among community-dwelling older adults: A 7-year follow-up from the Kashiwa cohort study. *Geriatr Gerontol Int.* 2024;24:162-9. doi: 10.1111/ggi.14734.
- [44] Lyu W, Tanaka T, Son BK, Akishita M, Iijima K. Associations of multifaceted factors and their combinations with frailty in Japanese community-dwelling older adults: Kashiwa cohort study. *Archives of Gerontology and Geriatrics.* 2022;102. doi: 10.1016/j.archger.2022.104734.
- [45] Tanaka T, Lyu W, Yoshizawa Y, Son B-K, Iijima K. Predictive validity of senior volunteer-led frailty check-up results for disability and mortality among community-dwelling older adults: a cohort study. *Archives of Gerontology and Geriatrics.* 2025;139:105998. doi: 10.1016/j.archger.2025.105998.
- [46] Iijima K, Akishita M, Endo T, Ichikawa T, Ozaki N, Ogasawara K, et al. Reconstruction of a resilient and secure community and medical care system in the coronavirus era - English translation of the Japanese opinion released from the Science Council of Japan. *Geriatr Gerontol Int.* 2025;25(4):481-90. doi: 10.1111/ggi.15073.
- [47] 厚生労働省 . 健康日本 21 (第三次) . 2023. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kounippon21_00006.html (accessed January 19, 2026)
- [48] 厚生労働省健康づくりネット. 「室温と高血圧、睡眠の関係」. 厚生労働省健康づくりネット ; 2024. https://kennet.mhlw.go.jp/tools/tools_temperature/index (accessed October 27, 2025)
- [49] 国土交通省 . 住生活基本計画 (全国計画) . 2026. https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000032.html (accessed April 12, 2026)
- [50] Althoff T, Sosic R, Hicks JL, King AC, Delp SL, Leskovec J. Large-scale physical activity data reveal worldwide activity inequality. *Nature.* 2017;547(7663):336-9. Epub 20170710. doi: 10.1038/nature23018.
- [51] 吉田直子, 大原一興, 李鎔根, 泰寛藤. 丘陵郊外住宅地における高齢者の健康と建築環境に関する研究: フレイルと外出行動、屋外階段からの検討. *日本建築学会計画系論文集.* 2023;88(814):3215-24. doi: 10.3130/aija.88.3215.
- [52] 森田洋史, 樋野公宏, 山田育穂, 薄井宏行, 野原卓, 浅見泰司. 近隣住環境と中高齢者の歩数との関係 -交通安全性の観点から街路構成に着目して-. *日本建築学会計画系論文集.* 2022;87(791):133-9. doi: 10.3130/aija.87.133.
- [53] 宮川大輝, 樋野公宏. 遊歩道整備が周辺居住高齢者の歩数に与える影響 横浜市における縦断的研究. *日本建築学会計画系論文集.* 2020;85(776):2201-7.

doi: 10.3130/aija.85.2201.

- [54] 進梅 庚, 舞. 樺, 黄 雅, 赤木 優也, 呉代 華容, 清重 映里, et al. 地域通いの場に参加する高齢者におけるフレイルの実態といきいき百歳体操効果の縦断的検討～大阪府能勢町いきいき百歳体操効果検証～. 日本老年医学会雑誌. 2021;58(3):459-69. doi: 10.3143/geriatrics.58.459.
- [55] 国土交通省. 地域交通共創モデル実証プロジェクト. 2022. <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/> (accessed April 12, 2026)
- [56] 吉田 哲, 岩田 伸一郎. 高齢者による居住地小学校区外でのまちづくり活動. 日本建築学会計画系論文集. 2020;85(770):877-87. doi: 10.3130/aija.85.877.
- [57] 藤岡 泰寛, 大原 一興. 学生入居と高齢者の暮らしの関係に関する研究－高齢化した UR 住宅団地における異世代居住の試みに着目して－. 日本建築学会計画系論文集. 2023;88(814):3225-34. doi: 10.3130/aija.88.3225.
- [58] 宮崎 笑里, 安藤 真太郎, 伊香賀 俊治. 住環境によるソーシャル・キャピタルの醸成が要介護リスクに与える影響の階層構造モデル. 日本建築学会環境系論文集. 2021;86(782):399-408. doi: 10.3130/aije.86.399.
- [59] 厚生労働省. 生涯現役促進地域連携事業について. 2016. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/koureisha-koyou_00005.html (accessed October 27, 2025)
- [60] 詹 慧, 三浦 研. サービス付き高齢者向け住宅における看取り・重度認知症への対応実態 (その 3): 平面構成に基づく分析. 日本建築学会計画系論文集. 2024;89(818):606-15. doi: 10.3130/aija.89.606.
- [61] 詹 慧, 三浦 研. サービス付き高齢者向け住宅における看取り・重度認知症への対応実態 (その 1): ハードの要素・類型にもとづく分析. 日本建築学会計画系論文集. 2022;87(801):2114-23. doi: 10.3130/aija.87.2114.
- [62] 詹 慧, 三浦 研. サービス付き高齢者向け住宅における看取り・重度認知症への対応実態 (その 2): 併設サービスと職員配置に基づく分析. 日本建築学会計画系論文集. 2023;88(811):2464-75. doi: 10.3130/aija.88.2464.
- [63] DVA Dementia Village Associates. The Hogeweyk - Normal life for people living with severe dementia. DVA Dementia Village Associates; 2025. <https://hogeweyk.dementiavillage.com/> (accessed January 19, 2026)
- [64] 一般財団法人都市農地活用支援センター. ポスト 2022 年の都市農地. 2024. https://www.tosinouti.or.jp/download/report/jireisyu_post2022.pdf (accessed June 01, 2026)
- [65] 厚生労働省. 医療保険者によるデータヘルス/予防・健康づくり. 2025. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hoken/hokenjigyuu/index.html (accessed October 31, 2025)
- [66] 厚生労働省. データヘルス改革推進本部. 2025.

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148743.html>

(accessed October 31, 2025)

- [67] 中西康裕, 今村知明, 赤羽学. 保健医療科学 医療・介護レセプトデータを用いた政策研究の実際. 保健医療科学. 2023;72(4):293-302.
- [68] 佐藤 栄治, 古謝 正太朗, 三宅 貴之, 竹澤 くるみ, 鈴木 達也. 医科レセプトデータを用いたかかりつけ医の立地と機能的特徴に関する研究 -栃木県内の診療所を事例として-. 日本建築学会計画系論文集. 2026;91(839):102-8. doi: 10.3130/aija.91.102.
- [69] Li S, Zhang J, Moriyama M, Kazawa K. Spatially heterogeneous associations between the built environment and objective health outcomes in Japanese cities. *Int J Environ Health Res.* 2023;33(12):1205-17. Epub 20220607. doi: 10.1080/09603123.2022.2083086.
- [70] 佐藤 栄治, 竹澤くるみ. 人口減少地域における地域福祉事業の活性化- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉事業の展開手法 日本建築学会, 地域施設計画研究. 2022;40:163-8.
- [71] Fukuda H, Ishiguro C, Ono R, Kiyohara K. The Longevity Improvement & Fair Evidence (LIFE) Study: Overview of the Study Design and Baseline Participant Profile. *J Epidemiol.* 2023;33(8):428-37. doi: 10.2188/jea.JE20210513.
- [72] Sato K, Ishii S, Moriyama M, Zhang JY, Kazawa K. Development of a predictive model using the Kihon Checklist for older adults at risk of needing long-term care based on cohort data of 19 months. *Geriatr Gerontol Int.* 2022;22(9):797-802. doi: 10.1111/ggi.14456.
- [73] Kazawa K, Moriyama M. Community-Based Advanced Case Management for Patients with Complex Multimorbidity and High Medical Dependence: A Longitudinal Study. *Int J Env Res Pub He.* 2022;19(13). doi: 10.3390/ijerph19137807.
- [74] Sato K, Huq KATME, Kazawa K, Kawai M, Moriyama M. Evaluate a comprehensive geriatric assessment service framework targeting frail older people who had high risk of requiring long-term care services in Japan: a community-based pilot study. *Bmc Geriatr.* 2024;24(1). doi: 10.1186/s12877-024-05200-0.
- [75] Kazawa K, Kawai M, Moriyama M. Efficacy of extracting and preventively intervening late-stage older adults who are at high risk for spending high medical costs by using the health check-up system in Japan: a pilot study. *Front Public Health.* 2024;12. doi: 10.3389/fpubh.2024.1434800.
- [76] 森山 美知子. 研究開発された看護技術を世界に届ける : 医療保険者とのコラボによる糖尿病性腎症重症化予防事業,そしてポピュレーション・ヘルス・マネジ

- メントへ : 広島大学大学院医系科学研究科成人看護開発学研究室. 看護研究. 2022;55(5):462-8.
- [77] Kazawa K, Rahman MM, Moriyama M. An Investigation of Factors Influencing High Usage of Medical and Long-Term Care Services in an Aging Society in Japan. *Asia Pac J Public Health*. 2018;30(2):95-106. Epub 20180105. doi: 10.1177/1010539517751444.
- [78] Kazawa K, Takeshita Y, Yorioka N, Moriyama M. Efficacy of a disease management program focused on acquisition of self-management skills in pre-dialysis patients with diabetic nephropathy: 24 months follow-up. *J Nephrol*. 2015;28(3):329-38. Epub 20140924. doi: 10.1007/s40620-014-0144-2.
- [79] Wong AKC, Tso WC, Su JJ, Hui VCC, Chow KKS, Wong SM, et al. Effectiveness of support from community health workers on the sustained use of a wearable monitoring device among community-dwelling older adults: A randomized trial protocol. *PLoS One*. 2023;18(12):e0294517. Epub 20231222. doi: 10.1371/journal.pone.0294517.
- [80] 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構. 令和4年度「予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業(ヘルスケア社会実装基盤整備事業)」。2025. https://www.amed.go.jp/program/list/12/02/004_r6_jigo.html (accessed November 6, 2025)
- [81] 山川 みやえ. Personal Life Record (PLR) と専門職の知見を組み合わせたヘルスケアサービスの社会実装を促進する研究プロセスとデザインのフローの可視化. 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構; 2025. <https://www.amed.go.jp/content/000149369.pdf> (accessed January 19, 2026)
- [82] 厚生労働省. 医療DXについて. 2025. <https://www.mhlw.go.jp/stf/iryoudx.html> (accessed October 31, 2025)
- [83] 内閣府. 高齢社会対策基本法(平成7年法律129号). 1995年11月15日公布. https://www8.cao.go.jp/kourei/measure/a_4.html (accessed May 21, 2026)
- [84] World Health Organization - Regional Office for Europe. Global strategy on digital health 2020-2025: World Health Organization; 2021. Available from: <https://www.who.int/publications/i/item/9789240020924>
- [85] 厚生労働省. 文書情報(3文書)及び電子カルテ情報(6情報)の取扱について. 2022. <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001016921.pdf> (accessed January 19, 2026)
- [86] 厚生労働省. 電子カルテ情報共有サービス. 2025. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/johoka/denkarukyoyuu.html (accessed October 31, 2025)
- [87] JA長野厚生連 佐久総合病院グループ. 佐久総合病院グループのの個人情報の取

り扱いについて. <https://sakuhp.or.jp/ethics/policy.html> (accessed January 19, 2026)

[88] 一般社団法人 AiCT コンソーシアム. スマートシティ会津若松、分野を超えた 22 サービスが都市 OS と連携. 2023. <https://www.aict.or.jp/blog/22-os> (accessed November 6, 2025)

[89] 厚生労働省 . 地域包括ケアシステム . 2025. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/chiiki-houkatsu/index.html (accessed November 5, 2025)

<参考資料 1> 審議経過

2024 年

- 3月14日 高齢者の健康・生活分科会（第1回）
役員の選出、今後の進め方について
- 5月22日 高齢者の健康・生活分科会（第2回）
見解の内容に向けた討議（高齢者をめぐる人口と人口構造の変化、エイジ・フレンドリー・シティ）
- 7月30日 高齢者の健康・生活分科会（第3回）
見解の内容に向けた討議（高齢者ケア制度における課題、農山村地域における高齢者施策、高齢者関連建築分野の研究動向）
- 10月28日 高齢者の健康・生活分科会（第4回）
見解の内容に向けた討議（健康関連ビッグデータ解析、医療 DX と高齢者の健康・生活、人工知能（AI）による生活習慣病の発症予測と予防戦略）

2025 年

- 3月1日 高齢者の健康・生活分科会（第5回）
見解の構成・骨子案について

2026 年

- 4月1日 高齢者の健康・生活分科会（第6回）
見解の修正・発出、第2回シンポジウムの企画について

＜参考資料 2＞シンポジウム開催

公開シンポジウム

「高齢者の健康と生活に与える環境の影響：学際領域の研究成果を融合」

主催：日本学術会議健康・生活科学委員会高齢者の健康・生活分科会、臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同老化分科会、土木工学・建築学委員会・環境学委員会合同カーボンニュートラル都市分科会、環境学委員会・健康・生活科学委員会合同環境リスク分科会

後援：一般社団法人日本老年医学会、一般社団法人日本老年学会、一般社団法人日本応用老年学会、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会、一般社団法人日本建築学会、公益社団法人空気調和・衛生工学会、日本介護福祉学会、日本保健福祉学会、一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター、一般社団法人日本看護系学会協議会

日時：2025年3月1日（土）13：00～16：00

場所：オンライン開催

開催趣旨：

超高齢化が進む我が国においては、誰もが取り残されず、障害を有しても社会で安心して生き生きと生活・活動できるよう、生活機能を包括的に捉える視点と環境因子への働きかけやデジタルトランスフォーメーション（DX）が必須である。

本シンポジウムでは、高齢者を取り巻く環境を多元的に、とくに data-driven で科学的に捉え、最新の科学的知見による住環境（都市環境、住宅内環境）や交通・就労環境の構築による「エイジフレンドリーシティ（Age-friendly cities and communities）」の実現に向け、建築工学、健康科学、環境学、情報学等による学際領域が研究成果を融合させ、産業界と共にイノベーションを起こすための提言について話し合う。

総合司会：

秋下 雅弘（日本学術会議第二部会員／地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター センター長）

伊香賀 俊治（日本学術会議連携会員／慶應義塾大学名誉教授／一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター 理事長）

委員長挨拶：

森山 美知子（日本学術会議第二部会員／広島大学大学院医系科学研究科 教授）

司会：

住居 広土（日本学術会議連携会員／県立広島大学大学院 特任教授）

森山 美知子

話題提供

松野 秀生（国土交通省住宅局住宅生産課長）

堀 裕行（厚生労働省老健局老人保健課長）

第1セッション

1) 『エイジ・フレンドリー・コミュニティ』

中村 桂子（日本学術会議連携会員／東京科学大学大学院医歯学総合研究科国際保健
医療事業開発学分野 教授）

2) 『データからみる高齢者の健康・生活に関する課題』

長澤 夏子（日本学術会議連携会員／お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系 教授）

第2セッション

1) 『高齢者の健康と生活を支える住宅環境の改善に向けて』

伊香賀 俊治

2) 『高齢者の健康と医療 DX』

金子 周一（日本学術会議連携会員／金沢大学大学院医薬保健学総合研究科 特任教授）

3) 『データを活用して地域住民の生活上の安全と安心を守る／DX化の推進』

山川 みやえ（日本学術会議連携会員／大阪大学大学院医学系研究科統合保健看護科
学分野老年看護学 准教授）

総合討論

指定発言

飯島 勝矢（日本学術会議連携会員／東京大学高齢社会総合研究機構 機構長・東京大
学未来ビジョン研究センター 教授）

閉会の挨拶

荒井 秀典（日本学術会議第二部会員／国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
理事長）

報 告

デザインをめぐる知の構築と社会的理解に向けて

— 公共的価値を支える多様な知と実践へ —



令和8年（2026年）6月5日

日 本 学 術 会 議

土木工学・建築学委員会

デザインをめぐる知の構築と社会的理解分科会

この報告は、日本学術会議土木工学・建築学委員会デザインをめぐる知の構築と社会的理解分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議土木工学・建築学委員会
デザインをめぐる知の構築と社会的理解分科会

委員長	佐々木 葉	(第三部会員)	早稲田大学理工学術院教授
副委員長	田井 明	(連携会員)	福岡工業大学社会環境学部社会環境学科教授
幹事	小野 悠	(連携会員)	豊橋技術科学大学大学院工学研究科准教授
幹事	斎尾 直子	(連携会員)	東京科学大学環境・社会理工学院建築学系教授
	伊藤 香織	(連携会員)	東京理科大学創域理工学部建築学科教授
	小野田泰明	(連携会員)	東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻教授
	片桐由希子	(連携会員)	金沢工業大学工学部環境土木工学科准教授
	川崎 昭如	(連携会員)	東京大学未来ビジョン研究センター教授
	近藤 存志	(連携会員)	東洋大学福祉社会デザイン学部人間環境デザイン学科教授
	坂井 文	(連携会員)	東京都市大学都市生活学部教授
	高橋 良和	(連携会員)	京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻教授
	中嶋 節子	(連携会員)	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	松田 曜子	(連携会員)	京都大学防災研究所巨大災害研究センター准教授
	村上 暁信	(連携会員)	筑波大学システム情報系教授
	山本佳世子	(連携会員)	電気通信大学大学院情報理工学研究科教授

本報告の作成に当たっては、第25期「土木工学・建築学委員会都市・地域デザインの多様なアプローチ分科会」(所属は第25期分科会当時)における議論も参照している。上記以外の第25期の当該分科会メンバーであった方々は以下の通り。

池邊このみ	(第二部会員)	千葉大学グランドフェロー
古谷 誠章	(連携会員)	早稲田大学創造理工学部建築学科教授
赤松佳珠子	(連携会員)	法政大学デザイン工学部建築学科教授、株式会社シーラカンズ アンドアソシエイツ代表取締役
神吉紀世子	(連携会員)	京都大学大学院工学研究科建築学専攻教授
竹内 徹	(連携会員)	東京工業大学環境・社会理工学院建築学系教授
船水 尚行	(連携会員)	室蘭工業大学理事・副学長
南 一誠	(連携会員)	芝浦工業大学建築学部建築学科教授
三輪 律江	(連携会員)	横浜市立大学大学院都市社会文化研究科教授
山田あすか	(連携会員)	東京電機大学未来科学部建築学科教授

本報告の作成に当たっては、以下の職員が事務及び調査を担当した。

事務	新田 浩史	参事官（審議第二担当）
	角田美知子	参事官（審議第二担当）付参事官補佐
	櫻井 碧	参事官（審議第二担当）付審議専門職
調査	辻 政俊	上席学術調査員

要 旨

1 作成の背景

デザインは、現代社会において、制度、関係性、社会システムの構築など広い文脈で用いられているが、災害復興、地域課題、環境変動、社会的包摂など、現代社会の具体的な課題において、公共的価値を創出する社会的実践として定義されるデザインの知と技術への期待が高まっている。一方、デザインに対する理解や概念が分野や個人において異なると同時にその差に対する共通認識もあるとはいえない。特に都市・地域のインフラや環境を構築する公共分野ではデザインの重要性が必ずしも浸透しておらず、また学術的にも中心課題となっていない。こうした状況を踏まえ土木工学・建築学委員会では第24期からデザインを直接的なテーマとする分科会を設置し、幅広い議論、及び公開シンポジウムを行ってきた。本報告ではこれまでの分科会の議論を、現時点の総括として第26期分科会による報告として取りまとめ、今後、デザインの社会的重要性の理解を深め、その実践に向けた方策を提示するための多元的な議論の出発点とすることとした。

2 現状及び問題点

現在、デザインは、色や形の調整、必ずしも必須とは考えられない価値の付与、あるいは主観的で評価が定まりにくいものとして限定的に捉えられる場合があり、総合的・共創的な課題解決のためのアプローチとしての理解は社会に十分に浸透していない。その結果、デザインとその実践を通じて市民生活を支える質の高い公共的な環境を実現する機会を失っている。さらに、こうした社会課題に対する認識の程度にも大きな差がみられる。

3 報告の内容

本報告は全4章から成り、第1章「はじめに」で本報告作成の経緯と日本学術会議における位置付け、目的を述べた上で、以下の課題認識と今後に向けた提案をまとめている。

(1) 『デザイン』という語による概念・捉え方の現状と課題 (第2章)

デザインという語がどのように使われ、課題対象とされてきたかを概観し、この言葉の持つ多重性を踏まえつつ、概念の整理を示した。その上で、デザインをめぐる概念の多重性と一面的理解による問題点を、行政、専門家が直面している課題、市民生活の質の保障、教育・人材育成の各視点から整理した。

(2) 「デザイン」の社会的理解を広げるアプローチの例 (第3章)

上記の問題意識を踏まえ、本報告では、デザインの社会的重要性への理解を深め、その浸透を図るために有益と考えられる視点と事例を整理した。整理にあたっては、公開シンポジウムでの議論を基礎とした。具体的には、①歴史からみたデザイン概念の再認識と社会的理解の促進、②公共領域におけるデザインの質を支える制度的基盤の形成、③公共プロジェクトの制度・調達・評価の改善、④学術と実務をつなぐプラットフォームの確立、⑤教育と人材育成の強化、の5点にまとめた。

第4章「おわりに」で、本分科会の議論で得られた成果を振り返り、今後の展望を述べた。

目 次

1	はじめに.....	1
	(1) 日本学術会議においてデザインを中心課題とする必要性.....	1
	(2) 先行分科会における検討の経緯と位置付け.....	2
	(3) 本分科会での議論及び報告の位置付けと目的.....	2
2	『デザイン』という語の概念・捉え方の現状と課題.....	5
	(1) 『デザイン』という語に関するこれまでの経緯.....	5
	(2) 『デザイン』をめぐる概念の多重性と一面的理解による4つの問題点.....	7
	① 公共空間・インフラ施設整備：行政の課題.....	8
	② 専門学問分野、業界分野別の分断：専門家をめぐる課題.....	8
	③ 市民生活の質の向上を阻む問題点：市民生活の質保障をめぐる課題.....	9
	④ 教育・人材育成をめぐる課題.....	9
3	「デザイン」の社会的理解を広げるアプローチの例.....	11
	(1) 歴史からみたデザイン概念の再認識と社会的理解の促進.....	12
	(2) 公共領域におけるデザインの質を支える制度的基盤の形成.....	13
	(3) 公共プロジェクトの制度・調達・評価の改善.....	14
	(4) 学術と実務をつなぐプラットフォームの確立.....	15
	(5) 教育と人材育成の強化.....	16
4	おわりに.....	18
	<参考文献>.....	20
	<参考資料1>審議経過.....	23
	<参考資料2>シンポジウム開催経過.....	25

1 はじめに

(1) 日本学術会議においてデザインを中心課題とする必要性

デザインは、現代社会において、制度、関係性、社会システムの構築など広い文脈で用いられている。とりわけ、災害復興、地域課題、環境変動、社会的包摂など、現代社会の具体的な課題を解決するうえで、デザインの役割への期待が高まっている。ここでいうデザインとは、課題解決に必要な知と技術であり、その実践を支える理論と具体的な方法を含むものである[1]、[2]。また、高等教育機関における大学院・学部再編の中で「デザイン」の名称を研究科・学部に付す例が増えている。さらに、情報、服飾、工学、福祉など従来の専門領域でも、デザイン概念を教育の中心に据える潮流¹が見られる。加えて、京都大学²や東京大学³などでは、分野横断型のデザインを冠した新たな学びと研究の場の構築が進められている。

また、国際的 NGO でありインダストリアルデザインをベースとする WDO (World Design Organization) 主催の WDA (World Design Assembly) /世界デザイン会議が 2023 年に東京で開催された。そこでは、「Design Beyond」が全体テーマとして掲げられた。個別テーマとしては、「新たな人間像からデザインを考える」「環境問題ソリューションからデザインを考える」「DX からデザインを考える」「デザイン政策のこれからを考える」の 4 つが設定された。これらのテーマは、事物・製品や空間の造形・形態意匠といった従来の領域・枠組みをはるかに超えるものであり、この国際会議全体が、社会課題に多面的に取り組む議論の場となっていた⁴。こうした動向から、デザインは公共的価値を創出する社会的実践であると考えられる。

一方、このようなデザインの意味の広がりや、社会全般、特に日本では十分な理解や共感が得られているとは言い難い[3]。依然として、デザインは「見た目」を指すものとして理解されるケースも多い[4]。また、言葉の意味や使い方が広がったことで、人々にとってデザインの価値を理解させづらくしているとの指摘 [3] や、デザインを広がりをもたせて捉えようとする人とそうでない人の溝を深くしているという指摘もある[4]。

またデザインを社会課題の解決に関わる実践として捉えること、つまり「公共的価値」の観点から考えるためには、「公共」の意味も明確にしておく必要がある。本報告では、「公共」を、官が所有、生産、管理する対象や事業に限定して捉えるのではなく、多様な主体に開かれ、人々の生活や社会に関わる領域として捉える。したがって、本報告における「公共的価値」は、公的セクターや公共事業だけではなく、官民連携やコミュニティなど、多様な主体による実践を通じて形成される価値も含む。なお公共をこのように広義に捉えて議論する際に、公共領域 (public realm) という語が用いられる場合も

¹ 例えば慶應義塾大学では、メディア大学院メディアデザイン研究科とシステムデザイン・マネジメント研究科がともに 2008 年に設立され、はこだて未来大学の情報デザインコース、筑波大学のビジュアルデザイン領域、情報・プロダクトデザイン領域、環境デザイン領域などがある。

² 京都大学デザインスクール (2012 年度) より

³ 東京大学 College of Design 2026 年 1 月時点で設立準備中

⁴ 世界デザイン会議東京 2023 ウェブサイト <https://archive.jidp.or.jp/wda/ja/>

ある⁵。

「公共」の対象は広いとはいえ、多くの公的な施設や空間の整備は、現在も公共事業として行われている。そのため公的セクターや公共事業においてデザインがどのように理解され、扱われるかは、社会に大きな影響を及ぼす。にもかかわらず公的セクターや公共事業では、広義のデザインに対する理解と取り組みは一部の事例にとどまり、デザインに注目することは、依然として特別な場合に限られると理解されている⁶。

また、公共事業の内容は、市民の理解や世論にも影響を受ける。そのため、デザインの価値に対する社会的理解を考えるうえでは、市民がデザインという語をどのように理解しているかに目を向ける必要がある。この問題は教育とも関連している。初等・中等教育において、デザインは主に美術の一環として学ばれ、デザインを社会課題の解決に関わる実践として捉える近年の動向と必ずしも十分に結び付けられていない⁷。

以上のように、公共領域においては、デザインの社会的重要性への理解や実践が進みつつある。しかし、その取組は一部にとどまり、公共的価値を広くもたらすには十分ではない。この課題を踏まえて、日本学術会議としても、デザインの社会的重要性に関する理解の促進と実践の拡大に取り組む必要がある。

（２）先行分科会における検討の経緯と位置付け

日本学術会議土木工学・建築学委員会では第 24 期からデザインを直接的なテーマとして議論する分科会が設置されている。第 24 期（2017 年 10 月-2020 年 9 月）「都市・地域とデザイン分科会」、第 25 期（2020 年 10 月-2023 年 9 月）「都市・地域デザインの多様なアプローチ分科会」、第 26 期（2023 年 10 月-2026 年 9 月）「デザインをめぐる知の構築と社会的理解分科会」、である。3 期にわたるこれら分科会は、それぞれ独立しながらも、その名称が問題意識の展開を反映し、成果を提示している。すなわち第 24 期では、土木工学・建築学委員会が取り組む社会課題である人口構成変化、巨大災害や気候変動における健全な都市・地域の形成のための技術において、広義のデザイン力は必要であるとの認識から分科会が立ち上げられた。都市計画、建築、住宅、土木、環境、経済といった学術分野からの議論を通して、空間や構造物として発想されがちなデザインに対して、時間という切り口から新しい視座を与えて「クロノデザイン」[6]を提示し、一般図書としてその成果を発信している。

続く第 25 期では、デザインが重要であるという認識が社会的に広がる一方で、機能と切り離れた付加価値や表層として捉えられる傾向が依然としてあること、また都市・地域の計画・設計・整備における縦割りが進むことによる弊害を踏まえて、デザインという可視的で総合的な概念を共通言語として、多様な計画・設計・マネジメントに関わる

⁵ 例えば公園における Park PFI や都市計画 374 号、特集「市民参加・協働によるまちづくりと地域運営のこれから」(2025 年 5 月号)など。また本報告 3 章 (2) で言及するイギリスでの例を参照。

⁶ 例えば都市デザインの先進自治体である横浜市においても、都市デザインを日常化させることの重要性を指摘しており、逆に言えば、都市デザインが一部の例にとどまっていることを示している[5]。

⁷ 初等中等教育におけるデザインの扱いについては 3 章 (3) を参照。

技術の有機的統合を図ることが目指された。そのためデザインの概念の広がり異なる分野、専門領域で共有可能とするための議論が行われた。その成果の一部として2023年2月の公開シンポジウム「デザインの概念とその広がり—社会的理解をめざして」にて、インダストリアルデザイン、防災、情報、コミュニティといったデザインが展開する場面ごとの違いと共通の課題を発信している。第26期においては、第25期の議論を継続し、2025年6月の公開シンポジウム「デザインをめぐる知の構築と社会的理解にむけて」にて発信したように、場面と主体の広がりを、歴史学、都市政策、公共事業の仕組みの観点へと拡大し、より良い環境、空間、インフラの創造のための「知」としてのデザインの社会的理解の必要性を改めて確認した。

なお、これまで日本学術会議としてデザインを直接的に扱った例は多くはない。日本学術会議としては、提言「我が国の大学等キャンパスデザインのその整備システムの改善に向けて」[7]、提言「自動運転の社会的課題について—新たなモビリティによる社会のデザイン」[8]があり、建築やインフラなどの施設のデザインに大きく関わる制度を対象とした、提言「公共調達における知的生産者の選定に関わる法整備—創造的で美しい環境形成のために会計法・地方自治法の改正を」[9]がある。提言「気候変動に伴い激甚化する災害に対しグリーンインフラを活用した国土形成により“いのちまち”を創る」[10]、提言「神宮外苑の歴史を踏まえた新国立劇場整備への提言—大地に根差した『本物の杜』の実現のために」[11]など、特定分野や箇所を対象としたものがあるものの、「デザインとは」という問い、さらにいえば学術としてのデザインの意義を明確に言語化することを目的とした議論と発信の例は必ずしも多くはない。

しかしながら、提言等の中に「デザイン」を含むものは近年増加している。その使われ方としては、具体的な造形及びその技術を高めていくための議論⁸とともに、社会デザイン、ランドデザインとしてより広く目指すべき方向への道筋を描いていく行為及びその目標像として「デザイン」を含んだ提言等^{8, 9}が見られる。生成AIをはじめとした科学技術の転換期において、その在り方の議論にもデザインの概念が関わっている。

また、本報告がデザインの議論を位置付けている市民社会、公共的価値、社会的理解、制度設計等の文脈についても、日本学術会議の他の提言等において言及がなされていることから、学術の貢献の指向性がこうした実社会に直接向かっていることが伺える。

(3) 本分科会での議論及び報告の位置付けと目的

ここで本分科会で実践してきた議論とそれに基づく本報告の位置付けを述べておく。

まず、本分科会が属する分野別委員会名でもある土木工学・建築学分野について、一般的には建造物を扱う専門分野として一括りに捉えられやすいが、委員会名称が両者の併記となっているように、学術、実務において両者はそれぞれ独自の展開を遂げてきた

⁸ 提言「社会と学術界におけるジェンダー平等・公正の実現を目指して—2030年に向けた課題」[12]、見解「科学的知見の創出に資する可視化—ビッグデータのビジュアル分析を基盤とする分野横断型デジタル視考」[13]など

⁹ 提言「気候危機に対処するための産官学民の総力の結集—循環経済を活かし自然再興と調和する炭素中立社会への転換」[14]、提言「生成AIを受容・活用する社会の実現に向けて」[15]、提言「自動運転の社会実装と次世代モビリティによる社会デザイン」[16]など

ためかなりの相違がある。学会としても、土木学会、日本建築学会はいずれも100年以上の歴史、現会員数4万人近い規模を有するが、両者の協力が積極的に示されたのは、2021年11月11日の協力に関する覚書(MOU)と最近であり、この協定以降構造設計における土木、建築分野の考え方の違いに対して、その融合や協調に取り組んでいる¹⁰。本分科会が注目するデザインも土木分野と建築分野のみにおいても捉え方に大きな違いがあり、第2章で述べるような課題につながっている。そのため本報告では、まず土木と建築の両分野を中心に俯瞰し、そこに見られる断片的な議論をつなぎ、横断することで、市民社会に対する公共的価値に資するデザインを目指すスタートラインと位置付ける。

次に、デザインの概念を議論するうえでは、日本語における「デザイン」という語の使われ方に注意する必要がある。日本語の「デザイン」は、英語の design が含む「設計」という意味よりも、当初の訳語である「意匠」のニュアンスを強く残している。そのことが、デザインをめぐる議論を複雑にしている。そのため、国際社会におけるデザインをめぐる議論と、日本語におけるカタカナのデザインをめぐる議論を同じ用語をめぐるものとして捉えることが難しい。本報告ではこうした国内事情におけるデザインの概念をまず俯瞰し、先述同様、スタートラインと位置付ける。

以上のような本報告の位置付けと、(2)までに述べてきた背景を踏まえて、第26期分科会からの報告として、土木及び建築を中心とした国内の分野が、市民社会に対する公共的価値に資するためのデザインにつながるよう、現状と展望を取りまとめることとした。

具体的には、デザインを共通の関心事とした土木工学、建築学及び関連する分野から参加したメンバーによって進められた分科会及び2つの公開シンポジウム(詳細は<参考資料2>シンポジウム開催経過参照)で議論を行った成果を統括し、具体的な公共事業や計画の場面とそこに携わる主体を想定した課題整理と展望をまとめ、これまでの一連の議論を総括する。これにより、政策立案主体(国土交通省、総務省、経済産業省など)と自治体(都市部及び地方部)、教育研究を担う大学及び学協会、実践の当事者である産業界と市民社会において、デザインに対する建設的な議論とそれを踏まえた実践が促されることを期待するものである。

本分科会の議論を通じて明らかになったのは、デザインという語の理解をめぐる共通認識が、社会全体で十分に形成されていないという現状である。またデザインの定義は、分野や立場、実践の場面によって異なり、その差異が十分に共有されているとはいえないことも確認された。公共事業や都市・地域の整備に関わる分野においては、デザインが造形・形態意匠に限定して理解される傾向が依然として残っている。一方で、他の工学分野や社会システム分野では、より広義の設計・制度構築の意味で用いられる場合もある。この概念のずれが、土木と建築の協働及び関連分野との協働の促進を妨げ、より

¹⁰ 土木学会と日本建築学会とのMOU及び協定に基づいた共通のタスクフォースについてはそれぞれの学会のウェブサイト
に示されている。<https://www.aij.or.jp/kaimukankei/W080-22.html> <https://committees.jsce.or.jp/dkTF/>

良い成果につながる仕組みや実践につながっていない状況の要因となっている[17]。本報告は、この概念の「ずれ」を出発点とし、「公共性（制度・行政）」「専門性（学際・教育）」「市民性（社会・生活）」という三つの次元から成る構造的なフレームワークを用いて、デザイン概念の再整理を試みるものである。本報告の議論は土木・建築分野を端緒としているが、デザインを狭義の意匠に限定することによる弊害は、インダストリアルデザインや情報学、教育学、さらには法学や社会学といった他分野にも共通する普遍的な課題を内包している。本報告が提示する三層構造の視座は、これらの諸分野との比較検討や対話を促進するための「呼び水」となり、日本学術会議にふさわしい分野横断的な議論を深化させるための基盤を提供することを企図している。

この報告が、冒頭に示した現状に対して幅広い議論と社会的理解の進展のスタート地点となることが期待される。

2 『デザイン』という語の概念・捉え方の現状と課題

本章では幅広く使われている言葉としてのデザインを『デザイン』と表記して、その使用をめぐる現状と課題を概観していく。

(1) 『デザイン』という語に関するこれまでの経緯

『デザイン』の和訳として“意匠”“設計”等があり、日本ではしばしば混同して使用される。そこでまず、『デザイン』と称される言葉の意味や定義、概念について、これまでどのような捉えられ方がなされてきているのか概略整理する。

広辞苑（第六版）[18]では『デザイン』の説明として「意匠計画。製品の材質・機能及び美的造形性などの諸要素と、技術・生産・消費面からの各種の要求を検討・調整する総合的造形計画」、建築大辞典[19]では「現代生活に必要ないろいろなものについて、その機能や構造や生産方式を考慮に入れながら形態を総合的に計画、設計すること。またそうした操作によって出来たもの。それゆえ、工学設計とは異なり、諸分野を貫くような、いわゆる学際的なアプローチに重点を置きながら、物の造形面を重視するものといえる。」とある。「検討・調整する総合的造形計画」「形態を総合的に計画、設計」と評していることから、造形美のみを指しているのではなく、造る目的、機能、プロセスを意識した幅広い意味を持つ用語であることが分かる。

特に“設計”に関していえば、日本学術会議では、対外報告「新しい学術の体系—社会のための学術と文理の融合」[20]において、「あるべきもの」や「当為」を探究する科学を「設計科学」と呼び、「あるもの」や「存在」を探究する「認識科学」との連携を促進することが「社会のための科学」にとって重要であると提案している。また、委員会報告「人工物の設計・生産における関係性の意味と設計工学が果たすべき役割」[21]では、設計をオブジェクトレベルの設計とメタレベルでの設計として整理した上で、設計の対象を人工物相互の関係性、あるいは人工物の人間・社会・環境に対する関係性にまで拡大する必要があることを提案している。つまり、拡大している design の訳語としての「設計」と同様な概念として『デザイン』を用いている。これに加えて第1章(3)でも述べたように、日本語のカタカナ表記の『デザイン』には、design の訳語である「設計」の概念とはまた別な文脈で語られる場合があることに留意しながら、本報告での議論を進めている。

言葉の使われ方を確認するには、『デザイン』を専門領域とする学会において『デザイン』が意味するところを観察することは有益と思われる。そこで2026年度において、日本語で「デザイン」又は英語表記で「design」を学会名称に冠しており、日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学会について概観した。まず、歴史ある3学会についてみる。

意匠学会（Japan Society of *Design*）（1959年設立）¹¹では、〈建築・絵画・彫刻・工芸・音響・映像など〉を研究対象分野とし、「広い意味でのデザイン研究の推進にむけて

¹¹ 意匠学会 <https://www.japansocietyofdesign.com>

活動」することが表明されていることから、狭い意味での『デザイン』理解が社会に存在することが意識されていることがうかがえる。また、日本デザイン学会 (Japanese Society for the Science of *Design*) (1954年設立)¹²では、デザインが網羅する分野を〈家具、木工、インターフェース、情報デザイン、建築、インテリア、デザインシステム・形態、構成・グラフィック、景観デザイン、環境デザイン、ユニバーサルデザイン〉とし、非常に幅広い分野を研究の対象としていることが分かる。一方で、日本設計工学会 (Japan Society for *Design* Engineering) (1966年設立)¹³は、“設計工学=Design Engineering”とし、電気電子、機械、材料工学等部門の設計製図に関する学術・技術にフォーカスしている。

次いで2000年以降に設立された学会では、それぞれの名称を「デザインの対象となる分野」を『デザイン』の前に明示する形式が採用されている。具体例としては、日本キャリアデザイン学会(2004年設立)¹⁴、地域デザイン学会(2012年設立)¹⁵、日本システムデザイン学会(2020年設立)¹⁶、日本情報デザイン学会(2021年設立)¹⁷等である。

上記のことから、①『デザイン』が網羅する分野は非常に幅広く、対象は事物・製品・空間にとどまらず、社会の組織、仕組みや科学技術等に及ぶこと、②『デザイン』とは完成された対象のみを示す(評価する)ものではなく、そこに至る計画プロセスをも対象とする創造する行為そのものであり、さらにそれらを動かす人材(デザイナー)を育成することまでも包括する場合もある、という『デザイン』をめぐる2点の共通認識をみてとることができる。

次に国際的な捉え方として、『デザイン』を見た目の問題として理解する狭義の捉え方に対する20世紀後半以降のイタリア、イギリスの状況を見る。

『デザイン』の語源は、ラテン語“designare”にあるとされる。このラテン語を起源にもつイタリアでは、中世から関連する語が使用されてきた。しかし、20世紀後半には、英語の『design』がイタリア語と混在し、その意味も混同していたことに対し、上記の①②の概念の『デザイン』を“progettazione=プロジェクトを考えて実践することという意味”と区別して呼ぶ場面が出てきたという[22]。建築、都市設計、家具、小物などのデザインに携わったイタリアのデザイナー、Achille Castiglioni(1918-2002)は、「本来の『デザイン』とは、一つの専門分野であるというよりは、むしろ人文科学、テクノロジー、政治経済などについての批評能力を個人的に身につけることから生まれる態度であると述べている。これは、専門分化が進む現代社会においても、デザインが幅広い素養を前提として存在することを示している。同様に、伝統工芸の技術者の存在や「創造プロセス」を大切にしたBruno Munari(1907-1998)は、「スタイリングは(本来の)デ

¹² 日本デザイン学会 <https://jssd.jp>

¹³ 日本設計工学会 <https://jsde.or.jp/wp/>

¹⁴ 日本キャリアデザイン学会 <https://career-design.org>

¹⁵ 地域デザイン学会 <https://www.zone-design.org>

¹⁶ 日本システムデザイン学会 <https://www.sdsj.org>

¹⁷ 日本情報デザイン学会 <http://info-design.org>

デザインではない(1981)」と述べている。20世紀後半、機能と無関係に魅力的な造形を生み出すことを『デザイン』とみなす潮流に対し、それに批判的な著述物を数多く発表した。そこでは、狭義つまり一面的に理解された『デザイン』の捉え方が社会に浸透していくことの弊害が指摘されている。また、英国の建築都市環境委員会 (Commission for Architecture & the Built Environment) が公表している初版 2002 年のガイドライン [23] では、建築・空間の外観や雰囲気に関心があり、「良くデザインされた建物や空間は、日常生活の質、職業上の生産性、教育水準、身体的健康、犯罪率、住宅価格にプラスの影響を与える」と考える市民が多いとの世論調査結果を示している。あわせて市民生活の質を向上させる役割を『デザイン』に持たせて、公共事業に有効に活用することを推奨している。すなわち、『デザイン』を見た目の問題として理解する狭義の捉え方から、創造プロセスをも含む包括的で広義の創造行為まで、段階的に多様な意味を指すことのできる概念として捉えていると考えることもできる。

1960年代に始まったミラノデザインウィークを始めとし、開催地の都市名を冠したイベントや、WDO (World Design Organization) による WDA (World Design Assembly) / 世界デザイン会議¹⁸、等、歴史的な国際イベントは世界各都市で現在まで継続しており、用語としての『デザイン』が世界的に浸透してきた。その一方で、20世紀後半から21世紀初頭にかけて、『デザイン』を見た目の問題として理解する狭義の捉え方に対する動きも並行して起こっていたことが分かる。

本分科会における議論や、第25期及び第26期の分科会主催の2回のシンポジウムでの議論¹⁹では、『デザイン』が網羅する領域が広いことは、芸術や建築の領域に限らず、土木・都市計画、行政(国、都道府県、市区町村)が主体となる公共事業(公共空間や施設整備)の領域においても浸透しており、産業界や一般市民もそうした認識を共有している、しかし計画のプロセスや創造行為そのものまでをも含む広義の『デザイン』の捉え方は、いまだ十分に浸透していないことが指摘された²⁰。特に、公共事業の分野では、『デザイン』を造形・形態意匠上の問題として狭義に捉えるのみならず、外観・見た目を飾るための付加的要素として一面的に理解され、副次的位置付けとしてみなされている場面すらあること、それが公共事業の成果物の公共的価値を高める機会を逸し、結果的に市民生活の質向上に反する状態が生じてしまうとの課題が示された²⁰。

(2) 『デザイン』をめぐる概念の多重性と一面的理解による4つの問題点

『デザイン』は、事物、製品、空間などの造形・形態意匠を指す狭義の理解から、創造行為の過程・プロセスを含めた広義の理解まで、多様で幅がある捉え方がなされており、加えて『デザイン』の質の評価をめぐる主観的で不確定的な反応と判断が作用することから、『デザイン』の世界はわかりづらいと感じる社会風潮が存在するという意

¹⁸ WDO (World Design Organization) <https://wdo.org>

¹⁹ 日本学術会議公開シンポジウム「デザインの概念とその広がりー社会的理解をめざして」2023. 2. 4
動画: <https://youtu.be/zMLfaWRnlt0>

²⁰ 第25期及び第26期の分科会主催の2回のシンポジウムにおけるパネリストの発言に基づく。

見もあった²⁰。『デザイン』という語が用いられる領域が急速に増加し、学術研究分野や業界、社会の多方面での解釈の相違が露呈している現代社会にあって、『デザイン』の意味を狭義のみに捉えかつ極端にその質を一面的に理解することから生じる問題点、解決すべき課題を第25期、第26期の分科会で主催した公開シンポジウムでの議論も踏まえて、下記の4項目に整理する。

① 公共空間・インフラ施設整備：行政の課題

：行政が主体の公共事業で質が高く良いものが社会に生み出されていない

一般市民が日常生活を通して身近に利用する学校、オフィス、病院、福祉施設、生涯学習施設、道路、公園、交通施設等の公共事業（公共空間・インフラ施設整備）の質は、市民生活の豊かさに直結する。しかし、日本の行政機関では、『デザイン』＝「余剰の付加価値」＝「+ α な予算」と考えられる傾向が強く、事業計画や評価判断がコスト重視及び短期効率に偏るため、整備対象の創造性や多様性が損なわれている事例が少なくない。つまり日本語のカタカナの『デザイン』が商業的なニュアンスを持つこともあり、公共事業を進める段階で、『デザイン』という語を前向きに捉えない状況、優れた『デザイン』を評価することの困難さが、本来各事業に応じて必要な創意工夫による丁寧な計画策定と合意形成のプロセス、そして設計の質の向上等を軽視する傾向の拡大を助長している。

例えば土木学会が刊行する学術誌『土木学会誌』に掲載された特集「広がる土木景観の役割」[24]において、土木工学分野での景観デザインの議論の歴史的展開が整理されているが、その対象や目的が時代とともに広がる一方で、依然として公共事業の中で景観やデザインに理解を示さない状態が継続していることが指摘されている。

② 専門学問分野、業界分野別の分断：専門家をめぐる課題

：『デザイン』の解釈をめぐる専門分野相互に分断を生み出している

相対的に民間の業界に近い芸術・建築分野と、公共事業関連業界に近い土木・都市計画分野の縦割り化は、長年にわたり継続し、協働や連携が十分進んでいない²¹。そこには、『デザイン』の解釈をめぐる相違が作用している面があると考えられる。芸術・建築分野においては狭義の『デザイン』として造形・形態意匠の追求が重要な場合もあるのに対し、土木・都市計画分野では多くの場合、機能、性能、効率、技術の向上に主眼を置いて造形・形態意匠上の『デザイン』を軽視する傾向がある。その結果、我が国において近年多発している大震災や豪雨災害の復興現場等の複雑化する地域社会の課題に対応する際に、異なる専門分野間の『デザイン』をめぐる解釈上の齟齬が、多分野横断的な協働を困難にしている。具体的には、災害時やその復興事業においては、『デザイン』するという行為自体が安直に「贅沢」「無駄」と捉えられ、快適性を

²¹ 雑誌「新建築」では2024年4月号から2026年4月号に計11回「土木と建築が向かう先」という対談の連載が企画され両分野の関係が多面的に論じられている。

重視した避難所や仮設住宅、復興住宅等を実現することを困難にし、また復興のビジョンを描くといった広義の『デザイン』への取り組み機会が損なわれる場合も出てくる²²。東日本大震災の復興プロセスの中で生まれた復興デザイン会議²³や、日本学術会議からスピンオフし約60程の学会が連携体制を組んだ防災学術連携体²⁴のような分野横断的な協働プラットフォームは組織されているが、これまで以上に『デザイン』の意味するところをめぐる学際的な議論が必要な状況にある。

③ 市民生活の質の向上を阻む問題点：市民生活の質保障をめぐる課題

：市民参加の不足と、市民の公共空間を活用する主体性の欠如につながっている

市民生活に身近な公共事業等の計画や設計が行政・専門家主導で進められ、市民の暮らしの実感や主体的な参加が反映されていない。これまで、一部の地域において先進的な広義の『デザイン』が市民主体によってなされ、市民参画による公共空間の整備は少しずつ拡大してきた。しかしあまねく実現はしておらず、また地域格差も大きい[25]。市民活動組織やそのネットワークの充実化は図られているものの、多くの市民が公共事業や都市計画のプロセスに加わることはなく、生活の質を左右する公共空間やインフラは行政任せとなり、「自分ごと」として共有されにくい状況にある。

④ 教育・人材育成をめぐる課題

：『デザイン』に対する教育・人材育成が不十分な状態であり、『デザイン』への社会的理解が不足している

行政（市区町村、都道府県、国、関連機関）において、公共事業に関わる人々は、『デザイン』を造形・形態意匠上の創意工夫として一面的に捉える傾向は、今日においても少なくない。また『デザイン』の良し悪しを評価することを、芸術諸領域の専門家によってなされるものとして放棄しがちな状態にある。これは、公共的価値の向上のために必要な、多分野横断的な議論を前提とした質の高い『デザイン』の重要性を理解・共有するための情報や知見を得る機会が十分に確保されていないことを意味する。既存の分野を拡大してデザイン学を目指す動きがある一方、各種専門分野を大胆に越境する学際的な思考や市民参加の重要性に焦点を当てた教育・研修機会は限られている。つまり広義の『デザイン』に取り組む人材を育む環境は十分に整備されているとは言えない。人材養成の先進的取り組みを進めている自治体が存在しているものの、地域格差は大きい状況にある。

本報告が謳う広義の『デザイン』に焦点を当てた大学教育としては、既に第1章(1)にて言及した京都大学²⁵及び東京大学 DESIGN SCHOOL²⁶等が挙げられる。京都大学

²² 災害復旧・復興事業におけるまちづくりの課題については、参考文献[1]第7章、また第25期分科会における建築設計実務家の話題提供での具体的指摘があった。

²³ 復興デザイン会議 <https://dss.bin.t.u-tokyo.ac.jp/alliance/>

²⁴ 防災学術連携体 <https://janet-dr.com>

²⁵ DESIGN SCHOOL、KYOTO UNIVERSITY <http://www.design.kyoto-u.ac.jp>

²⁶ UTOKYO DESIGN SCHOOL <https://www.utokyo-design.school>

DESIGN SCHOOL は「デザイン学」という用語の定着及びデザインを異分野間の共通言語として学ぶことで社会を変革する能力を持つ専門家を育成する。東京大学 DESIGN SCHOOL は広い意味でのデザインと取り組むスキルセット・マインドセットの習得を目指している。どちらも広義の『デザイン』における専門家育成の試みである。このような教育機関の動きが広がることで、専門家の育成が進むことが期待されている。しかしその一方で、行政職員を対象とした『デザイン』をめぐる研修等による人材育成の仕組みや、一般市民のまちづくり参加をより積極的に啓発する仕組み等は、いまだ発展途上な段階にあると思われる。

以上のように、『デザイン』は公共事業や計画といった市民生活の質の向上に直結する分野において極めて重要であり、その実践に向けた努力が各所でなされている一方で、ほとんど取り組まれていない自治体や事業も依然として存在し、格差が拡大している。そうした状況の背景には、『デザイン』の重要性と適切な価値評価に対する社会的理解が必ずしも十分に進んでいないこと、また実践のための制度設計が確立されていないことが影響していると考えられる。

まずは市民社会の公共的価値を高めていくために『デザイン』という語と向き合い、その意味や意義を俯瞰することが必要であろう。多分野横断的な議論を学術の立場から重ね、日本学術会議として提示することで、行政、関連学会、業界が連携・協働して、『デザイン』をめぐる社会的理解を深化させ、社会変革の力・手段としての『デザイン』理解を市民社会に浸透させていくことには、重要な意義があると考えられる。

3 「デザイン」の社会的理解を広げるアプローチの例

本章では、前章でまとめた問題意識を踏まえ、今後「デザイン」の社会的重要性について理解を深め、社会にその浸透を図っていく上で有益と思われる考え方や先行事例を、公開シンポジウムでの議論に基づいてまとめる。なお、本報告の付録に、公開シンポジウムのプログラムを参考資料として示している。

まとめ方としては、第2章で示した「デザインの概念の多重化と一面的理解」と4つの問題点の計5つの現状と課題を解決する方法として5つのアプローチを例として提示する(図1)。さらに、5つの現状と5つのアプローチを「公共性」「専門性」「市民性」の3つの次元から成る三層構造として整理したものを表1に示す。ここで、本報告では「公共性」「専門性」「市民性」を以下のように考えて議論を進めている。

- ① 公共性 (制度と行政の実践) : 「デザイン」の質を社会に実装するための仕組みを問う階層である。行政主導の事業におけるコスト偏重の課題に対し、より良い環境を生み出すための制度的基盤や、適切な調達・評価の枠組みの構築が該当する。
- ② 専門性 (学際と教育の統合) : 分野の壁を越えた知の共有を問う階層である。土木と建築、あるいは学術と実務といった専門家間の分断を乗り越えるため、協働のためのプラットフォーム確立や、広義の「デザイン」を担う人材育成の強化が該当する。
- ③ 市民性 (社会と生活の質) : 市民が公共空間を「自分ごと」として捉えるための基盤を問う階層である。専門家や行政に任せきりにするのではなく、歴史的な「デザイン」概念の再認識を通じて社会的理解を深め、市民生活の質の向上へとつなげていくプロセスが該当する。

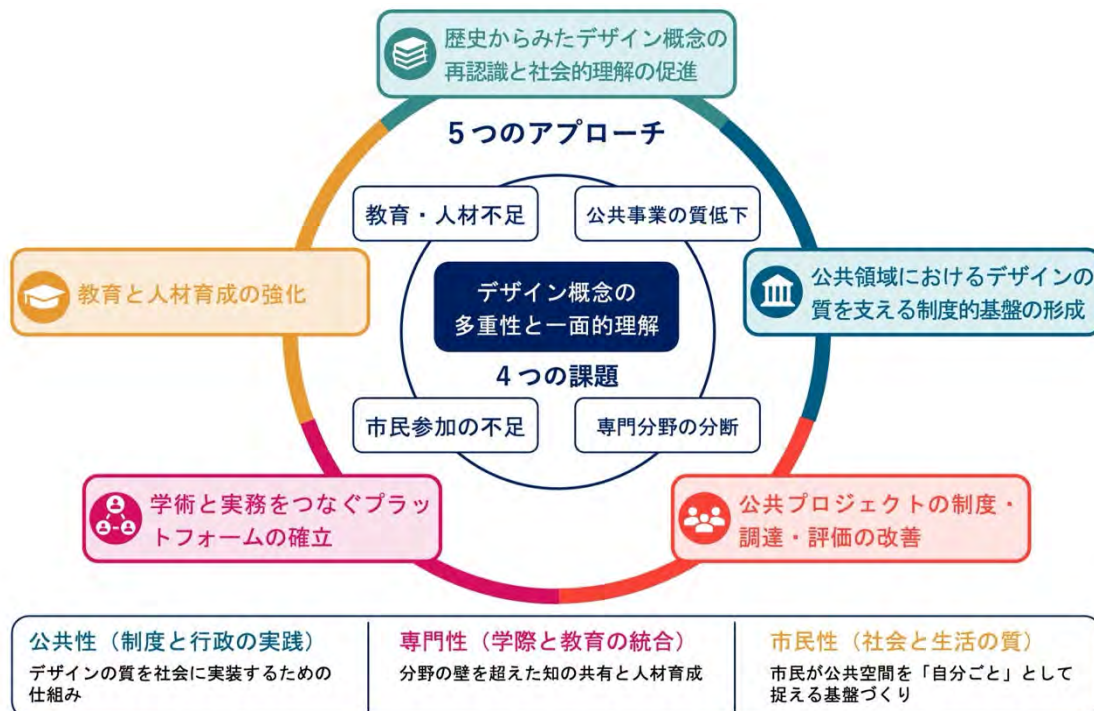


図1 「デザイン」の多重性の一面的理解による課題とその転換に向けた5つのアプローチ (出典) デザインをめぐる知の構築と社会的理解分科会で作成

表1 「デザイン」をめぐる課題と解決に向けたアプローチの対応関係

	視点と対象	対応する課題	対応するアプローチ
公共	制度と行政の 実践	① 行政の課題	(2) 公共領域におけるデザインの 質を支える制度的基盤の形 成 (3) 公共プロジェクトの制度・ 調達・評価の改善
専門	学際と教育の 統合	② 専門家の課題 (分断) ④ 教育・人材育成をめぐ る課題	(4) 学術と実務をつなぐプラッ トフォームの確立 (5) 教育と人材育成の強化
市民	社会と生活の 質	③ 市民生活の質保障をめ ぐる課題	(1) 歴史からみたデザイン概念 の再認識と社会的理解の促進

また、第2章では幅広く使われている言葉としてのデザインを『デザイン』と表記したのに対して、本章ではより良い社会に資する取り組みとしてのデザイン、つまり課題をもたらす一面的理解ではない概念としてのデザインについて述べるため、第2章と区別して「デザイン」と表記する。

(1) 歴史からみたデザイン概念の再認識と社会的理解の促進

人間の「デザイン」する行為・営みが、本来有してきた役割・意義を周知、定着させることは、デザインをめぐる知の構築と社会的理解の促進、深化に不可欠と考えられる。

歴史的に見るならば、「デザイン」は、福祉社会（一定の生活の質が保障されることで、市民が健康的で文化的な生活と幸福を追求することのできる社会）²⁷の実現を目指す創造的な行為であり、他者の生に対する寛容な姿勢²⁸と奉仕²⁹をその根本精神としていることに注目する必要がある³⁰。そして社会的・現実的課題（人の生命、自由、健康、身体的

²⁷ 18世紀イギリスの文筆家・辞典編纂者サミュエル・ジョンソンは、1755年刊行の『英語辞典』(A Dictionary of the English Language)の中で、welfare(福祉)の原意をhappiness(幸福)、success(成果・成功)、prosperity(豊かさ)と定義付けている。この定義に基づいてここでは、市民が幸福と豊かさを享受し得る社会を「福祉社会」と呼ぶ。

²⁸ ここでいう「他者の生に対する寛容の姿勢」とは、哲学者ジョン・ロックの寛容(tolerance)をめぐる著述に基づく。具体的には、宗教・思想信条の相違を超えて、他者の「現世的な利益」、すなわち「生命、自由、健康、身体的苦痛からの解放、そして貨幣、土地、家屋、家具等の外的な事物の所有」を尊重し、保証する姿勢を指す[26]。

²⁹ ニコラウス・ペヴスナーは『近代の建築とデザインの源泉』(The Sources of Modern Architecture and Design, 1968)の中で、デザインの今日的存在意義について、18世紀フランスの哲学者シャルル・バトゥーと19世紀イギリスの建築家オーガスタス・ウェルビー・ノースモア・ピュージンのことばを引き合いに出して論じている(p.9)。バトゥーは、「……雄弁術も建築も、人を喜ばせようという意図が見えれば、それは非難に値するだろう。……単なる観賞用のものは悪だ。わたしたちは見世物を求めているのではなく、サービス(奉仕)の提供を求めているのである」[27]と記し、ピュージンは「建物を構成するすべての要素は、利便性、構造、適切性の実現に何かしら寄与する存在でなければならない。最も小さな細部であっても……目的に奉仕すべきである」[28]と主張した。

³⁰ ウィリアム・モリスが講演「(わたしたちの暮らし)と(ありうる暮らし)」(‘How We Live and How We Might Live’, 1884)の中で語った「人間らしく生きるための生活条件」や『ユートピア便り』(News from Nowhere, 1890)に著した世界、そしてヴァルター・グロピウスがバウハウス時代のデザイン活動を回想して語った言葉「いかに居住し、いかに働き、動き、くつろぎ、そしていかに人間らしく生きるための環境を生み出すか—こうした問題でわれわれの頭は一杯だった」(1961年)など、「モダンデザインのパイオニア」とされる先達たちの言説がこのことを示している。日本デザイン学会デザイン学叢書第1巻『デザインとデザイン学』(三元社、2026年)所収の近藤存志「デザインの精神—ペヴスナーからロックへ、近代デザイン思想の源流を辿って」も参照。

苦痛からの解放、所有などをめぐって現実社会が直面する同時代的課題)の解決こそが、本来、どの時代にあっても「デザイン」という創造的行為の第一義的な要義であり続けてきたことを忘れてはならない³¹。知識の高度化、社会の複雑化が進む現代社会において、「デザイン」の概念を、この「創造的な有益性・有効性」に力点を置いて再確認することが求められている。そうすることで「デザイン」は、時代・社会の変容、人間の生活環境・自然環境・生態系の変化、そして科学・技術の進歩等に適切に反応しながら、建築、都市、製品、各種インフラストラクチャー、社会制度など諸分野の更新を図って、人類の継続に寄与することができるはずである。

今日、建築デザイン、都市デザイン、プロダクト・デザイン、グラフィック・デザイン、サービス・デザイン、システム・デザイン、マーケット・デザインなど、「〇〇デザイン」と名付けられた分野・用語は、増加の一途を辿っている。これは、事物・製品や空間の造形・形態意匠並びに視覚的・記号的な表現方法・伝達技術から、経営戦略、政策立案、組織運営、社会的活動へと、「デザイン」の概念の適用範囲及び対象領域が急速に拡張している現状を示すものであるが[30]、同時にこうした傾向は「デザイン」が本来、特定分野の社会実装の手段・方法に制限されない、学際性とプラグマティズムに特徴付けられた創造的な行為であることを示唆してもいる。

「デザイン」は、学際的な視角から新たな社会的・現実的課題を発見し、その解決を模索する不断の努力を特性とするものである。このような特性を踏まえると、「デザイン」は多彩な学問領域を横断・融合させる核の一つとなり得ると考えられる。

知識の高度化や社会の複雑化が進む現代社会において、「デザイン」を「福祉社会の実現に資する学際的で創造的な有益性・有効性」を中核とする概念として再確認し強調するならば、建築設計、都市計画、製品開発、制度設計といった多様な領域が横断的に結び付き、社会や環境の変化に柔軟かつ持続的に対応できる行動指針と組織体制が形成され得るであろう。そのためにも学際的な視点と知見が必要不可欠な公共事業においては、「デザイン」の概念を分野ごとに固定化された既定の定義や解釈から一旦解放し、社会的・現実的課題の発見と解決を目指す行為として捉え直して、その社会的理解の促進を積極的に図っていくことが必要である。

(2) 公共領域におけるデザインの質を支える制度的基盤の形成

都市や地域における公共領域 (public realm) は、行政が整備する空間のみを指すものではなく、市民生活の質を支える空間的環境と、それを成立させる制度や社会的実践の総体として形成されるものである。近年のパブリック論においては、「公」を行政主体に限定するのではなく、市民、専門家、民間事業者、地域コミュニティなど多様な主体が、市民のために関与し支える営みとして捉える理解が広がっている[31]。また具体例

³¹ ニコラウス・ペヴスナーは、20世紀初頭、デザインの世界に「本質的な変化」が生じたことを指摘し、その変化を以下のように解説した。「……建築家とデザイナーが再び社会的責任を引き受け、その結果として建築とデザインが奉仕の行為となり、建築や日用品が、それらのデザイナーたちの美的願望を満たすだけでなく、それらの実用的な目的を完全かつ熱意を持って果たすためにデザインされるようになった。」[29]

として宮城県女川町では市民、行政、事業者、専門家が一つのチームとして震災からの復興まちづくりを推進している[1]。本報告においても「公共」は、官と民を二分する概念ではなく、市民社会に開かれた共通基盤として位置付ける。

このような公共領域は、空間の設計や整備のみならず、それを支える制度設計、意思決定プロセス、評価の仕組みと不可分の関係にある。すなわち、公共空間の質は個別の設計行為のみによって担保されるのではなく、多様な主体の協働を可能とする制度的枠組みによって支えられる必要がある。

諸外国でも、公共事業においてより良い案を選定するための制度がこれまでに構築されてきた（[9]の2章（2）を参照）。本分科会では、そうした制度の一例として英国における建築都市環境委員会（Commission for Architecture and the Built Environment：CABE）の取り組みについて議論を行った。CABEは、より良い建築・都市空間デザインを先導することを目的として、1999年に設置された政府系機関であり、公共事業におけるデザイン案の評価に加え、建築・都市環境に関する調査研究、普及啓発、人材育成などを包括的に担ってきた³²。これらの活動を通じて、公共事業に対する市民の理解を促進するとともに、行政や専門家がより適切に判断を行うための知識や評価の枠組みが蓄積され、公共領域における「デザイン」の質を支える制度的基盤が形成されたと考えられる[32][33][34]。

CABEの取り組みは、公共領域における「デザイン」をめぐる判断や評価を、個別の担当者や偶発的な経験に委ねるのではなく、専門的知見の共有や人材育成を通じて制度的に支えようとした点において重要である。CABE自体は現在、活動を終えているが、こうした評価の枠組みや「知の蓄積」を重視する考え方は、我が国の都市計画及びまちづくりにおいても、公共領域における「デザイン」の扱いを検討する上で多くの示唆を提供してくれるものである。

また、第2章で指摘した「デザインの評価の難しさ」という課題に照らしても、CABEの取り組みは、評価をめぐる判断を制度的に補完しようとした試みとして位置付けることができ、その点においても重要な示唆を与えてくれる先行事例と言えよう。

（3）公共プロジェクトの制度・調達・評価の改善

（2）に関連し、公共領域において「デザイン」の実現を進めるためには、個別の計画案や成果物の良否のみならず、それらが選定・実施されるまでの制度やプロセスを含めた仕組みづくりが不可欠である。とりわけ、コンペティション（設計競技）をはじめとする公共調達の在り方は、公共領域における「デザイン」の質を左右する重要な要素であり、以下のような考え方が重要になる。

コンペティションによってより良い計画を選定する枠組みの重要性や制度改善については、提言「知的生産者選定に関する公共調達の創造性喚起」[35]においても既に指摘されている。さらに、コンペティション制度そのものについても、土木学会によるガ

³² <https://www.gov.uk/government/organisations/commission-for-architecture-and-the-built-environment-cabe>

イドライン『土木設計競技ガイドライン・同解説+資料』[36]がまとめられており、ここでは、公共価値、公平性、透明性、目利き審査、継続性、誘因両立という六つの原則が示されている。これらは単に競争性を導入するための条件ではなく、これらの原則が適切に担保されることによって、「コンペティション自体の品質」を確保することの重要性を示すものである。

また、優れた提案が一過性のものに終わらないためには、事業の計画段階から実施段階、さらには運用段階に至るまで、一貫した責任の所在を確保する視点が欠かせない。そのための手法として、ゲートウェイ・レビューの導入や、事業特性に応じた民間の資金や経営能力（PFI）³³を活用した費用構造の見直しなどを組み合わせ、提案内容と実施・運用との連続性を制度的に担保する考え方が注目されている。

加えて、縮退社会の到来やグリーンインフラの拡大といった社会的背景を踏まえると、公共事業における費用便益分析などの定量的指標の重要性は今後一層高まると考えられる[37]。一方で、こうした経済価値を中心とした数値指標のみをもって価値判断を行うことには慎重さが求められるとの意見も示された。事業に至るまでのプロセスや背景、関係者の合意形成の経緯といった複数の視角・視点を併せて評価し、地域差や時間軸を考慮する余地を残すことが、公共領域における「デザイン」の適切な評価と実装において重要である。

（４）学術と実務をつなぐプラットフォームの確立

「デザイン」を軸とした社会実装において、学術・実務・市民をつなぐ協働基盤の不足が課題として共有された。「デザイン」が本来持つ「社会課題を解くための知」が十分に社会へ伝わらない、評価方法や判断根拠の共有が困難、実務者は事例蓄積を参照しづらく、研究成果も活用されにくい現状が指摘された。

これを解消する仕組みとして、デザインレビュー、技術支援、編集・出版などを統合した「学習の社会装置」の必要性が議論された。案件ごとの知を循環させることで次のプロジェクトに確実に活かすことができるという意見である。先述した英国 CABE のように、明確な評価・レビュー制度を設け、複数専門家が共通ルールで議論する場をつくることは、実務者の判断を支え、市民が空間の質を理解するための教育機能も果たす。

また、公共調達を B (Business) → G (Government) → C (Customer/Citizen) のプロセスとして捉え直し、競争性・民主性・透明性を組み込むとともに、専門家の評価を選定段階に組み込み、プレデザイン[38]から Post Occupancy Evaluation (事後評価) まで継続的に関与する仕組みが有用である。

併せて、地域差や制度差、多様な価値観を前提に、複数の評価軸からの総合的な議論の方法が並存できる運営が求められる。特定の様式や“正解”を押し付けず、対話と再設計のループを組み込むことこそ継続的な改善を生むと考えられる。

このプラットフォームの確立により、「デザイン」を「一度きりの成果物」ではなく、

³³ PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に際し、民間の資金及び経営能力・手腕、さらには技術的な諸能力を活用する手法

社会を持続的に良くするプロセスとして位置付け直すことができるであろう。学術と実務が分断されたままでは、都市・地域の質は偶然性・偶発性に左右され続けることになってしまう。

「デザイン」を一度限りの成果物ではなく、社会を持続的に改善するプロセスとして理解することで、建築と土木といった分野、あるいはステークホルダーとしての立ち位置によって異なる「デザイン」の理解を解消していくことにもつながると期待される。

なお、以上に述べた実務の場面での取り組みを可能とするためには、それぞれの具体を支える学術自体が確立している必要がある。「デザイン」という言葉の再定義をはじめとして、評価手法を支える理論やデータなどを、既存の学術知として既にあることの編集及び新たな開発として蓄積する必要がある。

(5) 教育と人材育成の強化

最後に、以上で述べてきた諸点を下支えする基盤として、教育及び人材育成の重要性について言及する。都市や地域の課題解決に取り組むに当たっては、公共事業の計画や評価といった意思決定のプロセスに市民を含む多様なステークホルダーが関与することが不可欠であり、その前提として、広義の「デザイン」に対する社会的理解を着実に高めていくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、公共領域において「デザイン」を適切に機能させるためには、市民参加の場を設計し運用できる実務者、産業界と行政をつなぐコーディネーター、合理的な審査やレビューを担う専門家等の人材が求められることになる。これらの人材は、単に個別の専門分野に精通しているだけでなく、異なる立場や価値観を調整しながら意思決定を支える役割を担うことが期待される。その育成に当たっては、実務の現場においてこうした人材が活躍できる機会を意識的に拡充し、専門性としての位置付けを明確にするとともに、その裾野を社会全体に広げていく取り組みが重要となる。

初等中等教育においては、設計や表現に関わる学習は教育課程の中に位置付けられている。中学校の美術科[39]においては、「デザイン」が学習内容として明示されており、目的や機能を踏まえた形態や色彩の工夫など、造形的・視覚的表現に関わる活動として扱われている。一方、中学校の技術・家庭科[40]では、「生活や社会の中から問題を見だし、解決策を構想し、設計・製作・評価・改善を行う一連の活動」が重視されており、課題発見から構想、実装、評価に至るプロセスを扱う教育内容が示されている。これらの学習には、本報告で議論してきた社会的課題への対応や問題解決プロセスとしての「デザイン」に通じる要素が含まれているものの、それらが「デザイン」という概念として明示的に位置付けられておらず、その後の改訂された結果も管見では見いだせていない。このように、初等中等教育においては「デザイン」という語が主として造形的文脈において用いられる一方で、より広義の設計的・問題解決的活動との概念的接続は必ずしも明確ではなく、社会的課題の解決や公共的価値の形成を含む広義の「デザイン」を横断的に理解する枠組みは十分に共有されているとは言い難い。今後は、既存の教育実践の中に含まれる設計的・創造的活動を、分野横断的な「デザイン」の視点から捉え

直していくことも一つの方向として考えられる。

また、大学教育やその他の専門教育においても、専門知識や技術の習得にとどまらず、計画・評価・合意形成といった社会への実装に関わる能力を実践的に身につける機会を充実させることが求められる。こうした趣旨に近い参考になる先行例と考えられる 2013 年に設置された京都大学 DESIGN SCHOOL では、「デザイン」は「与えられた環境で目的を達成するために、様々な制約下で利用可能な要素を組み合わせ、要求を満足する人工物（社会のシステムやアーキテクチャ）を生み出すこと」を意味し、5つの専門領域（情報学、機械工学、建築学、経営学、心理学）が結びつくことによってデザイン学の学位プログラムを構成している。この例に見られるように、教育プログラムにおいては、本分科会が主に関わる建築、土木、都市、造園に加えて、福祉、法律、哲学などの学際的な知識を統合的に学ぶことで、課題を多角的に捉え、その解決に向けた方策を総合的に検討・提案できる人材を育成していくことが求められる。既に広がっている既存の分野を拡大したデザイン学においても、それらを横断する観点からのアップデートが期待される。また研究の面においても、従来の学術研究評価の枠組みにとらわれない、新たな学際的な発想、視点、評価観点が求められる。

4 おわりに

学術界においても、従来から使用されてきた用語の意味・定義のあり様は、分野、時代によって揺らぎ、変遷していく。実社会においてはその幅、速度ともにより大きい。また「デザイン」は日本学術会議の専門分野にリスト化されていないように、元来学際的な学術分野である。そのため本分科会では、「デザイン」という語を土木工学・建築学分野の立場から、そして現時点で固定的に定義付けることよりも、その多義性を俯瞰し、通底する意味を確認することを意図して活動を行ってきた。

本報告において、俯瞰できた範囲に限界はあるものの、「デザイン」に通底する意味としての公益性、倫理性を位置付けられたことは、大切な成果であると考えている。公共分野において「デザイン」を前向きに捉えない傾向がある遠因として、「デザイン」によって消費を促進するという商業主義的な現状が社会にあることも無視できない。本分科会で前提としている市民生活の価値の向上のための公共事業や計画は、消費的財とは異なる視点からの「デザイン」の議論があり得る³⁴。

第3章(1)に代表されるように、本報告で確認してきた「デザイン」が元来有する公益性と倫理性から、「デザイン」は平和で持続可能な社会を実現するための基盤的アプローチであることを改めて強調したい。縦割り、専門分化、すなわちサイロ化が進んだことの弊害が多くある場面で指摘されるが、「デザイン」はその修復に効力を発する思考、アプローチ、技術である。その実践には、異なる立場、専門性、視点や経験を有する主体の参画が必要であり、このプロセス自体が、建築やインフラ、そして都市・地域を回復・再生していく。こうしたデザインに対する基本的認識が、本報告で示した知見から見てとれる。

その上で実践の場面では、既に提供、開発されている個別具体的な手法を用いていくことが可能であり、学術と実務の連携、行政と市民の協働を通じ、公共的価値を支えるデザイン文化を共創していく道筋を見通せる。また人工知能が日常生活に参入している現在、「考える」「創る」「表現する」といった「デザイン」の行為自体のかたちが急速に変化し、また格差が拡大している。そうした現状において、「デザイン」に通底する意味である公益性、倫理性を確認することの意義は大きい。そのため日本学術会議という場は「デザイン」を議論するにふさわしく、今後も継続的な議論が期待される。その際に本報告で示した、現状認識から導出した5つのアプローチ(図1)は今後の政策提言の柱となり得ると考える。なお本報告の内容は26期中に公開シンポジウムなどでより具体化することを予定している。また、本報告では十分言及できなかったデザイン概念の拡張を示す各論的議論を紹介し、市民社会に向けて「デザインをめぐる知の構築と社会的理解」の重要性を啓発すべく、別途、書籍等の刊行も予定している。

本報告では、課題と展望を「公共性」「専門性」「市民性」の三つの次元からも整理した。これにより、土木・建築分野に限らない、社会全体でデザインの価値を共有するための普遍的な構造を提示できたと考えている。本分科会で提示したこの三層構造の枠組みを土台

³⁴ 例えば土木学会が主催するデザイン賞において、賞の理念とともに評価の視点として優れたデザインの条件を5点挙げている。<https://design-prize.sakura.ne.jp/about>

として、今後は法学、政治学、社会学、教育学、情報学といった他分野の委員会とも意見交換を行い、デザインが公共的価値に資するための知として、より広範な学際的合意形成を図ることが必要である。これは、今後及び次期分科会以降に引き継がれるべき重要な継続課題として位置付けたい。

<参考文献>

- [1] 福井恒明ほか、『土木デザイン—ひと・まち・自然をつなぐ仕事』、学芸出版社、2022年
- [2] 田中一雄、『デザインの海原』、Life Design Books、2025年
- [3] 秋元淳、「日本においてデザインはいかに認識されているのか」、デザイン白書 2024、pp. 54-57、https://archive.jidp.or.jp/wpd2024/wpd2024_full_a3.pdf
- [4] 水野大二郎、水内智英、山崎泰寛編、『クリティカル・ワード デザイン理論—問題解決と未来構想の先へ』、フィルムアート社、2026年
- [5] 横浜市、「横浜市景観ビジョンの策定について(美しい都市景観の形成に関する施策)」、<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/design/mokuhyo/vision.html>
- [6] 内藤廣編、『クロノデザイン—空間価値から時間価値へ』、彰国社、2020年
- [7] 日本学術会議土木工学・建築学委員会知的創造と活動を喚起する環境としての大学等キャンパスに関する検討分科会、提言「我が国の大学等キャンパスデザインのその整備システムの改善に向けて」、2017年9月29日
- [8] 日本学術会議自動車の自動運転の推進と社会的課題に関する委員会、提言「自動運転の社会的課題について—新たなモビリティによる社会のデザイン」、2020年8月4日
- [9] 日本学術会議法学委員会・経済学委員会・土木工学・建築学委員会合同知的生産者の公共調達検討分科会、提言「公共調達における知的生産者の選定に関わる法整備—創造的で美しい環境形成のために会計法・地方自治法の改正を」、2017年9月29日
- [10] 日本学術会議環境学委員会都市と自然と環境分科会、提言「気候変動に伴い激甚化する災害に対しグリーンインフラを活用した国土形成により“いのちまち”を創る」、2020年8月25日
- [11] 日本学術会議環境学委員会都市と自然と環境分科会、提言「神宮外苑の歴史を踏まえた新国立劇場整備への提言—大地に根差した『本物の杜』の実現のために」、2017年2月3日
- [12] 日本学術会議、提言「社会と学術界におけるジェンダー平等・公正の実現を目指して—2030年に向けた課題」、2025年10月27日
- [13] 日本学術会議総合工学委員会科学的知見の創出に資する可視化分科会、見解「科学的知見の創出に資する可視化—ビッグデータのビジュアル分析を基盤とする分野横断型デジタル視考」、2023年9月26日
- [14] 日本学術会議、提言「気候危機に対処するための産官学民の総力の結集—循環経済を活かし自然再興と調和する炭素中立社会への転換」、2025年10月27日
- [15] 日本学術会議、提言「生成AIを受容・活用する社会の実現に向けて」、2025年2月27日
- [16] 日本学術会議、提言「自動運転の社会実装と次世代モビリティによる社会デザイン」、2023年9月15日
- [17] 内藤廣・佐々木葉・出口敦、「都市における『デザイン』」、『都市計画』、Vol. 74、No. 2、日本都市計画学会、2025年

- [18] 新村出編、『広辞苑第』第6版、岩波書店、2008年
- [19] 彰国社編、『建築大辞典』第2版、彰国社、1993年
- [20] 日本学術会議運営審議会附置新しい学術の体系委員会、対外報告「新しい学術の体系—社会のための学術と文理の融合」、2003年6月24日
- [21] 日本学術会議人工物設計・生産研究連絡委員会設計工学専門委員会、委員会報告「人工物の設計・生産における関係性の意味と設計工学が果たすべき役割」、2005年6月23日
- [22] 多木陽介、『失われた想像力へ—ブルーノ・ムナーリ、アキッレ・カスティリオーニ、エンツォ・マーリの言葉』、どく社、2024年
- [23] Commission for Architecture and the Built Environment, *The Value of Good Design: How Buildings and Spaces Create Economic and Social Value*, Bartlett School of Planning University College London, 2002
- [24] 公益社団法人土木学会、「特集 土木景観の変遷と現在」、『土木学会誌』、2016年6月号、pp. 8-9
- [25] 日本都市計画学会、「特集 市民参加・協働によるまちづくりと地域運営のこれから」、『都市計画』374号、2025年5月
- [26] Locke, J., *A Letter Concerning Toleration*, London, 1689
- [27] Batteux, C., *Les beaux arts réduits à un même principe*, Paris, 1746
- [28] Pugin, A. W. N., *The True Principles of Pointed or Christian Architecture*, London, 1841
- [29] Pevsner, N., *The Sources of Modern Architecture and Design*, London, 1968
- [30] 経済産業省クールジャパン政策課デザイン政策室、「デザイン政策の概要、デザイン政策ハンドブック2020」、2020年
- [31] 公共とデザイン、『クリエイティブデモクラシー—「わたし」から社会を変える、ソーシャルイノベーションのはじめかた』BNN、2023年
- [32] 坂井文、「開発計画のデザイン指導と審査の方法論についての一考察—イギリスのCABEの試みに注目して」、『都市計画論文集』、No. 43-3、2008年、pp. 295-300
- [33] 井上美奈・伊藤香織、「英国建築都市環境委員会（CABE）によるデザインレビューについての一考察」、『都市計画論文集』、No. 44-3、2009年、pp. 469-474
- [34] 高松誠治・福井恒明、「英国建築都市環境委員会（CABE）のデザインレビュー制度」、土木学会、『景観・デザイン研究講演集』、No. 2、2007年、pp. 170-175
- [35] 日本学術会議土木工学・建築学委員会デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会、提言「知的生産者選定に関する公共調達の創造性喚起」、2014年9月30日
- [36] 公益社団法人土木学会建設マネジメント委員会公共デザインへの競争性導入に関する実施ガイドライン研究小委員会、『土木設計競技ガイドライン・同解説+資料』、2018年
- [37] 日本政策投資銀行、「グリーンインフラの社会実装に向けた課題と展望」、https://www.dbj.jp/topics/region/industry/files/0000030243_file2.pdf、2018年

- [38]小野田泰明、『プレ・デザインの思想—建築計画実践の11箇条』、TOTO 建築叢書、2013年
- [39]文部科学省、「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 美術編」、2017年
- [40]文部科学省、「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 技術・家庭編」、2017年

<参考資料1>審議経過

第1回（2024年 2月28日）

- （1）自己紹介
- （2）分科会設置目的の確認
- （3）委員長、副委員長、幹事2名の選出
- （4）今後の予定
- （5）議事要旨の委員長一任について
- （6）分科会委員間のメールアドレス共有について
- （7）その他

第2回（2024年 5月27日）

- （1）テーマに関する情報共有
- （2）今後の方針と予定
- （3）その他

第3回（2024年 7月26日）

- （1）前回議事要旨の確認
- （2）近藤存志先生からの話題提供
- （3）その他

第4回（2024年11月 8日）

- （1）前回議事要旨の確認
- （2）斎尾直子先生からの話題提供
- （3）坂井文先生からの話題提供
- （4）その他

第5回（2024年12月23日）

- （1）前回議事要旨の確認
- （2）小野田泰明先生からの話題提供
- （3）久保田善明先生からの話題提供
- （4）シンポジウムについて
- （5）その他

第6回（2025年 3月31日）

- （1）前回議事要旨の確認
- （2）石塚理華氏からの話題提供
- （3）シンポジウムについて
- （4）その他

第7回（2025年 6月16日）

- （1）前回議事要旨の確認
- （2）シンポジウムの振り返り
- （3）今後の活動について
- （4）その他

第8回（2025年10月30日）

- （1）前回の議事録の確認
- （2）意思の表出の提出について
- （3）今後のすすめ方
- （4）その他

第9回（2025年12月8日）

- （1）前回の議事録の確認
- （2）今期の成果のアウトリーチについて
- （3）今後のすすめ方

第10回（2026年2月18日）

- （1）前回の議事録の確認
- （2）意思の表出について
- （3）シンポジウム、出版等について
- （4）今後のすすめ方
- （5）その他

第11回（2026年5月27日）

- （1）前回の議事録の確認
- （2）報告について
- （3）シンポジウムについて
- （4）その他

<参考資料2> シンポジウム開催経過

日本学術会議公開シンポジウム「デザインの概念とその広がりー社会的理解をめざして」

概要：<https://www.scj.go.jp/ja/event/2023/336-s-0204.html>

動画：<https://youtu.be/zMLfaWRn1t0>

開催日時	令和5年(2023年)2月4日(土)13:00~17:10
開催地	オンライン開催
プログラム	<p>13:00 趣旨説明と解題 「都市・地域をめぐるデザインへの問い」 佐々木 葉 (日本学術会議第三部会員、早稲田大学理工学術院教授)</p> <p>13:20 「デザインの社会的認識と評価」 田中 一雄 (GK デザイングループ・代表取締役社長/CEO)</p> <p>14:00 「情報学におけるデザイン・デザインにおける情報学」 中小路 久美代 (日本学術会議連携会員、公立はこだて未来大学システム情報科学部情報アーキテクチャ学科教授)</p> <p>14:40 「デザインの主体をひろげるーコ・デザインの可能性」 上平 崇仁 (専修大学ネットワーク情報学部教授)</p> <p>15:20 「自然と人間をつなぐ土木デザイン」 星野 裕司 (熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター准教授)</p> <p>16:00 休憩</p> <p>16:10 総合討論 パネリスト：講演者4名 古谷 誠章 (日本学術会議連携会員、早稲田大学創造理工学部建築学科教授) コーディネーター：佐々木 葉</p> <p>17:10 閉会挨拶 古谷 誠章</p> <p>司会：小野 悠 (日本学術会議連携会員、若手アカデミー幹事、豊橋技術科学大学准教授)</p>
備考	<p>主催：日本学術会議土木工学・建築学委員会デザインをめぐる知の構築と社会的理解分科会</p> <p>共催：一般社団法人日本建築学会、公益社団法人土木学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人日本造園学会</p> <p>後援：一般社団法人日本計画行政学会</p>

デザインの概念とその広がり 社会的理解をめざして

昨今の社会および自然環境における諸課題のもとで、都市および地域の持続性を支える空間計画、施設計画・設計、マネジメントを推進するためには、既存の枠組みや空間単位を柔軟に横断・反復することが不可欠である。こうした多様な計画・設計・マネジメントの有機的統合を図るため、可視的で統合的な概念である「デザイン」への期待が高まっており、デザインをめぐる知の構築が求められている。

本シンポジウムでは、デザイン領域の広がり、造形デザインの価値、情報科学とデザイン、デザインの主体、自然と人間の関係構築のためのデザインなど、多様な視点から都市・地域をめぐるデザインについて考え、デザインすることの意味と可能性、幅広い価値の伝え方などについて議論する。地域の価値を高め、人々のウェルビーイングとソーシャル・キャピタルの充実をはかり、経済価値をもたらすことを通じて持続的な都市・地域の実現に資するデザインのあり方に向けた手がかりを得る。

オンライン開催

お申込はこちら



2023年2月4日(土)13:00～17:10

<https://forms.gle/TITSYB9gYLBjuwwL7>

(解題) 都市・地域をめぐるデザインへの問い

佐々木 葉、早稲田大学

デザインの社会的認識と評価

田中 一雄、GK デザイングループ

情報学におけるデザイン・デザインにおける情報学

中小路 久美代、公立はこだて未来大学

デザインの主体をひろげる - コ・デザインの可能性

上平 崇仁、専修大学

自然と人間をつなぐ土木デザイン

星野 裕司、熊本大学

総合討論 パネリスト：古谷 誠章、早稲田大学、講演者
コーディネーター：佐々木 葉



SASAKI, Yo



TANAKA, Kazuo



NAKAKOJI, Kumiyo



KAMIHIRA, Takahito



HOSHINO, Yuji



FURUYA, Nobuaki

主催：日本学術会議土木工学・建築学委員会都市・地域デザインの多様なアプローチ分科会

共催：一般社団法人日本建築学会、公益社団法人土木学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人日本造園学会、後援：一般社団法人日本計画行政学会

日本学術会議公開シンポジウム「デザインをめぐる知の構築と社会的理解に向けて」

概要：<https://www.scj.go.jp/ja/event/2025/382-s-0606-2.html>

動画：<https://youtu.be/HWuQ9BNhXrg>

開催日時	令和7年(2025年)6月6日(金)13:00~17:00
開催地	オンライン開催
プログラム	<p>13:00 趣旨説明と解題 「都市・地域をめぐるデザインへの問い」 佐々木 葉(日本学術会議第三部会員、早稲田大学理工学術院教授)</p> <p>13:20 「芸術文化史学における『デザイン』の範疇—芸術、福祉、奉仕、寛容」 近藤 存志(日本学術会議連携会員、東洋大学福祉社会デザイン学部人間環境デザイン学科教授)</p> <p>13:40 「都市政策におけるデザイン—イギリス都市計画に着目して」 坂井 文(日本学術会議連携会員、東京都市大学都市生活学部都市生活学科教授)</p> <p>14:00 「公共調達と都市・土木デザイン」 久保田 善明(富山大学学術研究部都市デザイン学系教授)</p> <p>14:20 「ランドスケープの視点から—未来の風景を共有する」 片桐 由希子(日本学術会議連携会員、金沢工業大学工学部環境土木工学科准教授)</p> <p>14:40 「建築設計の選定について」 小野田 泰明(日本学術会議連携会員、東北大学大学院工学研究科・工学部都市・建築学専攻教授)</p> <p>15:00 「公共とデザイン」 石塚 理華(一般社団法人公共とデザイン共同代表) — 休憩 —</p> <p>15:30 総合討論 コーディネーター：佐々木 葉 パネリスト：講演者6名</p> <p>16:50 閉会挨拶 田井 明(日本学術会議連携会員、福岡工業大学社会環境学部社会環境学科准教授)</p> <p>司会：斎尾 直子(日本学術会議連携会員、東京科学大学環境・社会理工学術院建築学系教授)</p>
備考	<p>主催：日本学術会議土木工学・建築学委員会デザインをめぐる知の構築と社会的理解分科会</p> <p>共催：一般社団法人日本建築学会、公益社団法人土木学会、公益社団法人日本都市計画学会</p> <p>後援：一般社団法人日本計画行政学会</p>

オンライン開催

日本学術会議 公開シンポジウム

デザインをめぐる知の構築と社会的理解に向けて

近年、社会課題の解決をめぐる議論において、「デザイン」というキーワードが重要視されています。デザインは、物理的な空間やモノの造形にとどまらず、システムや人と人との関係性といった不可視な領域にまで広がり、さまざまな文脈で活用される概念となっています。しかし一方で、デザインは依然として「形態意匠上の付加価値」として矮小化され、特に公共分野においてその重要性が十分に理解されていない現状があります。

本シンポジウムでは、デザインの概念と意義を広く俯瞰するとともに、地域社会に生きる人々のエンパワーメントを支える環境、空間、インフラの創造におけるデザインの役割を再検討します。さらに、デザインが持つ知としての価値を探り、その社会的理解を深めるための議論を展開します。

2025年6月6日（金）13:00～17:00

お申込みはこちら
(参加費無料・事前登録制)



<https://forms.gle/oBQgJsZWuvT7vVYF8>

趣旨説明・解題	佐々木 葉（早稲田大学）
芸術文化史学におけるデザイン	近藤 存志（東洋大学）
都市政策におけるデザイン	坂井 文（東京都市大学）
公共調達と都市・土木デザイン	久保田 善明（富山大学）
建築設計の選定について	小野田 泰明（東北大学）
ランドスケープの視点から	片桐 由希子（金沢工業大学）
公共とデザイン	石塚 理華（一般社団法人 公共とデザイン）
総合討論 コーディネーター	佐々木 葉（早稲田大学）

主催：日本学術会議 土木工学・建築学委員会 デザインをめぐる知の構築と社会的理解分科会